

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1	令和5年6月19日	令和5年7月12日	国土交通省のハブリックコメント掲載方法の統一化	<p>e-Govで法令改正に関するハブリックコメントを確認すると、国土交通省では概要資料だけでハブリックコメントを行っている。</p> <p>これについて、以前、なぜ新旧対照表でハブリックコメントを行わないのか問い合わせたところ、国交省では大臣官房総務課の法令審査の担当から、概要資料だけでハブリックコメントは行えないと答わっているとのこと。(実際にここでも国交省が行った法令改正案件の10件近いハブリックコメントで、新旧対照表を掲載して省令改正のハブリックコメントしているものは、たまたまの案件だけ。)</p> <p>地方、法務省や総務省、その他多数の省庁では新旧対照表を掲載しており、きちんと改正内容が明確です。</p> <p>この点について、国交省に指摘すると、国交省では明確なハブリックコメントのフォーマットがなく、さっさとハブリックコメントの流れと総務省からの法令解説のみが共有されており、あとは担当課か大臣官房総務課の判断と聞いている。</p> <p>そのため、上記の提案を行います。</p> <p>また、国交省において、過去1年間の省令改正のハブリックコメントを確認しても、百件近くのうち特定の部署で案件だけ新旧対照表を掲載しているだけで、それ以外は概要資料でしかハブリックコメントを行っていない明確な理由の説明を求めます。(例えば、2023年2月28日からハブリックコメント開始した航空法施行規則の一部改正のハブリックコメントなど、具体的な改正内容を掲載して国交省の意見を反映した改正を行えるか回答してください。)</p> <p>なお、本件に明確な回答が得られない場合は、総務委員会にご参加の議員宛、意見を提出したいと思っております。</p>	個人	国土交通省 総務省	<p>行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項において、「命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等を定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。))及びこれに関連する資料をあらかじめ公示しなければならないこととされています。</p> <p>また、同条第2項において、公示する命令等の案については、具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとする命令等の題名及び当該命令等を定める根拠法令の条項が示されたものでなければならないとされています。</p>	行政手続法第39条	現行制度下で対応可能	<p>具体的かつ明確な内容とは、命令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定めようとする事項が「具体的かつ明確」に記載されている必要がある。例えば、条文そのものや新旧対照表、要綱、又は概要等が想定されます。定めようとする内容の一部の例示や、概括的なものであっても定めようとする内容が全て示されていない場合は、公示する命令等の案として不十分とされています。</p> <p>公示する命令等の案の内容については、以上を踏まえた上で命令等制定機関の裁量に委ねられており、また、命令等の性質は多様多岐であるところ、国土交通省においては、案件が多く、また関係者との調整に時間がかかる場合がある等の事情により、命令等の案の内容は定まっていますが、具体的な規定の文意が定まっておらず、新旧対照表を公示することが困難な場合があります。そのため、ご提案いただいた「政令、省令、告示の制定、改正のハブリックコメントを掲載」することを原則とするは難しいと思っておりますが、概要資料には国民の理解との齟齬が生じないように、改正内容を可能な限り幅広く記載していることとなります。ご提案の趣旨を踏まえ、具体的かつ明確な命令等の案の内容を公示するよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、「ハブリックコメントの手続きマニュアルの作成」については、現在も、「ハブリックコメントの手続き」に関する資料を省内に周知しており、「ハブリックコメント掲載内容を確認する部署の新設または指定」に関するについては、政令や省令等の改正担当課以外の部署において、ハブリックコメント掲載内容を確認する等の措置を講じていることとなりますが、具体的かつ明確に命令等の案の内容を公示するよう、引き続き努めてまいります。</p>	
2	令和5年6月19日	令和5年7月12日	外務省のテレワークについて	<p>外務省に外出して在外公館に勤務していますが、外務本省の職員はテレワークを週3日認められているにも関わらず、在外公館の職員は週1日のみ、または基本的には使えないようになっておりません。特段の理由は示されておりません。テレワークで業務に支障が無いのであれば、在外公館勤務であっても、テレワークをより活用すべきではないでしょうか。</p>	個人	外務省	<p>在外公館勤務職員のテレワークについては、日本国内での勤務とは異なる状況を含むその職務の特性を踏まえ、原則週1日までとしています。なお、週2日以上でのテレワーク実施を希望する場合には、当該職員の個別の事情及び業務内容を踏まえ所属公館の管理職員が実施可否を判断することになっています。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>週2日以上でのテレワーク実施を希望する場合には、その実施可否につき管理職員が判断し、可と判断する場合はテレワークの申請を承認します。なお、本省に在外公館のいずれにおいても、テレワークの実施承認に当たっては、管理職員が、所属課室・公館の業務全体として円滑な実施が確保できるか及び申請者の職場勤務での実態等を総合的に勘案してテレワークの適否を判断します。右制度が適切に運用されるよう、在外公館に対し、引き続き人事当局として周知・指導を徹底してまいります。</p>	
3	令和5年6月19日	令和5年7月12日	外務省のテレワークと育児	<p>外務省に外出し、在外公館に勤務しております。単身で育児もしておりますが、日本と比べて学校の夏休みが多く、年休では足りず、上司に相談したが業務上支障が無いと判断し、テレワークが認められませんでした。そのため、私のいる国では法律違反であり、治外法も必ずしも無い限りませんが、子どもだけ育児を任せて活動させるを待たないがありました。外務省として、在外公館に勤務する職員にテレワークを許可する基準を不必要に高くし、在外公館に勤務する職員に仕事と育児との両立が困難な状況に陥っていることについて改善を求めたいです。</p>	個人	外務省	<p>在外公館においては、その職務の特性を踏まえ、原則週1日までテレワークの実施が可能で、その職務の特性を踏まえ、原則週2日以上のテレワーク実施を希望する職員がいる場合は、当該職員の個別の事情及び業務内容を踏まえ所属公館の管理職員が実施可否を判断することになっています。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>現行制度の下で、在外公館において、原則週1日までのテレワーク実施が可能です。また、週2日以上のテレワーク実施を希望する場合には、その実施可否につき管理職員が判断し、可と判断する場合にはテレワークの申請を承認します。なお、本省に在外公館のいずれにおいても、テレワークの実施承認に当たっては、管理職員が、所属課室・公館の業務全体として円滑な実施が確保できるか及び申請者の職場勤務での実態等を総合的に勘案してテレワークの適否を判断します。右制度が適切に運用されるよう、在外公館に対し、引き続き人事当局として周知・指導を徹底してまいります。</p> <p>なお、潜在地における不在者投票の投票用紙等については、投票環境の向上の観点から、令和3年4月より、マイナンバーポータルオンライン申請サービスを用いた「びたりサービス」を活用できるようになったことです。</p> <p>同サービスでは、選挙人はパソコンやスマートフォンを用いた投票用紙等の請求ができることにも、実際に選挙が行われる際に入選者自ら投票用紙等の送付先を申告するものであることから、選挙人に選挙に投票用紙等を請求することが可能とされています。</p> <p>総務省では、「びたりサービス」の活用について、引き続き、各選挙管理委員会の積極的な実施を促したいと考えています。</p>	
4	令和5年6月19日	令和5年8月24日	転出入による不在者投票の活性化	<p>今回の統一選挙では、転出入の多い3月が近く、転出前の自治体に選挙データが残っていることが多いです。その場合不在者投票制度を使わなければならないが、不在者投票は結構前向きに準備していません。かつ前から申請しないといけません。かつ以下を提案します</p> <p>転出を転出前自治体に申請する際に、(転出後、転出前自治体へ投票可能な選挙を実行される場合、不在者投票用紙を自動申請、利用する)のチェック欄を新設</p> <p>チェックされた場合自動で不在者投票用紙を送る、投票券を郵送する仕組みを設定。</p>	個人	総務省	<p>都道府県議会議員及び知事の選挙については、公職選挙法第9条第3項の規定により、その属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していることあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する者は、その選挙権を有することとされています。これにより、例えば甲県A町で選挙権を有する者が甲県B市に住居を移し一箇月しか経過していないような場合も、引き続き甲県の区域内に住居を有するため、甲県の議会の議員及び知事の選挙の選挙権を有することとなります。</p> <p>また、選挙の当日公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事項に該当すると見込まれる選挙人が、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票(潜在地における不在者投票)をしようとする場合、公職選挙法施行令第50条第1項の規定により、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の属する公館に直接、又は郵便等をもって、投票用紙等の交付を請求することとなります。これにより、所屬の上記の公館の議事又は知事室の議事又は知事室において不在者投票を活用する場合、選挙人名簿に登録されている町の選挙管理委員会に対して投票用紙等の請求をすることとなります。</p> <p>当該請求を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、公職選挙法施行令第53条第1項の類型により、選挙人名簿又はその抄本を照して、その請求した選挙人が選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれると認められた場合は、直ちに投票用紙等を当該選挙人に対して直接に交付し、又は郵便等をもって送達することとされています。</p>	公職選挙法第9条第3項、第49条第1項、公職選挙法施行令第50条第1項、第53条	その他	<p>既にご提案内容を実現しようとする場合、選挙人が不在者投票を行う旨の意思表示をする時点(転出時)から選挙の当日まで時間差が大きくなることも想定されることから、選挙管理委員会において、当該選挙人へ投票用紙等を発送するに、確実な送付のため、当該選挙人の住所等を改めて確認する必要がある。選挙管理委員会の事務負担が大きく、投票用紙等の確実な送付の観点からも課題が生じます。</p> <p>なお、潜在地における不在者投票の投票用紙等については、投票環境の向上の観点から、令和3年4月より、マイナンバーポータルオンライン申請サービスを用いた「びたりサービス」を活用できるようになったことです。</p> <p>同サービスでは、選挙人はパソコンやスマートフォンを用いた投票用紙等の請求ができることにも、実際に選挙が行われる際に入選者自ら投票用紙等の送付先を申告するものであることから、選挙人に選挙に投票用紙等を請求することが可能とされています。</p> <p>総務省では、「びたりサービス」の活用について、引き続き、各選挙管理委員会の積極的な実施を促したいと考えています。</p>	
5	令和5年6月19日	令和5年7月12日	厚生労働省検査所forthのホームページについて	<p>厚生労働省の管轄している海外感染症などについて紹介しているForthというホームページについて、業務報告の欄に、令和元年の検査所業務年報が2022年3月25日に掲載されているだけで、令和2年の当該年報が掲載されていない。過去の業績をみるとおよそ2年後に掲載されているように見受けられるが、令和2年分については、2023年4月10日時点において未だ掲載されていない。</p> <p>他方、検査所ベクター・ペライナスデータ報告は2021年分まで掲載されており、掲載先が厚生労働省のホームページであるが、輸入食品監視指導計画に基づき監視指導結果は令和3年分まで掲載されている。</p> <p>厚生労働省検査所において、未だ行政活動を実施し、結果等が掲載されていないのは、検査業務に関することであると思われる。なぜ、未だ令和2年の検査所業務年報を掲載できないのか疑問である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が今年6月8日をもって、感染症法5類に移すことが決ましており、総務として新型コロナウイルス感染症の外国対策を厚生労働省検査所がどのような行政活動を実施し、結果等はどうだったのか。すべの質問のし、法令や厚生労働省の対応の変化、起こった事件等を具体的に国民にわかるようにデータを公開、掲載すべきではないだろうか。</p>	個人	厚生労働省	<p>検査業務に関する業績の公表に関しては、検査所ホームページFORTHにおいて、検査業務、輸入動物検疫業務及び輸入食品監視業務の各種統計情報、検査所の予算額及び決算額等について取りまとめの上で、検査所業務年報として公表しています。現在、令和元年分までを取りまとめた上で、ホームページに公表しています。</p>	なし	対応	<p>令和2年分以降の検査所業務年報につきましても、検査業務に関する業績等の取りまとめが完了次第、FORTHにおいて掲載予定しております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
6	令和5年6月19日	令和5年7月12日	治療用器具が高額療養費の合算対象となる場合の弾力的な運用	治療用器具の費用の患者負担(代金の割戻又は割)が、69歳未満は21,000円以上となった場合、高額療養費の合算対象となる。また、その場合の合算を行う対象は、器具の探型・採寸が行われた月の属する月とされている。しかしながら、治療用器具の探型・採寸を月次に行い、翌月に入院した場合は、高額療養費の合算対象とならず、患者負担が増加することとなる。そのため、患者負担を軽減するため、治療用器具の費用の患者負担分の合算対象月については、患者負担が増加しないよう、探型・採寸が行われた月の属する月以外にも、治療用器具を装着使用した月も対象となるように改善する。	負傷等により入院治療を行う場合、治療用器具は製作期間も1週間程度を要し、金額もオーダーメイドの場合7万円を超えることもある。治療用器具7万円を超えた場合、3割の患者負担分は200万円を超え、高額療養費の合算対象となる。治療用器具の患者負担分が高額療養費として全額払戻しとなる。しかしながら、探型・採寸が行われた月と入院月が異なる場合、高額療養費の合算対象とならず、不利益となる。よって、その月の不利益を解消するため、治療用器具を装着使用した月も高額療養費の合算対象となるよう改善する。また、高額療養費の合算対象費は、入院・外来の診療報酬明細書いずれでも可能であるように扱い、不利益が解消されるまでの間は、探型・採寸月と入院月が異なる場合不利益が生じる場合があることを医療機関等に周知するよう、要望します。	個人	厚生労働省	高額療養費は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとされないよう、被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者において受けた医療に係る一部負担金の額を合算した額から、月ごとの自己負担限度額を超過した部分について支給する制度です。高額療養費における治療用器具の取扱いについては、探型・採寸から装着まで一貫した行為として取り扱っていただき、探型・採寸月と入院月が異なる場合、探型・採寸が行われた日としており、その月の一部負担金等に合算することとしています。	国民健康保険法施行令第29条の2	対応不可	「療養が行われた日」について、全国一律の仕組みとして実施している高額療養費の趣旨に鑑み、治療用器具が探型・採寸から装着までを一貫した行為として取り扱っていただき、探型・採寸が行われた日とする現在の取扱いに一定の合理性があると考えられています。また、被保険者が①治療用器具の探型・採寸が行われた日又は②装着した日かを選択することができる仕組みとする場合、他の療養の給付等との公平性及び保険者の高額療養費の支給事務が煩雑となり支障をきたすことと考えられるため、対応は困難です。		
7	令和5年6月19日	令和5年7月12日	役員登記に管理番号を付して会社役員欄の公示順序を任意に変更できるようにする	役員登記に管理番号を付して会社役員欄の公示順序を任意に変更できるようにする	役員登記に管理番号を付して会社役員欄の公示順序を任意に変更できるようにする	個人	商業登記センター	法務省	会社の役員に関する登記事項については、会社法第911条の規定により登記しなければならぬとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5に規定された区に登記された順序にしたがって記録されます。	会社法第911条第3項 商業登記規則第1条、別表第5	その他	会社の役員に関する登記事項について、各役員の種類ごと、かつ登記された順序で登記事項記録簿等に記載することとした方が、公示上の観点において適当であると考えられる一方、役員を証明欄に並べて公示してほしいニーズも理解できることである。なお、御提案の内容については、システム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御意見を今後の参考とさせていただきます。	
8	令和5年6月19日	令和5年7月12日	支店登記と支配人登記に管理番号を付して、支配人の記載を支店の記載に下げる	支店登記と支配人登記に管理番号を付して、支配人の記載を支店の記載に下げる	支店登記と支配人登記に管理番号を付して、支配人の記載を支店の記載に下げる	個人	商業登記センター	法務省	支店に関する登記事項及び会社の支配人に関する登記事項については、会社法第911条及び同法第918条の規定により登記しなければならぬとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5に規定された区に登記された順序にしたがって記録されます。	会社法第911条第3項、第918条 商業登記法第44条 商業登記規則第1条、別表第5	対応不可	会社の支店に関する登記は、支店の氏名及び住所並びに支配人を同一の区に記録すること、また、支店に関する登記事項及び会社の支配人に関する登記事項について、それぞれ別々の区に記録することとした方が、公示上の観点において適当であると考えられることから、御提案の内容についての対応は不要と考えます。	
9	令和5年6月19日	令和5年7月12日	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかわる行政職員の入力労力化	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかわる行政職員の入力労力化	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかわる行政職員の入力労力化	個人	農林水産省	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかわる行政職員の入力労力化	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかわる行政職員の入力労力化	農地法第52条の2、 農地法施行規則第101条、第104条	対応	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかわる行政職員の入力労力化	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかわる行政職員の入力労力化

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
10	令和5年6月19日	令和5年7月12日	公共交通機関に遅延情報を自主的に届出させ、政府が全国で統一ポータルサイトを運営する	国土交通省の「災害・防災情報」には「リアルタイム情報」として「鉄道各社の状況」というページがある。／「リアルタイム情報」といながら、全国の鉄道会社の運行情報に関するリンクが貼られていない。／東北運輸局の「公共交通機関運行情報」や防災首都圏ネットワークの「交通機関等運行情報」も同様。／これに対して、九州運輸局の九州の「トのInfo」には在留外国人公共交通機関の運行情報がリアルタイムで統一別に表示されるらしい。／その目的は同一であるのに、なぜ地方ごとにバラバラな運営がなされているのか。／運行情報も日常的に確認されるため、各種ポータルサイトに公共交通機関各社の情報を集めて一画にしている。／言い換え	一れば、ポータルサイトとしての集客コンテンツであるがゆえに、各サイトが競って利便性を高めている。／しかし二次情報であるため正確性についての保証はなく、遅延や運休が解消した後に検索することも出来ない。／ゆえに政府が公共交通機関各社から運行情報を収集し上げる仕組みと、その情報を公開する仕組みとを構築しなければならない。／現在の管理車では、一元的に、／管区単位では、管区をまたがって生活している国民は両方のサイトをチェックすることになるから、／国土交通省は「防災ポータル」の意義を災害時、見てほしい情報としているが、災害時にたのリンク集にアクセスされることを想定しているのは、政府が国民を現在の情報等とみなしている点と異なる。／ユーザーの利便性の問題に加え、災害時には中小企業が多数の運行会社で会社のサーバーが停止するリスクを考慮していない問題もある。／最悪の状況では電話でも電報でも使っても政府が一元的に情報を取りまとめなければならぬのに、未だに運行会社に丸投げの運営になっている。／日本大震災の教訓が全く生かされていない。／あの教訓は、国土交通省にとっては対岸の火事だったらしい。／災害ポータルを自負するなら、国民が日常的にアクセスするコンテンツを揃えておくべきではないか。／災害という大義名分のもとに各事業者を誘導する制度もあり得るが、許認可でめがけらる公共交通機関には行政指導でも機能するだろう。／政府サイトに遅延情報が一元化されれば、個人が遅延証明書を取得・提示する必要もなくなり、そのコストが日本全体で削減されるという経済効果も期待できる。	商業登記センター	国土交通省	国土交通省では、国土交通省ホームページに「災害・防災情報」のページを設け、鉄道、航空事業者などの運行情報等のリンクを掲載することにより、リアルタイム情報を提供しています。また、災害発生時には交通機関の運行情報を含む各種被害状況等とりまとめ、それらの情報は「災害・防災情報」のページで随時公表しています。	なし	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおりです。今後ホームページの利便性向上を図るとともに、適切な情報提供に向けた検討を進めてまいります。	
11	令和5年6月19日	令和5年7月12日	行政機関の働き方改革(時差出勤の柔軟化)	一定条件のもと行政機関の時差出勤手続を簡素化することを提案したい。	コロナ対策期間中における某省庁の時差出勤手続は、事前の上長承認と指定管理職更替と比較的簡素であった。だが、本年5月以降の時差出勤手続はフレックスタイム申請による時差出勤申請が原則となり、手続が複雑化した。時差出勤はコロナ対策期間に関係なく、通勤混雑緩和や多様な働き方に寄与する等のメリットがあるが、手続複雑化の結果、時差出勤利用者が激減すると懸念する。実用小規模な手続簡略化により本年5月の時差出勤は急激に減少した。従って、実用小規模と同様により、一定条件のもと行政機関の時差出勤手続を簡素化することを提案したい。	個人	人事院	一般職の国家公務員の時差出勤は、1日の勤務時間の長さを変えずに勤務時間の始末時刻を日ごとに弾力的に設定するフレックスタイム制と、職員の申告を考慮して勤務時間を設定するフレックスタイム制等の活用により実施されているものと承知しています。	一般職の職員の勤務時間、休憩等に関する法律(平成6年法律第33号)	現行制度下で対応可能	時差出勤のための具体的な手続については、人事院において制度上設けているものではなく、各府省においてそれぞれ定められていることとされています。(また、人事院において、本年5月以降、時差出勤を行う場合はフレックスタイム制によることと原則とするなどの取扱いはしていません。)各府省における時差出勤の手続については、当該府省の人事担当部局にお問い合わせください。	
12	令和5年6月19日	令和5年7月12日	7. 「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報の拡充	財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報を、経済制裁措置の対象者が実質的支配者となっている法人の商号を追加する。	○金融サービスが、マネーロンダリングおよびテロ資金供与をはじめとした金融犯罪に利用されることを防止するとともに、国連安保理決議等を遵守する観点から、銀行は、取引しようとする先が財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」に掲載された対象者でないかを確認している。○また、法人取引しようとする際には、当該法人の実質的支配者の把握に努め、経済制裁措置の対象者が含まれていないかを確認している。○財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」に、経済制裁措置の対象者が実質的支配者となっている法人の商号が追加されれば、銀行における法人の実質的支配者の把握負担は軽減されるほか、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	財務省	財務省ホームページに掲載している「経済制裁措置及び対象者リスト」は、外務省告示において指定された、外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置に関する情報に関する情報について一覧をもって閲覧可能となるほか、外務省告示に記載されている内容を単一のファイルに統一して公表しています。	なし	対応不可	金融機関においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、顧客との間で特定業務のうち特定取引等を行うに際し、当該顧客が法人である場合において、当該法人の実質的支配者の本人特定事項を確認する必要があると承知しております。外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置に適切に対応するためにも、こうした対応は重要であり、また、金融機関において当該確認を通じて把握した法人顧客の実質的支配者の情報と制裁対象者の情報を照合することは重要と考えております。なお、財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報が当該情報のもととなっている外務省告示には、実質的支配者に関する情報で制裁対象者の代表者や関連団体等に関する情報が既に含まれております。こうした情報を用いて更なるリスク低減措置を講じたとしても、上記の本人特定事項等に係る確認が不要となるものではないと考えております。	
13	令和5年6月19日	令和5年7月12日	10. 出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	在留外国人の在留期間管理の効率化のため、現状1件ずつの照会とされている出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」につき、一括照会を可能とする。在留カード番号が変更になった場合、照会システムで変更前の番号による照会を可能とする。	○マネーロンダリング対策が、マネーロンダリングおよびテロ資金供与をはじめとした金融犯罪に利用されることを防止するとともに、国連安保理決議等を遵守する観点から、銀行は、取引しようとする先が財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」に掲載された対象者でないかを確認している。○また、法人取引しようとする際には、当該法人の実質的支配者の把握に努め、経済制裁措置の対象者が含まれていないかを確認している。○財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」に、経済制裁措置の対象者が実質的支配者となっている法人の商号が追加されれば、銀行における法人の実質的支配者の把握負担は軽減されるほか、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省	失効した留カード及び特別永住者証明書(以下、在留カード等)の番号を確認するための情報を提供しており、当該番号から再交付等で新たな番号が付与された場合については対応していません。また、照会は1件ごとに行う形になっており、複数の照会には対応していません。	出入国管理規則第19条の14	検討を予定	「在留カード等番号失効情報照会」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか否かを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難です。なお、複数の在留カード番号の照会については、技術的な対応の可否やコスト等を確認しつつ、検討を予定しています。	
14	令和5年7月18日	令和5年8月24日	がんや希少・慢性疾患の患者等、一般的に全身管理の必要性が認められる患者に対し選定療養費の減免	現在減免対象が難病医療費助成受給者やHIV患者等に限定されているが、その対象を助成対象外の希少疾患患者やがん患者にも拡大し全身管理が担保された上での保険医療を提供する。	選定療養費の制度概要 https://www.nhlw.go.jp/stf/newpage_26666.html 現行の制度対象となっている者で、他科の受診には受診枠の手約以外に紹介状(診療情報提供書)の持参が必要となっているなど実質的予約制に制度が機能していないと認められる医療機関も存在する。 参考:新潟大学病院HP「本院の受診について(選定療養費について)」 https://www.nhlw.go.jp/uae.jp/gairai/AE980CA0CE9939A2E23811AE5E98F97878E8148B4BAE159815ABE33815AE9381584E33815A8 こうした原因としては、窓口業務を担当する職員が業務委託先の業者からの派遣社員ばかりになり、原則論のみをマニュアル化してそれを順守した対応しかできないようになっていることにある。本来、医療機関のプロト業務は総機成受給者が確保以上に求められるが、業務委託の都合で集中に業務を請け負っているため、患者対応はトークスクリプト等のマニュアル外の対応に行わせないのが現状だ。また病院側と委託業者側との対話の機会が限定(例:月次で行われる意見交換)されているため、契約上の関係が希薄となり現状を改善することが難しい。	個人	厚生労働省	大病院受診時定額負担については、患者にいわゆる大病院志向がある中で、日常行う診療はかかりつけ医機能を担う身近な医療機関で受け、必要に応じて紹介を受けて、患者自身の状態に合った他の医療機関を受診し、さらに紹介状によって身近な医療機関という流れをより円滑にする目的から、対象となる医療機関では、紹介状を提出し、外受受診する患者等から、一部負担金(3割負担等)とは別に、特別の料金を徴収することとしているものです。一方で、救急の患者や、国の公費負担医療制度及び特定の疾病又は障害に着目した地方単位の公費負担医療の対象者など、やむを得ない事情がある場合には、特別の料金を徴収することは認められません。さらに、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認められた患者についても、特別の料金の支払を求めないことができることとして、各保険医療機関において、患者毎に判断しいただくものと考えております。	・健康保険法第70条第3項 ・保険医療機関及び保険医療費担当規則第5条第3項 ・厚生労働大臣の定める診療報酬、患者申出療養及び選定療養第2条第4号及び第5号 ・療育規則及び療育規則並びに療育基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第1の3 ・「療育規則及び療育規則並びに療育基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等」及び「保険外併用療養費にかかる厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について	その他	制度の現状欄に記載の通りです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
15	令和5年7月18日	令和5年6月24日	住民票コードの通知廃止について	(案1) 住民基本台帳法第30条の3第3項に規定する住民票コードの書きによる通知の廃止 (案2) が幅広い場合、個人番号通知書に住民票コードを載せることによる通知とする	出生などの際に、住民へ住民票コードを通知しておりますが、現状住民にとっては一部国家試験の際に用いるのみでコードから認識しております。 本市の住民からは、本市から送付した住民票コード通知書を確認した際、「これは何のコードなのか」「マイナンバーなのか」「マイナンバーはまだ知らないのか」といった問い合わせがあるような現状です。 今後、さらなるマイナンバーの広がりも予想されることから、必要になるのは一部の方であり、出生の際に送付した住民票コード通知書を国家資格受験時まで取っているケースのほうが稀であるのではと思われため、送付書(入件費・通信運搬費等)の削減のため、当該事務の廃止を提案するものです。	個人	総務省	住民基本台帳法第30条の3第3項 同法第30条の37第1項 番号利用法第8条第1項、第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成28年法律第28号)第22条の規定により、当分の間、住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関等(平成29年5月29日時点で住民基本台帳法別表第一の欄に掲げられていた国の機関又は法人に属する)において、住民票コードの提供を定めることができることとなっていることから、引き続き出生の際に通知することが必要であると考えられます。 また、マイナンバーの付番にあたっては、市区町村から地方公共団体情報システム機構に対して住民票コードを通知し、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーが通知されるといった流れであり、住民票コードの通知を個人番号と同時に住民票コードを通知していたのでは、住民票コードの通知が遅れてしまうため、別途通知するものとしております。	住民基本台帳法第30条の3第3項 同法第30条の37第1項 番号利用法第8条第1項、第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第22条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
16	令和5年7月18日	令和5年3月15日	減額となった一部負担金の医療機関での返金促進等	診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合、一部負担金に過払いが生じ、当該金額については、医療機関で返金すべきであるが、返金を行わない医療機関も存在する。医療費の減額査定より、高額療養費が不支給又は減額となるが、保険医療機関が返金を行わない場合、被保険者の納得が得られないことも多い。そのため、医療費の減額査定があり、医療機関側から再審査申し出を行わない場合は、医療機関に返還すべき根拠を示し、一部負担金返金の返還を促進する行政措置を求めるとともに、再審査に長期間要していることから、保険者の判断により、当初の診療報酬で高額療養費を支給し、再審査後は、調整額での対応も可能し、迅速な高額療養費の支給を可能とするもの。	審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合、被保険者等が、その一部負担金等に過払いが生じたため、当該金額については、保険医療機関で返金すべきであるが、診療や調剤を行っていることを理由に、再審査申し出を行わずとなく、返金を行わない保険医療機関も存在する。医療費の減額査定により、高額療養費が不支給又は減額となるがあるが、保険医療機関が返金を行わない場合は、被保険者の納得が得られないことも多い。そのため、医療費の減額査定があり、医療機関側から再審査申し出を行わない場合は、医療機関に返還すべき根拠を示し、一部負担金返金の返還を促進する行政措置を求めるとともに、再審査に長期間要していることから、保険者の判断により、当初の診療報酬で高額療養費を当直支給し、再審査後については、その後の高額療養費での調整や過払い額の返還金での対応も可能し、迅速な高額療養費の支給を可能とするもの。	個人	厚生労働省	審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合、被保険者等が保険医療機関に対して支払一部負担金等に過払いが生じます。また、高額療養費の支払も決定しており、基金(再審査請求する)が妥当と認められるレセプトについては、基金からの再審査の届納が出るまでは保留することとされています。	健康保険法第74条第1項各号 昭和48年1月7日保険発第99号・序保発第21号	前段: 現行制度下で対応可能 後段: 対応不可	前段: 一部負担金等に過払いが生じたことについて被保険者が正確な情報を得る機会を確保できるよう、「減額等となった一部負担金等の額の医療費通知への付記」について(平成22年5月21日保発第0521第4号・平成22年5月21日保国発0521第1号)において、減額等となった一部負担金等の額の医療費通知に付記するよう保険者にお願しており、これにより過払いとなった一部負担金の返還を促進しております。 後段: 高額療養費は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)の決定点数を基準として支給されます。ご指摘のように、再審査請求の届納が出る前に高額療養費の支給を可能とすることについては、レセプトの決定点数を基準とした高額療養費の支給を行うものであり、慎重に検討するべきものと考えます。	
17	令和5年7月18日	令和5年6月24日	狩猟免許試験受験の広域化	現在住民票のある都道府県でしか受験できないが、その制限を解除し、どこでも受験できるようにする。	東京都など人口の多い場所では、受験者が多く、受験の申請段階で抽選となっている現状がある。 国家資格を受験するのみに、入り口で抽選するのはおかしいのでは。 本来的には他部署から応援してもらうとして、受験の機会を確保すべき案件であるが、組織として試験に対応できないのであれば、試験を広域化すれば受験者数の偏りにも柔軟に対応できるのではないだろうか。 国家資格ではあるものの、許認可は都道府県知事となっているので、住民票と違う県での受験と狩猟免許の許可については、さらなる検討が必要だと思われる。	個人	環境省	鳥獣の保護管理法において、狩猟免許を受けようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県知事に申請し、管轄都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けることと規定されています。また、管轄都道府県知事は、狩猟免許試験の合格者に狩猟免許を交付することとされています。狩猟免許制は、自治事務であるため、狩猟免許試験の実施方法については、鳥獣保護管理法及び同法施行規則で規定していること以外の詳細は、都道府県の判断によります。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第十八号) 第四十一条、第四十三号、第四十八号 同法施行規則(平成十年厚生省令第二十八号)第四十八条、第五十一条から五十五号まで	対応不可	狩猟免許試験の受験と狩猟免許の交付について、住所地を管轄する都道府県以外での実施を認めた場合、狩猟者の住所変更等の情報を都道府県が管理する狩猟者台帳に適切に反映することが困難になる等、都道府県が行政事務手続きに支障が生じるため、緩和は困難です。 なお、狩猟免許試験は、都道府県側で行われる自治事務であるところ、東京都では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行っていた人数制限を緩和するなど受験者数を増やす対応をしていることを聞いております。また国としても、都道府県に対し、複数開催や開催場所の分散、休日開催に努めるように呼びかけています。	
18	令和5年7月18日	令和5年6月24日	共同担保目録に記載された複数の不動産に各別の申請があった場合、受付番号の先後にかかわらず処理すること	住宅販売会社が所有する土地A、B、Cが共同担保関係にあり、A、Bが順次売却されて登記申請されたとする。このときA、Bの登記の順序について、規制路線は受付番号の順に従って登記規定するが、これは訓示規定であり、実務上すべての登記を受付番号順に処理できるものではない。他方、A、Bの共同担保目録には共同担保目録が共通するが、共同担保目録が20条の1(同一の不動産)に該当するのであれば訓示規定である同条によって土地Aの登記が完了後にBの登記をすることになるが、法2条1号は「不動産」を「土地又は建物をいう」とするからその適用には義務規定がなく、他の登記一	一申請と同様に処理しなければならないはずである。ところが、実務上は、共同担保目録が共通する場合、先に申請された登記が完了するまでは他の共同担保不動産の登記申請は保留されることになっている。この慣行はBの登記申請を迅速に処理するという点で非効率である。たとえば、先にされた共同担保不動産の登記申請に不備があったり、権利証が提出されず事前に通知事項になっていたりで処理が停滞すれば、後にされた共同担保不動産の登記申請の処理もストップする。遅延していた前の不動産の登記が完了しても、後の不動産について完了しなければ共同担保目録について証明書を発行する事務でも遅延が生じる。この不都合は、すべて共同担保目録を「不動産」として扱っているからである。しかし、法2条1号が定める通り共同担保目録は不動産ではない上、共同担保目録の効力としてみて、或る共同担保不動産についての登記申請が完了する前に別の共同担保不動産について登記申請がされた場合、すべての登記申請が完了するまで当該共同担保目録の証明書の発行が停止されるから、どの不動産について先に処理するかは問われないはずである。したがって、現在のルールを変更してBの申請をAの申請とは独立して処理しても、現在の共同担保目録の証明書発行手続には影響を及ぼさない。そこで、共同担保目録が共通する不動産について各別に登記申請がされた場合は受付番号の先後にかかわらず、他の登記申請と同様に、訓示規定を無視して処理すべきであると考え、この変更により共同担保関係にある不動産の登記申請は迅速に処理されるであろう。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産の登記は、受付番号の順序に従って登記するものとされています。	不動産登記規則第58条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
19	令和5年7月18日	令和5年8月24日	消防指導下実施の訓練時の警察への道路使用許可申請の免除	<p><現状> 地域防災力強化のために船橋市にある町会では、毎年1回新しい班長を対象に消火栓とスタンドパイプを利用した消火訓練を地域の生活道路で実施しています。実際の訓練時間は2時間程度ですが、毎回訓練のために消防への各種資料を交付した訓練要請文書を作成提出すると共に、地元警察への道路使用許可申請書の提出を求められます。このお役所の為の事務手続きのために最低消防署へ3回、警察署へ2回出向かされております。道路使用許可がオンライン化されたにも関わらず、自治会活動は対象外とされ、警察の駐入口にまわる事を求められます。数年前に警察に道路使用料免除を認めさせるだけでも市、消防、警察との調整に膨大な時間を費やされました。具体的には、消防指導下で定期的に行われる小規模で完了する周辺交通に大きな影響を与えない消火訓練は、警察への道路使用申請を不要とする。』</p> <p><効果> 消防警察の無駄な事務作業を削減させられると共に、なり手が少ない全国の自治会役員が本来の地域力、防災力強化に注力する事が出来ます。自治会を支えて来た地元有志の高齢化が急速に進んでおり、地域防災力を持っていない自治組織が存在意義を無くして閉鎖してしまふ事を少なからず抑制する事が出来ます。</p> <p>※ 手続き資料の提出が必要であれば提供可能です。</p>	個人	警察庁	<p>道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を要する制度です。</p> <p>道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されていますが、この内、それ自体は社会的な利益を有することから、一定の要件を備えれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為を、道路使用許可が必要な行為として道路交通法第78条第1項に定めています。なお、一般的に、消防訓練については、道路交通法第78条第1項第4号の規定に基づき、都道府県公安委員会規則により、要許可行為として定められています。</p>	<p>道路交通法第77条、第78条 道路交通法施行規則第10条 都道府県公安委員会規則</p>	対応不可	<p>「消防指導下で定期的に行われる小規模で完了する周辺交通に大きな影響を与えない消火訓練」に係る道路使用許可申請を免除する旨の御提案をいただきましたが、消防訓練は、社会的な価値を有するものの、一般的に、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為であり、一般交通に強い影響を及ぼすこともあることから、そもそも道路使用許可が必要になるか否かを含め、道路使用を許可するか否かについて、当該行為を行う場所を管轄する警察署長による、道路状況、交通量、道路使用の行為の態様等に応じた個別具体的な判断が必要となります。</p> <p>したがって、御提案のような道路使用許可申請の免除の制度を設けることは困難です。なお、例年実施している訓練で、その場所・期間・方法・形態が同一のものに係る道路使用許可については、警察行政手続サイト¹を利用しての申請を可能することで申請者の負担軽減を図っていることですので、当該申請において同サイトを利用することの可否について警察署や都道府県警察本部まで御相談ください。</p>		
20	令和5年7月18日	令和5年8月24日	独占禁止法相談ネットワークを相談しやすい体制に変えてほしい	<p>公正取引委員会が運営している独占禁止法相談ネットワークについて、事業者団体以外の中立的な立場の団体・機関も相談窓口に加え、独占禁止法に関する相談をしやすいものにしてほしい。</p> <p>公正取引委員会が運営している独占禁止法相談ネットワークについて、事業者団体以外の中立的な立場の団体・機関も相談窓口に加え、独占禁止法に関する相談をしやすいものにしてほしい。</p> <p>令和5年5月現在、公正取引委員会が運営している独占禁止法相談ネットワークで相談窓口として掲載されているのは、商工会・商工会議所のみである。商工会・商工会議所は、企業を構成員とする事業者団体であり、独占禁止法に関する相談をしにくいことがある。例えば、該合やカルテルに関する相談をした場合、その当時管轄企業が商工会・商工会議所の役員企業であることも珍しくない。独占禁止法で禁止する該合等への関係が明らかになったとして役員の辞任に至った例もある。また、下請法に関する相談をしたときも同じく相談した下請取引の親事業者にあたる企業が商工会・商工会議所の役員企業であることも珍しくない。</p> <p>商工会・商工会議所の相談窓口の職員には、法律上の守秘義務はない。小規模事業者支援法に基づき指図では秘密保持の必要性は認められているものの強制力はなく、また、あくまで組織としての商工会・商工会議所に秘密保持を求めているのであって、組織内で情報共有（商工会等の相談窓口職員から当該商工会等の役員への情報共有）されることは防げない。</p> <p>現状の体制では、独占禁止法や下請法違反の相談をしようとしていることが当事業企業に知られることをおそれ、独占禁止法相談ネットワークを利用できない。また、独占禁止法で禁止する該合等への関与が明らかになったとして役員の辞任に至った商工会・商工会議所もあるが、そのような場合も相談ネットワークからの除外措置がなされることもないで、余計に心配が募る。</p> <p>独占禁止法・下請法に関する相談をしやすいように、事業者団体ではない中立的な立場の団体・機関も相談窓口に加えたい。</p>	個人事業主	公正取引委員会	<p>1 「独占禁止法相談ネットワーク」 公正取引委員会では、商工会議所及び商工会の協力を得て、「独占禁止法相談ネットワーク」を構築し、その活用を図っています。これは、中小事業者からの独占禁止法等に関する相談等への適切な対応が強く要請されていることを踏まえ、平成10年から実施しているものです。具体的には、商工会議所及び商工会が有する中小事業者等に対する相談窓口において独占禁止法及び下請法に相談を受け付け、公正取引委員会に取り次ぐことにより、中小事業者等が、独占禁止法等についてより容易・身近に相談できる体制を整備しています。現在、独占禁止法相談ネットワークの相談窓口は、全国に約2,200か所^(※)設置されています。^(※)商工会議所516か所、商工会等1,714か所(全国商工会連合会1、都道府県商工会連合会47、商工会1,635、広域指導センター31)の計2,230か所(令和5年3月末時点)。</p> <p>2 公正取引委員会における相談及び申告受付 公正取引委員会では、本局及び8つの地方事務所等において、①事業者等が今後自ら行うおとす行為が独占禁止法上、下請法上問題となるかどうかについての相談、②独占禁止法・下請法に違反する事実があると思料する者からのその事実の報告等(以下「申告」といいます。)を受け付けています。</p> <p>相談や申告については、来庁による受付だけでなく、電話、書面、電子メール等でも受け付けています。</p> <p>相談については、相談者の負担軽減、相談者・相談内容の秘匿性等に配慮し、電話等で相談内容を御説明いただき、原則として口頭で回答を行っており、相談内容等について原則として非公表としています(なお、相談者・相談内容を原則公表することを条件に公正取引委員会が書面で回答する相談方法を選択可能です。)</p> <p>申告についても、申告した者が外部の者に特定されることがないよう、申告に係る情報を厳重に管理して調査を行っています。</p>	<p>公正取引委員会が運営している「独占禁止法相談ネットワーク」では、商工会議所及び商工会に相談窓口を設け、中小事業者等の皆様により容易・身近に相談できる体制を整備していますが、事業者等の皆様が公正取引委員会の担当窓口へ直接アクセスいただくことももちろん可能です。</p> <p>公正取引委員会では、本局及び8つの地方事務所等において、①事業者等が今後自ら行うおとす行為が独占禁止法上・下請法上問題となるかどうかについての相談、②独占禁止法・下請法に違反する事実があると思料する者からのその事実の報告等(以下「申告」といいます。)を受け付けています。</p> <p>相談や申告については、来庁による受付だけでなく、電話、書面、電子メール等でも受け付けていますので、遠方の方でも容易に相談又は申告いただけます(各窓口の詳細は、公正取引委員会のウェブサイトにて御案内しております。)</p> <p>相談については、相談者の負担軽減、相談者・相談内容の秘匿性等に配慮しており、電話等で相談内容を御説明いただき、原則として口頭で回答を行っており、相談内容等について原則として非公表としていますので、安心して相談いただけます(なお、御希望であれば、相談者・相談内容を原則公表することを条件に公正取引委員会が書面で回答する相談方法を選択することも可能です。)</p> <p>また、申告についても、申告した者が外部の者に特定されることがないよう、申告に係る情報を厳重に管理して調査を行っていますので、安心して申告いただけます。</p> <p>「独占禁止法相談ネットワーク」は、中小事業者等の皆様が公正取引委員会以外にも相談できる窓口体制を整備する目的で運営しているものですが、御不安等ございましたら、お近くの公正取引委員会担当窓口まで御遠慮なく相談又は申告いただけますと思います。</p>	<p>(守秘義務)国家公務員法第100条第1項、独占禁止法第39条(申告)同法第45条第1項</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>		
21	令和5年7月18日	令和5年8月24日	登記すべき事項をQRコード提出	<p>商業登記申請等で、電子証明書がない人でも申請用総合ソフトを使用してQRコード(二次元バーコード)付き書面申請ができますが、申請者IDの取得、ソフトのインストールなどが必要となります。</p> <p>そもそも、登記すべき事項だけでは、1000文字幅にQRコード化するなどの方法が有効でないでしょうか。(QRコード・モデル2であれば、漢字1817字まで対応)</p> <p>USBメモリーやクラウドストレージの発達により、CD-R・DVD-Rが非接触のパソコンが増加しております。</p> <p>登記官の負担軽減と入力ミスを減らし、円滑な事件処理が可能かと思います。</p>	個人	法務省	<p>商業登記の申請における登記すべき事項については、当該事項を記録した電磁的記録を記録した電磁的記録媒体を登記申請書とともに提出することができます。</p>	<p>商業登記法第17条第3項 商業登記規則第35条の3第1項</p>	その他	<p>御提案の内容については、システム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
22	令和5年7月18日	令和5年8月24日	登記手続における包括委任状の要件と事前審査の要否を明らかにすること	登記申請は登記された代表権限ある者が行うことが原則である。／他方、代表権限ある者が作成した委任状を添付することにより代理人が登記申請することも可能である。／ただし、この委任状には当該登記申請の内容を具体的に記載する必要があるとされる。／しかし其の例外として個別的不通達で包括委任状が認められており、銀行などが使用人である支店長を代理人とした委任状を使用できるを照会し法務省が通達を出している。／法務省は、支配人類似の広範な権限を有する使用人に対してはそれと類似の代理権を与え得るとする。／この手続が不透明であるのは次のとおりである。／其の巻、罰金を受けた会社の支店長が実際に支配人類似の権限を有	一有しているかのように審査するのか？／会社の内規を提出させて一々法務省が包括委任状の可否を決定するのは、ただの無駄であろう。／そもそも会社法で会社使用人の権限が規定された現在、使用人であれば相当の権限があるはずで、委任事項が個別の包括的か否かは問題とされていないが実務である。／其の巻、いくつかの銀行が通達によって包括委任状の使用を認められているが、ではそれ以外の会社は包括委任状を認めてはならないのか？／会社ごとに通達の個別審査が必要であるとするれば、あらゆる会社が包括委任状の審査を申し込まねばならず、通達という制度が崩壊するであろう。／すでに発せられた通達にはすでに個別の有効性はなく、「包括委任状の使用が可能である」という一般論として考えるべきである。／すなわち、包括委任状を個別に通達で認めていることは実質を伴わないイデオロギイに過ぎない。／それは新法で切り捨てられた。旧法の当事者出頭主義や前口修正などの形骸化した原則論と同様である。／会社の使用人が会社の登記をするのにも委任状が必要かという議論は指くしても、会社が使用人に代理権を授けしその提示を受けた第三者が使用人の役職を審査するのは私的自治を拡張する代理制度の趣旨に反すると考える。	商業登記センター	法務省	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。		
23	令和5年7月18日	令和5年8月24日	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の国庫補助金の申請書類に關し、最終的には会計検査院の検査までを含めて、事業進行における証拠書類等の作成は必須ではあるが、程度までの準備し作成し保管するものが明確には定められてはならず、執行難航しがらみに当たっているのが現状であります。	問題点は国庫補助金運用の原則に従ってどのような書類書類等が必要なのか？それがよくわからないことです。まずは、国庫補助金関連の法令や補助金交付要綱などから、実績報告書に記載された内容を担保する証拠書類とは何かを明確にし、書類書類を作成することを、収集し、保管することを、その段階ごとの要する書類等の英文番号、注意点をまとめたマニュアル、チェックリスト、書類提出様式の雛形等、を通知・事務連絡・FAQなどとしてweb公開してほしいものです。マニュアル等を明確に定めることにより、国庫補助金申請のための事務負担が大幅に削減されます。	個人	子ども家庭庁	子ども・子育て支援交付金交付要綱	対応不可	左記のとおり、各自自治体で運用のなかで必要な証拠書類を事業者等に求めているものと承知しており、国から証拠書類として必要なものを具体的に示すことは困難、かつ適切でないと考えます。そのうえで当事業に限らず、補助金の実績報告に必要な証拠書類としては、例えば領収書や契約書など収入及び支出に係る書類は基本的に全て保管することが一般的に求められるものと承知しており、そのためのマニュアルを作成する必要性が高いと認識しています。以上より国が一様にマニュアル等を作成するものではないと考えため、事業所が所在する市町村と御相談いただき、委託を受けて事業を実施する上で必要な証拠書類等について御確認ください。			
24	令和5年7月18日	令和5年8月24日	猟銃所持許可の住所変更の際に必要な書類の簡略化	各都道府県によって手続きが異なるかもしれないが、猟銃所持許可の住所変更の際に、住民票の写しの原本(役場で交付されたもの)の提出を求められた。現住所の確認という情報であれば、住民票の提示やコピー、運転免許証やマイナンバーカードの確認で済むのではないかと。これは軽自動車の手続きと同様であるが、行政手続き簡略化の通知を、国(警察庁)から発出して欲しい。経済的又は社会的な効果については、住民票の写しと費用のコストが減る。	許可証の書換えを受けようとする場合は、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書及び書換えを受けようとする事項が記載された許可証を住所を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならず、住所地の変更に伴う書換えの際は、向申請者に住民票の写しを添えることとなっています。	個人	警察庁	銃砲刀剣類所持等取締法7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第32条	対応不可	運転免許と異なり、猟銃の所持許可には、様々な欠格事由が設けられています。そのため、猟銃の所持許可申請時は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条に於ける欠格事由を確認するための一書類として、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る)の提出を求めており、また、許可者にその内容の変更があった場合においても、必要な確認を行うため、同様の書類の提出を求めています。以上を踏まえれば、同書類に替えて(本籍等の記載のない)マイナンバーカードや運転免許証の確認を可することは困難です。また、本籍の記載のある住民票については、事後的に真正性を念めて確認することが想定されることから、添付に代えて提示やコピーの提出を可とすることは困難です。		
25	令和5年7月18日	令和5年8月24日	軽自動車の住所変更(個人使用)に必要な書類の簡略化	住所確認の方法を、運転免許証がマイナンバーカードの提示でも可能とする。現在、住所変更の確認書類として、住民票の写しか印鑑(登録)証明書の提出が必要となっている。 https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000037.html これを運転免許証がマイナンバーカードの提示でも良いとする。住民票の提示は、窓口でのスキャンやカード読み取り機により行う。想定される経済的又は社会的な効果は、住民票等の交付手続きの行政コスト、申請者の手間と費用コストの削減が見込まれる。		個人	国土交通省	道路運送車両法第67条	検討を予定	○マイナンバーカードについては、今後、委案に向けて必要検証を行って(予定)です。○なお、運転免許証については、住所変更の確認に当たり法的個人認証サービス(JPAD)との連携がなされていないことから、現時点では活用は困難です。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
26	令和5年8月22日	令和5年10月18日	現在は3万円未満とされている収入印紙規定を、キャッシュレス納付の通知に合わせて無制限に改正する	法務省の「〇登録免許税はどのような方法で納付しなければならないのですか?」では簡単に登録免許税は、原則として現金で納付することになります。と説明し、現金納付が原則であることを宣言する。〇現金納付は登録免許税法で最初に規定される方法であり、法律の説明としては関係ない。〇しかし、実際には印紙納付が原則化しており、現金納付は例外的である。〇この説明を踏まえ一般人はどのように現金で支払えたいのかを訴えさせることになる。〇なぜなら、この説明書には具体的な納付方法の記載がなく、「登録免許税の納付方法の詳細については、後審りの法務局又は地方法務局にお尋ねください。」と問い合わせを要求している。	→からである。〇法務局に問い合わせるなら、何のためにこの文書を作成したのか?〇申請人には問い合わせの手間を掛けさせ、法務局側には回答する作業を増やしている。説明として全く意味をなしていない。〇一般人に対して登録免許税の建前を説明して意図的な申請手続の遅延として実務を遅くすることを意図している。〇それと、これまで法の建前として「登録免許税の額は300,000円以下であるなどの場合には、その登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することと認められています。」と書かれているが、実際には3万円以上でも納付が可能である。〇登録免許税法第22条は印紙納付は3万円以下であるもののその他政令で定める場合(1)に3万円以上でも納付できるとし、施行令第29条で登記所の定例に収納機関が存在しない場合がそれにあたるとある。〇この「登記所の定例」とは、S45.12第491号通達により「登記所から50m以内に自備代店がない場合」とされている。〇それでは、50m以内に自備代店がある登記所は全てどこにあるのか?〇仮にそうした登記所が存在したとしても、その登記所だけ3万円以上の印紙納付を認めないわけにはいかず、施行令第29条3号の「特別の事情がある登記機関が認められた場合」として認めなければならない。〇そもそも、登記手続においては、3万円に限定した規定はそもそも不要である。〇印紙制度の不合理的を踏まえて、上記意味不明な制度が積み上げられていく。〇窓口電子納付を始めるといってどこも改正して、上記意味不明な文書を改めなければならないか?	商業登記センター	法務省	登録免許税は、原則として現金納付の方法によりますが、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他の政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官等に提出することにより、国に納付することができます。	登録免許税法第21条、登録免許税法第22条、登録免許税法施行令第29条	対応不可	登録免許税の納入方法の原則は現金納付であり、例外として一定条件のもと印紙納付が認められているものであり、対応は困難です。	
27	令和5年8月22日	令和5年9月13日	国家公務員経験者採用等の履歴書様式等の運用の統一について	各省庁において、常勤職員、期間業務職員、非常勤職員の採用にあたって、履歴書(身上立書等)の様式について統一するとともに、作成・提出方法についても、近年デジタル化も進んでいることから「自署」や「郵送」に限ることなく、メールでの履歴書の作成・メールでの送付など時代にあったものとする。	〇国家公務員の採用にあたり、各省庁では履歴書等の提出を求めているが、求める様式は統一がない。 1)令和2年7月に日本規格協会が、JIS規格の解説の様式例から履歴書の様式例を求めている省庁がある。 2)上記に伴い令和3年4月に厚生労働省が新たな履歴書の様式例を作成し、その中で「性別欄」は任意記載欄としたほか、「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務の有無」などの欄について「〇」の有無の要素が非常に高い情報であることから各欄は削除されましたにもかかわらず、引き続き記入を求めている省庁がある。 国として公正な採用選考への理解を深めさまざまな取り組みを実施するにあたり、各省庁が実施する採用試験における履歴書様式についても当該様式例の趣旨を踏まえたものとするべきです。 〇「賞罰」欄については、上記厚生労働省の様式例では求められていないが、公務員としての職務上、公平性を保つうえで、賞罰の確認は必要であることから、非常勤職員の採用を除き、賞罰の確認を必須とし、人事院において国家公務員採用にあたっての履歴書様式例を作成、配布することで、公平な採用に臨んでいただきたい。 〇前記の案件では、履歴書を自署に送っていき、簡易書留による郵送が求められており、パソコン操作が求められるなか、提出方法が郵送に頼られるのは時勢に遅れている。 〇提出した書類についても、返却のなか返却できないのか、返却できないのであれば廃棄されるのか、当該省庁で保存されるのか取扱いについてははっきりしてもらいたい。	個人	人事院	国家公務員の採用については、採用試験による採用であれば人事院規則8-12(職員の任免)第8条に基づき各省庁で実施される面接の結果を考慮し行われます。また、各省庁の選考による採用であれば、同規則第21条第2号に基づき人物試験等による能力実証を実施することとされています。 面接及び人物試験等の実施に当たり選考される者から提出することとなる履歴書等について、制度及び様式や提出方法について統一の基準はありませんが、各省庁の選考による採用に際し、選考される者に「性別欄」が設けられている履歴書の提出を求めている事例や、応募・提出方法が郵送に頼られているような事例を確認した場合には、人事院から各省庁への指摘等を行っています。 なお、選考される者から提出された資料については、各省庁において定める行政文書管理規程等に基づき適切に管理されているものと承知しています。	人事院規則8-12(職員の任免)第8条及び第21条第2号等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
28	令和5年8月22日	令和5年9月13日	特別児童扶養手当に関する書類への押印の廃止について	特別児童扶養手当に関する書類への押印の廃止を提案します。 特別児童扶養手当に関して、請求者からの押印は廃止されたが、市町村長印の押印は廃止されておらず、令和5年6月現在、国、都道府県及び市町村の間で書類のやりとりについては、ほとんどすべての手続きにおいて押印が必要となり、特別児童扶養手当に関する手続きは、引き続き押印が必要です。市町村が決裁手続きを踏んで都道府県へ送達する書類に関して、わざわざ市町村長が証明のために押印しなければならない合理的理由はないと考えます。	提案理由は、事務処理の効率化のためです。 請求者から提出された書類を速やかに都道府県宛てに進達するが市町村の役割ですが、押印が必要なために事務処理のプロセスが一つ増え、タイムロスが生じています。都道府県にも審査のスケジュールがあるため、市町村の進達日が1日遅れるだけで、1か月以上のタイムロスが生じていることがあります。結果的に、請求者に対して遅くか結果を伝えることができない状況となり、不利益が生じています。 また、市町村の立場としても、押印のために必要な事務処理プロセス及び実際の押印に関する時間や労力が発生することで、事務処理が大幅に遅滞されます。例として私の勤める自治体では、押印をするためには別棟にある総務担当室に歩いて出向き、承認を得る必要があり、往復するだけで少なくとも10分を要します。また、一度に200~300枚に押印をする必要がある場合もあり、これにも相当な時間を要します。 押印を廃止することで、請求者にとっても、市町村職員にとっても大きなメリットがあります。障害のある方のご家族を支援するための制度であることから、迅速な対応が求められます。前向きな検討をお願いしたいと考えます。	個人	厚生労働省	特別児童扶養手当の認定請求書等については、認定主体である都道府県に市区町村が送達を行う際、各書類について審査したことを確認するために市区町村長名とともに押印を求めています。	特別児童扶養手当認定請求書(様式第一号(第一条関係))、特別児童扶養手当所得状況届(様式第六号(第4条関係))等、各様式	対応	「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)を踏まえ、押印の廃止をすることし、令和5年度中を目途に所要の改正を行う予定です。	
29	令和5年8月22日	令和5年9月13日	抵当権抹消を法務省の解説にオンライン申請した人が登記識別情報の暗号化の委任がなかった場合の救済措置	法務省のYouTubeチャンネルにある「動画でわかるオンライン登記申請(抵当権抹消登記編)」は「一般人が抵当権抹消登記申請をオンラインで行うための解説動画」である。〇この動画は抵当権者である金融機関向けではなく、設定者である一般人に向けた内容になっていない。〇動画で抵当権抹消登記申請の委任を解説することはできないから、基本的な内容に限るのではやむを得ない。〇しかしこの動画では、オンライン申請をする前として、抵当権者の委任状に「登記識別情報の暗号化の委任」が必要であることには全く触れていない。〇民事局長通達によって抵当権者の委任状に「暗号化」の委任事項がなければオンライン申請はできない、一	→してはならないにもかかわらず、法務省はこれについて動画の内容でも概要欄でも説明をしていない。〇暗号化通達が発出されたのは2008年でのこの動画の公開は2018年であるから、当然に通達の内容を踏まえた動画であらう。〇そうであるにもかかわらず、法務省の解説動画は「登記識別情報の暗号化の委任がない場合はオンライン申請できません」とは説明していない。〇なぜ、法務省はオンライン申請できない申請人を除外することなく、すべての申請人に対してオンライン申請を勧めるのか?〇これでは法務省の通達した説明を真に受けで「オンライン申請を奨励し、ソフトをインストールしてオンライン申請したにもかかわらず、暗号化」の委任がないためにオンライン申請を取り下げた書面申請し直さなければならない申請人も出てくるだろう。〇使い道もカードリーダーを買った申請人は国家賠償請求できるんではなかろう?〇少なくとも、このような誤った啓発された場合の救済措置を講ずるべきではないか?〇また、暗号化の委任を不要にする、即ち、登記識別情報の書面説明を認める、即ち、登記官が抵当権者に電話して暗号化の委任の意思を確認する、などの方法である。〇そもそもオンライン申請に登記識別情報を送達しなくてもよい必然性は無い。〇登記識別情報を否認するの責任が抵当権者の登記識別情報を間違えずに送信したにもかかわらず「知る権限」を与えられていない?〇想定が荒唐無稽である。〇金融機関として密に登記識別情報通知書を送った時点でどのように使おうが気にするはずもなく、あらかじめ法務省が金融機関に暗号化の包括的な意思確認をすれば済む話だろう。	商業登記センター	法務省	御指摘のとおり、「動画でわかるオンライン登記申請(抵当権抹消登記編)」では、抵当権者の委任状に「登記識別情報の暗号化の委任」が必要であることを説明していません。	なし	対応不可	動画で抵当権抹消登記申請の全てを解説することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の種類	対応の概要	
30	令和5年8月22日	令和5年9月13日	「登記事項証明書添付省略に関する実施計画」に必要な証明書種類化し、横断的な数値目標を設定する	「登記事項証明書添付省略に関する実施計画」は自治体を含めた行政手続で必要とされる登記事項証明書をシステム連携によって添付不要とする取組みである。／同計画の推進では行政手続の83.3%が本店・商号・資格・氏名以外の事項が行政機関が確認事項として回答している。／この調査は登記事項証明書以外の公開情報によって代替できるかを調査したものであるが、実を言えばどのような事項を調査しているかを大半の行政手続で類型化できず、横断的な数値目標を設定する必要がある。／登記情報の土の部分が必要かを政府が把握できていないことによる。／たとえば、情報連携以前の問題として、登記情報を管理する法務省自身が、商業登記申請中の不動産登記申請に→	→添付する資格証明書(R3規制改革705提案→その他)、武、合併による移転登記での合併株式会社の変更証明書(R4規制改革の提案→対応不可)、非共同根拠当権設定での前登記証明書(R3行政改革184提案→その他)、株、不動産登記の住所変更で法人番号変更前の変更証明書(R4規制改革83提案→対応不可)等は登記情報システム上で確認できるにもかかわらず添付省略としていない。／同計画における「取組」として連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改革するなどして利便性の向上を図る。」として、利便性を最大限享受できる法務省が登記情報を活用していない現状で、そもそも「各行政機関に登記情報を活用する「ニーズ」があるとも思えない。／そこで、各行政機関に対して登記情報のどの部分が必要かを整理し、たとえば合併履歴が必要であれば必要な情報のみも抽出して証明書形式に編集することで、行政機関の審査業務を効率化させるとも、各行政機関にそれでも証明書が必要な理由を求めらるべきである。／これは自治体の自治事務だけでなく、商業登記をデジタル化して作成している法務省自身もデジタル手続でいまだに登記事項証明書を要求している理由を明らかにさせる。／登記情報が審査業務に必要な事項のみ抽出して提供されれば所管省庁や自治体も否定はできないであろう。／むしろ、法務省自身が登記情報を活用していないという行政機関の「フタ」を押しつけている責任が大きい。そこで、登記情報開示がリーダーシップを発揮して当該行政機関の時代錯誤を認識させるべきだ。／省庁ごとに法人番号代替率を公表することか。	商業登記ゲ ン ロン	法務省 デジタル庁	登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の仕組みを活用することで、不動産登記及び商業登記に係る登記事項証明書の全登録事項を証明書形式で閲覧することができると、これにより、各行政機関においては、各行政手続において必要な登記情報を確認することができ、	情報連携技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、各行政手続において必要な情報の類型化を実施せずとも、登記情報連携の仕組みを活用することで、各行政機関においては、各行政手続で必要な登記情報を確認し、登記事項証明書の添付省略を実施することができます。そのため、デジタル庁及び法務省では、登記情報連携の利用拡大の取組を推進していきます。	
31	令和5年8月22日	令和5年9月13日	特例免許試験における定員削減	特例試験の受験を必ず受けられるようにする	東京都などにおいては、特例試験の受験が抽選となっている。実技があるため、金額や人員の手配の都合上、定員が限られるのは分かるが、行政の対応としては人員の確保を積み、余剰を削減し、よほどだけあって、定員を絞るは筋違いである。国が管理する資格として、都道府県によって受験申請が平等でない現状を是正するものである。	個人	環境省	行政改革の番号17の回答を参照してください。				
32	令和5年8月22日	令和5年10月18日	附属建物の新築年月日省略の準則規定を改め、また附属建物の新築年月日を自動記録する	不動産登記規則93条1項は、附属建物(以下、附)の新築年月日が生じた建物(以下、主)と同一である場合はその記録を要しないと定めている。／解説書によると、旧規則157条では附の新築年月日は全て記録しないものとされていた(至急特例不動産登記事務取扱手続規則 H28)。／ところが旧規則当時、この規定により、通達に反して、実務対応については附の新築年月日を記録していたらしい(条解・不動産登記事務取扱手続規則新版 S62)。／この通達を撤回した実務は、むしろ当然である。／当該建物の認定資産評価がなされる前に所有者保存登記を申請する場合は附の課税価格を新築年月日→	→そもとに経年減価した上で算定しなければならず、主の新築年月日と異なる場合まで附の新築年月日を省略すれば、課税価格を過大に算定して訴訟に引込まれるからである。／すなわち準則規定の変更は、従来の通達を形式的に認めることなく、こそし実務に合わせたものである。／この改正措置について、現行解説書は、登記事務がコンピュータ化されたことにより、新築年月日と異なる場合を記録することになったとする。／しかし効率化はされたのである。主と附の新築年月日が同一の場合も記録すればよい。／登記情報システムに、附の新築年月日を入力しないとは主の新築年月日を自動的に転写する機能を実装すれば根本的に解決するからである。／すなわち、登記におけるコンピュータは「F1」がF10の代わりとして利用されている。／たとえば、準則93条は「同一の附属建物が複数ある場合は「同一」のように記録する」とするけれど入力チェックを実装すれば「ハ」が「し」、コピーボタンをつければ略記するまでもない。／時代錯誤。／こうした紙の発想を残した登記手続は一般人が公示された登記記録を確認する際に不便を生じさせる。／新築年月日が書かれていないのは不明であるからではないか。と、「主と同一であるから省略というの」の方法だが、それは国民を拘束しない通達を知って初めて理解できる情報である。／登記情報システムに1兆円以上つぎ込んだのは「乙号事務のため」であったはずで、登記が公示を目的としている以上は誰も一見して理解できる事項にすべきである。入力作業が簡化されたならば、「附の新築年月日はすべて記録する」とすべきではなかったか？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産登記規則第4条第2項において、「建物の登記記録の表題部は、別表二の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとす」とされており、別表二(第四条第二項関係)の附属建物部分における「原因及びその日付欄」において、附属建物の新築年月日を記録することになります。／ その上で、不動産登記事務取扱手続規則第93条第1項において、「附属建物がある建物の表題部を記載する場合において、附属建物の新築年月日が生じた建物の新築の日と同一であるときは、附属建物の表示欄の原因及びその日付欄の記録を要しない。」とされており、実務上もこのように扱って処理が行われています。	不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)第4条第2項 不動産登記事務取扱手続規則(平成17年2月25日付法務省令第46号)法務省令第46号(法務省令)第93条第1項	対応不可	現行制度下においては、附属建物と主たる建物の新築年月日が異なる場合は附属建物の新築年月日を記録し、附属建物と主たる建物の新築年月日が同じ場合は記録しない、というように一律の基準に基づいて処理されており、その基準も該当法令(通達)によって明らかとなっており、また、現実として附属建物の新築年月日が不明で主たる建物の新築年月日と同一と判断できない場合には、附属建物の新築年月日として年月日不詳新築などと記載することが現在の業務上の取扱いであることから、空間にないことだけでも、新築年月日が不明であるという誤認は起こらないものと考えます。したがって、御提案については特段の対応は要しないものと考えます。	
33	令和5年8月22日	令和5年9月13日	国土交通省のバリエーション掲載方法の統一化	総務省及び国土交通省の大臣官房及び航空機安全課に対して提案及び回答を求めます。 総務省においては、有料会員サイトを参照するようバリエーションコメントを行わないよう、各省庁に指導すること 国土交通省においては、直ちに今回の件を扱い、バリエーションコメントに関する職員へのマニュアルの配布及び新旧対照表の原則掲載を行うこと	4月上旬に同様の提案をしたものです。現時点でこちらの報割り110番で回答は得られておりません。にもかかわらず、こちらの意見を提出させていただいた際に前に挙げさせていただいた3月20日からパコメされていた「航空法施行規則の一部を改正する省令」が6月20日にパコメの結果が公示され、意見は受け入れられています。更にこの改正案では、国土交通省が現在準備している平成法第(西暦2014年)に「国際民間航空機関」において採択された条約附属書の改訂について調べようとしたところ、こちらは恐らく「国際民間航空機関」ICAO 条約附属書はICAO Annexのものと示していると考えられます。そのため、ICAOのサイトにアクセスし、パコメのやり取りが完了し、あるいは無料で公表されたこと、こちらは有料会員制のサイトであり、有料で公開されているものがあるかと思われ、検索を続けたい。結論としては国土交通省において、ICAO Annexの資料一式は国際機関との兼ね合いからICAO委員でない情報公開を行うことはできない、情報公開請求で回答していることを知りたかった。／ つまり、国土交通省では有料会員にならないと情報が取得できないものを、具体的な案文も掲載しないままバリエーションコメントをし、結果からも意見がいかからず変更が改定しないこと。しかも、各省庁に指導する計算方法を大きく改定したもので、数々国民の生活に密接に関係するものを突然変えたこととなります。そのため上記提案をします。	個人	国土交通省 総務省	行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項において、「命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等)を定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。」及びこれに関連する資料をあらかじめ公示しなければならぬこととされています。／ 「命令等の案」とは、命令等制定機関が命令等において定めようとする内容が示されたものを、「これに関連する資料」とは、命令等の案を作成した趣旨、目的や当該命令等の案を定めるに至った背景事情など、当該命令等の案の内容を国民が十分に理解する上で必要又は参考となる情報が記載された資料と解されます。／ また、同条第2項において、公示する命令等の案については、具体的な明確な内容のものであること、定めようとする命令等の題名及び当該命令等を定める根拠法令の条項が示されたものでなければならぬとされています。	行政手続法第39条	対応	【総務省】 行政手続法第39条の「関連する資料」として公示すべきものについて適切な取扱いがなされるよう、今後、研修等の機会を通じて、各省庁に対し周知徹底を図ってまいります。 【国土交通省】 「バリエーションコメントに関する職員へのマニュアルの配布及び新旧対照表の原則掲載」については、番号1の回答をご参照ください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
34	令和5年8月22日	令和5年10月18日	不動産登記のオンライン申請でPDFファイルが未添付の場合の補正の可否について統一した取扱いをすること	不動産登記をオンライン申請する場合、登記原因証明情報のPDFが未添付の場合は補正が不可能とされている。H20.12.2付民事2課事務連絡は未添付の場合について直接の言及はないけれども、「登記原因又は登記事項に関係がない部分」についてのみ補正を認めるとしており、その趣旨は当然に未添付の補正を認めないという意味であろう。これに對して、大府法務局のH29.8.30付通知は広く単なる送信誤りの場合は通完を可能とします」としており、PDFが未添付の場合も補正できるとしている。また、東京法務局のH21.11.1事務連絡は「PDFファイルの提供がない場合」でも連件申請の別の申請に含まれていればよいとし-	一ている。法務局ごとに司法書士会へ通知しているということは、他の法務局・地方法務局でも独自の基準で補正範囲を定めているのだらう。しかし、不動産登記法上の却下事由は法令で規定されており、なおかつ、オンライン申請という事績が明確に定められている制度において登記原因証明情報の未添付という実質的な理由で、なぜ法務局ごとに取扱いが異なるのか? / 各社、字句の訂正についても、上位機関である法務省が「登記原因又は登記事項に關係のない部分」と限定していたにもかかわらず、下位機関である東京法務局は「登記原因又は登記事項に關する部分を含む」と明言して補正対象を拡大する取扱いをしている。法務省がH20年事務連絡を撤回したのであればともかく、なぜ法務局単位で法務省事務連絡と矛盾する取扱いが可能なのか? / そもそもその問題は特例方式という矛盾に満ちた制度にあるのだが、その弥縫策を用意するのであれば、H20事務連絡のように法務省が全国統一の基準を明確に示すべきである。統一基準がないから、却下してもおかしな理屈がなんでも基準をばかしてしまっているのか? / 失敬的な視点です。【なんとか司法対策】を、「却下するかは登記官が判断します」は間違いです。同じ問題についてH20に事務連絡を出しているから、却下「順位確保等を目的とした申請がされることを防止できればよい」は間違いです。地方移管のとき「全国統一した運用を確保することができます。地域ごとに異なった判断がされることになりかねない」と言っていたので、参。御指摘にあるような事務連絡は承知しております。】は間違いです。電話すれば分かるでしょ。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産登記においては、申請情報に不備があるときは原則却下されますが、申請の不備が補正することができる場合には補正の機会が設けられています。	不動産登記法第25条、不動産登記事務取扱手続規則第31条4項	対応不可	原則は、申請情報と併せて送信すべき登記原因を証する情報を記録した電磁的記録の提供がないときは、申請を却下することとされていますが、個別具体的な事案については、登記官の判断によって補正の機会が設けられています。	
35	令和5年8月22日	令和5年9月13日	e-gov法令検索におけるなおその効力を有するものとされた法令の改正後条文の掲載	e-gov法令検索は、現行条文について検索が可能となっているシステムであり、将来の法令ベースレジストリとすることが期待されているデータベースに基づく検索システムである。この法令ベースレジストリは、デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チームでも改善が検討されていて、告示の収載や過去改正法令の収載など、よりベースレジストリ足り得るよう機能改善が目指されているところである。 他方、法制執務においては、法令の改正前後の経過措置として、なお従前の例によるや、なおその効力を有するものという経過措置が置かれることがあり、前者は改正前後で法令関係を固定されるが、後者は後に改正が可能となっている。極端に、このなおその効力を有するものとされた法令の改正が行われるが、この改正は、当該経過措置の直前の法令の条文を改正するものであり、現在、e-gov法令検索でこの改正後の法令の条文を表示することはできない。しかし、この条文は現在において有効となる現行条文にほかならず、ベースレジストリを目指すのであれば、告示や過去法令の収載には劣化するものの、いずれば何らかの形で収載を目指すべき法令である。 なお、なお従前の例による条文や、改正が行われていないなおその効力を有する条文は、改正直前の全法令を表示する機能(同日施行の他法令もあり得るため、同日前野時点指定ではなく、改正法令の法令番号の直前の改正指定である必要がある。)があれば、効力は可能であると推察されるが、改正されたなおその効力を有するものの条文は、システムに収載しなければ、どのようにも表示することはできないと思慮される。	e-gov法令検索は、現行条文について検索が可能となっているシステムであり、将来の法令ベースレジストリとすることが期待されているデータベースに基づく検索システムである。この法令ベースレジストリは、デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チームでも改善が検討されていて、告示の収載や過去改正法令の収載など、よりベースレジストリ足り得るよう機能改善が目指されているところである。 他方、法制執務においては、法令の改正前後の経過措置として、なお従前の例によるや、なおその効力を有するものという経過措置が置かれることがあり、前者は改正前後で法令関係を固定されるが、後者は後に改正が可能となっている。極端に、このなおその効力を有するものとされた法令の改正が行われるが、この改正は、当該経過措置の直前の法令の条文を改正するものであり、現在、e-gov法令検索でこの改正後の法令の条文を表示することはできない。しかし、この条文は現在において有効となる現行条文にほかならず、ベースレジストリを目指すのであれば、告示や過去法令の収載には劣化するものの、いずれば何らかの形で収載を目指すべき法令である。 なお、なお従前の例による条文や、改正が行われていないなおその効力を有する条文は、改正直前の全法令を表示する機能(同日施行の他法令もあり得るため、同日前野時点指定ではなく、改正法令の法令番号の直前の改正指定である必要がある。)があれば、効力は可能であると推察されるが、改正されたなおその効力を有するものの条文は、システムに収載しなければ、どのようにも表示することはできないと思慮される。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており改正等法令が公布されるたびに更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回御提案いただいた内容については、「デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チーム」においても同様の指摘を受けており、引き続き検討してまいります。	
36	令和5年8月22日	令和5年9月13日	e-gov法令検索において官報正誤の情報の保有	e-gov法令検索において、官報正誤が行われた制定法令や、改正法令について、その情報を何らかの形で得られるようにすること。 日本国の法令は、官報に掲載された法令が正文となるが、印刷誤りや原稿誤りが生じた際には、官報正誤により修正されることがある。他方、官報正誤が行われた条文かどうかは、現在システムで確認することができない。 e-gov法令検索で表示される附則については、失効されていないと見受けられるものも省略されていることがあり、また、現在失効されていないとしても、過去時点での適用関係を調べために失効した経過措置を調べる必要がある場合もあり、その際には当時の官報の公布条文を調べる必要がある。しかし、官報正誤は、公布のいすれかの官報で行われるものであり、当該条文が後の官報で正誤されていた際には、それに気づかなければ、公布時の条文を見ても誤った条文として理解することとなる。 そこで、制定法令や改正法令において、官報正誤が行われたか否かの情報を、改正法令附則の法令番号に掲載するなり、バックデータとして収載して活用できるようにするなりして、正誤が行われたか否かの情報にアクセスできるようにしてほしい。	日本国の法令は、官報に掲載された法令が正文となるが、印刷誤りや原稿誤りが生じた際には、官報正誤により修正されることがある。他方、官報正誤が行われた条文かどうかは、現在システムで確認することができない。 e-gov法令検索で表示される附則については、失効されていないと見受けられるものも省略されていることがあり、また、現在失効されていないとしても、過去時点での適用関係を調べために失効した経過措置を調べる必要がある場合もあり、その際には当時の官報の公布条文を調べる必要がある。しかし、官報正誤は、公布のいすれかの官報で行われるものであり、当該条文が後の官報で正誤されていた際には、それに気づかなければ、公布時の条文を見ても誤った条文として理解することとなる。 そこで、制定法令や改正法令において、官報正誤が行われたか否かの情報を、改正法令附則の法令番号に掲載するなり、バックデータとして収載して活用できるようにするなりして、正誤が行われたか否かの情報にアクセスできるようにしてほしい。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており改正等法令が公布されるたびに更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回御提案いただいた内容については、引き続き検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
37	令和5年9月22日	令和6年3月15日	改姓に伴う手数料について	<p>現状、運転免許証や個人番号カードでは改姓に伴う記載事項の変更については、手数料が必要ですが、パスポートや医師免許・看護師免許等は改姓に伴う記載事項の変更にも収入印紙等が必要です。</p> <p>このような取扱の差異があるため、改姓に伴う記載事項の変更については、一律に手数料を求めない取扱とする。適正にそのような取扱いにより費用負担を国民に強い場合は返金する取扱としていただきたい。</p> <p>婚姻の自由がある中で、夫婦別姓を認めていない現行法制上、どちらか一方は改姓をせざるを得ません。改姓を法的に強いているのであれば、それに伴う費用負担は国や社会が負うべきであり、個人が負うべき負担ではないと考えます。</p> <p>また、記載事項の変更について、パスポートや無職技術士の免許では必要で運転免許証は不要など、発行主体やその内容によって取扱が異なるというのも解せん。</p> <p>少なくとも、夫婦別姓の導入に慎重な状況である現状、国民の負担を少しでも軽減する姿勢が必要ではないと考えます。</p>	婚姻の自由がある中で、夫婦別姓を認めていない現行法制上、どちらか一方は改姓をせざるを得ません。改姓を法的に強いているのであれば、それに伴う費用負担は国や社会が負うべきであり、個人が負うべき負担ではないと考えます。 <p>また、記載事項の変更について、パスポートや無職技術士の免許では必要で運転免許証は不要など、発行主体やその内容によって取扱が異なるというのも解せん。</p> <p>少なくとも、夫婦別姓の導入に慎重な状況である現状、国民の負担を少しでも軽減する姿勢が必要ではないと考えます。</p>	個人	外務省 厚生労働省 総務省	<p>【外務省】 旅券法第3条・第10条・第20条 旅券法施行令第2条</p> <p>【厚生労働省】 （医師） 医師法施行令第5条 医師法施行規則第3条 （看護師） 看護師助産師看護師法施行令第3条第1項及び第4項 保健師助産師看護師法施行規則第4条及び第7条第1項</p> <p>【総務省】 無職従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無職従事者規則第50条に基づき、総務大臣又は総合通信局長に対して手数料(2,200円)を添えて免許証の再交付の申請が必要であります。</p>	<p>【外務省】 国際民間航空機関(ICAO、国連の専門機関)が定める旅券の国際標準では、発給された旅券の記載事項を訂正しないよう求めています。外務省では、有効旅券の記載事項に変更が生じた場合に新たな旅券を発給することで、国際標準に準拠し、日本旅券の所持人が海外の出入国審査等において支障が生じないようにしています。</p> <p>その上で、旅券の記載事項は戸籍に基づくものであり、同事務の変更は、ICチップ等でも変更する必要のあることから新しい旅券を発行することとして、旅券冊子代や旅券事務に携わる外務省や都道府県旅券事務所の人員費等の事務経費が発生するため、改姓による旅券発給においても、手数料の納付が必要になっています。</p> <p>【厚生労働省】 医師及び看護師の登録事項にかかる費用は手数料ではなく、登録免許税法で定められた登録免許税であり、現行制度において当該登録免許税を廃止とする対応は困難です。</p> <p>【総務省】 電流法第103条では、政令で定めるところにより、「事実上の理由」に改定で定める額の手数料を別に定めることになっています。つまり、免許証の再発行の理由に関わらず、発生する事務作業等に必要な手数料を御負担いただいているものですので、当該手数料を不要とする対応は困難です。</p>	【外務省】対応不可 【厚生労働省】対応不可 【総務省】対応不可	
38	令和5年9月22日	令和5年10月18日	行政が銀行口座及び学生証情報を把握するためのクレジットカードをコピーすることを禁止する	<p>年金機構はコスト削減や顧客サービスの一環として運転レスロスキップや、キャッシュカードとクレジットカード一体型のものを発行するなどしている。専門学校等の学校法人はクレジットカード会社と提携し、本人の写真が入ったクレジットカードを学生証として運用している。そのため銀行口座や学校在籍情報を把握できる手段がクレジットカードに限られることがある</p> <p>年金機構では毎月「事務処理取り」の一覧を公表している。 https://www.nenkin.go.jp/info_johokokai/ayamari/jimuyosonayaman.html 家庭管理マニュアルに示された手順から逸脱した行為であると判断された場合は、事務処理取りとしてカウントされる。カウントされた年金事務所所属の職員は連帯責任を負われ人事処遇で不利益を受ける。そのためマニュアルでしか把握できないのが年金機構の実態だ。口座情報等がクレジットカードでしか把握できないのがマニュアルにて想定されていないので、職員は機械的に等しき添付し、遠慮している。</p> <p>ネット通販でクレジットカードを用いた取引ではカード番号とローマ字名義、有効期限及びセキュリティーコードを正しく入力できれば決済可能であり、カードを両面コピーすることは実行される可能性が増してしまう。行政職員といえ第三者相手カード情報を渡すことは非常に危険だ。</p>	<p>年金機構では毎月「事務処理取り」の一覧を公表している。 https://www.nenkin.go.jp/info_johokokai/ayamari/jimuyosonayaman.html 家庭管理マニュアルに示された手順から逸脱した行為であると判断された場合は、事務処理取りとしてカウントされる。カウントされた年金事務所所属の職員は連帯責任を負われ人事処遇で不利益を受ける。そのためマニュアルでしか把握できないのが年金機構の実態だ。口座情報等がクレジットカードでしか把握できないのがマニュアルにて想定されていないので、職員は機械的に等しき添付し、遠慮している。</p> <p>ネット通販でクレジットカードを用いた取引ではカード番号とローマ字名義、有効期限及びセキュリティーコードを正しく入力できれば決済可能であり、カードを両面コピーすることは実行される可能性が増してしまう。行政職員といえ第三者相手カード情報を渡すことは非常に危険だ。</p>	個人	厚生労働省	<p>学生納付特例制度の申請においては、対象となる学校教育法に定める学校等の学生又は生徒であること及びその期間を明らかにすることができる書類の添付を求めています。クレジットカード番号の添付は求められません。また、同一の学校等の学生である期間における2回目以降の学生納付特例申請においては、当該書類の添付は不要としています。</p>	国民年金法第90条の3、国民年金法施行規則第7条の4	その他	<p>学生証にクレジットカード番号が記載されている場合には、申請者に対してマスクング等のご対応をいただく又は在学生証明書等に必要となる添付をお願いするよう周知を図るとともに、日本年金機構に対しては当該書類も含めた厳密な書類管理に努めるよう指導します。</p>
39	令和5年9月22日	令和5年10月18日	軽自動車等を跨ぐ移動に伴う手続きの簡略化	<p>申請者自身が行っている軽自動車申告書（県外防止用 消滅用）の手続きの簡略化を止め、受け付けた窓口内で処理する。</p> <p>申請者自身が行っている軽自動車申告書（県外防止用 消滅用）の手続きの簡略化を止め、受け付けた窓口内で処理する。</p>	<p>県を跨ぐ移動（ナンバー変更）をする際、軽自動車検査協会にてナンバー自体の交付と回収を行う。</p> <p>新住所への納税実態は自動的にいされるようだが、旧住所に対しては軽自動車申告書（県外防止用 消滅用）という書類を申請者が個々に記入し、旧住所の市町村に郵送で提出する必要がある。</p> <p>住民票の移動に伴う住民票の処理を個々で行わないように、軽自動車申告書の停止に対しても窓口内で処理し、申請者が行う処理を減らす。</p> <p>県を跨ぐ書類が減り、行政手続きがより効率化されると考えられる。</p>	個人	総務省	<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第463条の19第1項では、「特別納税義務者は、当該市町村の条例で定めることにより、総務令で定める様式により、特別納税義務徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。」とされています。</p>	地方税法第463条の19	その他	<p>制度の現状に記載のとおり、地方税法上、旧住所（転出元）の市町村に対して、軽自動車申告書を送付するよう義務付けてはおりません。その上で、現在、多くの市町村においては、地方公共団体情報システム機構の「軽自動車検査管理システム」等を利用することで、転出元市町村から転出元市町村への納税義務者の異動を把握することができたため、旧市町村へも軽自動車申告書の提出は必要であると考え承知しておりますが、いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
40	令和5年9月22日	令和5年10月18日	専門職大学院における博士相当過程及び学位の創設	<p>現在、専門職大学院の課程は専門職大学院設置基準に規定され、かつ、その学位は学位規則に規定されている</p> <p>その標準修業年限は原則2年の課程のみが規定されており、修了要件とする修得単位数もそれに応じた単位数のみが規定されており、博士課程に相当する規定がない</p> <p>(なお、通常の大学院は、大学院設置基準に、修士課程と博士課程とが分けて課程が規定)</p> <p>我が国では、高度専門人材の育成、活躍は重要であるとされ、教育未来創造会議第一次提言においても、「高い付加価値を生み出す修士・博士の育成・活躍に向けて、大学院教育の強化に取り組む」とされている</p> <p>高度人材の活躍については、企業における現行の博士課程の人材活用推進の政策も行われ、それも重要ではあるが、専門職大学院はより職業人材育成に重きを置いた大学院であり、専門職大学院における博士課程相当の創設により、より採用ニーズに合った博士人材の育成を推進することができる</p> <p>海外においては、該国人材育成と専門人材育成は分けて育成がなされる傾向にあり、例えば、教育、経営、公衆衛生などはPh.D課程とは分けられE.D、DBA、Dr.PH課程が設けられ、国際機関等でこれらの学位取得者が働いている日本においても、例えば、東京大学公共政策大学院は博士課程を設けているなど、制度創設の現場ニーズは見受けられる(なお、報告書のためにその学位はPh.Dとして学位を授けられている)</p> <p>平成28年の文部科学省の専門職大学院WGの報告書でも、公衆衛生についてDPHの創設検討が必要とされており、高度専門人材の活用推進が打ち上げられた今こそ、博士課程相当の課程創設を実施すべきである</p>	<p>現在、専門職大学院の課程は専門職大学院設置基準に規定され、かつ、その学位は学位規則に規定されている</p> <p>その標準修業年限は原則2年の課程のみが規定されており、修了要件とする修得単位数もそれに応じた単位数のみが規定されており、博士課程に相当する規定がない</p> <p>(なお、通常の大学院は、大学院設置基準に、修士課程と博士課程とが分けて課程が規定)</p> <p>我が国では、高度専門人材の育成、活躍は重要であるとされ、教育未来創造会議第一次提言においても、「高い付加価値を生み出す修士・博士の育成・活躍に向けて、大学院教育の強化に取り組む」とされている</p> <p>高度人材の活躍については、企業における現行の博士課程の人材活用推進の政策も行われ、それも重要ではあるが、専門職大学院はより職業人材育成に重きを置いた大学院であり、専門職大学院における博士課程相当の創設により、より採用ニーズに合った博士人材の育成を推進することができる</p> <p>海外においては、該国人材育成と専門人材育成は分けて育成がなされる傾向にあり、例えば、教育、経営、公衆衛生などはPh.D課程とは分けられE.D、DBA、Dr.PH課程が設けられ、国際機関等でこれらの学位取得者が働いている日本においても、例えば、東京大学公共政策大学院は博士課程を設けているなど、制度創設の現場ニーズは見受けられる(なお、報告書のためにその学位はPh.Dとして学位を授けられている)</p> <p>平成28年の文部科学省の専門職大学院WGの報告書でも、公衆衛生についてDPHの創設検討が必要とされており、高度専門人材の活用推進が打ち上げられた今こそ、博士課程相当の課程創設を実施すべきである</p>	個人	文部科学省	<p>該当法令では、以下の通り定められています。</p> <p>(学校教育法) 第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を備え、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を備えることを目的とするものは、専門職大学院とする。 ③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に關連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。</p> <p>(専門職大学院設置基準) 第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。 2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。)とする。</p>	学校教育法第九十九条 専門職大学院設置基準第二条	対応不可	<p>博士課程は、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的(大学院設置基準第四条)としており、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的」とした専門職学位課程とは研究者養成という観点では役割が異なるもの、博士課程における目的の一つとして、御指摘のような社会の多様な方面で活躍し得る者の養成が既に規定されています。</p> <p>また、博士課程相当の専門職学位課程の検討については、現状、専門職学位課程の修了者の博士課程等への進学率は15%程度であり、博士課程相当の専門職学位課程の設置に関する大学・産業界、課程修了者等からの具体的な相談・要望等がなく、現時点では、博士課程相当の専門職学位課程を創設する段階にはないものと考えています。</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
41	令和5年9月22日	令和5年11月15日	法務省が公開している登録免許税の還付請求書様式に電子納付の場合の納付番号欄を記載すること	R4規制改革422提案は、法務省が公開している登録免許税還付請求書様式に電子納付した場合の納付番号記入欄がないにもかかわらず、未記入の場合は請求書の返戻が行われているのは行政手続法の趣旨に反するものとする。これに対して法務省は、登録免許税法施行令第31条に規定する「その他参考となるべき事項」に当たらないから還付請求書に記載しなければならないが、同条は「その他参考となるべき事項」に当たらないため様式には記入欄がないと回答した。これが説明として成立している論拠が全然分らない。/ 政令でその他参考となるべき事項を規定しているならば省令なり通達なりでそれを具体化しているはずであり、他方、縦割り回答の	「該当法令等」欄にそうした省令や通達を挙げていないから、おそらく権限となる省令や通達が存在しないのであろう。しかし、このような統一性のない行政運営は、行政手続法の目的である「行政運営における公正の確保と透明性（行政上の事務及び決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであること（をいう。）の向上」と矛盾する。このため、R3行政改革150提案は、建物滅失申請書様式に法定添付書面ではない建物取戻証明書が当然のように添付を要求されているのは行政手続法の行政指導規定に違反すると指摘したものである。これに対して法務省は、「登記官の便宜に資する必要があるとする。これは、なぜ建物取戻証明書の提出がないことをもって、当該登記の申請が却下されるからではないか」との申請書様式に記載がある一方で、様式に記入欄がないのは何故か」との他参考となるべき事項として記載していたが、必要がありませぬのか？/ 納付番号のない還付請求書を再提出することは申請人の負担、申請人の便宜の観点から不合理であるだけでなく、「審査の適正・効率化及び申請事件の早期処理」という行政事務としても十分であろう。/ 縦割り110番の回答は「こうした行政手続上のものは、特に特段の理由なくして不都合な提案をスルーするか、「事実誤認」として提案者の無理難題を批判して切り捨ての傾向にある。/ R3行政改革174提案は縦割り110番の回答をデータベース化して検索できるようにせよという提案であるが、むしろ回答する省庁のために整備したほうがよいのでは？	商業登記センター	法務省	登録機関は、申請人が過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合には、当該過大に納付した登録免許税の税額等について、所轄の税務署長に通知しなければならないとされています。また、登記等を受けた者は、登録免許税の過納額等がある場合には、その旨を登記機関に申し、上記の通知をすべき旨の請求をすることができ、この場合、登録免許税法施行令第31条に規定する所定の事項を記載した請求書を提出して請求することとされています。	登録免許税法第31条 登録免許税法施行令第31条	対応不可	御提案の納付番号は、登録免許税法施行令第31条に直接的に規定されていないため、還付請求書様式に記載されても登録免許税額の還付を受けなければならない事項については、その他参考となるべき事項として記載していただく必要があります。	
42	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記規則36条4項、商業登記規則50条2項の「補正すべき内容が明らかとなるときを明確化する	R3行政改革153提案は、退任代表者が作成した委任状を添付して登記申請をする場合、申請情報の代表者欄に委任状を作成した者を記載した場合は却下事由となる取扱いを民事局長通達である準則規定と矛盾するから改めべきとしたものである。これに対して法務省は、準則規定との整合性に言及するだけでなく、「申請情報の内容となる法人の代表者の氏名については、登記申請における代表者の氏名を提供する必要があるが、旧代表者の氏名を提供した場合は、不動産登記法第25条第5号に抵触し、補正の対象となります。」と回答した。/ 他方、R4行政改革101提案は、登記法における却下事由に関する規定があまりにも概括的であり	「申請人にとって明確ではないから通達で具体化するべきであるとしたものであるが、法務省は「登記申請に対する却下の判断は、事実ごとに登記官の判断により行われるため、御提案のような具体化した規定を設けることは困難です。」とする。しかし、「登記官の判断」は通達の規定が及ばない範囲でのみ裁量を有するものであり、民事局長通達たる準則規定と矛盾することはあり得ない。/ そうすると、準則的公的証明に基づく補正規定に違反して却下することもできないはずである。/ そもそも、不動産登記法が代理権不消滅を規定している以上、代理人の行為は代表者の委任の影響を受けないため、代理人が権限授与と同時に代表者を示せば申請行為としての要件を満たしている。/ なぜ法人代表者の氏名は現任者でなければならないのか、民事局長通達の補正不届規定が適用されないのか？/ 仮に却下事由に当たるか否かの基準が各種規制の空白リスクを生じさせるにしても、法務省は不動産登記の審査基準を補正率減少のために公開している (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hojinseisiei/hojinsetsuritsui/dab/sankou1.pdf)。/ 法のタテマが公開されていた行政手続法制定当時と違って、現在の規制のあり方は「潜脱されて文化化する程度の規定なら最初から規制するな」というスタンスであるように思われる。/ そうであるならば、公的証明によって補充できないと補正できない旨を明確化して、「行政運営における公正の確保と透明性の向上」を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目指すべきである。	商業登記センター	法務省	申請情報の内容に不備があっても、還付情報(公務員が職務上作成した者に限る。)により補正すべき内容が明らかとなるときは、補正の対象とはなりません。	不動産登記事務取扱手続規則第36条第4項	対応不可	個々の登記申請において、補正すべき内容は、登記官が事案に応じて判断するものであるため、対応は困難です。	
43	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記規則36条に補正期間に関する規定を新設し、その期間を2週間以上とする	補正についての準則36条には補正期間の定めがない。/ 国の行政手続では補正期間が1週間であるらしく、これを2週間以上とするよう提案したところ、「2週間以上という期間を「相当な期間」の統一した解釈指針として示すことは、ご趣意が補正に足りる申請における迅速な対応の妨げになるおそれがあると考えます。」という回答がされた。/ 準則に処理しなければならないのは行政手続法が不十分な部分留置によって申請人に差別的な取扱いをして不利益を与えないようにする趣旨であるから、申請人に対して不利益になるような早期処理は却つて法の趣旨に反するであろう。/ 補正期間についての行政手続法一般論は措くとしても、不動産登記法	「に限っていえば、行政機関と申請人の双方の作業が類似する事前通知の制度がある。/ 事前通知では、法務局の通知から返送までの期間は2週間である。/ 比較対象のない行政手続法においては一般論、抽象論で済まされるのに対し、不動産登記に限れば補正期間の設定について矛盾が生じる。/ なぜ行政機関で証明書を取得したり関係者の押印を集めたりする補正期間が1週間であるのに、送られた文書に署名押印して返送するだけの事前通知は最低2週間を保証されているのか？/ 申請の不備という点では、権利も還付書面であるから期間が異なる理由がない。/ そして、不動産登記法の原則が手続であるオンライン申請では返送もオンラインでされるため返送期間の延滞を想定する必要がないのに対し、書面申請の補正では必ず返送または返送する時間が必要になる。/ 権利提出の代替手段である事前通知は返送されなければ申請は却下されるけど、それと補正期間内に補正されない場合も同様である(準則36条1項[3])。/ 強い言えば、法定の期間設定がされていない補正手続では担当者の一存でどのようにも引き延ばしができるし、どのような形でも一度補正すれば不備があっても再補正として事実上の延長ができるという点で異なる。/ 行政機関がこうした矛盾が顕著する「運用で対応する」という魔法の言葉を使うけれど、「期間内に補正しなければ却下する」という脅し文句が行政手続法の精神に反している。/ また、再補正をさせるくらいなら、最初から充分な補正期間を確保すべきである。/ このような裏と表の扱い分けを禁止するために、補正手続における最低期間を2週間以上と規定すべきである。	商業登記センター	法務省	不動産登記においては、申請情報に不備があるときは原則却下されますが、申請の不備が補正することができるものである場合には、登記官が相当の期間を定め、補正の機会が設けられます。	不動産登記法第25条	対応不可	補正期間については、個々の登記申請において、登記官が事案に応じて判断するものであり、「相当期間」を2週間以上とすることは、ごく軽微な補正に足りる申請における迅速な対応の妨げになるおそれがあるため、対応は困難です。	
44	令和5年9月22日	令和5年10月18日	外務省在外登録業務の採用ハンプレットの更新	逐一更新すべきです。	退職した人の内容が記載されていたり、情報が古く、受験生にとってわかりづらくも毎年更新すべきです。いつまでも同じ国に勤務していると誤解を受けやすい。採用情報もろくに更新しないのに、受験者が興味をもつのは困ったと思います。	個人	外務省	職員採用ハンプレットは、人事関係部署と協議の上、関係省庁の範囲内で数年毎に改訂しています。	なし	検討を予定	当該ハンプレットは改訂を検討中であり、令和5年度予算の範囲内で対応可能な場合は、本年度内に改訂予定です。令和5年度に対応できない場合は、令和6年度早期に改訂すべく協議・調整予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
45	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記と商業登記とで生年月日の記録方法を統一し、同姓同名の場合は生年月日を必要最小限のみ公開する	<p>一代家としてのマイナンバーからランダムに生成した個人特定番号を併記するのが改善であると思えるが、法務省がそれに応じとも思えないので改善の策を提案する。／不登法改正により所有者の生年月日が非公開情報として記録されることになったが、この記録方法を商業登記にも導入し、すべての役員について生年月日を非公開情報として記録する。／そして、不動産登記・商業登記で共通するルールとして、同名異人として管理する場合は、現在の生年月日を公開する方法を改めて必要な部分のみを公開する。／たとえば、「昭和20年」と「昭和45年生」という区別を付ければ、月まで公開する必要がある場合のみに公開が必要な理由を説明できるが、同名異人を別名で区別できない。／重要な点は、不動産登記でも商業登記でも同名異人が記録される場合の多くは姓と姓であるから、生年だけを公開していいはずが足りる。／また、株式会社として問題の発生状況を把握しているならば、少なくとも生年月日を全部公開している現状の問題を指摘すべきである。／そもそも現在の役員の名のみを記録する方法は債権者が商業登記のみを根拠として役員を特定することができる。／余社情報の公示して意味をなしていない。／コンピュータ化されて情報の公開・非公開を運営できる環境では、商業登記と不動産登記とも役員を特定する情報を行政が保有しておくべきである。／代表者の住所非公開を制限する現在の法意趣のもとでは、むしろ住所より生年月日を公開している取扱いを先に改めるべきではないか？／生年月日は変更できないから、住所よりセクティブな情報である。</p>	商業登記センター	法務省	昭和45年4月11日付付民事申第1426号民事局長回答、昭和56年11月9日付民四642号法務省民事局長第四課長回答	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、不動産登記と商業登記において、生年月日の取扱いは統一されています。なお、生年月日を必要最小限のみ公開するという御提案については、登記の公示機能と個人情報保護とのバランスを図ること及びシステム改修に係る費用対効果等について慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。			
46	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記でDV被害者の住所が公開された場合の抹消手続を創設する	<p>R1.6.2総行住第35号は、DV支援申請を受けた自治体と引き継ぎを受けた自治体との間の連絡ミスによりDV被害者に支援対象者の現在住所が提供された事案を受けての注意喚起の文書らしい。／自治体から住民に通知することが多いに、人為で情報伝達してしまえることだ。／他方、H30.11.15総行住第192号は、法務局から法定相続人情報として公開するために住所の公開抹消手続が創設された。支援対象者である旨の情報提供をすらし、／では、このときに自治体のミスで支援対象者である旨の情報提供がなされた場合はどうなるのか？／あるいは、登記官が支援対象者からの申出を看過して登記した場合、一</p>	商業登記センター	法務省	登記官は、登記簿に記載されている者(自然人であるものに限る。)の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼす可能性がある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合において、その者からの申出があったときは、法務省令で定めるところにより、登記事項証明書等に当該住所に代わるものとして法務省令で定める事項を記載しなければならぬとされている。	対応	令和3年不動産登記法改正により、制度の現状欄に記載のとおり、DV被害者等保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例が設けられ、令和5年4月1日に施行されます。			
47	令和5年9月22日	令和5年11月15日	根拠当権の債務者の住所変更登記において変更すべき事項に債務者の氏名を含むか明らかにすること	<p>根拠当権の債務者の住所を変更する場合は、変更事項を住所の心とするか、変更されていない氏名も含めるかについて登記所のローカルルールがあり、取扱い統一されていない。／登記簿において債権者の氏名が記載されている「登記研究」は見解が分かれているけれども、住所と氏名とを併記する立場らしい。／氏名を含めると345号から住所のみで、438号で統一、456号では再び氏名を含む見解に反って、530号でそれを確認している。／おそらく多数派の見解であろう。／他方、民事局長通告である不登法登記記録例集には、根拠当権の債務者の住所変更について具体的な記載がなく、根拠当権の冒頭に「第十に一</p>	商業登記センター	法務省	根拠当権の債務者の住所の変更を申請するに当たっては、変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。			
48	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	<p>鳥獣被害防止計画を作成しているもの、自治体のホームページで公表しているもの、自治体のホームページで公表しているものが見受けられる。作成したら公表するようルールを作ったらしい。</p>	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項において「市町村は、被害防止計画を定めるときは、適宜これを公表しなければならない」とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められていません。	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の観点から意義があることから、農林水産省では、「市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について(令和5年8月4日付鳥獣対策・農村環境課長通知)」を发出し、地方農政事務所を通じて被害防止計画の各市町村のホームページへの掲載を検討いただくようお願いしたところ。また、本通知发出後、各市町村に向けて被害防止計画の公表状況調査を実施しており、調査結果の公表を検討していきます。今後、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
49	令和5年9月22日	令和5年11月15日	夫名義で購入した不動産を夫婦財産として登記するために信託もときの「共同形成財産登記」を創設する	資金拠出者が夫として不動産を購入すれば夫の単有名義で登記される。／夫婦共有名義にすれば妻から妻への贈与とみなされ贈与税が課されるからである。／夫が結婚前に蓄えた資金で不動産を購入したのであれば夫の単有名義で登記することも理にかなっているけれど、夫が夫に生前贈与を贈り入れて夫婦にわたって返済するから、夫単有名義で夫婦共有財産という前提に合致しない。離婚や相続といった清算の機会が発生するまでの持分が確定しないのは、生計を一にする「家族」の共同生活を不安定にするリスクになる。／この不平等を生ずるため夫から妻への贈与を非課税とする政策は妻の意思に依存するし、非課税要件が共有財産の実体にそぐわない	一場合もある。／たとえば、LGBTを含めた非婚カップルの財産形成で適用できるのか、相続税軽減と同等の非課税特恵を用意できるのかという問題である。／また、共有の登記がされるまでは単有名義の人が単独で処分可能であるため、実態として共有状態が処分行為に反映されない問題もある。／したがって、夫婦が財産形成として不動産を購入した場合は取得当初から贈与税の対応にない共有関係を認める方向で議論を進めるべきである。／そこで、信託登記の受益者が複数の場合は共有関係になる制度をまねて、一旦は夫名義で所有権移転登記をした後、夫婦を受益者兼受益者とする信託もとき、以下同じ、の「共同形成財産登記」を創設してはどうか。／この登記は妻の単有名義で不動産であっても夫婦の合意がなければ処分できないことを目的とし、離婚や相続が生じるか夫婦の合意によって売却するかすれば終了するシンプル構成である。／この方法のメリットは、信託の内容をあらかじめ法定しておくことで信託経路の登記を要しない点にある。／原則として共同形成財産と公認すれば、第三者は、受益者2人の合意を得なければ処分行為が出来ないと判断できる。／財産の共同形成は生計を一にする期間が基準であるため、登記年月日は重要ではない。／非婚カップルの関係性として、その関係性として不動産の清算が必要であると公示できる。／登記義務者として本人確認と意思確認とを経てことで遺言による意思表示は不要。／夫婦共有財産の持分は2分の1が基本であり、受益者の持分も公示不要。／制度を単純化して手続コストを抑えれば、お値段1000円の変更登記で処理できるかな？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記することのできる権利は、不動産登記法第9条に掲げられるに限られます。	不動産登記法第9条	対応不可	御提案の「共同形成財産登記」の対象とされている権利の内容が明らかではなく、対応は困難です。		
50	令和5年9月22日	令和5年10月18日	障害者活躍推進計画の増補(非正規職員への対応強化)	作成指針及びマニュアル https://www.mhlw.go.jp/content/000639334.pdf 全国各地に先窓口を設けている国の行政機関は、各窓口一人以上障害者を非常勤で雇用することで全庁的な法定雇用率を達成している(例:法務局、税務署、自衛隊駐屯地、産地、国交省の国道等の管理事務所および出発所、ハローワーク、労働基準監督署、年金事務所)。そのため先窓口で採用された障害者は内部職員による障害特性に応じた専門的支援を受けられない(支援スタッフが本省もしくは地方支庁等のブロック拠点のみに配置されているため)、また雇用の高標準には従って(障害者就業・生活支援センターが介入できなかったこと)、居住地と勤務地の二次渡居間があることなど複合的原因により外部からの専門的支援を受けられない(大都市圏以外の障害者施設は保健所の官報単位で厳格に運用されているため)、そして労働契約法等の無期労働契約ルールが適用となる運送部以上の雇用契約の回避のため、5年以内の定めとなる省庁がほとんど(しかしそのような場合でも雇用保険の離職票には自己都合退職と記載されて交付される)。 作成指針には年一回以上の計画実施状況を公表しなくてはならない旨の記載があるが、一部の地方自治体ではそれを実施していないもしくは実雇用率のみを公表している状況。 (例)新潟市 https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/soshiki/saiyo/shokun/jinji2020.html ほかに相模原市等も非公表。	国及び地方公共団体においては、法定雇用率の達成に留まらず、障害者活躍推進計画の作成を義務づけ、かつ、障害者の活躍の場の拡大に向け、合理的配慮の提供も含め、障害者の活躍を推進するための体制や職場環境の整備、人事管理など、各機関において自発的な取組が進められていること。当該計画は、障害者活躍推進計画作成指針に基づき策定することとされていますが、当該指針においては、 ・外部の関係機関(地域の就労支援機関等)との連携体制を構築することが重要であること ・意欲・能力に応じた非常勤から常勤への転換の促進も重要であること について示しています。 この他、令和5年度より、障害者就業・生活支援センターにおいては、当該センターの支援を受けて国及び地方公共団体に就職した者に対し、無償で就職後も引き続き支援を行うことが可能としたこと。厚生労働省は、引き続き、障害者活躍推進計画の作成に関し必要な助言を行って参ります。	個人	厚生労働省 内閣官房 総務局			障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の2、第7条の3	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
51	令和5年9月22日	令和5年10月18日	経済制裁対象者が指定される時、国際連合国際連合の共通指定コード・番号を付記するよう運用を統一してほしい	外為法による経済制裁の対象者が指定される時、国際連合が経済制裁の対象者に指定している個人や団体について、必ず国際連合の共通指定コード・番号を付記するよう運用を統一してほしい	国際連合が指定した個人や団体は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインで定められている24時間以内の対応のため、迅速にスクリーニングシステムに情報を取り込んでいる。そのため、国際連合が指定した直後にその情報を取り込み、その後政府が為法で指定してから対象者の情報をお知らせして日本語情報を取り込むという運用に改善をしないか、そのお返しを合わせて国際連合の共通指定コード・番号の記載があれば名寄せが簡便になり、突合合わせの事務負担が減少すると考えられる。 現在は財産凍結法による指定では「名簿記載者公告番号」を記載してはくれないが、外為法による指定ではその記載がないため、政府として運用を統一してほしい。	個人	外務省 財務省 経済産業省 警視庁	国際連合安全保障理事会がテロリスト・拡散金融に係る制裁対象者の指定した場合、外務省告示で外為法上の措置の対象を公告していますが、現在のところご指摘のとおり国際連合の参照番号(Permanent reference number on Sanctions List)の記載はありません。	外国為替及び外国貿易法	検討を予定	国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト・拡散金融に係る制裁対象者にかかる情報については、これまでも日本語情報を迅速に公告するよう統廃改善を重ねてきております。金融機関等に迅速・確実なリスト更新が可能となるよう関係省庁間で対応を検討していく所存です。		
52	令和5年9月22日	令和6年11月13日	規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)の「受け付けた提案及び所管省庁からの回答」ページ改善	規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)の「受け付けた提案及び所管省庁からの回答」ページは、受け付けた提案と回答が年度毎に分割されている上、PDFとExcel形式でしか公表されていないため、要望しう考えた内容が過去に要望されているかどうかやそれに対する政府の回答がどのようなものかを確認するには、過去のフォルダをダウンロードし、ソフトを開いた上で検索をする必要がある。これは非常に煩雑でコストがかかることに加え、網羅的検索性が落ちているため過去に却下された要望と同じ要望を行ってしまう可能性があり、要望者ももちろん政府にとっても二度手間を生ずる恐れがあると承知しております。横断的閲覧や検索を可能とするため、上記提案のように対応して下さると幸いです。	内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」を設置し、規制改革・行政改革について、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等からの提案を受け付けます。 「受け付けた提案及び所管省庁からの回答」の公表に関しては、情報量が多くなることから年度区切りの整理として、形式は閲覧者のOSに影響がないPDF形式と一般的な多く利用されているExcel形式を採用しております。	個人	内閣府 内閣官房	なし		対応	令和6年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、各規制改革関連制度における取組の可視化を図る観点から、内閣府が規制改革関係省庁の協力を得て、令和7年度中を目途に各制度に係る情報を内閣府HPにて公表することとしています。 規制改革・行政改革ホットラインで受け付けた提案や回答についても、同取組を通じてWEBページ上で確認できるようにするなど情報発信を強化していく予定です。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
53	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	鳥獣被害防止計画を作成した自治体は、それぞれの自治体のホームページで公表を義務付ける	各自治体において鳥獣被害防止計画を策定しているが、ホームページで公表していない例が見受けられる。自治体の立てた計画は広く周知されるべきものであり、ホームページでの公開を原則とする。 それぞれの自治体への問い合わせの手間が減り、また近隣や他県の計画を比べやすくなることにより、より有効な鳥獣被害防止対策が進むと考えられる。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められていません。	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第9項	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の観点から意義があることから、農林水産省では、「市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について(令和5年8月4日付鳥獣対策・農村環境課長通知)」を发出し、地方農政局等を通して被害防止計画の各市町村のホームページへの掲載を検討いただくようお願いいたします。 また、本通知发出後、各市町村に向けて被害防止計画の公表状況調査を実施しており、調査結果の公表を検討していきます。 今後も、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。	
54	令和5年9月22日	令和5年10月18日	車検証の住所変更	個人の車検証の住所変更は、現在住民票が必要となっているが、マイナンバーも取付してしまえば、そのデータを活用し、住民票の提出を不要とする。	車検証の変更を取り扱う運輸支局が、平日の16時までしか受付をしていないにも関わらず、マイナンバーで事足りる内容をわざわざ手数料を必要とする住民票を取らなければならない現在の状況は、コストの無駄ではないか。	個人	国土交通省	自動車の登録手続については、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)を利用することでオンラインにて24時間365日申請が可能となっております。OSS申請において、令和4年以前は住民票コード取得のため、住民票を必要とする場合がございますが、令和5年1月よりマイナンバーカードに格納されている電子証明書に含まれる基本4情報を用いることで、住民票を取得することなく、申請者の住民票情報を取得できる機能の追加を行っております。	住民基本台帳法	対応	OSS申請においては、令和5年1月よりマイナンバーカードに格納されている電子証明書に含まれる基本4情報を用いることで、住民票を取得することなく、申請者の住民票情報を取得できる機能の追加を行っております。	
55	令和5年9月22日	令和5年11月15日	登記情報提供サービスの照会番号制度の代わりに、収入印紙を貼付して登記事項証明書の添付を省略する	登記情報提供サービスの照会番号制度は、会社法人等番号等で省略できない登記事項証明書を添付する代わりに、登記情報提供サービスに手数料を支払って発行された照会番号を登記申請書の添付情報として提供するものであり、登記事項証明書の添付省略が政府方針となっていないから申請人以外の変更や他管轄の前置登記証明書[03行政改革184]の登記事項証明書を提出しなければならない、法務局が管理する情報を法務局に提出するコメディが維持されている。/照会番号制度は登記事項証明書の手数料より大幅に安い登記情報提供サービスで代替させるインセンティブによって、法務局で発行された証明書	一を法務局に提出させるという偽造変造リスクをなくした制度である。/具体的には、登記事項証明書が1通800円であるのに対し、登記情報提供サービスは332円となっている。/一見、国民目線な値下げであるけれども、第一に登記事項証明書の添付省略を認めればこんなサービスを利用する必要はないし、第二に登記情報提供サービスの332円のうちの12円は民事法務給金の手数料収入であるから登記申請書に320円の収入印紙(または電子納付)で代替すればもっと安くなる。/行政手続で320円の手数料を支払えば証明書の登記情報システム経費を負担したことになるから、民事法務給金に12円を払う必要がない。/この意味不明さは何なのか? /照会番号はインターネットを通じて参照される情報であり、法務局が管理する登記情報は民事法務給金を通じて提供される意味不明な構造である上に、内部ネットワークではなくインターネットを経由している時点でセキュリティリスクが発生している。/情報セキュリティより大事な制度なんですか? /否、登記情報提供サービスを国が信頼して運営することや制度開始直後に国会の付帯決議で事業者の複数化が指摘されたことについてはコストの問題を理由に対応不可であると回答したのだから、照会番号制度のようなコスト発生源を維持する理由は全く無く、簡素で効率的なシステム設計を目指すし、国に直接手数料を支払うようにすべきではないか? /オンライン申請であれば自動処理によって業務がさらに効率化するだろうし、書面申請にしても会社法人等番号が提供された場合と変わらない。/税と手数料の一括納付は本店支一括申請でやりましたよね。	商業登記センター	法務省	電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提供に代えて、登記官が電通通信回線による登記情報の提供に関する法律第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法律第8条各号に規定する指定法人から受けるために必要な情報を送信しなければならないとされています。	不動産登記令第11条	対応不可	登記事項証明書は資格証明としての機能を有するものであり、それに代わるものとして、照会番号制度があります。収入印紙の貼付だけでは、申請人が会社法人等の代表者の資格を有すると証明することが不可能であるため、対応は困難です。	
56	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	鳥獣被害防止計画を作成した場合、それぞれの自治体のホームページで公表する	鳥獣被害防止計画を作成したが、自治体のホームページで公表していない場合がある。 公示計画はだれでも見られるよう、公開すべき。 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項には、「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とあります。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められていません。	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第9項	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の観点から意義があることから、農林水産省では、「市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について(令和5年8月4日付鳥獣対策・農村環境課長通知)」を发出し、地方農政局等を通して被害防止計画の各市町村のホームページへの掲載を検討いただくようお願いいたします。 また、本通知发出後、各市町村に向けて被害防止計画の公表状況調査を実施しており、調査結果の公表を検討していきます。 今後も、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
57	令和5年10月20日	令和5年11月15日	国庫補助金等の事務処理等マニュアルを国の行政機関等に適用する共通標準マニュアルにしたい。	経済産業省における国庫補助金等の事務処理等マニュアル、是非とも国の行政機関等に適用できる共通標準マニュアルにしたい。 https://www.meti.go.jp/information/2/publishofficer/jimsuyori_manual.html	国庫補助金等の事務処理において、どの程度の証拠書類等を作成し、申請書類に添付や保管・保存するかによる行政機関共通のものが高く、標準的な書類作成の標準マニュアルがあれば、適立・適正に国庫補助金の申請ができるようになり、荷をどうするかに時間を割いていたことが幾分でも楽になります。 既に経済産業省において実施されていることを踏まえ、国も含めて行政機関、特に内閣府・総務省・国土交通省・厚生労働省なども家庭用パソコンやタブレット端末、国庫補助金等事務処理等マニュアルを整備してほしいと思っております。	個人	財務省 内閣府 総務省 国土交通省 厚生労働省 こども家庭庁	【内閣府】 内閣府では、申請書類に添付する書類等はそれぞれの補助金等の交付要綱で定められており、また、必要に応じてOA等により補完しているため、マニュアル作成までは考えておりません。 【財務省】 申請書類に添付する書類等は、それぞれの補助金等の交付要綱で定められており、交付要綱に記載がないものについては、それぞれ補助金等ごと、必要に応じて事務処理要領等で補完していることとあります。 ・このため、共通的なマニュアル作成までは考えておりません。 【国土交通省】 申請書類に添付する書類等は、個々の補助事業の交付要綱に記載され、交付要綱に記載がないものについてはそれぞれ補助金等ごと必要に応じて要領等で補完しております。また、補助事業の内容が多岐にわたり、証拠書類等についても各補助金によって求められるものが異なることから個別の交付要綱や要領等で補完していることとあり、共通のマニュアル作成までは考えておりません。 【厚生労働省】 申請書類に添付する書類等は、それぞれの補助金等の交付要綱で定められており、交付要綱に記載がないものについてはそれぞれ補助金等ごとに必要に応じて事務処理要領等で補完しており、共通的なマニュアル作成までは考えておりません。 【こども家庭庁】 申請書類に添付する書類等は、それぞれの補助金等の交付要綱で定められていること、交付要綱に記載がないものについては、それぞれの補助金等において必要に応じて取扱細則等で定められていること 以上のことから共通的なマニュアル作成までは考えておりません。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	現行制度下で対応可能		
58	令和5年10月20日	令和5年11月15日	独立行政法人・国立大学法人等における財務諸表等の官報掲載の廃止	独立行政法人通則法に基づき、独立行政法人及び国立大学法人には主務大臣承認の財務諸表の官報への公告が義務づけられているが、「広く一般の人に知らせるという」旨を踏まえれば、法人のWebページへの掲載でも十分であること、効率的・効率的な予算執行という観点からも官報公告規定を廃止し、これにより生じる経費や人的コストを法人が本来目的とする業務に当て回し可能なものがある場合、前述の金額よりも大きく削減効果・経済効果が期待できる、見直しが困難な場合は、官報公告と「遅滞なく公表」の意義の違いについてご教示願いたい。	独立行政法人通則法（以下、「通則法。」）第38条に基づき（国立大学法人については国立大学法人法第35条に基づき準用により）、主務大臣承認後の財務諸表の官報への公告が義務づけられている。しかし、インターネット普及率が9割を超える昨今において、「広く一般の人に知らせる」という旨を踏まえれば、何れも通則法第38条を始めとした「遅滞なく公表しなければならない」といった規定に基づく法人のWebページへの掲載でも十分であり、官報公告を義務づける意義が見いだせぬ。官報掲載費用が1人当たり100万円と仮定すると、令和5年4月現在で独立行政法人87法人、国立大学法人88大学で単年度当たり少なくとも億100万円が官報公告に費やされていることとなる。法人の運営には国の予算が投入されていることから、官報取次等の既得権益があるにせよ、効率的・効果的な予算執行の観点からも、上記の規定を廃止し、これにより生じる経費や人的コストを法人が本来目的とする業務等に当て回し可能なものがある場合、前述の金額よりも大きく削減効果・経済効果が期待できる。見直しが困難な場合は、官報公告と「遅滞なく公表」の意義の違いについてご教示願いたい。	個人	総務省 文部科学省	【独立行政法人の財務諸表について】 独立行政法が作成する財務諸表（附属明細書を除く。）については、官報に掲載することとされています。 【国立大学法人の財務諸表について】 国立大学法人が作成する財務諸表（附属明細書を除く。）については、独立行政法人通則法の規定の準用により、官報に掲載することとしています。	【独立行政法人の財務諸表について】 【独立行政法人通則法第38条第3項】 対応不可	【国立大学法人の財務諸表について】 【国立大学法人法第35条】 対応不可	【独立行政法人の財務諸表について】 官報は、一般に、「国の法令や公示事項を掲載し国民に周知させるための国の公報として重要な役割を果たしてきている」「官報電子化の基本的考え方」（令和5年10月25日官報電子化検討会議）でもあり、「官報に備わっている周知可能性や信頼性等に鑑み、法規たる性質を有しし事項について公にする手段としての役割も有している」ともされています。また、官報の掲載事項として、「公告（以下は「各省庁の公告」）裁判所の公告」「特殊法人等の公告」「地方公共団体の公告」「会社その他の公告」「官報の編集について」（昭和48年事務次官官報議事録。令和5年8月27日変更）が列挙されており、一般に、公的機関等における公告は、官報掲載という方法が規定されていると承知しています。 独立行政法人が作成する財務諸表（附属明細書を除く。以下同じ。）については、公的機関において公的資金がどのように使われているかを示すものであり、幅広く国民に透明性を担保して周知することが特に必要であることから、他の法令制度による官報掲載事項と同様に、こうした官報の国の公報としての役割、周知可能性・信頼性等を理由として、官報掲載事項としていたが、独立行政法人の財務諸表については、引き続き官報掲載とすることが適当です。なお、独立行政法人の財務諸表に限らず、周知方法としての官報掲載に関する法令の定めについて政府全体で見直しが行われる場合には、適切に対応してまいります。 【国立大学法人の財務諸表について】 国立大学法人が作成する財務諸表（附属明細書を除く。）については、独立行政法人通則法の規定を準用しているため、独立行政法人の対応に準じて適切に対応してまいります。	
59	令和5年10月20日	令和5年11月15日	育児時間の取得可能な時期について	現在、育児時間は小学校就学の始期に達するまでの子を養育しようとする職員が育児時間勤務を行うことができることとされているが、小学校卒業までに延長することが理想である。	「小1の壁」をご存じですか？ 私は今、霞ヶ間で一般職として働く母です。 現在育児時間を取得して、仕事、保育園の迷道、家事、育児を毎日こなしています。 しかし、先のことと考えると不安ばかりです。その理由は子が小学校卒業すると育児時間が取れないことです。 共働き、各世帯、通勤時間に1時間以上かかる私18時15分に帰宅しても家に着くのは20時頃。そこから夜の支度を始めることなど、21時前になります。毎年度の年のための取組の予算等は、危ないとも感じます。また、昨今の物価上昇などもあり、保護者の帰宅時間帯で食を旨くせなど対応は金銭的な負担が大きく、不安要素のひとつでもあります。 私は、総合的に考えて、小学校を入学を機に、仕事を辞めることを考えております。どうか、子供が小学校を入学したあとも女性が仕事を続けられる制度の見直しをお願いします。	個人	人事院	常勤の一般職国家公務員の育児時間は、小学校就学前の子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しなくてはならないこととする。この制度は、子が幼児である期間は、仕事と育児の両立が難しい時期であることを考慮し、一定の年齢に達していない子を養育する職員が請求した場合において、一日の勤務時間の一部を勤務しないことを認め、仕事と育児の両立、預託を容易にする趣旨で設けられています。小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を制度の対象としているのは、民間に適用される育児休業、介護休業等育児介護支援事業法の育児休業等に関する法律において、これから小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児休業に関する制度、所定労働時間の短縮又は始業時刻変更等の措置の講ずるような義務づけられていないこととされていることを念頭に置いて設定したものです。	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
60	令和5年10月20日	令和5年12月13日	オンラインで登記申請を取り下げる場合、取下手書送付に次の申請書を送付したときは添付書類を付け替える	R3行政改革190提案は、オンライン申請で取り下げ後に同日付の再申請をする場合は添付書類を送付せず登記所で受け替えることとされている。例えば登記原因証明情報のPDFを添付していないが取り下げ申請書が送付され、補正ができない理由が生じて申請情報を再度提出し直す必要がある場合で、別途債権に次の申請書を送付したときは添付書類を付け替える	一ペギである提案した。／大阪法務局では既にやっているらしい。／これに対して法務省は、「登記申請が取り下げられた場合において、添付情報のみ登記所に保管する取扱いとする場合は、当該添付情報の管理の問題などの課題があることから、この点も踏まえ、慎重に検討すべきを考察する。とする。しかし、提案は取り下げと同日に再申請した場合に限定しているため、添付書類を何日も保管することはなく、管理上の問題が生じはすはない。／電話で再申請の際に届けた添付書類が、添付書類を申請人が窓口に出しているように、添付書類を窓口から受け取り直し、／届いた再申請が受理されるまで何日も保管することになったとしても、申請人が登記所での再申請に変更すれば他の申請の添付書類と同様に保管することになる。／これで問題が生じない。送付手続には再申請の受付番号を記載して申請書類のリンクを完全、／この方法であれば前申請を保管する担当者として取り下げが容易。／取り下げ再申請への付け替えとが一体的に行われるため、添付書類の管理上の問題は生じない。／前回の提案で指摘した、行政コストの削減やオンラインの利便性向上との大義なども兼ねている。／オンライン普及のための特例方式が落とし穴だらけなだけだから、せめて対策を立てませんか？	商業登記センター	法務省	登記官は、書面申請がされた場合において、申請の取下げがされたときは、申請書及び添付書類を保管するものとしてあります（電子申請における添付情報の提供方法に関する特例により申請した場合には、添付書類を送付するものとしてあります）。 電子申請における添付情報の提供方法に関する特例により申請した場合には、その申請の受付の日から3日以内に添付書類を提出する必要があります。	不動産登記令附則第8条、不動産登記規則第33条第4項、同附則第21条第2項及び第24条第1項、商業登記等事務取扱手続規則第54条第5項	その他	取下げされた登記申請に係る添付書類を登記所において別の申請情報に付け替えることと、添付書類の適切に取扱いの観点から、運用を確立する必要があることから、この点も踏まえ、慎重に検討すべきものと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
61	令和5年10月20日	令和5年11月15日	国家公務員宿舎に光回線を導入する。	国家公務員宿舎に光回線を導入する。	国家公務員員のブラックな職場環境がニュースでよく報道されていますが、ほとんどの国家公務員宿舎に光回線が導入されていないとネットで知っていました。政府は、積極的にテレワークを積極的に推進しているはずなのに、自分たちが寄附している宿舎のネットワークをアテコメまで放棄して、しかも入居している国家公務員の方が光回線工事申請しても審査を管理している財務省などの役所が認めてくれないと書かれていました。光回線工事をして光回線を宿舎に引くことは、宿舎の価値を高めることを自主的にやられてはいるラッキーなものなのに、こんな職場環境では、優秀な若い人が民間に流れるのは、当然だと思います。今では、当たり前光回線ぐらい財務省は速やかに導入してやってください。あまりにも酷いと思います。	個人	財務省	国家公務員宿舎法第16条第2項において、「被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用に供し、又は当該宿舎につきその維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。」と規定されています。	国家公務員宿舎法第16条第2項	現行制度下で対応可能	国家公務員宿舎における模様替等の工事については、国家公務員宿舎法第16条第2項において、維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替等その他の工事を行うことを禁止しています。これは、国家公務員宿舎の適切な維持管理の観点から、入居者がみだりに宿舎の原状を変更することを防止するために承認事項となっているものです。 一方で、光ケーブルを利用したインターネットサービスの提供を受けることは、一部の入居者に限定された特殊な模様替等でないにもかかわらず、原状回復も容易であり、共同宿舎の維持管理に支障を及ぼすものではないため、自治会等からの申請があれば承認を行っているところ等です。また、令和元年の財政制度審議会審議案を踏まえ、合同宿舎の老朽化への対応として内装等の改修と合わせてインターネットの利用に対応できる設備改修を必要に応じて実施しています。	
62	令和5年10月20日	令和5年12月13日	相続関係説明図、法定相続情報一覧図の作成見本をインターネットを活用したテキストで統一する	相続関係説明図や法定相続情報一覧図の様式は、本人を中心とした関係者を軸で提示する方法を原則としている。／歴史の長い法定相続情報一覧図は、相続関係説明図の亜流であろうし、相続関係説明図は客観性の亜流であろう。既存の制度を急遽に制度設計しに過ぎない。／どこで、どちらの制式を、関係者を軸でつながらず、記載事項のみを列挙する作成法も認められている。／これは、線で結んだ図を作成できない申請人を想定したバリエーションの例外という位置づけが正しい。しかし、列挙方式のほうがパソコンで作成が容易であるため、こちらを原則とするよう改めるべきである。／専門業者が登記手続を扱っていた時代であればともかく、現在のようー	ーに一般人もパソコンで申請書を作成する時代には特別なアプリケーションやその操作技術に依存しない方式が制度設計として必要ではないか？／法定相続情報一覧図の様式をエクセルファイルで公開している法務省にも、すべてのパターンを網羅できず、典型的でない相続関係では申込人にファイルを変更させている。／エクセルを使い慣れない者にとってセルを切り貼りして図を書き換えるのは容易ではない。／相続関係説明図に至っては、法務省はダウンロードファイルも提供していない。法定相続情報一覧図の趣旨と異なる相続登記申請を促進するにはこうした申請書除去する必要があり、誰かが入力できるテキストファイルによる列挙方式が望ましい。／現在のようが面倒が必要であれば、テキストファイルを提出させ、法務局が審査する段階でPDFファイルで統一変換すればよい。／テキストファイルによる提出は商業登記で活用されている。／列挙方式のファイル印刷した用紙に申込人が署名押印すれば入力内容が真実に相違ないとの申出を確認でき、登記官がその証明を元に作成すれば現行方式と同じである。この変換プログラムをウェブサービスとして事前に利用できるようにすれば、申請人自身が申請書類について修正もできる。／また、オンラインサービス化できれば法定相続情報一覧図のオンライン申請も可能になるため、デジタル・ガバメントの方針とも合致する。／要するに、関係者を軸でつなぐというパソコン以前の慣行がデジタル化の障害になって、パソコン以後に登場した法定相続情報一覧図や、図面がパソコンで簡単に作れない仕様になっているからこれを改めるべきである。	商業登記センター	法務省	相続関係説明図については、以下URLのリンク先ページ中、「19」所有権移転登記申請書（相続・法定相続）において、不動産登記の申請書様式を紹介する中「元・太郎データ、ワードデータ及びPDFデータで記載例を掲載しています。 https://hoomuyokoku.moj.go.jp/homu/minji79.html また、法定相続情報一覧図については、以下URLのリンク先ページにおいて、エクセルデータで記載例を掲載しています。 https://hoomuyokoku.moj.go.jp/homu/page7_00015.html	なし	対応不可	御提案のようなテキストファイルによる列挙方式を一般的な相続関係説明図のひな形とした場合、被相続人を起点とした相続人との関係性の把握を一見して行うことが困難であると考えられることから、登記所における審査業務に時間を要することとなるため、現状においては対応困難です。 また、法定相続情報一覧図においては、実子と養子の別など各種相続手続において必ずしも必要のない身分関係もあることなどから、被相続人を起点とした相続人との関係を線で結んだ図の方式のほか、列挙方式での一覧図のひな形も掲載しているところ等です。 なお、一覧図の発行及び写しの交付の申出は、全ての戸籍簿が電子化されたオンライン提供可能とはしていないことから、紙媒体で申出し添付する必要があるため、申出は窓口又は郵送による必要があります。	
63	令和5年10月20日	令和5年11月15日	e-Gov法令検索における改正履歴機能の実装	e-Gov法令検索において、現行法令の改訂のみならず改正履歴機能の実装。現在は実行可能であるが、施行日別に閲覧することが可能であるが、施行以降は実行可能な企業データも参照できる。現在は実行可能であるが、施行日別に閲覧することが可能であるが、施行以降は実行可能な企業データも参照できる。現在は実行可能であるが、施行日別に閲覧することが可能であるが、施行以降は実行可能な企業データも参照できる。	現在、日本法令索引では過去の法令の改正日は知る事ができるが、具体的にどのような改正が行われたのかについては目録を参照することが必要であり、改訂の方式による改正を行っている法令がどのように改められたのかを当該改訂の文から知ることは極めて困難である。他方、規制に服する企業等においては法令がいつ改正されたのを知ることは規制がいつから有効となり、自己の行為が規制の対象となるのかを常に把握し、事前に必要であることと認識できるように改訂の方式による改正を行っている法令がどのように改められたのかを当該改訂の文から知ることは極めて困難である。他方、規制に服する企業等においては法令がいつ改正されたのを知ることは規制がいつから有効となり、自己の行為が規制の対象となるのかを常に把握し、事前に必要であることと認識できるように改訂の方式による改正を行っている法令がどのように改められたのかを当該改訂の文から知ることは極めて困難である。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており、改正等法令が公布されるたびに追加された案文を更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回御提案いただいた内容については今後の改修における対応を検討しているところです。	
64	令和5年10月20日	令和5年12月13日	生活保護法に基づく処分等の通知については、従来より、様式がほぼ全国標準で定められている一方、十分な理由を記載するスペースがなく、行政手続法の4条1項の趣旨からは、問題が指摘されています。現在、厚生労働省で検討されている標準仕様書において、理由付記を十分に行なうスペースを確保するよう修正案に改めて頂くよう、ご検討をお願いします。	生活保護法第25条2項に基づき変更決定処分は、法定委託事務であり、地方自治体は独自に、理由付記のための様式を決定することには困難が多いようです。 ・令和5年5月 標準仕様書【1】別紙5-A欄裏レイアウト30頁の様式がウェブサイトにアップロードされていますが、根拠となる基準と算式、ある程度の理由・事実を記載できるスペースが足りないというので、記載できる種類のスペースを確保して頂ければと思います。 ・処分を決定する際には、理由付記が不可欠です。理由付記が十分意識されていないため、調査十分して処分が取り消されている事例も見受けられます。 ・福祉事務所等の現場からしますと、処分の再調査、再処分がはかえずって時間・人財を取られることとなり、費用増の面からマシと扱われます。 ・一方、概算の変更は、大規模システム変更ではなく、また、他の関係省庁と何らかの調整を要するものでもないため、大層かコストを要求するものではないと思います。 ・以上より、ご検討をお願いします。 ・以上より、ご検討をお願いします。	生活保護法（昭和25年5月4日 法律第144号）における保護の変更の申請があった際は、同法第24条3項、4項及び9項に基づき、保護の種類、程度及び方法を決定し、申請書に附して書面をもって、これを通知する必要がある。上述の書面には、決定の理由を付記しなければならない。また、同法第25条2項に基づき、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を要するものと認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知する必要がある。なお、当該通知書については、生活保護法施行細則（平成12年3月31日 社務第871号 厚生省社会・援護局長通知）第6条に基づき、様式第17号で示している決定通知書に準じて、実施機関である市町村にて様式を定めております。	個人	厚生労働省	生活保護法（昭和25年5月4日 法律第144号）における保護の変更の申請があった際は、同法第24条3項、4項及び9項に基づき、保護の種類、程度及び方法を決定し、申請書に附して書面をもって、これを通知する必要がある。上述の書面には、決定の理由を付記しなければならない。また、同法第25条2項に基づき、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を要するものと認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知する必要がある。なお、当該通知書については、生活保護法施行細則（平成12年3月31日 社務第871号 厚生省社会・援護局長通知）第6条に基づき、様式第17号で示している決定通知書に準じて、実施機関である市町村にて様式を定めております。	生活保護法第24条第3項、4項及び9項、同法第25条2項、生活保護法施行細則第6条	検討を予定	現行の標準仕様書11版に定められている保護決定通知書について、理由記載欄の容量が制限されており、保護の決定について理由の記載も制限されている状況です。そのため、今年度改訂予定の標準仕様書の0面に、理由記載欄の幅を広く、これまで以上に決定理由を詳細に記載出来るよう、対応を検討しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
65	令和5年10月20日	令和5年12月13日	不動産・商業登記で住所変更の委任状の記載を「住民票の通り」とも可とすること	不動産・商業登記で住所変更の委任状には、原居年月日と転居先住所とを記載するらしい。この取扱いの根拠は不明であるが、不動産登記よりも商業登記のほうが資格である気がする。法務省は「委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容の記載をすが必要であり。」(R4行政改225 回答)とすけれど、委任者の住居が変更されたら委任内容は明らかではないか？R4行政改149 回答で「委任情報は、申請情報に記載された内容が真正なものであると証明するために添付を求めている」としているから、私的自治の委任状は、行政法が規律する申請情報ほどには厳格な様式を求められると考え。登録原因証明情報	一人が同一日で複数作成できるにもかかわらず、委任状の記載は登録原因証明情報の作成日付だけで確認できている。これにより住居変更の場合は前住所と氏名とが登記記録と一致していれば本人を特定できる。登記手続上も前住所と氏名との一致をもって変更証明とされているから、委任状に「住民票の通り」と記載すれば登録原因証明情報の参照記載の正確性にも争むのではない。つまり商業登記で住所変更登記は添付情報の不要な自己申告であり、住民票が添付されていれば委任者の意思としてその通りに登記するよう依頼したと判断できる。ノマドシブシブ名は住民票の通りとするか、代理人の職数とするか別して。不動産登記においても、住民票を証明書として認めればご登録取得し転居住所以外の住所はないから、法務省の審査は申請書と委任状について正しい住所を記載している場合が唯一の正解である間違い探しをしていないに過ぎない。したがって、委任者が委任者に対する委任事項として公的証明である住民票を添付した場合は住民票に委任するよう依頼したと判断できる。そこで行政改225 回答で「委任事項が住民票の通り」と記載し、委任事項として住所が住民票通りでない可能性をどこまで想定できるか？この可能性まで検討するなら、同一日付の登録原因証明情報の取り違えまで検討しなければ整合性がない。登録原因証明情報の登録目的として登録目的が設定されなければならない。委任者の記載事項として「登録原因証明情報の通り」を認めるなら、登録原因証明情報が必要としない登記についても、委任事項について同程度の特定を定めるべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記の申請を司法書士等の代理人がするときは、その代理人が本人を代理して申請する権限のあることを証する情報(委任情報)を申請情報と併せて提出しなければならないこととされています。また、委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容の記載をすの必要があります。	不動産登記令第7条第1項第2号、商業登記法第18条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容の記載をすの必要があります。御提案の件については、委任情報の内容から、申請の目的である不動産不当事項を確認することができない等、代理権の範囲が明らかにならないことから、対応は困難です。	
66	令和5年10月20日	令和5年12月13日	各法務局がそれぞれ公開している共通の文書を法務省が一元的に管理し、迅速なアップデートをす	R5.6.8行政評価局公表資料によると、ある申請人は地方法務局で相続登記を申請した際に原本送付の返却がされず遺産分割協議書の原本送付がされなかったという行政相談があったらしい。その結果、行政評価局が仙台法務局に原本送付の説明について改善を求めようとしたが、仙台法務局は「不動産登記申請書提出前のチェックリスト」を作成し、公表したとか、登記手続を間違いないよう進めようとしたら必ずその情報は無数にあるからその規制は簡素化するのが先決だろうと思うのだが、それにもかかわらず、その膨大な規模のチェックリストにして改善を求めようとしたら、関係者の役所から怒られない範囲で情報提供すればいいやって発想が既に	一問題解決的ではない。ノそして、さらに不合理であるのがリストの公開方法である。ノなんで全国50もある法務局単位でそれぞれ公開するんですか？ノ別の機関として全国で統一の事務をしているのであれば原本送付などという基本的な手続も統一しなければならず、バラバラにやると必要ない。ノデジタル庁さんが問題にする現在は各府省が個別に整備・運用している。UI/UXに一貫性がなく、類似する情報が複数のウェブサイトに散在しているケースもあります。ノというやつですな。ノこれを体系化しているのが法務局である。ノとえば、「不動産登記申請書提出前のチェックリスト」を公開している場合、福岡、熊本などの場合は原本送付の説明がなければ、後で登録が公開するものには入ってない。ノ佐賀や福岡で申請しても原本送付の問題は起こり得るから、全国で統一して行政サービスを標準するなら国民に対する説明も統一すべきではないか？ノまた、同一のファイルそれぞれ法務局がアップロードすればその分だけサーバーコストがかかる。将来的にクラウドとして管理するものも同一のファイルが乱立して管理コストがかさむだろう。ノ仙台等の新バージョンでは登録を検索しやすいように各法務局の名前が書かれているけれど、その法務局の登録であるかどうかが人は自明であるし、地元が地籍簿の不動産について申請する場合には間違いないものである。法務局HPに掲載される大半の記事と同様に、法務省が統一したファイルを作成して各法務局はそこへのリンクを貼る方法に改めるべきである。ノこの程度のごとでデジタル庁さんへ煩わせる必要ありますか？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	該当する制度はありません。	なし	対応不可	各法務局が個別にホームページ上で公表している文書を法務省が一元的に管理することは業務負担の観点から困難です。各法務局ホームページにおいて、常に最新かつ正確な情報が公開されるよう取り回しを要します。なお、提案事項に記載のチェックリストについては、法務省において、統一した様式のものを作成、公表し、各法務局にも周知しています。	
67	令和5年10月20日	令和5年12月13日	不動産登記法と商業登記法との間で省令・通達に異同がある規定について適用を明確にすること	不動産登記法36条3項は、申請書又は添付書類が資格者代理人によって作成されたものである場合はその補正は資格者本人のみが可能である旨規定し、補助者による補正を禁止する。この規定の趣旨について、解説書では「既に提出された書類を訂正することができないのは、その事項の作成権限のある者に限られる(法務省が不動産登記補助者取扱手続規則)としており、大書作成者のみが補正できるというのが不動産法のオウマエらしい。ノこれに対して商業登記法36条3項は、51条で補正についての規定をおいているものの、資格者による補正については規定がない。ノ商業登記法制定時の趣旨によると、商業登記法は不動産登記法に準ずるを合せて	一規定した(民事月報Vol19No6)としており、不動産法則での成る規定が商業登記法に存在しない場合は、不動産登記とは異なる商業登記のシステムとして意図的に除外されていると解釈でき、ノそもそも資格者や補助者の関係を包括的に規定したいのであれば行政手続共通のルールとして非登録法や司法書士法に規定すればよく、わざわざ個別法で規定する必要はない。ノ不動産登記法の趣旨から資格者の規定である。ノまた、同様の相違は省令の原本送付手続にもあり、商業登記では代理人が原本送付請求をするには特別の授權が必要である(商登規49条4項)とされているのに、不登規55条にはその規定がない。ノ原本送付や補正手続は不動産、商業を問わない共通事項であり、実態に即する規定を争いから、それぞれ独自の規定があれば、他方は反対解釈によってその規制が及ばないと考えのが自然であろう。ノすなわち、補助者による申請書の訂正は不動産では禁止されるが商業では禁止されず、原本送付については商業では特別の授權が必要で不動産では必要ない。ノ規定とはなるはずなんです。スッパリないどころもある。ノ不登規36条3項は補正をする場合は登記官の面前ですと規定するが、これは商業登記でも実施されなければならない。ノ内規別に規定してすすというなら、基本共通である手続は反対的に国民を拘束する事業上の命令であるため、国民に見えない追加ルールは適当ではない。ノ補助者による補正禁止もどこかあって、突然禁止されるかもしれないから。ノ規制するから、当然あるべき場所に明示すべきだし。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	該当する制度はありません。	なし	対応不可	不動産登記と商業登記は異なる制度であることから、御提案に対応することは困難です。	
68	令和5年10月20日	令和5年3月15日	放課後児童健全育成事業の取扱いをきちんとし、補助金等申請書の取扱い等を補助金適正化法からきちんとシステム化してほしい	放課後児童健全育成事業と交付金交付要綱(国庫補助金等)の関係性について、補助金適正化法を踏まえた整理して頂きたいです。 ★補助金等交付要綱(通則) 子ども・子育て支援交付金交付要綱 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r050209/koufu-kaisei.zenbun.pdf (通則) 第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)において「適正化法施行令」という。)の定めによらば、この要綱の定めるところによる。 子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r040401/eibikaisei.zenbun.pdf (通則) 第1条 子ども・子育て支援施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)において「適正化法施行令」という。)の定めによらば、この交付要綱の定めるところによる。	子ども・子育て支援交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)において補助金等とされる給付金に指定されておらず、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、放課後児童健全育成事業が交付対象事業として整理がなされています。また、放課後児童クラブ運営指針(平成27年農林発0331第34号)において、放課後児童クラブの運営にあり、定期的な検査や決算報告を行うなど適正な会計管理を行う必要性について明記されています。	個人	こども家庭庁	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に基づき、放課後児童健全育成事業については、国が示す子ども・子育て支援交付金交付要綱等に基づき、実施主体である市町村において、地域の実情に応じた多様な運営形態により適切に実施しているものと承知しており、改めて当庁から本事業の取扱いについて示す必要性はないものと考えられています。放課後児童クラブの運営に当たっては、事業所が所在する市町村とよく御相談のうえ、事業を実施いただきますようお願いいたします。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、放課後児童健全育成事業指針(平成27年農林発0331第34号)	現行制度下で対応可能		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
69	令和5年11月17日	令和6年3月15日	国・都道府県から基礎自治体の調査のオンライン化の進捗状況を公開していただきたい	依然として国・都道府県が行う調査の内容重複は続いており、また、他の調査との整合性を求められています。他の調査との整合性を確認するのは基礎自治体にとっても確認する国・都道府県にとっても手間ですし、調査をオンライン化・データベース化することによってその手間は容易に解消できるものと考えられます。また、メールでの調査依頼は、国が行う調査の場合、多くはそれぞれの都道府県が通知文を作成の上、各市区町村にメールを転送する形式で送られてきます。更に、場合によっては国が都道府県毎にデータを振り分けて個別にメール送信の上、更に都道府県が市区町村毎にデータを振り分けて個別にメール送信を行うことと思います。このように、メールで調査依頼することによりかなりの手間が起きていると思えます。特に都道府県においては、国からの調査依頼を市区町村に投げる作業に多くの時間を取られているのではないかと懸念しております。メールでの調査依頼が来る度、また他調査との整合性を求められる度に、これにより全国で生じている手間と人手を思い易易する日々です。あとどれくらい調査のオンライン化が完了するのか分れば、少しは希望を持って調査に向かうことができます。是非進捗状況について教えてください。また、調査のオンライン化にあたり課題となっている点があれば教えてください。よろしくお願いいたします。	個人	内閣官庁	制度の現状	該当法令等	対応	対応の概要	備考	
70	令和5年11月17日	令和6年6月15日	抵当権の取捨店の登記の前提として支店登記の可否を明らかにし、保証会社にも取捨店の登記を認めること	R3行政改革207提案は、抵当権の取捨店登記の可否が民間確認の回答によって決まるのは行政手帳として行政手帳の透明性に欠け、行政としての責任を曖昧にするから、法務省がその基準を公開すべきであるとしたものである。この登記については、金融機関の取捨店登記によって保証支店の支店名を申請することとされている。建設回では、法務省の運営が基準であるとして、会社一般に取捨店登記を認めた。M35.7.8民刑第634号民刑局長回答も運営としての努力を維持しているはずである。このM35回答は法務省民事局長が公式一	商業登記センター	法務省	明治35年7月6日民刑第634号民刑局長回答 昭和36年9月17日民刑第1134号通達	対応不可	金融機関の取捨店の登記簿への記載は、全国各地に多数存在する支店において貸付業務を「付帯して」行っている場合、金融機関に属して認められたものである。そのため、取捨店名の登録簿へ記載を金融機関以外の会社に拡大することは相当ではなく、御提案への対応は困難です。			
71	令和5年11月17日	令和5年12月13日	車で通勤をする公務員に対する通勤手当の支給方法の変更について	現在、車で通勤をする公務員に対する通勤手当については、通勤する距離の区分より支給されていることです。この額は、当面の見直しはされていませんが、近年のガソリン代の高騰に対応できず、明らかに職員に対する費用の補填が行われていないものと思われまう。これは、民間の先事例を参考に、毎月の基準ガソリン価格を定め、それに各職員の通勤距離を乗じて通勤手当を支給する方法を導入することにより、ガソリン価格の変動にかかわらず、適切な額を算定でき仕組みを導入していけるかという点。なお、国が先駆けとなることにより、対応の遅れた中小企業についても、同様の見直しが行われ、適正な企業負担の実現や従業員負担軽減が行われるものと思われまう。	個人	人事院	国家公務員の通勤手当制度において、自動車等使用者に対する通勤手当については、1箇所月を10円単位とし、自動車等の使用距離の区分が10キロメートル未満～10キロメートル以上(13箇所)に応じて、月額2,000円から5,600円までの範囲内で支給されます。	一般職の職員の給与に関する法律(昭和29年法律第95号)第12条第2項第2号	その他	自動車等を使用する国家公務員の通勤手当については、民間企業における通勤手当の支給状況を踏まえ、距離段階別で額制により支給とされており、民間企業の実態を反映している結果となっております。自動車等の使用距離の区分に於いて通勤手当の額は、これまで民間企業の同種手当の支給状況との均衡を図るとを基本として改定を行ってきております。ガソリン価格の動向は、民間企業における通勤手当の額に拡大されているものと考えており、こうした考え方の下で、ガソリン価格の動向も注視しております。		
72	令和5年11月17日	令和6年2月16日	法定相続情報一括図の提出先には提出先を具体的に記載せず、金融機関にはインターネット経由で送信する	法定相続情報一括図の提出先には「利目的」と必要写真の送致の記入欄がある。これは無料の一覧図をメモ帳代わりで請求されることを防止するため、しかし、金融機関が確認しても100万円までは検証される日本では多数の金融機関に分散させた場合で安全であるため、20枚3枚と請求されても不思議ではない。これも複数枚による却下権限が曖昧である上、提出先の調査権限もなければ調査と区別がある。問題の本質は郵送執行からではなく、デジタル/ガイメントで世界最先端を標榜している日本政府が「H27.6.30閣議決定」いままら紙の証明制度を始めたことだ(H26.5.29閣議)。一		商業登記センター	法務省	法定相続情報証明制度は、被相続人の相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者が、法定相続情報を記載した書面の保管及び法定相続情報一括図の写し(以下「一覧図の写し」という。)の交付の申出をすることができるところである。登記官は、一覧図の写しを交付するに当たっては、申出に係る登記所に保管された一覧図の写しである旨の検証文交付し、有効期限の日及び職員の署名を記載し、職印を押印した上、専用紙である地紋紙に印刷してこれを交付している。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第24条	その他	制度の現状欄に記載のとおり、一覧図の写しの交付に当たっては、地紋紙を使用することによる偽造の防止を図っています。御提案にあるように、これをインターネット経由で送付するなど電子的に交付することとした場合、電子署名を付与することによる偽造防止措置を講ずることが考えられますが、そのためには、一覧図の写しの提出先となる各種機関においても、付与された電子署名の検証等が確実にできる体制・環境を整えなければなりません。したがって、電子証明書の検証等のための各種機関の体制・環境の整備状況とともに、一覧図の写しを戸籍簿等に代えて利用する各種機関の需要等を踏まえ、慎重に検討する必要があると思います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
77	令和5年11月17日	令和6年3月15日	法務省HPの不動産登記申請書記載欄にある登記識別情報の通知欄の位置がおかしくないですか？	登記識別情報を通知する登記において「申請人があらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合」は登記識別情報が通知されない「法21条ただし書」/「すなわち、登記識別情報の通知は申請ごとに希望しない旨の申出ができるはずである。したがって、その申出は申請人ごとになされなければならない。ところが、法務省が公開する記載例では「希望しない旨の申出」のチェックボックスが申請人欄の中ではなく、添付情報欄の次に独立した項目として表示されている。/その結果、法務省の記載例では権利者2人以上の場合であっても、チェックボックスは申請人欄ではなく、添付情報欄の下に表示されている。/これでは一貫-	一人は申請人全員一致でなければ「希望しない旨の申出」ができないと誤解しかねない。/法務省は建物滅失登記の記載例で、取壊し証明書の添付をあたかも義務のように説明して、「高付情報の法的性質等について詳細な説明を加えること等については、登記申請人に誤解を招くおそれがあるほか、その必要性、登記申請における申請人の負担、申請人の便宜に資するかどうか等の観点から、慎重に考える必要がある。対応は困難です。」とする。/しかし、登記識別情報の通知については、今後の登記申請予定や送達等のプロセスを、個々の登記名義人ごとに自ら判断して決定すべきである。/共同権利者であるからといって、登記識別情報一括して管理するのは法の趣旨に反するであろう。/「登記申請における申請人の負担、申請人の便宜に資するかどうか等の観点」という点も行政対応ではなく、(下)に管理する上、権利者みなわねない。/その責任を押し付けるのが登記識別情報だからである。/登記識別情報を不動産登記制度の根幹にしてしまった法務省が「法的性質等について詳細な説明を加えること」をためらうべきではない。/実際、オンライン申請の操作手引書には、申請人欄で、登記識別情報の変更が記載されている。/変更の可否の明は、書面申請とオンライン申請と異なるのか？/管理ができないなら不通知の申出をすべきであるという法のスタンスを無視して一括手続をまぎれこませるのは、登記利益を登記申請ごとに変更していた当時をききました。法務省の時代錯誤である。/そもそも、申請人情報を電子的に記録・検索できる施行に、権利者に割符を渡す発想が時代錯誤なのだが、/前の一文は蛇足です。	商業登記センター	法務省	不動産登記の申請書の記載例は法務省HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minj79.html)に掲載されています。	不動産登記法第21条	検討を予定	御意見も踏まえ、記載例に注意書きを記載することを検討いたします。		
78	令和5年11月17日	令和6年11月13日	縦割り110番の成果の見える化。	縦割り110番の提案に対して、「対応」と把握した提案の成果をホームページをはじめとする様々な媒体でアピールして、縦割り110番の成果を見える化する。	縦割り110番が始まってから随分年月が経ちましたが、提案に対して「対応」と回答した案件の成果がまるで国民に分りません。例えば、令和2年の行政改革推進本部で「官報等の政府刊行物の印刷は紙資源の無駄であるので止めて、デジタル化するべきです」との提案に対して法令の公布は官報の重要な役割であり、紙の官報が印刷局から発送され、一般希望者において官報を閲覧し、または購読し得る場所等に刷新したことをもって法令の公布とされていることから、紙の官報は引き続き必要です」と回答して「対応不可」と結論付けています。ところが、政府は、今年3月に「官報電子化検討会」を立ち上げて、7月には「官報電子化の方針」を決定しました。令和2年に提案された方に対する回答と全く異なる結論を出してしまっています。令和2年の時点でデジタルに官報の電子化を検討してなかったと言わざるを得ませんが、結果として、縦割り110番の提案が採用されています。このように、縦割り110番の提案が実現していることをホームページをはじめとする様々な媒体でアピールすれば、より多くの有益な提案が募り、よりよい国民サービスが提供されると思います。縦割り110番にPDCAの好循環を回して国民サービスを向上して下さい、お願いします。	個人	内閣官房内閣府	内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」を設置し、規制改革・行政改革について、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等からの提案を受け付けています。	なし	対応	寄せられた規制改革・行政改革に関する提案については、所管省庁において確認及び検討を行い、公表時点における検討結果をホームページで公表しています。	規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)に寄せられた提案も含めた「規制改革・行政改革」に関する提議については、規制改革推進会議等の資料を公表するなど、引き続き内閣府等のホームページを通じて国民の皆様に分りやすく伝えるよう努めてまいります。	
79	令和5年11月17日	令和6年2月16日	R5.4.1に変更された胎児の記録簿を再検討し、本提案とともにパブリックに付して国民の判断を仰ぐこと	R3行政改革137提案は、胎児が相続する場合の記録簿に父と母の関係を記録するのは胎児の嫡出子(非嫡出子が公認)と見なされ、プライバシー保護の観点から記録簿を見直すべきであるとしたものである。/この提案では父と母との関係だけでなく母の氏名をも公認する必要があると指摘したにもかかわらず、法務省は、父と母との関係のみを削除するという中途半端な対応を行った。/R5.3.28とR5.3.29に改正された記録簿が掲載されているが、それを見て人権擁護を担当する法務官僚さんたちはなんとも思わなかったのか？/胎児が生き生まれなかった場合は胎児の氏名を削除し、死んで生まれなかった場合は所有権更正で抹消される取扱いは変更-	一されていいない。/すなわち、母の氏名が公開されている時点で非嫡出子であることを公開しないという改正の目的が無視されているだけでなく、母の氏名が公開されることで、母親にとっては死産した事実が永久に公開されるとプライバシー侵害が続いている。/そもそも胎児には法定代理人がないため遺産分割はできず、財産処分の可能性はない。/そして、その命死(母の死)に明らかになるのだから、胎児だけ記録し、あえて母親の氏名を公開する必要はなかったはずだ。/仮に他の相続人から連絡を取る必要がある。/登記申請書の開示のように関係者が異に必要のある場合のみ法務局に開示請求をするか、非・不登記で新設された外国居住者の内閣府でも「胎児の母」として、登記する方法で連絡可能にすればよい。/登記で母親の氏名を公開する必要があるため、胎児が複数いる場合でも胎児(甲)、胎児(乙)のような方法で区別が可能である。/DV被害者の現住所を公開しない取扱いがされる場合には、登記名義人を公開する必要性を上回る法益として、胎児の母親についても同様の配慮がされるべきではないか？/父親と母親との関係さえ削除すれば明治時代の取扱いを温存できるという発想が権威主義で、男性中心主義な思考停止であった。/厚生労働省が「流産・死産・・・を経験された方」に対して、「行動・・・が情報を共有し、精神的な負担を軽減するための配慮等を行うことが重要です」と書くように、このようなセンシティブな問題を法務官僚さんが決めるのは情緒であって、登記の具体性と母親のプライバシーとのどちらを優先すべきかパブリックにかけて、国民の判断を仰ぐべきである。	商業登記センター	法務省	胎児を相続人とする所有権の移転の登記の申請において、申請人である胎児の表示は、「何某(母の氏名)胎児」とするものとされています。	令和5年3月28日法務省民第538号通達	対応不可	胎児には氏名がないことから、氏名に代わる登記名義人の特定のための事項として、制度の現状欄に記載のとおり、母の氏名を使用して表示する必要があります。/何某(母の氏名)胎児」との表示のみから、非嫡出子であるかは明らかになりません。		
80	令和5年11月17日	令和6年1月19日	行政証明書のコピーをコンビニエンスストア交付におけるシステム会社の管理及び迅速な情報の収集・開示	行政証明書のコピーをコンビニエンスストア交付した際に、特定の事業者のシステムを介して個人情報が対象と分かるが、該当の自治体や関係、改修及び情報の管理等が各コンビニエンスストア事業者が契約しているシステム会社から管理されていること、また、コンビニエンスストアはお客様と直接接する拠点であることから、お客様との問い合わせが加盟店に入る状況となり、現場や本部ともに情報がなく対応に苦慮する状況となった。今後を踏まえ、各自治体が契約しているシステム会社の管理をそれぞれ行っていただき、発生事象や該当自治体の共有を実行高度であるコンビニエンスストア事業者へ速やかに連携していただき、官報省庁やJ-LISが代表窓口とするような体制を構築していただきたい。	令和5年3月27日に別の住民票が発行されるトラブルがコンビニエンスストアにて発生した。後に、特定の事業者のシステムを介して個人情報が対象と分かるが、該当の自治体や関係、改修及び情報の管理等が各コンビニエンスストア事業者が契約しているシステム会社から管理されていること、また、コンビニエンスストアはお客様と直接接する拠点であることから、お客様との問い合わせが加盟店に入る状況となり、現場や本部ともに情報がなく対応に苦慮する状況となった。今後を踏まえ、各自治体が契約しているシステム会社の管理をそれぞれ行っていただき、発生事象や該当自治体の共有を実行高度であるコンビニエンスストア事業者へ速やかに連携していただき、官報省庁やJ-LISが代表窓口とするような体制を構築していただきたい。	(一社)日本チェーンストア協会	総務省	現在、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)と市区町村、コンビニエンスストア事業者が締結する契約約款において、利用者からの証明書等の内容に関する苦情や照会等への対応は当該契約の市区町村が主体となっており、また、これら契約約款において、コンビニエンスストアにおける事故発生を確認したときは直ちに他の当事者に連絡すること等が定められています。	なし	対応不可	利用者等からの証明書等の内容に関する苦情や照会等の対応は市区町村が行うこととされているため、利用者からコンビニエンスストアに苦情があった場合について、市区町村への問い合わせをご案内いただくことが可能です。また、コンビニエンスストアに苦情があった場合は市区町村の判断に委ねられており、J-LISからコンビニエンスストアに対して市区町村の情報を連絡するためには、個々の市区町村の了承を得る必要があります。このため、市区町村又はコンビニエンスストアからの報告によって事故発生を検知しているJ-LISとしては、報告後に発生事象や影響範囲等を確認し、自治体からの報告により検知した場合にあっては、当該自治体の了承を得た上で、事故が発生したコンビニエンスストアに情報をお伝えすることになります。迅速にお伝えできるよう努めてまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
81	令和5年11月17日	令和6年3月15日	不動産登記電子申請書の保存期間を延長し、跡部土籍方式と相続登記については永久とする(3/3)	不動産登記申請書の保存期間は書面・オンラインを問わず、30年とされている。保存期間が10年期から30年間に延長されたのは、後に起こる紛争解決の手がかりとしての利用が期待されたことだろう。その意味では永久に保存してもよすがだが、書面申請やオンラインの送付書類を含めた書類を長期間保管するのは保管場所が問題になるなどのコストとの兼ね合いになる。地方、申請書を送るの上で保管するだけの完全オンライン申請であれば庁舎問題は生じないから、永久保存も不可能ではない。むしろ、永久保存である登記記録の証拠として、登記申請書も永久保存とするのが理想ではないか？オンラインデータを印刷して保存し	一所に困るくらいなら、最初からデータで保存すればいい。／巻、表示登記では隣接地所有者の協力を得られず、抜込みになった調査士が書類を偽造変造すかトラブルが起こりやすい。／一般人は登記に関心がなく、まして業界が移動したことは気づかれない。／業人が理解できないことは、法務省が分厚や地積更正の申請書様式を公開してない理由でもある。／したがって、調査士による不正はどのタイミングで発覚するか不明であり、原本を確認しないリスクの高い制度を継続している以上、その証拠も可能な限り長期保存すべきである。／例、H201111(2007年)の調査士に対する登記簿証明情報として提供するPDFは相続関係証明図のみであり、／しかし、任意的に遺産分割協議書もPDF化して送信すれば、たとえ相続人が遺産分割協議書を紛失しても、法務省のサーバー上にデータとして保存されるから、そこにその象の一切の財産内容が記録されていると主張がなされ、協議書後には発見された場合でも争論問題を回避できる。／不動産登記手続で文書の真正が確認された協議書であれば、PDF化されていない作成者の印鑑証明書などの真正も推定されるだろうから、／相続登記来が社会問題となっている時期、一旦は紛争予防策を行う手続に組み込んでおくべきではないか？オンライン申請であれば30年を超えて保存される制度を確立すれば、申請人にとってオンラインを利用するインセンティブが少し、オンライン申請も一層普及するだろう。／法務省が司法書士の意見を事前に、オンライン申請をする司法書士が選ばれる状況を作るべきだよ。	商業登記センター	法務省	電子申請において提供された申請情報及びその添付情報その他登記簿の附属書類を登記所の管理する電磁的記録に記録して保管するとされています。また、書面申請において提出された申請書及びその添付書類その他登記簿の附属書類を機密に守りつつ並びで保存するものとされています。	不動産登記規則第17条、第28条	対応不可	公示に必要な情報は、登記記録に記録されており、申請情報等を永久に保存する必要は乏しいため、保存にかかるコストを削減し、登記申請書は30年で廃棄することとされています。電子申請において提供された申請情報についても、これを永久に保存する必要性が乏しいため、データの保存にコストがかかるため、永久保存とすることは相当でないものと考えられます。したがって、御提案への対応は困難です。	
82	令和5年11月17日	令和6年2月16日	書面申請の補正連絡として携帯電話のSMS利用を可能にする	不動産登記規則36条2項、商業登記規則50条1項は、書面申請における補正の連絡方法について、「電話その他の適宜の方法」によるとする。／オンライン申請についてはオンラインシステムを經由したメール通知であるのに対し、書面申請は「電話その他の適宜の方法」とされている。／何十年も変わらない取扱いだろう。／しかし、携帯電話等であればSMSを使用できるから、書面申請でも申請人の希望により電話番号にSMSを送信する通知方法を認めるべきではないか？申請書様式にチェック欄を設けて、この方法のメリットは、一般人からの申請に対して担当者からの説明を文字情報にできることである。／電話による連絡は、聞き手がショートでー	一あるが故に口頭での説明での補正事項が伝わりにくく、同じ説明を何度も繰り返すムダや、メモも取れずに関連した記憶がされる危険がある。／再補正になれば申請人の負担と行政のムダが増加するだけでなく、登記では証明書の発行停止も長期化する。／即ち、土業者と違って電話に出られないことも多く、何度も電話をかけるし、つながらなければ郵便による連絡がない。行政コストは増加する。／一般人でも行政手続をする以上は日中に電話に出られるようにしておくべきだ、という役所の認識が間違っているし、時代錯誤である。／電話に出られない一般人に対してオンラインの使い方を支援する前に、一般人が書面申請をしても便利になるように制度を組んでおくべきである。／SMSより電子メールのほうが文字数制限もなく便利であるが、アドレスを誤入力するリスクがあり、現在制度化されている電話番号を使用したほうが役所の負担は少ないだろう。／パソコンで入力した誤りについては、パソコンシステムを稼働するから、サービス会社と契約すればできるし、政府のシステムにのみ対応することはある。／電話連絡をSMSに代替することは、申請人と行政庁とのやりとりを記録するという意味で、行政手続としてトラブル防止の観点から望ましく、連絡書という、警告メッセージとして、相手の記録として一方に記録する方法よりもよほどマシである。／行政が事後検証する際の確認コストは、オンライン行政手続はオンライン化だけが効率化・デジタル化の方法ではなく、書面申請を含めた制度改革が必要である。／いつまでも電話連絡が中心的な手段であるという認識は時代錯誤だ。	商業登記センター	法務省	登記官は、書面申請についての不備が補正することができる場合において、登記官が定めた補正認め相当期間当該申請の申請人に告知するときは、電話その他の適宜の方法により連絡してするものとされています。	不動産登記事務取扱手続規則第36条2項 商業登記等事務取扱手続規則第50条1項	その他	制度の現状欄に記載のとおり、補正連絡は電話その他適宜の方法によることとされており、法令等の改正は不要です。なお、SMSでの通知を可能とするにはシステムの改修が必要ですが、システム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えられます。	
83	令和5年11月17日	令和6年2月16日	登記申請の取下げ手続における送付書類の交付ルールを明確化すること	不登規55条0項は原本送付書類を送付の方法により受領できる旨を定め、規程38条、39条では申請の取下げ手続における送付書類の送付を定めている。／この2つの制度は一見、平仄を合わせているようで、却下・取下げ規定には送付手続が存在しないという不整合がある。／不登法のデフォルトルールは登記所で交付であるため、却下・取下げ手続で特別な意思表示をしなれば登記所での交付になるのか、あるいは申請書と原本送付の交付方法が却下・取下げ手続に引き継がれるのか不明である。／登記後の送付書類は原本のみであるのに対し、却下・取下げでは印鑑を紐(再使用証明)、登記原因証明情報、委任状、原本のコピーが含まれる	一、／不登法は登記識別情報や登記完了証の送付について別段の意思表示を要求しているため、原本送付規定のみその範囲が拡張されるのは不自然だろう。／他方、オンライン申請では取下げ手続に送付書類の交付方法について選択制がなされた。当然に申請時の意思表示が引き継がれるとも考えられる。／ここはムダなトラブルの原因が埋まっている。／登録免許法違反で、却下と同時に再使用手続を認めないオンライン申請では、登記所で再使用証明申出をするついでに書類を取って再申請しようとする人も、却下したら送付書類は発送後だったという意図が生じる。／そもそも却下・取下げにおける送付手続の法的性質が不明である。／却下・取下げ時に登記識別情報通知書の送付を求められた場合(準則41条3項)、これは登記識別情報の「通知」に当たるとは？／そこであれば、代理人が受領する場合は受領したついでに特別の授権が必要で、返信用封筒は本人限定受取郵便になる。／書面申請では申請時、封筒に入れて登記識別情報を提出するは、代理人が登記識別情報をもたらさないと認められる。／登記完了後であっても、新たに発行された登記識別情報は届目がされているため代理人は自身を見ることができないのに、受領には特別の授権が必要とされる。／この点を厳格にすれば、登記所・代理人間の行政手続では代理人の権限の確認が必要であると解釈するべきではない。／この点は、オンライン申請における暗号化の委任とバラレルな問題だろう。／このように考えると、たとえ封筒に入っていないでも、取り下げ時の登記識別情報の送付手続は「通知」と同様の扱いが必要ではないか？／このへんの作り込みが悪い。	商業登記センター	法務省	登記官は書面申請がされた場合において、申請を取下げたとき、申請の取下げがされたときは、添付書類を添付するものとされています。	不動産登記規則第38条3項、第39条3項	対応不可	登記申請の取下、取下げ手続における送付書類の交付方法については窓口による交付や郵送による送付が認められています。そして、申請人の意思によって交付方法を選択できるようになっているため、御提案の対応は不要であるものと考えられます。	
84	令和5年11月17日	令和5年12月13日	資金前渡書による支払いを原則として廃止する	資金前渡書による支払いを原則としてやめて、言書支出官による支払いに切り替える	デジタル庁の資料によれば、資金前渡書が現金保険料(児童手当など)や給料の支払いをする、銀行などへの振込手数料で月あたり100円もたらす。言書支出官が支払えば、振込手数料がわずか10円に抑えらる。やっていたことは同じ銀行への振り込みなのに、資金前渡書が支払うと税金が10倍も投入されて高くなる。完全に税金の無駄だと思えます。現金で支払うよりも、現金払いしか受け付けない会社に支払う場合とか銀行がない地域に勤務している職員に給料を支払う場合とかに極めて限定的にすべきです。税金が10倍もかかっている以上、資金前渡書による支払いを直ちにやめてください。	個人の	内閣府 デジタル庁	国の支出は、各省各庁の長又は各省各庁の長の委任を受けた支出官が行うことが原則であり、経費の性質上現金の支払いなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような場合等には、支出の特例として資金前渡書による支払が行われることが規定されています。支出官が官庁会計システム「ADAMS II」を用いて債権者の電帳簿で支払うことを「支出官払」とし、資金前渡書が予め支出官から必要な資金の交付を受け、現金、小切手又は振込の方法により支払うことを「前渡書払」と呼んでいます。なお、前渡書払ができる経費の種類は、予算決算及び会計令第51条で定められています。	(支出官払) 会計法第16条 (資金前渡書支払) 会計法第17条 官庁支出事務規程第52条 予算決算及び会計令第51条	対応	制度の現状欄に記載のとおり、「会計業務の効率化に向けた改善計画」に基づき、各省省等において前渡書払から支出官払への移行に向けた取組が行われています。例えば、常勤職員の給与支払については一部省庁を除き支出官払化を完了しています。	御提案理由で記載されているような前渡書払が真にやむを得ない場合を除き、各省省の優良事例を共有することになり、引き続き支出官払への移行に向けた取組を進捗させてまいります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
85	令和5年11月17日	令和6年3月15日	法務局のリアルタイム登記情報を併せ及び地方自治体で確認可能に	公有財産管理や相続及び納税義務者を特定するために登記簿を公開請求をせずに確認できるようにして、各担当の機動性を高める。	法務局はいわゆる市町村の「平成の大合併」に適合するように管轄区域を変更しなかった。そのため広域合併で政令指定都市に移行した新潟市における所轄法務局(支局)は旧市町村単位で三つに分かれている。中でも北區は旧豊栄市域とそれ以外で所轄登記所が異なっており、旧豊栄市分の登記情報は隣接する野奔田市の新発田支局まで、それ以外は中央区の島崎ま情報確認しなくてはならない。	個人	デジタル庁 法務省	商業登記法第10条及び不動産登記法第119条の規定に基づき、登記事項証明書を交付しています。	商業登記法第10条 不動産登記法第119条	検討に着手	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、公開請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。 【令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)】 https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/doc/05/k.tb_r5.honbun.1.pdf 【デジタル関係制度改革検討会(第1回)】 https://www.digital.go.jp/councils/digital-system-reform/4502f325-1144-4668-847c-72ec3890645e
86	令和5年11月17日	令和5年12月13日	難病患者への行政支援の充実	患者本人やその家族、および患者会への支援を充実させる。	大学等の研究者による疾病研究事業が主である行政の難病対策だが、患者本人への支援体制は整備が不十分である。各都道府県もしくは政令指定都市が設置している患者支援のコア機関である「難病相談支援センター」は設置者と運営方法がバラバラなため個人情報であるカルテや疾患情報が管内保健所や市区町村役場との間で共有がままならない。また難病は医療もしくは公衆衛生に政策分類されるため障害者手帳の交付を受けていない難病患者は福祉には扱われていない現状がある。また行政的なお悩みを難病対策の基本的な会計年度任用職員等の非正規の公務員が担当しているため、業務や難病についての知識が不足していること窓口職員から見れば勤務するほどの待遇や報酬を得られていないことによる行政への不信感から積極的行政に支援を求める強い難病患者が多い。	個人	厚生労働省	難病相談支援センターについては、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第28条に基づき、都道府県または指定都市を実施主体とし、必要に応じて法人等に委託して、難病の患者やその家族等がもつ様々なニーズに対応し、医療機関や福祉支援等機関、就労支援等関係機関との地域の関係機関と連携した支援対策を実施している。個人情報等の取扱いは、同条に基づき当センターの役員や職員に対して秘密保持義務が課されているほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係規定に基づき、原則として外部機関に提供していませんが、これまでも、必要に応じて、相談者の同意の範囲内で、地域の関係機関と共有しています。また、難病法の改正により、難病患者が福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、都道府県等が患者の申請に基づき指定難病に罹患していることを確認し、登録者証を発行する事業が令和6年4月に施行いたします。自治体やハローワーク等における登録者証の利用が促進されるよう、厚労省において、障害福祉サービス等の地域で利用可能なサービスの情報提供するためのリーフレットのひな型を作成し、難病相談支援センター等を通じて患者に周知する予定としております。また、難病相談支援センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組むことで、難病患者等の療養生活の質の向上を図っています。難病相談支援センターの運営は都道府県等が行っているため、支援内容については、自治体によって異なる場合があります。	難病の患者に対する医療等に関する法律等	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
87	令和5年12月15日	令和6年1月19日	国の行政機関におけるPPAPを完全に禁止する。	国の行政機関におけるPPAP(メールでパスワード付きファイルを送り、パスワードを別途する方法)を完全に禁止する。	2020年以内閣官庁と内閣府でPPAPを廃止したのに、環境省や財務省など多くの国の行政機関では、いまだにPPAPをやっている節節が多いです。PPAPは、同じ宛先にzipファイルとパスワードを別々に送信するだけですが、セキュリティ対策や受け取り側の利便性の観点から適切ではありません。デジタル庁は、速やかにすべての国の行政機関に対してPPAPを完全に禁止するよう速達を出してください。そうすることで、業務を効率化することができ、無駄な残業が削減すると見えます。	個人	内閣官庁 デジタル庁	令和5年12月に、IT総合戦略室(当時)から全府省に対してメールにおける添付ファイルについて、パスワードを同経路で送付することのいよいよ周知しており、同様の内容を令和4年1月にもデジタル庁から周知しています。	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群	現行制度下で対応可能	同一経路で暗号化したファイルとパスワードを送付する、いわゆるPPAPについては、暗号化されたファイルにパスワードを入力して復号化するための手間がかかるため利便性の観点から推奨されず、セキュリティ上のメリットも少ない。例えばセキュリティが十分に確保されたオンラインストレージサービスを利用する等、利便性の観点と政府統一基準を踏まえた対応を各府省庁に引き続き周知してまいります。
88	令和5年12月15日	令和6年1月16日	管轄が異なる共同担保で登記簿中心の共同担保目録を統合し、権限増強や担保権移転での脱税防止する	管轄が異なる共同担保で登記簿中心の共同担保目録を統合し、権限増強や担保権移転での脱税防止する	一か、〃たとえば、A登記所のa不動産とB登記所のb不動産について権限額1億円共同担保抵当が登記されているとする。〃これを権限額変更によって10億円の担保抵当とする場合、増加する9億円の0.4%である360万円の登録免許税をA登記所に納付し、B登記所では1500万円の登録免許税と800万円の登記事項証明書が必要である。〃合計900万2100円。〃これに対して、A登記所のa不動産とB登記所のb不動産について1000万円の担保抵当を10億設定し、各担保抵当の権限額を1億円に引き上げた場合は、次のような脱税が起り得る。〃まず、a)担保抵当について9000万円0.4%で360万円の登録免許税をA登記所に納付する。〃次に、これを共同担保抵当にある登記簿のb1担保抵当(1500万円の登録免許税と800万円の登記事項証明書1億円)とする。〃そして、b)担保抵当の登記事項証明書を送付してa)担保抵当の権限額を億円に変更する。〃ここでポイントなのは、共同担保目録には担保権不動産について順位番号が記録されないため、権限額・債権の取得・債権者・担保抵当権が一覧で記録された登記事項証明書として判別がつかないことである。〃そうすると、本来はa)担保抵当の権限額変更について360万円の登録免許税を納付しなければならないのに、2100万円で済んでしまう。〃以下、この変更を繰り返すと、2100円×19物件で379900円増える。〃すなわち、正確の手続では360万円100円が必要となる。この裏技を使えば39万9900円で登記が可能になる。〃脱税は犯罪であるにしても、ドグマを遵守して抜け道を放置するのは行政の怠慢であろう。	商業登記センター	法務省	登記官は、二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記の申請があった場合において、当該申請に基づき登記をすることは、共同担保目録を作成し、当該担保権の登記の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければなりません。また、登記官は、共同担保目録を作成するときは、共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければなりません。同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする担保権等の設定登記等を受けられる場合には、当該担保権等の設定登記等の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該担保権等の設定登記等に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該担保権等の設定登記がこの債権の担保に該当するものであることを証明する書類を添付して当該担保権等の設定登記等の申請をするもの限り、当該担保権等の設定登記に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とするとされています。	不動産登記規則第16条第1項、第17条第1項第2号 登録免許税法第13条第2項	事実確認	御提案の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、登録免許税法第13条第2項の適用を受けられるのは、最初に設定等を行った担保権等に追加的に設定等を行う場合に限りです。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
89	令和5年12月15日	令和6年1月19日	確定給付企業年金および確定拠出年金の規約変更申請に係る行政審査の明確化	規約変更申請に係る類似の事例を事業主や受託機関が予め確認できるように、行政審査結果の具体事例を幅広く開示すること。	規約変更申請に際しての法令の解釈、運用について、事業主や受託機関が個別に行政へ確認した内容については共有されるツールが現在はないことのため、各事業主・受託機関から同様の行政確認が行われる可能性や、法令の解釈、運用について幅が出てしまう可能性がある。 行政審査結果の具体事例の開示や、規約変更に係る統一基準の設定を行うことで、より効率的な制度運営が可能になるものと期待される。	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の規約記載事項については、通知において承認基準を示しているほか、確定給付企業年金規約においては標準的な規約を、確定拠出年金Q&Aにおいては企業型確定拠出年金規約における記載内容についての疑義が生じうる点について回答しております。 また、企業の所在地を管轄する各厚生局において判断が難しい案件については、随時厚生労働省へ疑義照会がなされ、当該疑義照会の回答を各厚生局へ共有しています。これにより、法令解釈及び運用に幅が出る点のないよう対応しています。	平成14年3月29日年 企発第0329003号・年 発第0329002号「確 定給付企業年金の規 約の承認及び認可の 基準等について」、平 成13年9月27日企 発第16号「確定拠出 年金の企業型年金に 係る規約の承認基準 等について」、確定給 付企業年金規約例、 確定給付企業年金 Q&A	現行制度下 で対応可能	引き続き、必要な事項について各通知、Q&A等においてお示しするほか、法令解釈及び運用の基準について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。	
90	令和5年12月15日	令和6年1月19日	学術論文等検索サイトの統合	国立研究開発法人科学技術振興機構の運営するJ-STAGEと大学間利用機関法人情報システム研究機構国立情報学研究所の運営するCiNiiを統合させる。	同じ目的を持つ学術論文等の検索サイトが2つ並立しており、J-STAGEのみでは非効率的で、さらに多くの関係者は各省庁や政機関の管轄範囲を把握しては文献を調べようとしたときを考えれば、明らかに非効率的。1つのサイトのみでの機能が使えるようになったほうが便利で効率的ではないか。また、コスト面を考慮してもサービスを分けることは合理的ではないか。さらに電子化を一本化したのなら二つのサイトが存在する意義はさらに薄れてきていると感じる。	個人	文部科学省	J-STAGEは、学術論文等の検索サイトではなく、日本から発表される科学技術(人文科学・社会科学を含む)情報の迅速な流通と国際情報発信力の強化、オープンアクセスの推進を旨とし、学協会や研究機関等における科学技術刊行物の発行を支援する、電子ジャーナルプラットフォームです。 CiNii(サイニイ)は、J-STAGEに掲載された論文や、各大学の機関リポジトリ等に収録された論文、図書、雑誌などの学術情報を検索できるデータベース・サービスです。 そのため、これら二つのシステムでは、求められている役割は異なっております。	なし	現行制度下 で対応可能	J-STAGEは研究成果の発表の場としての役割を担っています。 CiNiiは学術情報を検索するデータベース・サービスとしての役割を担っており、CiNiiを利用することでJ-STAGEに掲載された論文の検索・閲覧も可能となります。 今後、CiNiiの利便性が高まるよう検討を進めてまいります。	
91	令和5年12月15日	令和6年1月19日	政府統一ウェブサイトの構築作成	各省庁や国の行政機関のウェブサイトの統合し、英国のGOV.UKのような1つのサイトで利用できるようにする。また、自治体のホームページなどもCiNiiの統一化を進める。	国民にとっては、同じ分野の情報を調べるために各省庁のウェブサイト巡回するのは非効率的で、さらに多くの関係者は各省庁や政機関の管轄範囲を把握しては文献を調べようとしたときを考えれば、明らかに非効率的。1つのサイトのみでの機能が使えるようになったほうが便利で効率的ではないか。また、コスト面を考慮してもサービスを分けることは合理的ではないか。さらに電子化を一本化したのなら二つのサイトが存在する意義はさらに薄れてきていると感じる。	個人	デジタル庁	令和5年6月9日閣議決定のデジタル社会の実現に向けた重点計画において、政府ウェブサイトの発信力の向上と支えとして、「政府機関による発信力強化手段である各省庁ウェブサイトの発信力の向上に継続的に取り組むため、デジタル庁において、ウェブサイトの共通的な機能的整備、省庁ウェブサイト構築に資する基準、参照資料の充実を図るとともに、各省庁のウェブサイト発信力強化のための会談体を設置し、各省庁連携した発信力強化や誰一人取り残されないよう利便性の向上を図る。」こととされています。	なし	その他	各省庁のウェブサイトについては、それぞれ異なる利用者に対して、届ける情報も伝え方もベストな方法を模索していく必要がある中で、政府統一ウェブサイトを構築することははれていないものの、今後も各省庁ウェブサイトへの発信力の向上に継続的に取り組む、発信力強化や利便性の向上を図ることとしています。	
92	令和5年12月15日	令和6年1月19日	法務局HPの聴覚障害者等相談受付窓口メニューによる相談を加え、その対象者と内容を明確にする	法務局HPの聴覚障害者等相談受付窓口メニューによる相談を加え、その対象者と内容を明確にする	→FAXが通常業務に支障をきたすほど送られてくるとは考えにくく、申出が要件であるため内容の判別も容易である。→コスト削減として、わざわざ専用回線の維持費を払うよりも他の番号と統合すべきではないか。→FAX設備はない。→返信は翌開庁日以降になります」と注意書きすれば済む。→相談の機会を制限すべきではない。→他方、名古屋・大阪法務局では聴覚障害者はメール相談ができるとしているが、対応が困難であるのは音声障害も同様で、聴覚障害者しか対応しないのは情報提供機関として対応が不十分ではないか。→精神障害や外国人などゆっぴりではか会話できない人々もメールでの相談を希望するだろう。→この点についても配慮すべきではないか。→また、「ほとんどは」とあるが「職員による障害者理由による差別に関する相談窓口について」という文章を公開し、障害者差別解消法の合理的配慮として、「職員による合理的配慮の提供に関する内容」の相談窓口を説明している。この説明自体には法的な不備はない。→しかし、東京都の調査では合理的配慮の「前も内容も知っている」と答えたのは18%(約3)で、合理的配慮については合理的認知がされているとはいえない状況にある。→すなわち、「職員による合理的配慮の提供に関する内容」という難解な説明では、合理的配慮を必要とする人々がその意味を理解できず、申出の機会を奪われることにもなりかねない。→水際作業でしか行政機関として合理的配慮をする前に、障害者が合理的配慮をしやすい環境づくりをするべきではないか？	商業登記ゲ ロン	法務省 内閣府	法務局・地方法務局においては、各種手続のお問い合わせ・相談等について、障害を有する方を念めて御利用される方の命に即して、選択することができるよう、対面・電話のほかメールやFAXの複数方法を案内しています。 一部の法務局(広島・和歌山)では、別途、「聴覚障害者等相談窓口について」相談受付窓口を案内していますが、当該ページではFAXのみ案内しています。	なし	検討を予定	限定的な案内ページを掲載している一部の法務局において、他の法務局と同様の案内とする対応の検討を行う予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
93	令和5年12月15日	令和6年1月19日	確定拠出年金 企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の統一と標準的な企業年金規約の提供	・企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局(全国6箇所)毎に指導内容が統一化されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主側の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって見解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。 ・また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた企業様と同一内容で申請して承認されない場合がある。 ・指導の結果作成される企業年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として雛型の提供を要望するもの。	・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域で事業主より否認されるケースにおいては、同地域の事業主に不平等が生じしやう折衝・調整が必要になる。場合によっては否認された制度を変更する運営管理機関や事業主も存在することを懸念している。 ・企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として雛型の提供を要望するもの。 ・個別に認められた制度内容(掛金設定方法など)については、企業型年金規約の雛型や指導内容にフィードバックし、他の厚生局・他の事業主にも広く円滑に承認いただくことを検討いただきたい。 ・本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働者から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている(雛型的提供は一定のロードはかかると思うが、実現は十分可能だと判断している)。 ・2022年度規制改革要望において「引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。」とご意見をいただいているが、その後の状況を踏まえてさらなる改善を要望するもの。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	平成13年9月27日企業発第18号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」、令和3年8月6日企業発0806第1号「企業型DC加入者のDeCo加入の要件に係る対応について」により、規約の記載イメージを示すなど、法改正に伴う規約改正事項を各厚生局へ都度情報共有を行っています。	平成13年9月27日企業発第18号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」、令和3年8月6日企業発0806第1号「企業型DC加入者のDeCo加入の要件に係る対応について」	現行制度下で対応可能	引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。	
94	令和5年12月15日	令和6年1月19日	e-gov法令検索における日本法令外国語訳データの有用等の情報の取得等	e-gov法令検索において、日本法令外国語訳データの有用等の情報の取得し、表示するとともに、翻訳表にリンクを貼ること。	法令の外国語訳整備は、関係閣議決定等を通して推進していくこととされ、各省庁の翻訳計画に基づき、順次法令翻訳がなされており、これは対日投資促進にもつながるものである。翻訳されたデータは、日本法令外国語訳データベースシステムに収録され、同データベースの検索を行うことにより、翻訳の有無を確認できる。 一方、翻訳されていない場合は検索し、該当なしという結果を得るまで判別せず、特に、複雑な法令名のデータを確認する際には、正確な法令名等をe-gov法令検索等で確認しつつ、もう一度データベースを検索する作業が想定される。 他方で、e-gov法令検索は、日本の法令ベースレジストリとなるものに基づく機能であり、日本の法令が収録され、今後も検索等で第一に参照されたいことが期待されるものである。 そこで、e-gov法令検索において、当該法令の翻訳の有無、翻訳がある場合の翻訳時点を取得し表示しつつ、翻訳された法令翻訳へのリンクを貼ることで、検索の二度手間等の負担軽減を図るものと想定される。これは、第一に参照されるシステムたるe-govで、ワンストップに関連する法令システムに関する情報も取得、利用できるという利便性向上につながるものである。 加えて、政府は法令翻訳を協力に進めているものの、法務省の検討会等を見ると翻訳本数は目標達成に届いていない点もある。翻訳有無全ての法令情報を収録しているe-govで取得することで、翻訳がないという情報を表示することが可能となり、翻訳済の企業や、翻訳計画を立てる行政機関も、翻訳されていない法令を把握しやすくなり、翻訳の推進にもつながるものと考えられる。	個人	デジタル庁法務省	e-Gov法令検索及び日本法令外国語訳データベースシステムはトップページ等に相互にリンク情報掲載していますが、法令ごとのリンク情報は掲載していません。	なし	検討を予定	e-Gov法令検索及び日本法令外国語訳データベースシステムにおける法令ごとのリンク情報については、国立国会図書館が提供するデータベースである日本法令索引に掲載されているものと承知しています。これに加えて、今後のe-Gov法令検索及び日本法令外国語訳データベースシステムの改修の中でどのような対応が必要かについては、そのニーズ等も考慮しつつ検討を行います。	
95	令和5年12月15日	令和6年1月19日	企業年金分野におけるe-Gov電子申請の利用推進	□e-Gov電子申請のインターネットホームページは完成しており、企業年金分野においても電子申請の受皿が準備されているように見受けられることから、利用マニュアルの作成など、実務の使用方法を周知していただきたい。	□先般、厚生労働省宛の取理関係申請書類における年金取理人の押印等を不要とさせていただいた。 □本件の電子申請と組み合わせることで、企業年金分野における厚生労働省宛申請届出手続きは、完全なペーパーレス化を達成できるものとする。 □フレックシブルな働き方と勤労形態の多様化や環境保護・SDGsへの取り組みといった環境変化を背景に、ペーパーレス化、押印省略などを含めた手続きの電子化等を進めることは社会的風潮・要請に合うものと考えられる。 □電子化を進めることで企業年金の普及を促す効果も期待されるため提案するもの。	一般社団法人信託協会	厚生労働省	ご認識のとおり、現状でもe-Govをご利用いただくことで電子申請が可能となっております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条	検討を予定	ご提案の事項については、ニーズ等を踏まえて検討してまいります。	
96	令和5年12月15日	令和6年2月16日	買戻権抹消の共同申請でも登記原因証明情報を不要とし、原因日の初日算入不算入を明確にすること	悉、期間満了を原因とする買戻権抹消も登記原因証明情報を不要とするべきである。／買戻権の単独抹消改正のバコメでは、共同抹消の場合について登記原因証明情報を不要とするという意見に対して、「改正不登法第69条の2に該当しない場合には、買戻しの期間内に買戻権の含意解除等がないことを確認する必要があり、登記原因証明情報の添付を省略することは適当でない」とする。しかし別の意見に対する回答では「買戻権抹消の日と当該日から10年を経過したことが明らかとなれば足り、これらの点は、登記記録上明らかであることから、本改正案では、別途、登記原因証明情報の提供を求めないこととしたものです	一、とする。一/この説明が奇妙であるのは、期間満了が登記記録上明らかであるとは単独申請でも共同申請でも変わらないにもかかわらず、共同申請であるから登記原因証明情報が必要であるという点である。／事実関係が明らかになれば追加書面提出を要求するのは、添付書面省略方針を定めたデジタル・ガバナメント実行計画と矛盾している。／総務省庁・各論反対や、行政改革でいづれの場合も、「大阪法務局」「改正不動産登記Q&A集」(番号65、愛知県司法書士会連盟第324号)【事例例不動産登記申請マニュアルp1299】は登記原因証明情報の提供を不要としている。／又、買戻期間満了日について、登記された原因日が1月1日である場合、満了日は1月1日なのか1月2日なのか、その取扱いが明確ではない。／SDGs達成を目指すため初日算入の原則から1月2日とする登記が正しいが、初日を時からみなくては原因日とするH2横濱法務局依命通知が各種書籍で引用され、実務は混乱している。／横濱に本社をおく都市再生機構が買戻権の大口ユーザーであることと買戻権の源泉徴収と、買戻権の源泉徴収とを区別し、買戻権の源泉徴収の判断」によって日付が変わり、登記原因証明情報が認められなくなり認められなかったりするのは行政手続として不透明である。／この問題については、単独抹消を認める法改正の審議過程でも議論されなかったらしい。／原因事実を公示する不動産登記制度においては、初日/何時から始まるかを原則として、ルール化しておかなければ、申請人も登記官も第三者もそれぞれの思い込みで登記記録を参照するというコメディになるだろう。	商業登記センター	法務省	買戻しの特約に関する登記の抹消を共同申請により行う場合は、登記原因証明情報を提供する必要がありません。	不動産登記法第60条、第68条の2、不動産登記令第7条第3項	対応不可	買戻しの特約に関する登記の抹消を共同申請により行う場合には、登記の真正性を担保するため買戻しの期間内に買戻権の含意解除等がないことを確認する必要があり、不動産登記法第69条の2に該当する場合を除き、登記原因証明情報の添付を省略することは適当ではありません。また、買戻権の期間は原則として、民法第138条から第143条までの規定に基づき、判断されます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
97	令和5年12月15日	令和6年2月16日	消費者利益を保護しないビジネス・違法営業に国の補助金がいけない仕組みづくり	経済産業省の小規模事業者持続化補助金を受けた企業がオンラインショップ画面の提示をしなかったという特定商取引法違反で摘発されました。屋根修理の点検商法を行っているとして地元では元々知られていた企業であり、特許法違反のビジネスの「販路開拓」を補助金で支援していたという事実も地元では知っています。 この他にも、トラブルが絶えない店舗法違反の脱生ビジネス等にも小規模事業者持続化補助金が流れており、また多量な審査がされていると思えません。消費者庁は消費者意識の観点から補助金執行する経済産業省に指導をするべきですし、経済産業省は補助金申請を企業に誘導している商工会議所等に消費者保護の必要性を指導すべきです。	結果として、消費者利益を保護しないビジネス・違法営業の「販路開拓」まで補助金で応援しており、消費者被害の拡大の懸念があります。違法事業者の摘発のための捜査費用も増大していると考えます。	個人	経済産業省 消費者庁	なし	検討を予定	ご指摘のとおり、消費者保護の観点では重要であることから、経済産業省としては、商工会・商工会議所に対する指導を検討します。 消費者庁としては、引き続き特定商取引法をはじめとする所管法令を厳正かつ適切に執行するとともに、関係省庁と連携し、消費者の利益の擁護及び増進等に努めてまいります。		
98	令和5年12月15日	令和6年2月16日	地方自治体の予算書(予算細目以下の情報)のインターネット完全公表義務化	自治体事業の縮小の有無については、前年度の予算書の事業の明細表、項、目以下の細目、細々目の情報を確認する必要があります。しかし一部自治体においては、まだ予算概要しか公表しておらず、実際に前年度が縮小したのか縮小がなかった事例が生じている。公金が正しく使われているかのファクトチェックの材料ともなるため公表を促してほしい。	新潟県において、高齢者や障害者等の居住空間確保をサポートする「新潟県居住支援協議会」が令和5年度から事務局規模を縮小していたことが9月17日の新潟新聞(新潟県版)の報道で明らかになった。その中で縮小の理由を「補助金が減額されたため」と協議会は説明している。 新潟県は令和5年度から起債許可団体に転落するなど、財政状況が追い迫っている。背景には新潟県中越前および新潟県中越後を主とした県内で発生した大規模自然災害への復興費用の債務償還が重い負担となっていることだ。そのため福祉など短期的な費用対効果が高い事業に対しては事業費の減額が行われていると思われるが、新潟県は予算書を概要のみ公表しているためが確認することは不可能である。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/zaisei/r5stouhou.html また既に完全公表をしている自治体の予算書は、PDF形式あるいはExcel形式だが、印刷数が多い分印刷の追加も行われているものも少なくない。これは政府の統計書においても同様の問題がおこっており、令和2年12月に統計書の表示形式に関する統一ルールを政府が公表している。これを予算書にも適用して予算情報の透明化、可視化を進めていただきたい。 https://www.soumu.go.jp/menu/news/s-news/01toukatsuj01_02000186.html	個人	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、地方公共団体の長は、当該団体の議会の議長から議決された予算の送付を受けたときは、その要領を住民に公表しなければならないこととされています。	地方自治法第219条第2項	その他	制度の現状欄に記載のとおり、地方公共団体において、予算の要領を公表しなければならないこととされており、また、どのような方式により公表するかについては、地方自治法上、特段の制限はなく、各地方公共団体の実情に応じて、適切に判断されるべきものと承知しています。 なお、住民等に対する説明責任をより適切に果たす観点から、財政情報の開示と内容充実に取り組みよう、総務省としても引き続き働きかけてまいります。	
99	令和5年12月15日	令和6年2月16日	会計年度任用職員の働き分け	地方公務員の非正規職員である会計年度任用職員は保健師や図書館司書の資格も旧職歴も、公募制とパートタイムの事務補助員(旧臨時職員)と登録制が混在している。 選考過程や職能に適合するように待遇が仕事内容、給与体系を法的に整理するもの。	旧職歴の資格職は公募による選考(資格確認・作文および面接試験)を経て任用を行うが、旧臨時職員の事務補助員は登録制で選考が実行されず(カウンターで5分程度の簡単な雑談のみ)に任用される。任用過程に大きな差があるものの、仕事内容や給与体系は会計年度任用職員として一括りにされてほぼ同一である。 知識の専門性が特に問われる保健師の出先窓口(感染症や難病等の公衆衛生を担当)においては、登録制で任用された事務補助員(専門知識なし)が窓口や電話対応を担当しているためマニュアル通りで臨機応変対応ができる住民の行為への対応に悩んでいる。登録制であっても職務のよきな少額について不勉強(勉強する程度の待遇を貰っていないから自己研鑽を行わない)であることも多い。 東京都の一部の自治体では、登録制職員の職を「会計年度任用職員(アシスタント職)」という名称で明確に働き分けて給与体系を選んでいる。 https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/jin/saiyo/1028027.html	個人	総務省	会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2の規定により、競争試験もしくは選考により採用することとされています。また、会計年度任用職員を含めた職員の任用については、同法第15条の規定により、受験成績等、能力の実証に基づいて行わなければならないこととされています。 会計年度任用職員の給与水準の決定については、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似した職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の始料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要な知識、技能及び職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における同一又は類似の職務の労働者の給与水準の状況等も十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、地方公共団体において、適切に決定いただくものです。	地方公務員法第15条、第22条の2第1項、第24条第1項、第2項	現行制度下で対応可能	会計年度任用職員の任用に当たっては、地方公務員法に定められているとおり、競争試験または選考により、客観的な能力実証を経て採用されることが必要です。会計年度任用職員の給与水準については、左記の内容を踏まえつつ、適切に決定する必要があります。これらについては、会計年度任用職員制度の事務処理マニュアル等により、各地方公共団体に対して助言等しているところであり、引き続き、各地方公共団体において適切な対応が行われるよう、必要な対応を行ってまいります。	
100	令和5年12月15日	令和6年1月19日	公務職場における障害者理解の徹底	公務職場は障害者雇用の法定雇用率が民間より高く設定されていると障害者に対する誤った理解がもたらされている。しかし京都の法務局が人権侵犯を認定された事例のように、障害者に対する誤った理解が行政の不適切な接遇がたびたび報道される。場合によっては人権侵害や法令違反とされるものもあるため、すべての公務職員に理解を深めるよう求めるもの。	行政窓口を担っている公務職場のパート職員(地方自治体においては会計年度任用職員)は業務全般の集中的な研修や外部研修を受けることが無く、基本勤務地を変えるような異動を行わないので価値観のアップデートがなされておらず、地方においては選考30年以上同一の序番で勤務するパート職員も多いため、地方においては選考30年以上同一の序番で勤務するパート職員も多いため、そのうち職員は障害者は補装具を付けていたり、けがに起因したものが当たり前という認識を持っているため、難病や精神疾患に起因する障害については理解を示していない。 また精神疾患により病状(興奮状態)を起した障害者職員と目録があったことが自分に敵意を向けられているとパート職員が人事部門に訴えたことで、障害者職員が懲戒処分(ハラスメント)を受けたという事例も存在する。パート職員による認識不足により、障害者特性を理解しようとせず反動により「差別した」という行動も問題が生じ、組織全体を揺るがす立場にある障害者に対する理解が不足していることは組織的に理解不足という弊害になる。先の懲戒処分も配慮のミスマッチが原因である可能性も否定できず、障害者施策に対する行政のスタンスが必ずしも好意的でないと感じられかねない。それが行政への信頼低下へとつながってしまっている。 なお障害者手帳は医学的な基準に沿って交付されるため、それに準じていないグレーゾーン障害者が多いこと。そして現行の障害者雇用制度では、2種類の障害者手帳を持っていたとしても、どちらか種類だけ雇用主に提示すれば法定雇用率にカウントされるため情報が正しく伝わっていないこともあると申し添えておく。	個人	厚生労働省 内閣府 総務省	国及び地方公共団体においては、障害者活躍推進計画の作成を義務付けており、法定雇用率の達成に留まらず、障害者の活躍の場の拡大に向け、合理的配慮の提供も含め、障害者の活躍を推進するための体制や職務環境の整備、人事管理、職業能力の開発及び向上に関する措置など、各機関において自律的な取組が進められているところである。 当該計画については、障害者活躍推進計画作成指針に基づき策定することとされており、同指針には「職場の同僚・上司に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修等の実施も重要である」と明記しております。 例えば、厚生労働省では、障害者とともに働く(国・地方公共団体等の職員を対象に障害に関する理解促進のために「精神障害・発達障害」に関して正しく理解することを目的とした「精神・発達障害者」とサポート者養成講座)を開催しています。また、内閣人事局、厚生労働省、人事院において、障害者雇用に関する基礎知識を盛り込んだ「公務部門における障害者雇用マニュアル」を作成し、国の行政機関に対し、障害者雇用に関する理解の促進を図っているところです。また、総務省では、各地方公共団体に対し、当該マニュアルを周知し、国と同様に「障害者雇用」に関する理解の促進を図っております。 引き続き、国及び地方公共団体において、障害者活躍推進計画に基づき自律的な取組が進められるよう、障害に関する理解促進等を進めてまいります。	障害者雇用の促進に関する法律第7条の2、第7条の3	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								該当法令等	対応の分類	対応の概要	
101	令和5年12月15日	令和6年1月19日	障害年金の診断書(精神)において就労の勤続年数および収入額に関する記載欄削除	<p>精神診断書は医師によって記入されるが就労の勤続年数やそれによる収入額は障害者本人が医師に申し出て、医師が申し出内容そのまゝ記入している。勤続年数や収入額は社会保険の加入履歴や標準報酬の記録、および住民税の所得証明書から推定可能で、医師の責任でそこまで記入を求めるとは不要なので直しを求めもの。</p>	<p>この事前相談で初診日や現在の症状および就労状況では請求しても給付不可能だと書われ請求書の提出を断る等の障害者が多い。行政改革ホットラインの令和5年度要請2231「ノーワーク・ノーペイ」等金事務所に保健師等の福祉職を配置について、障害に関する医学的知見を把握している年金機構職員が各年金事務所に配置されていない旨が厚生省から示されている。医学エビデンスに基づかないアドバイスが窓口で横行しているのであれば、全国一斉審査代行新種の障害者年金セクターでもエビデンスに基づいた審査(医師資格のない事務職員が前さばきとして実質的な審査を行い、認定係はもとの承認だけが行われていると思われる)も仕方ない。</p> <p>これを踏まえ、請求者がどのような働き方をしているかの程度の振動を受けて就労しているかを確認するために、就労に関する情報をできるだけ取り収集することを目的として、診断書に「現時点の就労状況」の欄を設け診断書を作成する限りをお願ひいたします。なお、適正な等級判定に必要な情報の充実を図るために、「診断書(精神の障害用)の記載要領」を作成し、日本年金機構ホームページの掲載や郵送印刷体を通して診断書を作成する医師の皆様へ、診断書の記載にあたって留意していただきたいポイントを示し詳細な記入についてお願ひしているところです。</p>	個人	厚生労働省	国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第31条、厚生年金保険法施行規則(昭和40年厚生省令第37号)第44条	対応不可	<p>制度の現状欄に記載のとおり、精神の障害の認定にあたっては、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場を受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされており、診断書の「現時点の就労状況」の欄については請求者がどのような働き方をしているかを詳細に確認するために、就労に関する情報をできるだけ取り収集することを目的として設けているもので、就労の有無等を本人や家族などから聞きとること、診断書を作成する医師に記入をお願いしているものです。</p> <p>ご指摘のとおり勤続年数や収入額等の実績の一部については社会保険の加入履歴等により推定可能な場合(厚生年金適用事業所に勤務している方など)もありますが、自営業の方など厚生年金未適用事業所に勤務している場合は社会保険の加入履歴等では把握できませんので当該記載欄を削除することは困難です。また、社会保険の加入履歴等により推定可能な場合であっても、請求者が実際にどのような援助や配慮等のもで就労しているのか等、認定係が日常生活能力等を判断するうえで必要となる詳細な状況状況を診断書に記入して適切な把握するためには、当該記載欄が必要であると考えておりますので、「理解」いたさきまようお願ひします。</p>	
102	令和5年12月15日	令和6年1月19日	人事院の研修の成果を見える化する。	<p>人事院が実施する係員級、係長級、課長級等の各特別課程を受けた者の研修の成果を見える化して、PDCAサイクルを回す。</p>	<p>国家公務員は、誰でも本省課長級以上に出世する機会と認識しても本省課長級以上に出世できない一般職という2つの身分に差別していますが、人事院は、一般職を課長級に昇進させようとする特別課程という研修をしているとホームページで公表しています。</p> <p>しかし、この特別課程を修了した者が現在どこまで出世してどのポストに就いているかという研修結果の成果がまったく公表されていません。これでは、この研修の効果的なものか意気なものがまったく国民は評価できません。修了した者が課長級以上に出世していない場合、この研修はまったく無意味の税金の無駄遣いと国民は認識できます。</p> <p>そこで、人事院は、特別課程を修了した者のポストを追跡調査してその結果を公表し、この公表結果を受けて研修内容を改めて、より有意義な価値のある研修にするPDCAサイクルを回すべきです。このようにすることで、国民が国家公務員の研修が無駄いであるか否かを監視でき、税金の無駄遣いが減らさることができそうです。</p>	個人	人事院	国家公務員法第45条の2において、総合職試験(政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職の採用試験)や一般職試験(定型的な事務をその職務とする係員の官職の採用試験)など、採用の対象となる官職ごとに採用試験の種類が定められています。なお、採用後の人事管理については、成績主義の原則や、合格した採用試験の種類等にとらわれないとする人事管理の原則(国家公務員法第27条の2の2)下で、採用試験の種類ごととされ、適正な人事評価を通じて、能力・実績に基づいた人事配置等を行うこととされています。 <p>提案理由に記載の「特別課程という研修が、国家公務員採用I種、II種、III種試験又は一般職試験等に基づく採用者で、計画的な育成が図られている職員を対象とする「行政研修(課長級係長級特別課程)」を目的としたものであることは、国家公務員法第45条の2の2(「人事院は、人事院職員及び必要とする職員等との等の上」とも、「国民全体の専任者としての使命の向上・確立と、行政官に求められも行政施策を行うために必要な判断力、企画立案能力等の向上」を図ることあり、「課長級以上に出世させると自体を目的としているものではない。')</p> <p>また、国家公務員法第45条の2の2(「人事院は、各任命権者が人事評価を通じて、能力・実績に基づいて行うこととされ、当該研修の受講経験のみで昇進が決定されるということはありません。このため、ご提案いただいたように、当該特別課程の研修の修了者が課長級以上に出世したかどうかをもって当該研修の効果を一概に判断することは適当ではないと考えます。今回ご提案いただいたような研修を実施していただく場合、当該実施する研修が有意義なものとなるよう、今後とも研修の実施に係る必要な検証を行ってまいりたいと考えています。</p>	国家公務員法第45条の2	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
103	令和5年12月15日	令和6年1月19日	開示請求に係る手数料の値上げについて	<p>開示請求に係る行政文書一件につき三百円とされていること、実労働時間を踏まえた手数料に変更。</p>	<p>行政機関の情報開示請求への対応に係る実労働時間を踏まえ、1件につき三百円は異常に安く、実費となっていない。1件あたり必要な対応時間は、5-6時間×2名程度はかかるため、確案に1万円程度はかかる。作業が重なりやれている。経済的負担その他特約の理由があるとは認めるとは減免措置であるところ、適正な手数料と変更。</p>	個人	総務省	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第16条第1項において「手数料の額がその制約要因となることは適当ではない」とあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第16条第1項及び第2項	対応不可	<p>制度の現状欄に記載のとおり、開示請求手数料の額については、制度を利用しない者の負担の公平を観点から開示請求者に対し適切な額を徴収する必要がある一方で、情報の開示の趣旨から、制度をできるだけ利用しやすいとする必要があり、手数料の額がその制約要因となることは適当ではないことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第16条第1項において「手数料の額がその制約要因となることは適当ではない」とあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第16条第1項及び第2項</p> <p>こうしたことを踏まえ、その具体的な額については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成12年政令第41号)第13条第1項において、「開示請求に係る行政文書一件につき五百円(情報通信技術活用第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を用いて開示請求する場合は、二百円)と定められていること。この「三百円」の額については、開示請求書の提出があつてから開示決定通知書等を送付するまでの事務に要する経費を基に、上記の「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」旨の規定を踏まえて、①開示請求者の記載事項の確認等の受付事務、②決定通知書の記載等の書面作成事務及び③決定通知書の送付事務が効率的に行われることとした場合の必要コスト(印刷送料のコストを積算の上、設定されたものであり、開示・不開示の審査事務コスト及び行政文書の探索事務コストはあてません。</p>	
104	令和5年12月15日	令和6年2月16日	不動産登記で登記識別情報の受領を郵送する場合、本人限定受取郵便に代人の指定を可能とする	<p>一可能で、その場合は登記識別情報の受領についての委任状を提出する。／したがって、登記所で受領との均衡上の均衡上、郵送での受領において登記所受領に代り代理人を代として郵送し、代が受領できることとすべきである。／ 司、司法書士や法人が登記識別情報を郵送で受領する場合は不特定の者が受領する書留郵便が認められているのに対し、自然人は本人限定受取郵便のみ認められる制度は手続の利便性において著しく不平等であり、かつ、その過渡料も申請人の負担にされている。法人や司法書士の場合には代表者がいるため、代表者が郵便物を受け取るのは社会通念に反するわけではない。業務として行っている司法書士が依頼人の登記識別情報を受領するのにセキキョウで、低い書留郵便受取可能であれば、依頼人本人が書留以上本人限定受取可能でセキキョウで受取可能とするべきである。／代人で受取人、確認がされるため、本人が司法書士に依頼して司法書士が書留で受領するより、よほど安全である。／参、法務省は、登記識別情報は他人に知られるはならぬから厳格に管理する必要があるとする。しかし、登記識別情報が他人に知られること、登記簿が他人に奪われることと同程度であるのに、登記簿の送付手続では本人限定受取郵便を強制されない。／登記簿の送付手続との均衡上、少なくとも代人による受領を認めるべきである。／四、法務省は登記識別情報の再発行を認めず、代理人に奪った暗号の使用を認め、分発では複数の土地に同じ暗号を送付するほどセキキョウで厳格の扱い制度であるのに、新規発行した暗号の受領についてのみ手続を厳格化しているのは均衡を欠する。</p>	<p>登記識別情報の通知は、法定代理人が申請している場合は、当該法定代理人に対して通知することとされており、通知を受けた者の特別の委任を受けた代理人がある場合には、当該代理人にすることもされています。</p> <p>登記識別情報通知書の送付方法は、申請人が自然人である場合は、郵便事業株式会社の内国郵便約款の定める方法により宛先本人に限り交付する方法である本人限定受取郵便又はそれに準ずる方法によることがされています。</p> <p>資格者代理人の住所へ送付する場合は、郵便事業株式会社の内国郵便約款の定める方法により宛先本人に限り交付する方法である本人限定受取郵便又はそれに準ずる方法によることがされています。</p> <p>資格者代理人の事務所あてに送付する場合には、書留郵便又は積書業者による配達によることとされています。</p>	商業登記センター	法務省	不動産登記規則第2条、第3条第4項、第5項	対応不可	<p>制度の現状欄に記載のとおり、申請人が登記識別情報の通知を郵送で受け取る場合、本人限定受取郵便が原則とされています。本人限定受取郵便はその性質上本人のみが受け取れることとなっているため対応は困難です。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
105	令和5年12月15日	令和6年2月16日	不動産登記の委任状に登記識別情報の復号について委任があれば代理人は登記識別情報の受領が可能にする	代理人が申請人の登記識別情報を取り扱うには、それについての特別の委任が必要である。／登記識別情報の復号は、オンライン通知の復号、オンライン提供の暗号化がそれである。／他方、書面での登記識別情報を登記所に提供する場合、封筒に入れなければならないけれども、現実には空文化している。／すなわち、代理人が権限なく登記識別情報を知っても、それ自体では却て事柄には当たらないという運用がされている。／そもそも申請代理権限のみでは登記識別情報を確認できないという制度設計が荒唐無稽で、申請人が作成した委任状に登記識別情報についての授權があれば代理人は登記識別情報を確認せずに	一申請すべきなのか？／提供できない理由は委任がないから？／委任状段階での厳格な運用は、暗号を他人に渡し返すという、セキュリティの低い制度設計のつづきまわされているにすぎない。／この矛盾が表面化するのには登記委任事項の種別である。／登記識別情報の復号は代理人の暗号の内容を知ることであり、それはすなわち、代理人が登記識別情報を知ることと申請人が承諾していることである。／申請人が中身を見てよいと言っているのに、代理人が目録しただけの状態の登記識別情報通知書を受け取るのに、なぜ別途、特別な委任が必要なのか？／同時に、復号の委任によって通知される登記識別情報を代理人が知ること、申請人は当然に想定しているだろう。／内容についての承諾は、印刷された書面での承諾を包括しているとも考えるべきではないか？／細分化する意図が分からない。／それは単に法務省が手続ごとに厳格なルールを設定すればセキュリティは保たれるという幻想を抱いているからに過ぎず、申請人が代理人に登記識別情報を渡した時点で暗号化の委任があるうがなかろうか？／リスクはすでに生じているのである。／したがって、「登記識別情報に関する一切の権限」という委任事項があれば、登記識別情報の受領方法も提出方法も代理人の裁量とするよう取扱いを改めるべきである。／暗号化の委任があるからオンライン申請を義務付けられるものでなく、受領の委任があるから窓口受領を義務付けられるものでないよう、登記識別情報の取扱いは不動産登記制度が代理人に認めている裁量の範囲内と考えるべきである。	商業登記センター	法務省	代理人が、登記識別情報を受領するためには、「登記識別情報の復号に関する一切の権限」の委任事項があれば代理人が、登記識別情報を受領することができるとされています。	平成20年1月11日付法務省民第57号民事局長通達	対応不可	登記識別情報は、通知を受けた者が次の登記申請までその内容を第三者に知られないように管理することを前提にしています。書面申請の場合は、登記識別情報通知書の通知において、登記識別情報が見えないように措置されて通知されています。そのため、書面申請においても、登記識別情報を受領する場合には、単に受領に関する特別の委任事項は求められていません。これに対し、オンライン申請においては、代理人が、登記識別情報を見ることができてしまうため、登記識別情報を受領するためには、特別の委任を必要としています。そのため、「登記識別情報の復号に関する一切の権限」の委任事項がなければ、代理人が、登記識別情報を受領することができないとされています。	
106	令和5年12月15日	令和6年1月19日	狩猟における震への氏名等の表示	狩猟における震への氏名等(個人情報)の表示を減らす	震標をやっている人は銃を所持しているケースもあり、氏名住所電話番号の表示は、銃の差握に繋がりがねない。震に対しての連絡であれば、電話番号や許可番号のみで良いのではないのか。	個人	環境省	わな猟免許又は網猟免許に係る狩猟者登録を受けた者は、狩猟をする時は、その使用する猟具ごとに、住所、氏名、狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度及び登録番号を記載した標識を見やすい場所に表示しなければならないと規定されています。なお、許可標識においても、使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所及び氏名等を表示しなければならないと規定されています。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九條第八項、第六十二條第三項及び同法施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第七十条	検討を予定	この規定は、捕獲の現場において、鳥獣の捕獲者が合法的に申し渡すことによって行われているかどうかを確認して取り締まるためのものです。わなに表示された情報を元に差握が発生した事例は把握しておりませんが、個人情報の保護の観点も踏まえながら、今後検討してまいります。	
107	令和5年12月15日	令和6年1月19日	狩猟免許試験の抽選について	狩猟免許試験の抽選制度を廃止する	人口の多い県(東京都、千葉県、大阪府、北海道)では、狩猟免許試験が、申請の段階で抽選となっている。これは日本国憲法第14条の下に平等を反するのではないのか。狩猟免許試験は都道府県の行政ではあるが、機会の不平等という点で、国からの指導や、県に対しての費用補助をすべきでは。	個人	環境省	狩猟免許制度は、自治事務であるため、狩猟免許試験の実施方法については、鳥獣保護管理法及び同法施行規則で規定していること以外の詳細は、都道府県の判断によります。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一條、第四十八條同法施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第四十八條、第五十一條から第五十五條まで	検討を予定	狩猟免許制度は、都道府県単行にわたる自治事務であることから、国の関与は限定的ですが、国として、都道府県に対し、狩猟免許試験の複数開催や開催場所の分散、休日開催に努めるよう呼びかけています。都道府県における対応状況を把握しながら、必要な対応を検討してまいります。	
108	令和5年12月15日	令和6年1月19日	国家公務員の出張旅費、実費支給への見直しについて	国家公務員の出張旅費を実費にするというのは一見よく聞かせるが、実際には、限りの安さにとくに宿泊し、たの、指定の旅行代理店経由の宿泊費でなければ認めない、たの、手間ばかり増えて結局いつそうの労働搾取になるだけだ、今のまま、エリアと職種ごとの支払額をふやすのがいかに簡単でいいの、なぜそれをしないのか？	問題の本質は、宿泊費の想定が、実勢価格と大幅にずれて安い設定のままになっていることだ。それを改めればいだけなのに、なぜ手間と制限を増やすような改善ばかりするのか？	個人	財務省 内閣官房	宿泊料については、旅行者の職種区分、宿泊先及び旅行中の夜数に応じた定額を支給しています。	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第6条第7項、第21条、第35条、別表第1及び別表第2	その他	宿泊料については、宿泊料金の変動等の社会経済情勢の変化等に対応するため、公務上必要となる実費の削減という政策目的の達成を踏まえ、定額支給ではなく実費支給を原則とする方向で検討を進めております。同時に、実費支給の導入に伴う事務負担を軽減するため、現場の声を踏まえつつ、旅費業務プロセスの改善に取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
109	令和6年1月23日	令和6年2月16日	補助事業について③ 補助事業の電子化	補助事業の諸手続きについて、統一化・電子化・簡素化すること。	補助事業の申請等において、Jgrantsシステム(国・地方自治体の電子申請システム)の活用を更に推進するとともに入力データの共有化等を推進すること。申請者の基本情報(会社概要や登録事項証明書等)について、補助事業共通のデータベース等に保存することにより、他の補助事業で流用できるようにすること。	公益社団法人 リース事業協会	デジタル庁	なし	検討し着手	Jgrantsに掲載する補助金数の今後の増加、および異なる補助金申請の業務フローに対応できるようにするため、アーキテクチャやUIの刷新を中心とした次期システムの更改に向けた開発を現在進めています。 この段階で各府県～6年度にかけて実施し、令和7年度から次期システムの運用を開始する計画となっています。 次期システムの運用開始後は、アーキテクチャ等の制約により、従来掲載できなかった補助金も掲載できるようになるため、Jgrants活用のさらなる広範に努めます。 また、家システムでは、G2S24/Jgrantsにあるため登録されている情報を申請フォームに自動入力することが可能となり、申請の簡素化を図っております。今後も事業者のニーズを踏まえた機能拡充を行うなど、引き続きシステムの改善を続けてまいります。		
110	令和6年1月23日	令和6年2月16日	印鑑承認書の更新期間延長	印鑑承認書の更新期間は3か月ごととされているが、この期間を6か月または1年に延長すること。	自動車登録に際して、1台ごとに所有者の印鑑登録証明書が必要となるが、大量の自動車を登録する場合、陸運支局の事前承認を受けることにより、1台ごとに所有者の印鑑登録証明書を添付することが不要となる取扱い(印鑑承認書)がなされている。 印鑑承認書の更新期間は3か月ごととされており、この期間を6か月または1年に延長すること。	公益社団法人 リース事業協会	国土交通省	自動車登録令第16条第3項	対応不可	自動車登録手続きにおける印鑑証明書の事前承認については、事前に印影照合したことを証する承認書の手交付、印鑑証明書の添付を必要とする登録申請手続きにおいて、承認書の提出をもとに印鑑証明書の添付があったものとして取扱い、申請者の負担軽減を図る特例であり、印鑑証明書の真正性に関する要件を緩和するものではありません。 そのため、3ヶ月毎の換領において、印影照合の有効期間や印影照合の承認が必要であり、この期間が1年又は1年毎とした場合、印鑑証明書の真正性が担保できなくなるため、期間の延長は困難です。		
111	令和6年1月23日	令和6年2月16日	放課後児童健全育成事業を指定管理者制度で実施した場合、消費税及び地方消費税が非課税となることの周知	全国各地で、放課後児童健全育成事業を指定管理者制度(事業業務委託方式を含む)で実施した場合、消費税及び地方消費税を課税取引ししていることが発覚する事態が増え、財務省、放課後児童健全育成事業を指定管理者制度等で実施した場合、消費税及び地方消費税が非課税取引であることを周知してほしい。	消費税法基本通達がきちんと理解されておらず、基本通達等を読んでも、適用条件や適用範囲など内容が不明瞭である。 消費税法基本通達 (社会福祉関係の非課税範囲) 6-1-5 法別表第二第9号D(社会福祉事業等に係る資産の譲渡等)に規定する非課税範囲は、次のようになるから留意する。 (2) 第二種社会福祉事業 ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について当該に 応ずる事業	個人	こども家庭庁 財務省	消費税法第6条第1項、同法別表第2第7号D、消費税法基本通達6-1-5(2)ハ、同通達6-1-9、社会福祉法第2条第3項第2号、児童福祉法第6条の3第2項	対応	放課後児童健全育成事業については、地域の実情に応じた多様な運営形態により、市町村において適切に実施しているものと承知しております。 ご認識いただいておりますが、消費税法基本通達に照らして、放課後児童健全育成事業が第二種社会福祉事業に非課税範囲に含まれることを明らかにしています。 加えて、同通達においては、社会福祉法人等が地方公共団体等から社会福祉施設の経営を委託した場合に、当該社会福祉法人が行う当該社会福祉施設の経営(委託事業)についても、その業務の一部を委託するものであって社会福祉事業に該当しない場合を除き、社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に該当し、消費税が非課税となる旨を明らかにしています。 ご提案の内容を踏まえ、こども家庭庁及び国府庁においては、社会福祉法人等が地方公共団体から放課後児童健全育成事業を委託した場合の消費税の取扱いについて、必要な周知を行うことを検討します。		
112	令和6年1月23日	令和6年2月16日	休暇取得の計画表を電子化する。	人事院が各省庁に作成を義務付けている休暇取得の計画表を電子化して業務の生産性を高める。	平成30年に人事院が休暇取得を促進するために、各省庁に対して休暇取得の計画表の作成を義務付けますが、「様式」の作成を前提としており、例えば、MicrosoftのOutlookの予定表を共有することで職員の休暇取得予定を計画的に把握できるように、わざわざExcelで休暇取得の計画表を作成して職員の休暇取得を把握するという無駄なことをしています。 人事院は、「様式」の作成を禁止して、Outlookなどの予定の共有ツールの利用を認めてください。もし、すでに利用可能であるなら、各省庁の人事担当課は、これを知らずに休暇取得の計画表を作成を職員に押し付けてくるので、各省庁の人事担当課に通知を发出してOutlook予定表などの予定の共有ツールの利用が可能であることを周知してください。 そのようにすることで、無駄な仕事なくなり、生産性が向上します。	個人	人事院	「職員の年次休暇及び夏季休暇の使用を促進するため、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職—228)」第17休暇の承認関係第2項において、各省庁の長は、あらかじめ各職員の休暇使用時期を把握するための計画表を作成するものとされており、「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について(平成30年12月7日職職—252)」以下「局長通知」といいます。により、当該計画表の留意事項を周知しております。 計画表の様式は、局長通知第2項において、各職場の実情に応じて職員が業務と休暇との調整を図れるよう工夫して定めることとされております。	現行制度下で対応可能	左記のとおり、局長通知において、計画表の様式等は、各省庁の長が各組織の実情に応じて柔軟に定めることが可能であるとしております。これによって、計画表の作成に当たって必要な要件を満たすのであれば、組織内で利用可能な共有ソフト等の機能を活用して作成することが可能です。 計画表の活用については、引き続き必要に応じて各省庁に対する周知等を行ってまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の種類	対応の概要	
117	令和6年1月23日	令和6年2月16日	31. eLTAx納付への切替の推進	国家公務員の個人住民税について、官庁会計システム(ADAMS II)による納付からeLTAx納付へ切り替える。	<p>○特別徴収より地方公共団体に納付している国家公務員の個人住民税は、官庁会計システム(ADAMS II)を用いる支出官払により地方公共団体の口座に入金されている。</p> <p>○ADAMS IIによる入金後、事後的に紙の納付書を発行して支店に持ち込む地方公共団体があり、その場合、銀行において納付書への出納印の押印、口座振替等の事務負担が発生している。事後的な納付書の発行事務は、各地域にばらつきがあり、また、合理的な理由(国民や事業者による多大な負担を課しているローカルルール)と考える。</p> <p>○規制改革実施計画(2023年6月16日閣議決定)において、「公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAxを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるとする」旨、盛り込まれている。国家公務員の個人住民税について、官庁会計システム(ADAMS II)による納付からeLTAx納付へ切り替えが行われれば、地方公共団体・銀行双方の事務効率化に資する。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	デジタル庁 総務省 財務省	地方税法	検討に着手	<p>民間企業等から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付については、eLTAxが利用されていますが、国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付については、デジタル庁が所管する人事・給与関係業務情報システムから財務省が所管する官庁会計システム(ADAMS II)へ支払情報が連携され、その後、日本銀行から市町村の口座へ直接振込がされています。その結果、地方公共団体では、官庁会計システム(ADAMS II)より作成した納入書の情報と、口座に入金された明細データとを突き合わせる必要が生じ、事務負担が生じています。</p>	<p>国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAx)を活用した納付の導入を、関係府省のシステム改修を令和17年度から順次実施し、マニュアル等を整備した上で、原則として、令和10年度を目途に新しいシステムの運用を開始します。</p>	
118	令和6年1月23日	令和6年2月16日	公告式条例条例の改正について	官報の電子化法案の内容等に則り、公告式条例の条例例を改正し、電子公告とする旨地方公共団体の取組を促す。また、地方自治法第104条第四項を改正し、条例公布時の長の署名を必須でないものとし、電子公告の正本化や自治体dxを推進することができるとする。	本臨時国会において官報の電子化に関する法案が可決される見通しですが、地方公共団体において同様の取組を推進するためには、国の関与が必要で、す。これにより、電子文書の正本化や自治体dxを推進することができるとする。	個人	総務省	地方自治法第16条第4項	検討を予定	<p>条例の公布の具体的方法については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により条例で定めるところとしており、現行の規定においても、条例の定めるところにより、条例の公布を電磁的方法により行うとは可能です。</p> <p>また、「署名」については、公布されるべき条例の原本を確定させるものです。条例は、廃止されるまでの間、法規としての効力を持ち続け、法律と同様に、国民の権利を制限し、義務を課し、また、権限の賦与や罰則の賦与ともなるものであることから、ご提案については、このような条例の性質や、法律及び政令については主任の國務大臣の署名等が求められていることを踏まえ、慎重に検討が必要であると考えます。</p>		
119	令和6年1月23日	令和6年2月16日	登記事項証明書における監査役と監査役の機関設計	令和4年度行政改革90提案は、現在はそのうち1か所にまとめ、一貫性を高めることで判別を容易にする3/3	<p>一区には会社の機関設計が会社法規定に合わせて10個独立して用意され、登記事項証明書にはそれぞれが独立して公示される仕組みになっている。しかし、この公示方法は会社法規定に忠実である反面、証明書が煩雑になるだけでなく、会社の知能が読み解けない難点がある。／とては、取締役会や監査役を設置していない場合は何も公示されないから、デフォルトルールは非設置であるという知識がないと分からない。／これらの機関は会社法制上には設置が義務付けられていないから、デフォルトルールは設置であるとする見直しも会社法の定める株主総会決議の反映を優先している。／このため、専門家でも各機関の変更履歴の先後を読み取って行為判断における機関設計を判別する困難が生じる。／このような作業は読み解くリスクを高める。取引の安全と判別を促すことを目的とする商業登記法の趣旨に背り、罰則を伴うこととして不利である。／そこで、前回は監査役のみについて提案した内容を拡張し、「取締役会非設置会社/監査役非設置会社」に「取締役会非設置会社/監査役非設置会社」のよ、さらに一貫性と明確性を両立させることを提案する。／とては、「取締役会非設置会社/監査役非設置会社」が監査役を設置した場合は取締役会については変更がないから申請情報とする必要はなく、監査役設置の日付のみを申請情報として取締役会非設置会社/監査役設置会社の登記をする。／ここに会計参与や会計監事を差せば十分な機能が果たされるけれど、長くなりすぎるからとりあえず除外しておく。</p>	商業登記センター	法務省	会社法第911条第3項、商業登記規則第5条	対応不可	<p>監査役に関する登記事項(監査役設置会社である旨等)については、会社法第911条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則第5条に規定された区に記録されます。</p> <p>監査役に関する登記事項のうち、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めのある旨」については、「監査役」が記録される区より一の区に記録することとなり、監査役の監査範囲が限定されていることを容易に判別することができ、公示上の観点から、当該記録がない場合については、監査役が設置されていない会社であることは公示上明確であることから、この点においても、ご提案の内容についての対応は不要と考えます。</p>		
120	令和6年1月23日	令和6年5月22日	DV被害者保護措置を講じた場合は登記情報提供サービス取得代行業者の保有情報も公開禁止にする[2/4]	<p>R5行政改革46提案は、一旦公開された登記情報に抵触しないのか? R3行政改革164回で「登記情報には個人情報が含まれるため、仮に自治体が取得した登記情報を第三者に提供する場合は、各自治体の個人情報保護法に基づいて個人情報を取り扱う必要があります。」としており、民間での転売も同様の法規制に服するとされる。／個人情報保護委員会HPにも「登記簿等により公開されているもの」を取得する場合には利用目的の特定が必要である。／と、R4規制改革164回で、法には既に規定されている取得代行業者の取得代行は「個人情報を取得した事業者」である。／地方、登記情報提供サービスについては、H11.12.13参議院法務委員会、民事局長が議本取得と同意を答弁している。／すなわち、登記情報提供サービスの取得代行業者は司法書士または司法書士法人であり、司法書士法の管理下にあるべきである。／そこで、その取得代行業者がDV被害者保護措置に当たって全く無関係とは言えず、登記行政と司法書士行政の整合性の問題になると考える。／参、仮に登記提供サービスのストックビジネスが適法で、かつ、法務省が適切に監督権限を行使してDV被害者の住所を非公認とさせた場合、再び公開制限に反する取得代行業者による公開については可認しなれば仕様が合わず、当該業者との情報共有が必要になる。／そうすると、ストックビジネスをする代行業者は単に司法書士であるだけでは不十分で、代行業者としての登録制度が必要ではないか?</p>	商業登記センター	法務省	不動産登記法(平成16年法律第13号)第119条第6項	対応不可	<p>民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)による改正後の不動産登記法第119条第6項では、登記記録に記録されている自然人の住所を明らかにすることにより、人の生命・身体に改はこれに反する程度に本人に損害を及ぼす場合において、その者から申出があったときは、法務省令で定めるところにより、登記事項証明書等にその住所に代わる事項を記載しなくてはならないとされています(令和6年4月1日施行)。</p> <p>不動産登記法は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めるものであり、民法に基づき公示されている登記簿を取得した事業者等における当該情報の取扱については、民法には特定の規律を定めておりません。なお、登記情報提供サービスによる登記情報の取得の代行を定めておらず、通常、個人情報保護法第10条第2項に規定する個人情報取扱事業者等に該当するため、民法の規律に従って個人情報を取り扱う必要があります。</p>			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
121	令和6年1月23日	令和6年4月12日	根拠当権債務者の住所変更について法務省は、民間保証回答は氏名を含むか明確にすべきとしたものである。民間保証回答は氏名を含むとするのに対し、民事局長通達「該当法令等」欄は、通達等の根拠を示さず「なし」としている。地方、R3行政改革151回答で、法務省は「現行の不動産登記記録例は、平成28年6月8日付け法務省民二第386号民事局長通達「不動産登記記録例の改正について」によって全面改定されており、一	その後、関係法令の改正や主要な通達・回答の発出等に伴い、記録例の追加や見直しは個別に行われています。」として、H28「記録例」が改められたのであれば「関係法令の改正や主要な通達・回答の発出等」があるはず。／では、「根拠当権の記録例を参照とする民事局長通達の効力は変更されたのか？」(H24「回答等」)の変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。」を信用して申請したところ、現場の登記官はその効力を否定して「第十に示されていない記録例については根拠当権の記録例を参照」とする民事局長通達たる「記録例」をたてて取り、補正要求した場合、「その効力は裁判員10歳回答「「通達・回答の発出」と同等の効力がないなら、「該当法令等」欄「なし」であるのに対応の分類が「対応」であるのは矛盾している。」「該当法令等」欄は、通達等の根拠を示さず「なし」としている。／地方、R3行政改革151回答で、法務省は「現行の不動産登記記録例は、平成28年6月8日付け法務省民二第386号民事局長通達「不動産登記記録例の改正について」によって全面改定されており、一	一その後、関係法令の改正や主要な通達・回答の発出等に伴い、記録例の追加や見直しは個別に行われています。」として、H28「記録例」が改められたのであれば「関係法令の改正や主要な通達・回答の発出等」があるはず。／では、「根拠当権の記録例を参照とする民事局長通達の効力は変更されたのか？」(H24「回答等」)の変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。」を信用して申請したところ、現場の登記官はその効力を否定して「第十に示されていない記録例については根拠当権の記録例を参照」とする民事局長通達たる「記録例」をたてて取り、補正要求した場合、「その効力は裁判員10歳回答「「通達・回答の発出」と同等の効力がないなら、「該当法令等」欄「なし」であるのに対応の分類が「対応」であるのは矛盾している。」「該当法令等」欄は、通達等の根拠を示さず「なし」としている。／地方、R3行政改革151回答で、法務省は「現行の不動産登記記録例は、平成28年6月8日付け法務省民二第386号民事局長通達「不動産登記記録例の改正について」によって全面改定されており、一	商業登記センター	法務省	根拠当権の債務者の住所の変更の登記を申請するに当たっては、変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。	なし	対応不可	根拠当権の場合、債務者は被担保債権の範囲を面する基準として必要の記載事項とされており、住所が変更された場合には、債務者が変更されたとして、住所・氏名を表示する必要があります。民事局長通達の記録例に、債務者変更の記録例があることから、特段の対応は不要と考えます。	
122	令和6年1月23日	令和6年2月16日	法務省が公開する会社の本店移転登記記録例を見直しで補正率を低下させ、事務処理効率を改善する(4/4)	法務省は規制改革推進会議から商業登記の補正率を下げるように知られて、記録例を見直しをしない。／その結果「申請書類が張りやすい部分」に登記例に注意喚起の文言を加え「たけれど、説明が煩雑になり、却って分かりにくくなっている。／登録申請書に本店移転では、最初「本店」に本店を、次の「登記すべき事項」と最後の「申請人」欄に「本店」を記載する。／法務省の現状では、確かにその旨の注意書きがある。しかし、見本に書かれている住所は、なぜか全部「〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇号」で統一されている。／本店移転なのに、わざわざ同じ所在地で表示する意味が分からない。／トラップなの？／ちなみに、個人的にYouTube	一で公開した解説動画 [https://youtu.be/KdtG0ORkU9k?si=299qhB_aBBBkh_Ae&t=155] では、旧本店を「舊本店」、新本店を「新本店」として説明してみました。／旧、旧の会社社名を「〇〇商事株式会社」とする必要がありますか？／商号として使用できない「〇〇」を例として使う意味が分からないし、振り仮名も「〇〇」と記載されたことで、商号の符号を使用している申請人は振り仮名としてそのまま書けばよいと考える。／法人番号公表システムでは、符号が重複している会社に対しては符号が全部省略されているところからすると、符号はメモのみでは？／法務本部と法務花子の精神で例示すべきである。／参「登記すべき事項」を別紙として提出させる取扱いをいじ加減やめませんか？／別紙を提出させるのは、50限の会社だけではないか？(H24「回答等」)「(H25「衆議院予算委員会第2分科会」)導入したORRのためには、そのORRは該認識だけでなく機能せず、結局廃止されている。／そうすると別紙を提出させる必要がなくなっている。／東京法務局もORR用申請用紙配布の取りやめについてとして、「「登記すべき事項」を申請書に直接記載していた区か又は任意の用紙に記載し申請書に含めて申請書と契印(前印)をしいただく方法です。」としている。／必要にない別紙を用意させるのは紙のムダである。／添付書類省略方針に含まれているか知らず、環境対策としての用紙削減にも取り組むべきでしょう。／法務省の見本も、申請書に直接書き込むよう改めるべきである。	会社法第916条において、会社がその本店を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記を、新所在地においては同条各号に掲げる会社の区分に記し当該各号に定める事項を登記しなければならないこととされています。また、商業登記法第17条第2項第4号において、登記申請書には、登記すべき事項を記載する必要があります。当該記載については、登記申請書に直接記載する方法、別紙に記載する方法のいずれも可能です。	商業登記センター	法務省	会社法第916条、商業登記法第17条	対応不可	法務局ホームページで公開している申請書記載例については、例示部分を「〇」で表記しているところ、申請人にとって分かりづらい例示ではないと考えますので、御提案の内容についての対応は不要と考えますが、御意見については、今後の参考させていただきます。なお、「登記すべき事項」に関する御意見については、制度の現状欄に記載のとおりです。	
123	令和6年1月23日	令和6年2月16日	不法滞在者での結婚届の受け付け	不法滞在者でも結婚するとどがもらえるのは、そもそもおかしな話。国によって結婚の制度が違う(一夫多妻制とか)ので、一旦帰国して自分の国で日本で結婚手続きをしたら、来日すれば不法滞在者でもどがもらえて日本に居続けることができるというおかしな制度がなくなると思ふ。	不法滞在者でも結婚するとどがもらえるのは、そもそもおかしな話。国によって結婚の制度が違う(一夫多妻制とか)ので、一旦帰国して自分の国で日本で結婚手続きをしたら、来日すれば不法滞在者でもどがもらえて日本に居続けることができるというおかしな制度がなくなると思ふ。	個人	法務省	日本人と外国人の婚姻については、それぞれの本国法の要件を満たしていれば、市区町村長に対し婚姻届を提出することによって成立する。当該外国人が不法滞在でないことは要件ではありません。なお、日本法(民法)は重婚を認めていないことから、当該外国人が本国において既に婚姻している場合は、日本法の要件を満たさないため、市区町村長に婚姻届を提出したとしても不受理となります。また、在留特別許可は、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、旅行、内外の事情、人道的な配慮の必要性等、諸般の事情を総合的に勘案して「人道的に認められる」と認められるものであり、不法滞在者が日本人と婚姻したことをもって、在留特別許可がされているものではありません。	法の適用に関する通則法第24条、民法第732条、739条、740条、戸籍法第74条	事実承認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
124	令和6年1月23日	令和7年2月18日	骨髄液や生体移植ドナーとなった国民に対する就労及び所得の公的補償	白血病等により骨髄液の移植治療が必要な国民に対し、骨髄バンクドナーのマッピングが行われるがドナーの数は減少傾向にあり、骨髄移植等のドナーバンクでも同様。青葉には雇用の流動性が確保されており、骨髄移植にかかる通院や入院が欠損扱いとなし所得減となることや、最悪の場合雇用契約が打ち切られ失業に至る可能性があるから、骨髄の非営利雇用や実務委託契約の場合、雇用契約となる企業の自動努力には限界があるため行政による補償を充実していただきたい。	CSRが重くのしかかる大企業および上場企業の一部は社員に対する福利厚生としてドナー休暇や休業補償制度を設けているが、それ以外の企業の社員(個人)員で換算すると国民の半数以上はそうした補償がない。https://www.jmdp.or.jp/pdf/donation/donorsupport/donorleave/donorleave_02.pdf 一部の地方自治体ではドナーとなった市民に対し謝礼金を送っているが、最高でも20万円前後であるため所得補償には程遠い。https://www.pref.kuokai.jp/content/donase.html https://www.city.kyoto.lg.jp/hoken/kushi/paga/0000190252.html 公的保証が実現すればドナー希望者が増えること以外に、移植治療が必要な患者から回復する見込みがある国が増えることでもあるため、現役世代の労働力確保にも貢献すると思われる。	個人	厚生労働省	ドナーの休暇に対する公的補償制度はありません。	なし	対応不可	造血幹細胞移植は、提供を希望する方がドナーになりやすい環境を整備することが重要であると認識しています。政府としては、造血幹細胞移植について企業側の理解を促進し、仕事を休むドナー候補者が、骨髄等提供のために必要となる通院や入院のための休暇を取りやすくなることや、年次休暇とは別に特別休暇を取得できるよう、日本骨髄バンクが行う企業向けの普及啓発活動等(※)への支援を令和元年度から強化しています。(※)日本骨髄バンクにおいて、ドナー休暇の導入プロセス等の説明を行うなど、普及啓発等を行っています。また、厚生労働省では、ドナー休暇制度を導入している企業事例のHP掲載やパンフレットの作成・配布により周知を行っており、その普及促進に取り組んでいます。引き続き、骨髄等提供される方が、ドナーになりやすい環境づくりのための取組を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
125	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自治体の労働基準監督限の独立性確保	都道府県および市区町村に設置される人事委員会もしくは公平委員会又は地方公務員の労働基準監督権を有する。しかしその事務局長は首長部局の職員が人事異動の一環で出向しており、独立性が確保されているとは言い難い。事務局も含めて完全に独立した組織となるようお願いしたい。	国家公務員の労働基準監督は人事院が担っており、内閣及び政府各省から独立した機関であるため独立性を担保しようとして調査を行っている。職員も独立に採用しているため風入のしがらみが発生しない。一方自治体の人事委員会は組織面上は独立しているものの、予算や事務局内的人事は首長部局により管理されている。 非正規の地方公務員(会計年度任用職員)は、年度ごとの雇用であることや、その継続については上である正規職員の主観的・風入的判断が大きいため立場が非常に弱い、規模が小さい地方自治体の場合、事務局職員が面談のある職員である可能性が非常に高く非正規が恒照しにくい環境にある。	個人	総務省	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第1項又は第2項により、人事委員会又は公平委員会(以下「人事委員会等」といいます。)/は、勤務条件等に関する措置要求の審査・決定、不利益処分に関する審査請求に対する職裁、職員の情報処理等の業務を行います。 人事委員会等は3人の委員をもって組織され(同法第9条の2第1項)、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的に能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に關し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとされています(同法第9条)。人事委員会等の事務職員は、人事委員会等が任命することとされています(同法第12条第7項)。	地方公務員法第9条、第9条の2、第12条、第33条、第34条	対応不可	人事委員会等がその事務を行う勤務条件等に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求及び職員の苦情相談については、非常勤職員(会計年度任用職員)であっても利用できる制度です。 人事委員会等の事務職員は一般職地方公務員であることから、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)や第34条(秘密を守る義務)の規定が適用されます。これらの規定は、人事委員会等がその権限を適切かつ円滑に行使するに当たって重要なものであり、人事委員会等と首長部局との間で職員の人事異動があるか否かに関わらず、職員に適用されるものです。今後、勤務条件等に関する措置要求等の制度が職員にとって利用しやすいものとなるよう取り組んでまいります。	
126	令和6年2月20日	令和6年3月15日	国(中央省庁と、その出先機関)に提出する書類を電子データとすること	紙で提出することになっている書類をリフトアップし、提出申書の写し書型や電子データの電子データを電子データとして提出するようすること。特別な事情が無い限り、紙の書類をイメージスキャナでスキャンした画像のPDFファイルは原則として認めないこと。	IT化を推進するうえで、紙の書類が存在している状況は阻害要因になります。書類が、画像ではない電子データとして提出されれば、行政や国民が利用しやすくなるのが期待できます。紙の書類の保管場所や集約のコストも削減できます。提出した紙の書類を委託業者にスキャンして入力されたような近代化的な作業が残っているなら、今すぐやめるべきだと思います。	個人	デジタル庁	行政手続のオンライン化に関しては、デジタル手法において、国の行政手続を最初から最後までデジタルで完結させるための基本原則を明確化して、各府省庁による国の行政手続のオンライン化を原則として行います。 また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)」においては、情報システムの整備に当たり講ずべき施策として、利用者が行政手続を行う際の利便性向上のための、当該行政手続に係る情報をウェブサイト等で容易に入手でき、かつ、ウェブサイトの入力フォームを利用して直接申請の作成を可能とするは申請書等の電子ファイルやPDFなどの編集不可形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とすることとしています。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)	その他	制度の現状欄に記載したとおり、引き続き利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン化を推進してまいります。	
127	令和6年2月20日	令和6年4月12日	登記法に登記情報システムの役割を位置づけ、申請人と登記所との不透明な関係性を明確化する(巻ノ参)	不登法159条は、法務局職員が登記識別情報の「作成又は管理に関する秘密」を漏洩した場合の罰則を定めている。／登記簿によらず、この「作成又は管理に関する秘密」とは登記識別情報を作成するアルゴリズムのことらしい。 すなわち、不登法の想定では登記所職員が登記識別情報のアルゴリズムを漏洩することができると以前になっていた。／しかし、そんな最重要プログラムを現場の登記官が見られる状態にしている時点で、セキュリティが崩壊していない。／法務省の登記情報システムを担当する部署に管理しないとおかしい。／したがって、「作成又は管理に関する秘密」の漏洩を監督すべきは、法務省の職員でなければ辻褄が合わない。一	何／何を規制したいんですか？／こんな奇妙な規定になった理由は、不登法が想定する登記手続には申請人と登記官しか登場しないからである。／たまたま、オンライン申請については18条1号は「電子情報処理組織を使用する方法」で申請情報を登記所に提供しとす。／当然、この手続はプログラムによって自動化され、登記官がすることは何もない。／しかし19条1項では、登記官は当該申請情報に係る登記の申請の受付をしなくてはならないと規定する。／すなわち、不登法改正によって規定上はオンライン申請が原則化されているにもかかわらず、法律の想定ではその黒幕である登記情報システムは存在せず。依然として登記官が各手続をこなすことになっている。これが具体的に不都合として現れるのは、R3行政改革16(提案)で指摘した、オンライン申請での登記所入力である。／規34条1項3号により申請情報とされた登記所の表示は準則36条4項により補正対象ならならぬとされているにもかかわらず、オンライン申請で入力された補正で不正な訂下事項とする。／すなわち、オンライン申請における登記所の表示は、申請情報ではなく、提出先登記所の誤りのみとされている。／同提案の回答で法務省は「申請人が申請情報を提供する登記所を自覚して申請することを促す」ですが、そもそも申請情報としての登記所の表示が間違っても準則36条4項より訂下できないのでは？ オンライン申請での「登記所の表示」特例は規定はなく、システムへの申請情報の送信を申請書の提出と同視するのは無理がある。／この違法状態を解消するには、登記情報システムを登記法に明記すべきである。	商業登記センター	法務省	登記官は、その取り扱った登記識別情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の登記識別情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています。 登記官その他の不動産登記の事務に従事する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支店又はこれの出張所に勤務する法務事務官又はその職に当た者は、その事務に關して知り得た登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らしてはならないとされています。 登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すこととされています。	不動産登記法第152条、第159条	対応不可	登記情報システムは、登記事務を行うための道具として活用されているものであり、登記情報システムの役割を法令上明確にする必要はないと考えます。	
128	令和6年2月20日	令和6年3月15日	古本をインターネット販売するため、画像を掲載するガイドラインを作る(参ノ参)	古本をインターネットで販売する際には、破れや日焼け、書き込みなどの状態が把握される。／古本で直接状態を確認して購入することができるけれど、インターネット販売ではそれができないから、／直接的な商品のインターネット販売であれば当然に画像を掲載して購入者の参考と提供されるのに対し、書籍の場合は必ずしも画像がなくてもいい。画像を掲載しなくても販売サイトも無い。／他方、一般人が出品するオークションサイトでは、出品者が状態がよいとをアピールするために各ページの写真を掲載している商品も散見される。／中古商品販売の目的であっても、商品画像の掲載は著作権侵害だろうか。／しかし、インタ	インターネット販売が一般化した現在、中古書籍のみが商品画像を掲載できないのは購入トラブルが発生しやすく、一定基準のもとで商品画像を表示できることが望ましい。文化庁が公開する「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～令和6年度」には「著作物等の「権利の無断利用」ができる場合」として「その他のコンピュータ・ネットワーク関係の例外が定められているが、古本のインターネット販売については規定されていない。／そこで、次のような基準をガイドラインとして設定してはどうか。／巻、カバー・タイトルは新本の販売で作成を必ずした画像については公開を自由とする。／武、目次及び本文についてはページ以内で、縦書きであれば上半分または半分、横書きであれば右半分から左半分以内で、縦書きであれば公開可能な「読み」の部分がないこと。／巻、ページ番号に付いた場合は、巻頭語に該当するよう、破れ・日焼け・書き込み等により状態が悪化する部分とする。／四、漫画や写真集など書き込みがされにくい書籍については中心から面積50%以上を加工処理して見えないようにする。／ただし、中心部分の写れを抑制する場合は最小限で、各ページ1/4以下とする。／インターネットでの商品説明は著作権侵害が容易である反面、画像加工も容易であるため、ガイドラインを整備することによって販売者の自主規制を期待できる。／また、インターネット販売サイトやオークションサイトは違法物品が販売されないようプログラム上での監視が行われており、政府がガイドラインを整備すればその遵守も徹底されるだろう。	商業登記センター	文部科学省	著作権法は、適切な権利保護によって「創作の促進」を図り、権利の制限によって「公正な利用」を確保することで、「文化の発展に寄与」することを目的としております。他人の著作物を利用する際には、権利として著作権者の了解を得ることが必要ですが、一定の場合には、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外規定が置かれております。例えば、美術の著作物、インターネットオークションなど対面で行われない取引の際に、その画像をインターネットに掲載することについては、例外規定の一つである著作権法第47条の2で認められる範囲内において、著作権者の許諾を得ずに行うことができるとされております。	著作権法	対応不可	破れや日焼け、書き込みなど古本の状態を確認するための画像の掲載等、個別の事例が著作権侵害に当たるか否かについては、最終的には司法の判断に委ねられています。文部科学省としては、どのような利用が著作権侵害に及ぶのか、また、著作権者の許諾なく、著作物を利用できるのはどのような場合なのか、といった点について、「著作権テキスト」(https://www.kok.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html)において情報発信しております。 引き続き、文化庁のホームページなどで、著作権についての情報公開を通して、国民の皆様が著作権への理解を深めていただけるよう努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
129	令和6年2月20日	令和6年4月12日	行政書士試験の正解を試験問題と同時に公表する。	行政書士試験において、試験実施後、択一式試験において正解を絞ることが困難な疑義問により受験者が実際の得点を想定することが困難なことがあります。実際に、平成30年度・令和元年度には全員正解とする間が発生しています。少なくとも択一式試験においては、試験を行った時点で、出題者側としての正解が想定されるはずですが、そこで、受験者が択一で何点取れたか、合格基準点を超えそうかや速やかにわかるために、出題者側として考えられている正解を早い時期に公開することが、受験者にとっても利益になると考え、既に、平成30年度・令和元年度のように不適切な問題があった場合でも、出題者が想定した正解以外の根拠について、なぜそれが正しいか、あるいはないかをより明確に指摘できると思います。正解の公開については、例えば国家試験である気象予報士試験では、試験日から約10日後に、記述式を含めた解答例を公開していますので、早期公開は可と考えます。最低でも、択一式については出題者側としての正解は確定しているため早期公開は容易だと思います。(実際に国家試験である弁理士試験の短答式(択一式)試験では試験翌日に正解を公表しています)	行政書士試験は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条に基づき、総務大臣が定めること(平成14年自治省令第250号)により、行政書士の業務に關し必要な知識及び能力について、毎年1回以上行ふこととされ、試験の施行に関する事務は都道府県が行うこととされています。また、同法第4条に基づき、都道府県知事は、総務大臣の指定する「指定試験機関」に、行政書士試験の施行に関する事務を行わせることができるとされており、現在は、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターが全国統一試験を年1回実施しています。	行政書士法第3条、第4条	対応不可	行政書士試験は、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターが実施しており、ご提案の内容は同センターにお伝えします。				
130	令和6年2月20日	令和6年3月15日	公益通報者保護法の所管を厚生労働省に移管する。	公益通報者保護法の所管を厚生労働省に移管する。	公益通報者保護法は、消費者庁が所管している。しかし、公益通報者は、労働者であることがほとんどである。消費者庁は、労働基準監督署のような全国規模の監督組織を持っておらず、公益通報者の保護を十分に行うことができていない。民間の調査によれば、公益通報があっても対応しない企業が8割もあるとされている。公益通報者の保護は、労働者の保護と密接不可分である以上、公益通報者の保護が劣る消費者庁ではなく、厚生労働省が所管すべきである。所管を移すことで労働基準監督の監督ノウハウとあいまって公益通報者の保護が格段に向上し、信頼される公益通報者保護制度となる。	公益通報者保護法は、事業者による食品偽装事件、リコール隠し事件など、消費者の信頼を裏切った企業不祥事が相次いで明らかになったことを契機として、このような企業不祥事の発生又は拡大を防止して消費者の利益の擁護を図るため、当時の内閣府国民生活審議会における検討を経て、2004年に制定されました。このため、制定当初は内閣府がこの法律を所管していましたが、消費者の利益の擁護及び増進に関する事務を任務とする消費者庁の創設(2009年9月)に伴い、消費者庁が所管することになったものです。また、2026年の公益通報者の保護の強化等を図る法改正により、2022年6月以降は、常時使用する労働者の数が30人超の事業者に対し、内部通報対応の体制整備を義務付けており、体制が不十分と考えられる事業者に対し、報告徴収や指導といった行政対応を実施しております。加えて、国・地方自治体等々の行政機関に対しても内部通報への対応体制を整備するよう、取組を促しています。	消費者庁 厚生労働省	現行制度下で対応可能	公益通報者保護法の施行に関しては、消費者庁において、労働者の他、役員、退職者からの公益通報に関する相談を受け付けるとともに、事業者、行政機関等からの公益通報への対応に関する相談に対応し、取組の推進に向けて、各種広報活動を行っております。また、労働者からの情報提供等も同様であり、事業者の内部通報対応の体制整備が適切に確保されるよう、行政対応を行っており、厚生労働省など関係省庁と連携して公益通報者保護の実効性確保に努めています。			
131	令和6年2月20日	令和6年3月15日	木質バイオマス発電事業者の乱立防止を目的とした、国有林施業実施計画書及び地域森林計画書の一般向け開示	木質バイオマス燃料で最も高いFIT調達価格が設定されている間伐材等未利用木材の供給力が少ない都道府県でもFIT認定の木質バイオマス発電事業者が乱立しており、既存の木材供給に影響が生じている。これを防止するため、都道府県毎の間伐材等未利用木材を含む木材の中長期の供給能力把握ができる「国有林施業実施計画書」及び「地域森林計画書」における伐採計画等を一般向けに開示して欲しい。	不採算による事業撤退の最大の要因は、燃料の調達計画の不備であると考えられる。FIT認定の木質バイオマス発電事業者は、木質バイオマス燃料で最も高いFIT調達価格が設定されている間伐材等未利用木材を多く使用するが、これらの木材の供給力が少ない都道府県においてもFIT認定件数は多く、FIT認定の木質バイオマス発電事業者が乱立しており、当初の計画通りにこれらの木材を調達できない木質バイオマス発電事業者が出てきている。こうした事業者は事業を継続するために、製紙会社等の既存事業者が利用している木材を、従来価格から大きく超過した価格で無理に調達し、これが原因で既存事業者が形成した市場価格の急激な高騰を引き起こした上に、最終的には不採算に陥り事業撤退している事例が受けられている。既存事業者が利用する木材の価格高騰は、既存事業者の収益を大きく圧迫しており、この価格高騰の原因となっている木質バイオマス発電事業者の乱立を防止するために、FIT認定を申請する事業者が実現不可能な木質バイオマス燃料の調達計画を策定しないよう、国が策定する「国有林施業実施計画書」及び「地域森林計画書」を林野庁のウェブサイト内の「木質バイオマスの需給関連情報」で一般向けに開示し、都道府県毎の間伐材等未利用木材を含む木材の中長期的な供給力を示して欲しい。	会社・団体 農林水産省	対応	木質バイオマスの利用を検討する事業者等が、一体的に国有林野施業実施計画書及び地域森林計画書を参照できるよう、林野庁の「木質バイオマスの需給関連情報」のページにこれらの計画書の公表URLを掲載し、関連リンクを行ったところ。(令和6年6月実施済)				
132	令和6年2月20日	令和6年5月22日	不動産登記標準は68条で地目の定義を、69条で地目への当てはめを規定する。しかし、条則69条目の具体例として、塙、坑口、陶器かまど、木場など、40年以上前から全く変わっていない。ノ年産17年の不況を全部改正でもなければそのまま引き継がれている。ノ太陽光発電所とかカーシェアリング駐車場とか異例を現代化できたはずなのに、民事訴訟法連では明の最高裁が今も認めている。ノと考えると、不登法37条は土地所有者に対し、地目の変更があったときは1か月以内の登記申請義務を課し、地目という法律上の概念に当てはめることができるのか?ノ10万円以下の過料を課すとしている。ノこの制度について、法務省は「不動産の客観的現	一況を一番よく知り得る当事者の申請によることを原則としており、その制度に合理性があると考えています。[R3行政改革141回答]と自賛する。ノでは、土地所有者は地目の具体例を知らずに、土地の現状を地目という法律上の概念に当てはめることができるのか?ノ法務省は法務局の専門性を強調して、「高度な法的知識・能力が必要とされる登記事務」[R3規制改革597回答]とするけれど、登記官の専門性を強調すればほどほど地目変更登記の専門性も強調され、一般の判断の判断も不可能になる。ノ自分で判断できない登記申請業務を課すことは矛盾している。ノ貴府、土地家屋調査士を呼んで土地の現状が変わっていないか判断してもらったことですか?ノ日本政府の伝統である、「府からいへば、知らしむべからず」の典型例、ノデジタルアゲストを掲げている政府からすれば、登記事務での過剰なコストを自己負担で定率で負担せざるを得ない、国民が自ら地目変更の事実を判断して自己申請できるような地目の具体例をHPに画像付きで解説し、その内容も現代に対応したものになるべきである。ノ国府庁が職員向けの研修教材を公開しているように、法務省も研修教材を編纂して公開すればいいし、過剰な費用がら削られているように、法務省も公開すればいい。ノその申請を差した場合には罰則が課せられることなどからも明らかとされており、[141回答]当事者の義務を強調するならば、なおさら。ノまた、基準を公開することで却下率も減少し、行政効率も向上するだろう。ノ地目変更登記の申請業務は、登記官と国民と同じ基準で判断でき、はじめて成り立つものである。	地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、埴田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、空地、埋地、運河用地、水道用地、用取水路、ため池、堤、溝渠、保安林、公衆用道路、公園及び雑草地に区分して定めるものとされ、地目について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から一月以内に、当該地目に関する変更の登記を申請しなければならないとされています。	商業登記センター 法務省	対応不可	地目の認定については、不動産登記事務取扱手続準則において、「土地の現状及び利用目的に重点を置き、部分的にわずかな差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察して定めるもの」とされています。不動産登記事務取扱手続準則は、申請人が土地の現状・利用目的等を判断するに当たって参考となる情報として、法務省ホームページにおいて既に公開されており、当事者が地目について変更の登記を申請するに当たって、当該情報を参照の上、変更後の地目を判断し、申請情報を作成することが可能であることから、御提案について特段の対応は不要と考えます。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
133	令和6年2月20日	令和6年3月15日	公務員が有香鳥獣駆除、管理捕獲へ参加しやすいようにする(兼業の扱い)	消防団を中核とした地域防災力の充実に強化に関する法律により、公務員は消防団へ参加しやすくなった。 消防団と同じように、公務員の兼業の一つとして、有香鳥獣駆除や管理捕獲を認める方向に思いを変えても良いのではないか。	近年では地方部において、鳥獣被害が増え、狩猟者が減る実態がある。地域に貢献したいと考えている公務員が、有香鳥獣駆除や管理捕獲に参加し易いように、兼業に引っかけ、参加できない現状がある。 公務員が兼業として参加することで、鳥獣被害防止の一助となることができる。	個人	内閣官房 入事院 総務省	一般職の国家公務員は、「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(国家公務員法第96条第1項)とされており、一般職の国家公務員として守るべき勤務規律の一つとして、職員兼業を制限しております(国家公務員法第103条及び104条)。 国家公務員法第103条では、自ら営利企業を営むこと(自営兼業)を制限しており、同法104条では、同法第103条の対象となるものを除いて、報酬を得て行う他の事業等と兼業を制限していること。 ①職務専念義務の確保 ②職務の公正な執行の確保 ③公務の信用の確保 に支障がないと認められた場合に、所轄庁の長等の承認を得て、兼業を行うことができます。一般職の地方公務員は、「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(地方公務員法第30条)とされており、地方公務員法第38条において、職員は任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされており、地方公務員の兼業を制限しております。 ①職務の能率の確保 ②職務の公正の確保 ③職務の品位の保持 に支障がないと認められる場合に、任命権者の許可を得て、行うことができることとされており	国家公務員法第103条及び第104条 地方公務員法第38条	現行制度下で対応可能	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の関係法令において、有香鳥獣捕獲や管理捕獲は、野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系への被害の防止軽減を図ることを目的として行われるものと承認しております。 国家公務員法第103条との関係においては、具体的な活動の態様を見て、営利目的を有さないものと兼業の承認権者が判断すれば、同法を制する「自ら営利企業を営むこと」には該当せず、現行制度下においても当該活動を行うことは可能です。 国家公務員法第104条との関係においては、①職務専念義務の確保、②職務の公正な執行の確保、③公務の信用の確保に支障がないと所轄庁の長等が判断すれば、現行制度下においても当該活動を行うことは可能です。 地方公務員法第38条との関係においては、①職務の能率の確保、②職務の公正の確保、③職員の仕事の保持に支障がないと任命権者が判断すれば、現行制度下においても当該活動を行うことは可能です。	
134	令和6年2月20日	令和6年3月15日	「放課後児童健全育成事業者が備える帳簿の具体的な帳簿の種類やその記載方法等をきちんと明示してほしい」	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。 では、具体的な帳簿の種類やその帳簿を記載するに当たって従わなければならない法令・会計処理や会計報告の基準に沿った方法等をきちんと明示することにより、適正な運営ができる第一歩だと感じています。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) 第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。 …………… 放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日 児童発0331第34号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 第4章 放課後児童クラブの運営 7.適正な会計管理及び情報公開 (1)利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。 (2)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第79条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。	個人	こども家庭庁	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)において、放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備するよう規定しています。 また、放課後児童クラブ運営指針(平成27年児童発0331第34号)においても、放課後児童クラブの運営に当たり、定期的な検査や決算報告を行う適正な会計管理を行う必要性を明記しております。 加えて、厚労省福祉法第34条の8の3において、市町村長は、放課後児童健全育成事業等に対して必要と認められる情報の報告を求めたり、その事業を行う場所に立ち入り設備や帳簿等々を検査させることができるものと規定しています。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) 地方公務員法第103条及び第104条 地方公務員法第38条	現行制度下で対応可能	左記のとおり、放課後児童健全育成事業については、実施主体である市町村において、地域の実情に応じた多様な運営形態により実施がなされているものと承知しております。そのため、実施主体である市町村と御相談の上、本事業を進めていただくようお願いいたします。 また、本事業に係る帳簿については、各自治体が運用のなかで、決算報告に耐える証拠書類を適切に整備し、事業者に対しても検査等を実施しているものと承知しており、帳簿の種類や記載規則については、当庁から具体的に示す必要性はないものと考えます。	
135	令和6年2月20日	令和6年4月12日	地方自治法施行令第百六十七条の二にある同意契約の条件のひとつである「いわゆる少額随意契約」の範囲を、市町村も民間同又は市町村独自に上限を定める規定を設けること	地方自治法では、一般競争入札による契約を原則とし、随意契約は例外的な取扱されているところですが、少額の契約については随意契約によること出来るため、大額の契約は随意契約によることができます。 しかしながら、近年の物価上昇だけでなく、国が制度を決定する消費税の増税もありながらも、物価上昇率を考慮して決められていないため、制定時定額には随意契約が出来たものも、一般競争入札によることできなくなってしまうという現状です。 事業者も、随意契約のスピード感と異なり、一般競争入札のためには準備が相当必要で、コストを掛けていることから、入札参加者も少なくなってきている状況です。また、少額随意契約については国と都道府県、指定都市については同一範囲のに対して、市町村は半額となっており、国と地方は対等とする地方自治の本旨が、契約においては少なくとも実現されていない現状があります。 これらを、市町村独自の上限額で定められるようにすることで、事務コストを社会全体で削減でき、市町村と特定企業への委託を行うことを選択せず、整理合わせにより、競争性を確保して事業者を確保できるなど、多数のメリットがあると考えます。	地方公共団体における契約は、機密均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保できる一般競争入札によることと原則とされていますが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の規定により、予定価格が同令別表第5で定める額の範囲内において地方公共団体の規定で定める額を超えない場合には、随意契約をすることができることとされています。	個人	総務省	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	その他	都道府県及び指定都市は、その財政規模が、指定都市を除く市町村の財政規模に比べ、極めて大いため、現行の地方自治法施行令においては、随意契約ができる契約の金額は、都道府県及び指定都市と、指定都市を除く市町村とで別に定められているところですが、御要望のことについては、国の随意契約の要件や地方公共団体の財政規模等を勘案しながら、慎重な検討が必要であると考えています。		
136	令和6年2月20日	令和6年3月15日	司法試験合格証書の交付の見直し	現状では、司法試験に合格して、司法修習生採用選考に申し込む場合は、戸籍抄本や本籍が記載された住民票を二通入手し、合格証書を受領するために司法試験委員会に提出するとともに、司法修習生採用選考に申し込むために最高裁判所に提出する必要があります。即ち、全くと同じ書面を、同じタイミングで別の国家機関に提出する必要があるが、この現状は、典型的な縦割り行政(厳密には最高裁判所は司法権だが、このような手続は司法行政にあたるので、縦割り行政と表現しても問題ない)による弊害であり、一事の負担を強いているのではないかと考えます。 司法試験委員会が合格者の国籍・本籍を求め、本籍が合格者登録簿作成のために必要であることに鑑みれば、同じ年に司法修習生採用選考に申し込んでいない人について提出を求めれば良いのであって、同じ年に司法修習生採用選考に申し込んだ者については、最高裁判所と情報を共有すれば、改めてその者に申し込ませる必要はないと考えます。	司法試験委員会において、合格者情報の把握及び管理のため、戸籍抄本等の提出を求めています。	個人	法務省	司法試験法(昭和24年法律第140号)第12条第2項第1号 司法試験法施行規則(平成17年法務省令第84号)第7条第1項	検討を予定	令和7年度から、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化を予定しており、出願手続等の各種手続の具体的な方法等については、今後検討を行う予定です。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
141	令和6年2月20日	令和6年3月15日	障害者雇用の雇用率調査においてWEB調査に移行しうたてクロス分析を実施	現行の調査票 https://www.mhlw.go.jp/content/000940558.pdf 現行の調査では障害者手帳の種類別および等級によって「重度障害者」と「それ以外」をカウントしているが、それ以上の仕事内容や給料といった突っ込んだ内容を調査対象としないため法定雇用率の達成ありきの数合わせ雇用を容認している。また、調査対象としない重度障害者についても全国的に一定水準を確保するよう仕組みで行われている（給料は最低賃金）。また「ハローワーク窓口でオンライン」等の求人票申し込みが始まる前までは、障害者求人差別防止法（ハローワーク窓口）の求人票も受け付けないという条件職を課していた「ハローワーク窓口」もなかった。 Googleやマイクラフト、LINEなど有名なIT企業では汎用性が高く分析も短時間で可能なWEBフォームを安価に提供している。それらを用いることができれば、調査期にある関係者より長時間の短縮が見込める。また、調査期に合わせたクロス分析しうたてで、仕事内容の最適化を促してほしい。 年金については、老齢・遺族・障害の各年金の在給給付という概念が制度設計時（即ち～昭和初期）ではなかったため、支給期間中の在給は90～100%減額支給となってしまう。しかし障害者雇用は上述した通り最低賃金であるため毎月の給料は少額であり、障害者の自立をむしろ妨げている。	個人	厚生労働省	事業主は、障害者雇用促進法に基づき、従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用することが義務づけられており、1人以上の障害者の雇用義務のある企業（令和5年度については43.5人以上規模の企業）については、毎年1回、厚生労働大臣に障害者雇用状況報告を提出することとされている。障害者雇用状況報告は、事業主が障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務を達成しているかどうかを把握するために事業主に報告を義務付けているものであることから、「適度状況、仕事内容、賃金、最終学歴および年金等の公的給付の受給状況」等の情報を障害者雇用状況報告において求めることは困難である。 地方、今後の障害者の雇用促進の検討や立案に役立つことを目的に、5年に1回、主要産業に属する有労働者5人以上の事業所から抽出した事業所に対し、障害者雇用状況報告を把握している雇用障害者数等に加えて、賃金、勤続年数、雇用している障害者への事業主の配慮事項などより詳細な内容についても調査し、その結果を「障害者雇用実態調査」として厚生労働省中にも掲載しています（平成30年度調査は公表済み、令和5年度調査はとりまとめ中）。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、令和5年度に「障害者の雇用の実態等に関する調査研究」として、職場環境・労働条件、具体的な職務内容、必要な合理的配慮等の実態を把握するための調査研究を実施しています。 引き続き、障害者雇用に関する政策の企画立案に必要な情報の収集に努めてまいります。	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項、第43条第7項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
142	令和6年2月20日	令和6年6月15日	手取りが最低賃金を下回る会計年度任用職員給与体系整備を自治体に促す	自治体の会計年度任用職員は賞与/期末および勤労手当を支給する代わりに、毎月の給与を減額して年間の支給総額を旧臨時、非常勤職員の場と同じとする自治体が多く存在する（特に都市圏や県庁所在地に隣接していない自治体）。そのため減額した手取り月給では、時給換算で最低賃金を下回る事態が各地で起きています。このような転換を実施を行う自治体は限られているが、会計年度任用職員の形に引き換える手取り総額は会計年度職員制度実施前よりマイナスとなっている。行政職場は最低賃金法の対象外であるが、法に則った仕事を行政機関の業務として認められ、自治体に対し給与施策の見直しを強く促していただきたい。	自治体は賞与/期末および勤労手当を支給する代わりに、毎月の給与を減額して年間の支給総額を旧臨時、非常勤職員の場と同じとする自治体が多く存在する（特に都市圏や県庁所在地に隣接していない自治体）。そのため減額した手取り月給では、時給換算で最低賃金を下回る事態が各地で起きています。このような転換を実施を行う自治体は限られているが、会計年度任用職員の形に引き換える手取り総額は会計年度職員制度実施前よりマイナスとなっている。行政職場は最低賃金法の対象外であるが、法に則った仕事を行政機関の業務として認められ、自治体に対し給与施策の見直しを強く促していただきたい。	個人	総務省	会計年度任用職員の給与水準の決定については、地方公務員法に定める職務給の原則や均等の原則の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似した職務に就する常勤職員の属する職務の職の初月給の給料月額を基準としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要な知識、技術及び職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における同一又は類似の職種の労働者の給与水準の状況等にも十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、適切に決定したものです。その際、地域の実情等には、最低賃金が含まれることに留意することとしています。	地方公務員法	現行制度下で対応可能	会計年度任用職員の給与水準については、最低賃金を含めた地域の実情等を踏まえつつ、適切に決定する必要がある旨、会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルと通知により、各地方公共団体に対し、指導等しているところであり、引き続き、各地方公共団体において適切な対応が行われるよう、必要な対応を行ってまいります。	
143	令和6年2月20日	令和6年3月15日	自治体の選挙事務委員の不足等問題に対応した投票システム構築（ソフト及びハード）	在宅でのオンライン投票や、投票用紙のタブレット代替等、デジタル技術を活用した誰もが選挙に参加できる投票システムを構築していただきたい。	市区町村の基礎自治体は業務の自動化や人員削減等の行政改革で正規職員の数は年々減少している。そのため多くの勤労が必要投票事務に会計年度任用職員および臨時任命職員といった非正規職員や教員、用務員、給食調理員までも雇い出されている。投票所の立地人も投票時間の度重なる延長により投票時間が2時間を超えているため、なり手不足の問題が生じている。有権者（国民の高齢化や日本語の読み書きが困難な障害者及び外国出身者が選挙に積極的に参加するよう）になったことにより、投票所への参加に必要な来客が増えるなど従来手法の選挙ではあるが必要なケースが増えている。 また近年の異常気象により投票所では来客者、従業員、立上りなど熱中症により救急搬送されることが多く、投票所として利用しづらい学校体育館では冷暖房が設置されていない体育館の建物自体の構造が断熱化されていないため快適とは言えない室温となっている。学校施設の改修は投資が高額で行われるため、体育館はそのついでという扱いになっている。	個人	総務省	【在宅でのオンライン投票に係る部分について】 インターネットによる投票は、現行制度において、実施されていません。 【投票用紙のタブレット代替に係る部分について】 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の条例に関する法律（平成19年法律第147号）により、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票については、地方公共団体の条例で定めるところにより、電磁的記録式投票機による投票（電子投票）を採用できるとされています。 令和2年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムが開発されたことにより、技術的制約の見直しが行われており、現在、電子投票システムの開発を検討している事業者と、その状況について、随時、意見交換を行っているところです。	【投票用紙のタブレット代替に係る部分について】 【在宅でのオンライン投票に係る部分について】 【投票用紙のタブレット代替に係る部分について】	【在宅でのオンライン投票に係る部分について】 インターネット投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。 また、選挙の公正を確保するため、投票は、投票管理者や立会人の下で行うことが原則となっていますが、これらの者が不在となってしまうインターネット投票をどのように考えるかについては、選挙制度の根幹に関わることから、各各各会派における議論が必要です。 【投票用紙のタブレット代替に係る部分について】 引き続き、地方公共団体における電子投票の導入を促してまいりたいと考えています。		
144	令和6年2月20日	令和6年6月12日	会社従業員に対する包括委任状を認め、登記手続で使用できるようにする（イ、ウ）	R3行政改革22提案は、金融機関等が代表者に包括委任状を発行し、支店長が登記申請をする場合の負担を明確化するよう求めたものである。過去には一部の金融機関が包括委任状を照会し迅速で承認されているものの、承認の一部の金融機関の包括委任状は一部の事務局で拒否されるらしい。しかし、「事業に関する事項又は特定の事項の委任を受けた代理人は、当該事項に関する一切の裁判内の行為をする権限を有する」（会社法14条1項）にもかかわらず、「担当権限消滅登記申請に関する件」に包括委任状に関する記載があるか？／支配人規定との比較でも、「事業に関する各種の委任」に包括的な行政手続が含まれていなければ、一切の職一	一判外の行為」という表現は矛盾する。／そもそも包括委任状は通常の委任状と異なり、代表者の氏名で登記申請するもので、その権限は内部的な業務処理プロセスを例示しているに過ぎない。／金融機関の代表取締役が担当権限消滅の委任状をいかに作成しているはずがなく、不動産登記では事前通知で本人限定受取郵便を利用しない点からも、その実務を制度的に認めている。／そして包括委任状の委任事項が通常の委任状のそれと異なるのは、「○年○月○日付登記届出情報情報」という個別具体的な事項が定められていない点で、この文言があれば、委任を受けた司法書士が個別の司法書士へ委託する場合と同じ手続になる。／司法書士は22回答で包括委任状により限った登記がなされることを防止するため「事前審査が必要であるとするけれど、○年○月○日付登記届出情報情報」という文言がないかとして、どのように限った登記がなされるのが全「理解できない」。仮に限った登記がされたとしても、「代理人が登記の申請を行うことにより生じるリスクは、当該代理人に委任する申請人本人が判断すべき問題である」（R3行政改革260回答）。／「限った登記」が公上の問題であるならば、22回答で示す「法上業務の一部を他の金融機関に委託することができる」とされている場合と「委任者の関係を法令上代理関係と同視し得るような場合」は司法書士法が禁止する「業としての代理申請」に抵触しないために事前照会が必要とする意味だろうか。／会社法に規定がある使用人が代表者として委任を処理するのは「他の法律に別段の定めがある正当な行為」というべきである。	商業登記センター	法務省	包括委任状は、法令上業務の一部を他の金融機関に委託することができることとされている場合や委任者の関係を法令上代理関係と同視し得るような場合に限り、例外的に認められています。 また、包括委任状により限った登記がなされることを防止するため、個々の会社等の包括委任状については、事前一定の範囲について審査を受け、上で、これを個々の登記の申請に用いることができることとされています。	なし	対応不可	包括委任状が原則として認められていないのは、登記官が不動産登記申請に係る代理権限の有無を認定することが困難であり、また、代理人の権限範囲により会社の真意に反する登記申請がされるおそれがあるためであり、御提案への対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
145	令和6年2月20日	令和6年4月12日	「年月日付登記原因証明情報の通りで、複数の登記原因証明情報を「借」の委任事項として取扱う」	不動産登記の委任状では同一申請で追加された登記原因証明情報を使用し、1年目付登記原因証明情報の通りとする委任事項が定められている。／原簿には同日付で作成された登記原因証明情報は複数あり得、日付のみでその文書を特定することは不可能であるにもかかわらず、発注者は特定ができるらしい。／または同一申請で同一日付で作成した登記原因証明情報を2通追加する場合などなるのか？また元簿は、同日付の担当権を2個同時に抹消する場合である。／原則的には「年月日付登記原因証明情報の通り」という委任事項を複数記載したり、借の委任事項に「2件付(あるいは)併記したりする取扱いになるだろう。／その一方で、共同担保である2つの不動産の担当権を抹消する場合、登記簿が2通あって担当権者が各登記簿に登記原因を追記するときは、委任状には「2件付」等の記載は不要で、登記原因証明情報たる解除証書が2通あるにもかかわらず1件付しただけでいい。／さらに、この「解除」が被担保債権の原簿に対しての解除と捉えれば、担当権も併せて1件付の登記原因証明情報で共同担保全部の担当権も抹消できることになる。／しかし、被担保債権の消滅であることが明らかで「弁済」で済んでいても、登記原因証明情報に記載されていない不動産の担当権を抹消することを認められないから、被担保債権の消滅事実をもって共同担保全部を共同動産の担保権を一緒に抹消することはできない。／したがって、抹消情報としてすべての不動産について具体的な登記原因証明情報が必要となり、この情報が複数の独立した文書で作成されたければ、委任状には件数分の委任事項が必要となるはずである。／または、なぜ共同担保解除にある複数の不動産を抹消する場合は「2件付」の表示を省略できるのか？この取扱いが容認されるならば、これ以外の場合についても同一日付で作成された複数の登記原因証明情報を1項目で使用できるはずである。／そもそも委任状は、借の委任事項と同一であるものでも、原因事実と登記義務者とが同一であれば複数の原因事実があっても1件の申請でできるから、委任事項も1件として表示できると考える。／そして、申請人のみが作成できる登記原因証明情報を代理人が所持していることをもって、申請人が同一申請で手続をするよう委任したと判断できる。	商業登記センター	法務省	なし	現行制度下での対応可	制度の現状欄に記載のとおり、御提案については現行制度下においても、対応は可能です。			
146	令和6年2月20日	令和6年4月12日	不動産登記で意思能力ある未成年者の申請能力を一定年齢で繰り引きし、手続を透明化する(入)	不動産登記は実体法で発生した権利義務を公示する手続に過ぎないが、民法の行為能力規定は適用されず、意思能力があれば登記申請できるとされる。／意思能力は自己の行為の結果を判断する能力など定数され、行為の性質によって基準が異なる。／意思能力があれば本人が申請し、意思能力がなければ法定代理人が手続するから、その基準が明確でなければ実体的に不透明な申請と判断されて、手続をやり直さなければならない。／この曖昧さは、発生した実体上の権利関係を迅速に公示するという不動産登記の趣旨に反する。／法24条の登記官による本人確認は、2の理由で妥当でない。／他、行政手続における審査基準は可能な限り明確にされるべき	一、登記官が「申請人となるべき者以外の者が申請している」と疑う場合は処理基準として判断すべきである。／そもそも、どのように委任状だけで意思能力の有無を疑うのか？民法、登記能力の有無は年齢にかかわらず発生し、問題であるにもかかわらず、成年者の意思能力はスルーして、未成年者のみ制限にするのは均衡を失う。／その判断基準は、結局のところ年齢だけである。／参、権利登記は登記官の形式的審査権により簡易迅速な制度設計であるにもかかわらず、申請人の意思能力の有無を個別に判断するのは実体的な矛盾である。／そもそも登記官には意思能力の有無を判断する能力がない。／成年後見人らの遺言書作成や医師2人以上の立会いを定めているのに、登記官が医師と同等の能力を有するといふ制度に無理がある。／裁判所が「裁判所は医師を認入として、『裁判所』が登記官は自分で判断できるのか？以上の理由から、意思能力の有無を登記官による本人確認を要することは妥当でない。／そうすると、現在のように未成年者の申請能力が不明確なまま「意思能力ある未成年者は登記申請できる」としても、意思能力の判断に医師能力が必要になるほど年齢が下がっていくと、未成年者も意思能力があれば登記申請できるという実質的には一律に法定代理人による申請が義務付けられるだろう。／後者の場合、法定代理人の資格証明書として戸籍簿本の添付が必要になるから、政府の添付書類省略とも矛盾する。／つづか、審査基準の不透明化を促す行政手続法に「コンメンタル」の掲載があると、「登記法には行政手続法の基準が盛り込まれている」はずですよね？	商業登記センター	法務省	民法第3条の2	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、意思能力の有無は、個別の事案に応じて判断されるものであるため、御提案のような申請能力を一定の年齢で繰り引きすることは困難です。		
147	令和6年2月20日	令和6年4月15日	障害基礎年金の地域差問題に対する組織および政策横断的な検証実施	障害基礎年金は2017年3月まで全国規模の都道府県事務所（社会保険庁管内）が都道府県社会保険事務局で審査が行われていたため、都道府県ごとに給付決定率にばらつきがあった。それを是正するため同年4月以降は東京の障害年金センターにて全国一括で審査が行われるようになった。 https://www.mhlw.go.jp/stf/noudou/00007097.html 地域差が特に目立ったのは精神障害とことであるが、その診断書を作成する精神科医療機関は中絶協会が公表している「医療経済実態調査」の報告で材料に対して高収益である点も認められ、日本精神科病院協会はこの報告に反発している。 https://www.nisseikyoku.or.jp/news/jimukyoku/detail.php?98_ID=5 精神科医療機関に医師や看護婦の他、診断や治療の補助のために公認心理師(臨床心理士)や精神保健福祉士といった専門資格者を置いている。これらの専門資格者は需要(求人は高いが供給(求職者)が少なく、労働市場においては圧倒的な売り手市場である)これらの有資格者は女性が多い。結婚や子育てのために都心部以外に居住していることと関係する。その影響として病院側は高い給料など好待遇を整備せざるを得ず、最低賃金や物価の上昇もあり人材支出は年々増加している。先進した精神科病院協会の声明は2009年のものが、いまだにHPから消去されないのはそうした状況が続いていることと表れかと思われる。	個人	厚生労働省	国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条、第30条の2、第30条の3、第30条の4	対応	制度の現状欄に記載のとおり、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会における議論を踏まえ、精神障害及び知的障害の認定においても地域差による不公平が生じないように、ガイドラインを策定するとともに、適正な等級判定に必要な情報の充実を図るため、「診断書(精神の障害用)の記載要領」及び「日常生活及び就労に関する状況について(照会)」を作成し、平成28年9月から実施しています。ガイドラインの実施通知において、施行後3年を目途にガイドラインに基づく認定状況について検証を行うこととされているため、施行後3年経過した令和2年度に、平成29年度～令和元年度の地域差や等級の目安の適用状況について検証を行ったところ、地域差が改善していること、概ね目安の範囲内にて認定が行われていることが確認されたため、令和2年9月開催の社会保険審議会審査管理部会において概統計し、当面の間現行のガイドラインを適用していたことが了承されたところです。今後については、障害年金に係る業務統計の一つとして精神の障害についてもデータを集計することとしており、必要に応じてガイドラインの検証を行うこととしています。また、障害基礎年金の認定事務については日本年金機構の都道府県審査センターにおいて実施していましたが、障害基礎年金の認定の地域差が指摘されていたことや、障害の認定が高度に専門的な業務であることを踏まえ、障害基礎年金及び障害厚生年金に係る業務を全国集約することにより、①複数拠点による業務体制から、障害の種類の全国1か所の業務体制へ移行し、②障害年金の審査に携わる職員の認識の向上及び知識の差等の解消並びに人材育成、などを図り、障害の認定の標準化や障害年金に関する専門的人材の育成を図るための体制を整備する趣旨で日本年金機構に障害年金センターを設置し、平成29年4月より一元的に審査を実施しています。			
148	令和6年3月19日	令和6年5月22日	国家試験・国家公務員採用試験について、試験問題冊子の書体をユニバーサルデザイン(UD)フォントとする。本実施は、全ての試験問題冊子でUDフォントとして頂きたいが、困難な場合は、手始めに拡大文字を用いる問題冊子からでも採用して頂きたい。	ご告知の通り、ユニバーサルデザイン(UD)フォントは「障害の有無、年齢などにかかわらず、誰もが読みやすい字体を認識してデザインされたフォント」であり、書体では、教科書や行政文書でも採用が進んでいる。現在の書体では、ディスプレイの特性上において、読むことが困難であるケースがあり、UDフォントに否かでも読みやすさには差が出る可能性がある。従って、UDフォントという、誰にとっても読みやすい人にも伝わる文字を採用することは、SDGsの目指す「誰一人取り残さない」との基本理念に合致するものではないか。	個人	内閣府 内閣官房 人事院 審判所 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)は、第5条において、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を目的として「行つたもの事後的改善措置を確保すること」が示されている。また、第7条第2項及び第8条第2項において、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要とする者の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、障害者の権利を侵害することなく、社会的実情等に当たり障害者に合理的な配慮を行うことと求めている。加えて、令和5年3月14日に閣議決定された障害者基本計画(第5次)において、国家資格の取得等における障害者差別の解消に向けた取組として「各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないように、試験の実施等に当たり障害者に合理的な配慮を提供する」(5-(4)-1)と明記しているほか、同日に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」においても「行政機関等においては、各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないように、高等教育機関等に対して、入学試験の実施や国家資格試験の受験資格等に関する合理的な配慮等において差別の解消の提供を促進するとともに、国家資格試験の実施等に当たり、障害者に合理的な配慮の提供を促進する」と明記している。	なし	現行制度下での対応可能	制度の現状欄に記載のとおりであり、これに加え、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正法が令和6年4月から施行となったことから、一層の合理的配慮の提供がなされるよう、取組を進めています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
149	令和6年3月19日	令和6年4月12日	彫像化しているパブリックコメント制度の実効化	国・地方自治体ともにパブリックコメントを募るのは、すでに審議案や検討会議等での議論形態が概ね同じ。紙書きや各の原案が仕上がりかけた後に9割以上であり、文法や句読点の誤りといった軽微な修正しか反映されない。限られた構成員のみでの議論形態だけでなく、検討段階から国民の声を反映できるような制度にしたい。	この「規制110番(規制改革ホットライン)」が開発当初、シミュレーションしたのは国民の憤懣が溜まっていること以外に、匿名での投稿が可能であったから。国の各省庁がパブリックコメントを受け付けるe-Govの投稿フォームでは個人情報の入力が任意となっているが、意見募集事項のPDFには個人情報が必要である旨が示されている(地方自治体のパブリックコメント)。また、規制改革推進会議をはじめ、政府の各審議会やパブリックコメントがされたのと同じ国民からの異議申し立てと概ね同じ。また、パブリックコメントを募るために公表された資料がPDF数ページであることが多く、要項のパブリックコメントを添削していただくような意見も求めているのが意図不明となっている。	個人	総務省	行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見公募手続(パブリックコメント)は、同法第2条第8号に定義する「命令等」を対象に行うものです。 国の行政機関による意見公募手続は、行政手続法第39条第1項において、命令等の案を定めようとする場合は、当該命令等の案(命令等)で定めようとする内容を示すもの)及びこれに関連する資料をあらかじめ示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めなければならないとされ、同条第2項では、その命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとする命令等の題名及び当該命令等を定める根拠法令の条項が示されたものでなければならないとされています。また、同法第42条では、行政機関は提出意見を十分に考慮して命令等を定めなければならないことが規定されています。 一方、行政手続法第40条において、地方公共団体は、第3条第3項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた部分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、地方公共団体における意見公募手続については、実施も各任意のものとなっています。	行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号、第3条第3項、第39条第1項及び第2項、第42条、第46条	現行制度下で対応可能	国の行政機関による意見公募手続については、命令等の案が定めようとする内容を具体的かつ明確に示すものとなっているか、関連する資料が命令等の案の内容の理解する上で必要かつ参考になる資料となっているか、また、命令等を定める際には提出意見を十分に考慮しているかについて、各府省庁に対して引き続き調査を促しております。 地方公共団体による意見公募手続については、行政手続法第46条の対象とはなっていないところ。なお、地方公共団体においては、これまでも担当する施策について、それぞれの特性や必要性に基づき、自主的に意見公募手続を整備してきたと承知しており、引き続き、各団体がそれぞれの観点から必要に応じて実施されるものと考えております。	
150	令和6年3月19日	令和6年12月16日	コピーを添付し忘れた場合の原本送付補正を制度化し、ムダな取下げがグレーな一時送付をなくす(巻ノ)	不登壇55条2項は、原本送付請求には原本の添付が必要とする。/原本所持が前提の原本送付は、申請前にしかすることができない。/では、原本送付請求をするつもりで原本を作成し忘れた場合はどうするか? /これを補正手段と見れば、申請人は登記簿へ提出し、原本を受け取ってコピーを作成することになる。/しかし、一旦提出された添付書類は公用文書で、登記簿の管理を離れてコピーを取りに行くことは許されたい(準則36条3項)。/法務省の不動産登記申請書提出前のチェックリストも、「登記完了後」ではなく「申請後に原本を返却すること」はできませんとする。/郵送申請であれば、補正はますます不可能。	→になる。/地方、原本送付できない限り取り下げで再申請することになるが、代理申請で却下事由のない限りには申請意思撤回の委任状が必要である[R4行政改革103回答]。/仮に委任状があってもこんな理由で取り下げるのは社会経済上の不利益で、制度設計として間違っている。/そこで、原本送付制度の要する負担の発想に反して、法務局でコピーを作成して、そのコストを申請人に負担させる制度を提案する。/コピー機費は申請前には発生し、申請人が原本と原本の同一性を確認するコストのほうが高く、/文字だけ書き換えたコピーを用いても気づかれないだろう。/現在の原本送付制度は技術的進歩に見合っていない。/そこで、申請後に原本送付を希望する場合は、個人情報の開示請求に準じて手数料を徴収すればよい。/審査申請でも電子添付が可能になるから、申請人と申請番号を伝えれば済む。/申請人は追加負担によって送付が受けられ、行政もその費用を申請人に転嫁できる。/そして、公用文書の送付のようによりグレーな取扱いをきまない。/法務省は行政機関の指針に対してチェックリストを記してお茶を濁そうとしているけれども、/次に来る苦情は「コピーを添付し忘れたけれども法務局が補正できない」である。/「周知させる」で済ませるなら、専門家である司法書士は補正にできない。/このような弥縫策ではなく、根本的な解決を目指すべきである。/毎度のことだが、行政評価局のあせり内容はスルべき。	商業登記センター	法務省	原本の送付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した原本を、申請時に提出することにより、申請書の添付書類の原本の送付を請求することができます。	不動産登記規則第55条 昭和36年1月20日付け民事局第168号民事局長回答	対応不可	登記が完了した後には原本送付の請求を認めるとすると、申請書預け取り込み欄につづり込まれた登記簿の新規事項類の適正な管理に著しい支障が生じ、登記事務の迅速適切な処理を阻害するおそれがあるため、対応は困難です。	
151	令和6年3月19日	令和6年12月16日	同姓同名の者が複数いる不動産・商業登記で生年月日を記録する取扱いを原則生年月日だけに改める(巻ノ)	R5行政改革45提案は、同姓同名の登記名義人や役員を複数登記する場合に生年月日を記録することはプライバシー保護の観点から好ましくないから、生年月日にするなど、各人を区別するに足る最小限の公開にとめるべきであるとしたものである。/これに対して法務省は、「生年月日を必要最小限のみ公開するという前提案については、登記の公示機能と個人情報保護とのバランスを踏まえて改定が必要」という理由で対応不可とした。/しかし、登記の公示機能と、システム改修費用との理由であれば、改定の方法により回避可能である。/まずシステム改修費用について、そもそも一	一生年月日データを生年データに置き換えるのにシステム改修が必要なんです。/入力内容が正しい形式・内容であることプログラムでチェックしている。と。/そこでデータ形式が厳格であれば、プログラムによるチェックで登記簿の過誤をなくせるはずでは? /仮に入力形式のチェック機能があるとしても、商業登記における旧姓併記のように、氏名の後にカッコ書きにすればプログラムチェックを回避できる。/これは違法である。/これは違法である。/氏名併記の登記記録を所有不動産システム等で管理する際には正規表現を使わずに、また氏名にカッコ書きは認められないから条件の修正で対応できる。/次に登記の公示機能について、現在でさえDV被害者の住所を公開したり、会社の信用を維持するためと称して登記の適正による職業不正履歴を公表したり、ペナルティという政府統一方針を理由に商号を無断で更正したりと、日本の登記制度は抜け穴だらけである。/なぜ更正不可能な個人情報である生年月日を公開する必要があるのか? /そもそも住所と氏名だけで個人を特定する登記制度に無理があるから不動産登記で生年月日や会社法人等番号を記録するようにしたのであって、個人の特定する公示機能として必要であれば全員について公開すべきであらう。/それができないのは生年月日が個人情報だからで、たまたま同姓同名の者が登記されているだけで個人情報と公開されるのは当然個人として書くべきである。/債権等の権利関係は申請書閲覧と同様の手続で事後的に情報公開できるようにすれば、「登記の公示機能と個人情報保護とのバランス」を実現できる。	商業登記センター	法務省	同一の不動産につき、住所を同じする同名異人の共有者が併存することとなるような場合、当該申請書に住所・氏名のほか、生年月日を記載して登記の申請があったときは、生年月日を登記することとなります。 また、株式会社が取締役が同姓同名であるため、取締役及び事後の変更登記申請に氏名のほか生年月日を記載して登記申請があった場合には、役員は氏名の下に生年月日を括弧書きで記載することとなります。	昭和45年4月11日付け民事局第1426号民事局長回答、昭和56年11月9日付け民四6427号法務省民事局第四課長回答	対応不可	生年月日を必要最小限のみ公開するという前提案については、システム改修が必要となる上、登記の公示機能と個人情報保護とのバランスとシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要であるため、対応は困難ですが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
152	令和6年3月19日	令和6年12月16日	登記簿を閲覧するときに、事実上1回の手数料で1冊まるごと閲覧できるのか明確にすること(参/d)	登記手数料5条は、「一登記用紙又は一事件に関する書類につき450円とする。」と定める。一「一登記用紙又は一事件」とは「不動産や会社1個につき又は1「登記申請」という意味で、1回の手数料で登記簿1冊全部を閲覧することはできないらしい。しかし、登記簿の閲覧では1回の手数料で1冊全部を閲覧できるという慣行が成立しており、法務省も国策審判でそれを認めている。一「事実上、一冊の閲覧申請を出し、1冊まるごとの周辺ものを当たってらんになるということが行われていることは私も承知しております。また、それが適法であるかどうかは問題としてしましても、実際上必要なこともあろうかということもわからないわけでー	→はごさいません。」「(S60.3.29衆議院法務委員会)／登記簿が閲覧されていた当時から「不動産1冊」の扱いであったのに、法務省が十分な監視を怠っていた結果、世間一般で1回の手数料で1冊全部を閲覧できる状態になっていた。一「地価審判さんが登記簿の無断書き換えで活躍して、国会でも再三、指摘されていたにもかかわらずである。一「では、現在でも法務省は登記簿1冊全部の閲覧を「実地上」に必要だと認めているのか?この問題は、閲覧者が他の不動産を閲覧した場合、その手数料を事後的に徴収するのと同じ問題につながる。一「違法な取扱いを適法なものに改めるのであれば、その論理は正しい。一「そんな判例があった気がする。しかし、問題の本質はそこではない。一「法務省が全部の閲覧を認めている結果、世間一般でそうした慣行が定着している前提において、その慣行に従った閲覧者に不動産1個1冊で閲覧手数料を徴収すればその額は数十倍にもなりかねず、いわば「飲み放題のふりをしたポテト入り原宿屋」になってしまう。一「現在の単則139条(3)も厳重に監視を要するのは申請書の閲覧だけで、その反対解釈として登記簿の閲覧では厳重に監視がされる。その結果、たまたま見つかった閲覧者だけが高額の手数料を請求される不公平が生じる。一「したがって、法務省が閲覧手数料徴収の取扱いを改めるのであれば、その方針転換を事前にアナウンスし、一定の周知期間を設けてから正確の手数料を徴収すべきである。一「定文化している表示登記の適料制度としても、いきなり徴収しないでしょ。一「そういうわけで、現時点では1冊まるごと閲覧しても1回分の手数料でいけますよね?	商業登記センター	法務省	現在、登記記録は磁気ディスクをもって複製された登記簿に記録され、いわゆるブック式登記簿におけるような閲覧制度に代えて、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面(登記事項要約書)を交付しており、その手数料は、一「登記用紙」とに定められています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第2項、登記手数料令第5条第1項	事実確認	現在、登記記録は磁気ディスクをもって複製された登記簿に記録されており、いわゆるブック式登記簿におけるような閲覧を行うことはできません。このため、従来の閲覧制度に代えて、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面(登記事項要約書)を交付することとされています。また、一部磁気ディスクをもって複製されていない登記簿もありますが、これらについても、平成27年4月1日から、原則としてコンピュータシステムに登録されている画像データを用紙に出力して交付する対応を行っています。そのため、現行制度下においては、御指摘の事態は想定されません。	
153	令和6年3月19日	令和6年4月12日	e-Govのハブコムの表示・検索方法を改善して(参/d)	現在のサイトには次の問題がある。一「悪意ある案件」「結果公示案件」の「過去案件」に分ける必要がある?一「状態別にタブを切り替えて検索できます」とあるけれど、タブを切り替えると入力した検索内容が全部消えて、イチからやり直さなければならない仕様になっている。一「ユーザーは検索内容について調べたいだけで、その案件がどの状態にあるかは関係ない。一「また、「結果公示案件」「過去案件」は役所の掲示板に一定期間印刷物を掲示しておくという発想なんだから、掲示板のスペースによる制約をネット上で再現する意味が分からない。一「目の付けどころが政府でしょ。一「デジタルファーストってなんだから?一「役所が意見を募集してー	一「国民から意見が出され、役所がそれに回答したら、両者は同じ分類ではないか?一「そして、「意見募集案件」といって、意見募集期間が終了している案件を含める意味が分からない。一「国民から意見を求めているから「意見募集案件」ではないのか?一「結果を公示するまでは放置プレイという役所の発想なんだからけれど、国民に意見を求めるおきながら「募集期間は終了しました」として、役所自身がすぎませるか?一「生、カテゴリの分類が働いていない。一「RS.12.28現在の分類されたカテゴリを多く順に並べると、1.国民生活の安全・安心の確保(1150)、2.環境保全(196)、3.厚生(136)となっている。一「国民生活の安全・安心の確保」に含まれている。一「これって意味ある?一「どこにある?一「安全・安心」と言っておけば争奪が無く、政治的利害の弊害から、一「反対に、地方分権改革等「土地」商業・防衛などは「案件」ではない。一「関連案件でまとめるべき。一「憲、政をまとめること。「募集」「過去」をタブとして独立させる意味は全くなく、カテゴリと同様に絞り込み検索の項目とするサイトデザインすべきである。一「募集には意見を募集しているのか、募集が終了しているのかを区別し、「結果公示」期間に関係ない。一「そして、カテゴリの分類は「安全・安心」という万能な概念とし、重複なく選択できるようにすべきである。一「国土開発」「土地」「道路」ってどう違うの?一「各項目を一元化するから意味不明になるのだから、大分類「小分類」に分けてほしい。一「そして、小分類には法令ごとのハブコムの表示ができるようにする。	商業登記センター	デジタル庁総務省	国の行政機関が法令や命令等(以下、「命令等」という。)を定めようとする場合には、命令等の発布に際して関連する資料あらかじめ公表し、意見を聴き、(以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めるパブリックコメントを実施することとされています。また、パブリックコメントを実施して命令等を制定した国の行政機関は、当該命令等の公布と同時に、命令等の題名、命令等の案の公示日、提出意見及び意見に対する行政機関の考え方について公示することとされています。パブリックコメントにおいて提出意見がなかった場合は、意見提出がなかった旨を、パブリックコメントを実施したものの命令等を制定しないこととした場合は、制定しない旨を同様に公示することとされています。なお、上記の公示は「e-Gov」のWebサイトを利用行われます。	行政手続法第39条～第45条 行政手続法の一部を改正する法律による改正後の行政手続法第四十五条第一項の公示に関する必要な事項を定める件(平成18年2月3日 総務省告示第78号)	検討を予定	e-GovのパブリックコメントWebサイトにおける「意見募集」、「結果公示」等の表示・検索機能については、今後のe-Gov全体のUI/UX(ユーザーインターフェース、ユーザーエクスペリエンス)デザインの見直しを実施する中で改善方法を検討してまいりたいと考えています。カテゴリの分類につきましては、e-Govにおける法令検索サービスで採用する法令分類を参考に、任意の意見募集に基づく国民の皆様からの御意見も踏まえて作成したのですが、上記表示・検索機能と合わせ、より望ましい分類方法について検討してまいりたいと考えています。	
154	令和6年3月19日	令和6年5月22日	小児慢性特定疾患対策にかかる医療費助成制度の認定期間について	小児慢性特定疾患対策にかかる医療費助成制度の認定期間が原則1年とされているところ、期間を延長するか、手続きの簡易化を推進すべきと提案します。	そもそも小児慢性特定疾患はその名のとおり、慢性的な疾患であり、治療法が確立していないいわゆる難病です。また、先天的なものもあり寿命によっては一生付き合っていくかなくてはならない病気もあります。そうした性質をもつにも関わらず、有効期間を1年と設定するのは、期間が短いと思います。例えば、身体障害者手帳や療育手帳、特別児童扶養手当等の各種手当等は有効期間1年以上のものも多々あります。従って、毎年の確認を要する有効期間短くすることは可能だと思います。実現した場合、保護者が毎年医師の意見書を取得する手間や医師の書類作成負担を軽減できるものと思います。また、申請忘れにより期限が切れるリスクも軽減です。1年の期限を短縮できないとしても、必要書類の簡略化や届け出のみにする等、なんらかの延長手続きの負担軽減策は必要と考えます。	個人	厚生労働省デジタル庁総務省	小児慢性特定疾患医療費助成においては、毎年、疾病の状態の程度を確認する際に、併せて所得に応じて負担を軽減するために必要となる申請者等の所得状況も確認しています。都道府県等が審査及び支給認定を行っているため、申請方法や必要書類の提出方法については、都道府県等によって異なる場合がありますが、医療意見書については、令和8年度から指定医師オンラインでデータベースにアップして登録することが可能となっております。また、住民票の写しや課税証明書等については、住民基本台帳法第30条の10等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号等の規定に基づき、都道府県等は住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステム等を活用することによって、都道府県等が内部の審査を行うことが可能であり、申請者による添付書類の省略を認めることが可能となっております。	児童福祉法 住民基本台帳法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	住民票の写しや課税証明書等の必要書類の一部については、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステム等を活用することによって、都道府県等がその情報を取得し、申請者による添付書類の省略を認めることが可能となっており、引き続き、こうした仕組みの活用について各都道府県等に通知する等、申請者の負担軽減等を進めてまいります。また、小児慢性特定疾患医療費助成申請については、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月9日閣議決定)を踏まえ、難病患者等の利便性の向上を図るため、オンライン化の実現についての検討を進めてまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
158	令和6年3月19日	令和6年12月16日	不登法にシステム障害時の受付順序規定を新設し、障害時に発行した仮受付番号を記録する(ス/四)	不登法は、18条でオンラインと書面での申請方法を、19条3項で申請書の提出順に受付番号を付すこと、59条2号で権利登記は受付番号を登記事項として記録することを定める。／オンライン申し込みは登録登記所窓口で一次的に受付番号を管理できたのに対し、オンライン導入によって受付番号が法務省のサーバーに一元化された結果、システム障害や停電で登記所とサーバーとの通信が途絶すると、受付番号の一次的管理ができなくなる。／このとき、オンラインサーバーが機能していれば、サーバー上でオンライン申請と登記所窓口での書面申請とが独立して受け付けられることになり、オンライン申請はその情報がサーバーに記録されるけれど、	一書面申請についてはサーバーが機能しなければ仮の受付番号とせざるを得ない。／では、オンライン申請の受付番号と書面申請の受付番号はどのように統合されるのか？／仮に仮受付番号の信頼性がある。／権利登記においては受付番号の先後が権利の帰属を決するため、登記所が受付番号を紐づけていないという証明を制度的に設けるべきである。／しかし、不登法はその信頼を規律する規定がない。／システム障害や通信障害は、オンライン申請を制度化したH1改正で後述に規定すべきではなかったか？／システム障害は災害時に登記所事務の停止する不登法8条と同等の問題であり、オンライン申請を規定していないからその機能停止を想定していないのは立案者の能力不足だろう。／そこで、システム障害時に登記所窓口で付した仮受付番号を登記記録の受付番号欄に括弧を付して併記する制度を提案する。／通信が途絶しても電力供給があれば登記所端末で一次的に仮受付番号を付し、通信復旧後に、仮受付番号ごとの受付時刻を記録したデータをサーバー上で受け付けたオンライン申請の受付時刻と一元化する。／規則54条の受領証の交付請求手続は、システム障害を理由に拒否されるものではないだろうか。／拒否するならば、なおさら法的根拠が必要なので、さらに、端末も使用できない停電時には書面で受付時刻を記録する手続が、登記所で手続が一元化されていたオンライン申請とは異なる意味である。／申請者の受付時刻の記録は、登記手続に準じて登記官が押印して管理すべきではないか？現在の不登法体系は、受付番号の透明性についての危機意識がなすすぎず。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	なし	登記所が停電した時、申請者が登記所に提出された時刻(年月日時分)を記録する取扱いをしています。	現行制度下で対応可	制度の現状欄に記載のとおり、受付番号に経義が生じないよう受付時刻を記録する運用を行っているところですが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	
159	令和6年3月19日	令和6年12月16日	240120SS98(2/3)不動産登記の一部取下げで登録免許税額の「補正」を「訂正」に改める	準則29条5項は、一部取下げ手続において登録免許税額が減少する場合には申請情報を補正させるとする。／法25条は却下すべき申請の不備が補正できる場合に申請人が補正した場合は却下とはならないとしており、法25条にいう「補正」と準則29条5項にいう「補正」が同一の用語であるとするは、申請人が申請情報の登録免許税額を訂正しないときは当該申請が却下されることになる。／したがって、登録免許税額を訂正しないことにより却下することは違法ではないか？／憲法32条は登録免許税を納付しないときを却下事由とするのみで、申請情報としての登録免許税額の不備は却下事由としていない。／そして準則36条4項は、公務員が職務	一上作成した添付情報によって明らかな申請情報は補正対象ではないとしている。／そうであれば、登記官自身が処理した取下げ手続によって修正された登録免許税額も、公務員が職務上作成した添付情報に準じて、その内容が明らかな申請情報といえる。／憲法32条は却下が可能なものにもかかわらず、その取下げ手続において不備があるという理由でその請求は未だ未結である。／そもそも却下と取下げとの違いは申請書を送付するかしなかないかであり、申請人にとって申請書が送付されない一部取下げはインセンティブがない。／一部取下げによって登記所には却下手続を省略できるメリットがあるのに、申請人に多大な手数をかける理由がわからない。／参、登録免許税に過納納があれば、職権により還付される。／不足額があれば追加納付手続において申請情報の訂正を求めることも合理性があるけれど、申請人が介在しない職権還付による訂正を要求するのは無効な行政手続である。／一部取下げではない過納納であれば、申請人が登録免許税額を補正することなく、登記官が職権還付をして終わりではないか？／四、準則29条5項は「するものとする。」としているが、これは罰則規定で用いられる表現であり、その意図は「できれば申請人に補正させたほうが良いだろう。／内部的な示現に申請人が従わなかったことを理由に登記申請を却下するのは、却下事由を規定する法25条の規定に違反する。／憲法32条の通り、一部取下げにおける登録免許税額の補正手続は不当である。／「訂正」に改めるべきである。／なお、準則は、29条5項の「補正」を異なる意味で用いるとは書いてないらしい。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産登記事務取扱手続準則(平成17年法務省民二第456号通達)第29条第5項 不動産登記法第25条第12号	一部取下げの場合においては、申請情報の登録免許税に関する記録があるときは、申請人は補正する必要があります。／また、登記官は、申請人が登録免許税を納付しないときは登記の申請を却下しなければならないことになっています。	事実確認	申請人が不動産登記事務取扱手続準則第29条第5項による補正に応じなかったとしても、そのことによって直ちに取下げられない申請が却下されるものではありません。	
160	令和6年3月19日	令和6年10月17日	240120SS99(3/3)共同申請における原本送付及び補正手続の行為を明確化する	不登法25条は、申請の不備を申請人が補正した場合は却下しないとす。／この申請人とは誰を指すのか？／R3規制改革591回答は、「登記の真正の確保は、実法上の権利変動があると登記申請された内容が真実であるということ」を担保するという意味で、「共同申請の原則は登記の真正の確保のために重要な登記手続上の制度となっている」です。／では、申請情報の補正は一方申請人のみでできることがあるのか？／契印については、規則46条で申請書が枚数以上ある場合は権利者と義務者の双方がなければならぬとする。／申請書の追加は申請情報の真実であり、申請書の訂正と追加は申請情報を変更するという点で同列の問題	一である。／そうすると、補正手続でも権利者と義務者の双方がなければならぬのではないのか？／なるに、「軽微な不備」はそもそも補正対象ではない。／この問題は、原本送付手続でも同様である。／規則55条は「書面申請書類」申請人は原本送付請求ができること、その手続を具体的に規定している。／しかし、55条は「申請人」とするのみで、規則3条2項が登記識別情報の通知の相手方と送付を受けるべき者とするような規定はされていない。／そうすると、印鑑証明書や戸籍簿本等の原本送付手続では受領者である申請人の一部の者が他人のそれを受領できることになる。／これは個人情報保護法違反ではないか？／行政機関の長による保有個人情報の安全確保義務は章2節に規定されており、不登法155条が適用除外とする54条4項には含まれない。／そうすると、法務省の決裁会合である「申請人の負担がウツタカラ」という登記特務協議は、他行政と同様に、個人情報保護法の規制に服するはずである。／しかし、RSに法務省が義務者の指簿のもとで作成した「フェックリス」にも受領責任について記がなく、申請人であれば誰でも受領できるらしい。／したがって規則55条を改正し、原本送付書類に記載された本人以外は委任状がない限り受領できないとすべきではないか？／総務省も法務省も「原本送付は申請人フレンドリー」という固定観念をお持ちのようだが、それは個人情報保護法を軽視し、行政執行の上で成立した不備責任制度である。／R3行政改革17提案の「窓口でのスキャン処理」は、こうした個人情報軽視な行政慣行を前提にした対策なんですけどね。	商業登記ゲ ン ロン	法務省 個人情報保護 委員会	不動産登記法第60条 不動産登記規則第55条第6項	権利に関する登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならないとされております。／原本の送付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができます。この場合においては、申請人は、送付先の住所を申し出なければならないとされております。	対応不可	書面申請の内容等に補正することができる不備がある場合には、登記官は申請人に対して補正の告知をし、登記官の面前で補正させるものとされています。既に提出された書面を訂正することができるのは、当該書面の作成権限のある者に限られておりますので、補正の内容によって補正することができる者以外の者が補正することができないよう、適切に判断しております。また、添付情報の原本送付請求があった場合において、窓口で送付するときは、申請人本人であることを確認した上で送付し、送付の方法により送付をするときには、申請人が返信用封筒を添付し、送付先の住所を申し出る取扱いとなっておりますので、本人が意図しない形で他の申請人に送付されることはありませんが、指摘の点を念めて、適切な制度運営に引き続き努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
161	令和6年3月19日	令和6年5月22日	給与支払報告の普通徴収理由を全国で統一してほしい	給与支払報告にて、住民税が普通徴収の場合に理由を示す記号を入れる必要がありますが、全国で統一されておらず、市区町村ごとにHPなどで確認する手間が発生しております。 *今年からエルタックスのデータ申請時に簡易欄が必要となったため、上記のようルールを決めてください。 *今年からエルタックスのデータ申請時に簡易欄が必要となったため、上記のエラーが頻発しており事務担当や基幹ソフトベンダーの負担となっています。	上記の通り 1.事務担当の手間の軽減と、それによるデータ申請への心理的障壁の軽減。 2.基幹システムベンダーのサポートセンターの対応工数の軽減。 3.現時点ではエルタックスのチェックも「簡易が空白だったらエラー」までできていないので、適切な内容になっていない可能性も高い。全国統一すれば誤入力も減り、市区町村の担当者のチェックの手間も減る。 入力記号の例 https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kokuho/zeikin/kuminzei-kozafun/kae.html##:text=普通徴収に該当するを記入してくださいVE3%80%82	個人	総務省	市町村は、地方税法第321条の3の規定により「納税義務者が前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払いを受けている者」である場合について、「特別徴収の方法によって徴収するものとされています」。 「特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者」については、対象から除く（特別徴収の方法によらないこと規定されており、課税庁である各地方団体において、納税義務者の実情に即して、当該要件に該当するかどうかについて判断しています）。	地方税法第321条の3、地方税法施行規則第17号様式別表	対応不可	各地方団体が、どのような場合に「特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者」と認定するかについては、納税義務者の実情に即して運用する観点から各地方団体間において差違が生じており、法令において一律の要件を定めること及び給与支払報告書の提出時の理由記載方法について「全国で統一した記号」とすることは適当でないと考えます。	
162	令和6年3月19日	令和6年4月12日	アナログ規制の改善	所管行政庁：財務省 関税局(税関) 関税法基本通達68-3-9原産地証明書の取扱い等 「(4)1番の原産地証明書に記載されている貨物が分割して逐次輸入される場合には、最後の輸入申告受理税関において原本を徴するものとし、それまでの申告受理税関においては、原産地証明書の写しを1通を徴し、原本には、その税関において輸入告知された貨物の数量を記入のうえ審査印を押すことで返還する。」 現在、原産地証明書はカラーPDF(電子)の提出が認められているが、分割輸入等場合は原本の原産地証明書の窓口提出を求められる。 分割輸入の場合も電子提出を認めて頂きたい。	行政では電子申請が推奨され、押印等の削減が進められているところである。分割輸入に係る原産地証明書だけが、窓口手続きを指導されており、また、税関職員が多忙のため、提出後、捺印返却まで半日を要することがあります。即時対応を求めると、税関職員に断られることが多々あります。このことから、民営及び多忙に行政職員にとっても適速の改正を求めます。よろしくお願ひいたします。	個人	財務省	原産地証明書に記載されている貨物を分割して逐次輸入する場合は、原産地証明書の証明する範囲内で正しく申告されていることを確認するため、分割して輸入通関をする申告ごとに原産地証明書の原本を提出いただき、輸入申告された数量を記載するとともに審査印を押すことで適正利用を担保しております。	関税法基本通達68-3-9(4)	検討を予定	原産地証明書で証明された数量を超えて特恵適用が行われないことを確保した上で、分割輸入における原産地証明書の数量管理に係る手続きを電子的に行うことを可能とする方法を検討します。	
163	令和6年3月19日	令和6年4月12日	国家公務員のマネジメント能力を向上させる。	昇進の基準を改正することで国家公務員のマネジメント能力を向上させる。	国家公務員は、人事評価があるにもかかわらず、マネジメント能力がないのにキャリア、ノンキャリア問わず年をとるだけで自動的に昇進する制度になっています。理由は簡単で、ニュースになったとおりハコモノで飛ばされた人が普通曹という高級管理職になっているからです。人事評価が機能しては、普通曹という役職に就いているはずがないからです。内閣人事局HPで公表している資料を見ると、直近2回の能力評価のうち1回が優良なら課長補佐や係長に、非常に優秀なら課長になれると書いてあります。しかし、ニュースで中央省庁は部下なし1人係長や1人課長補佐であふれていると聞きます。部下がいなければ「マネジメントの能力を評価することができないはず」です。なのに、毎年、部下を持つ立場になるはずの課長補佐や係長にたくさん昇進しています。なぜ部下がいなくても「マネジメント」の能力を評価できるのでしょうか。人事評価が形骸化し機能していない状態です。そこで、部下がいなくても課長補佐や1人係長は、組織で一番重要な部下を「マネジメント」する能力を評価できないので、そのような人が直近2回の能力評価のうち1回が優良であっても課長補佐や係長に昇進させない制度にするべきです。そのためには、マネジメント能力に優れた人が部下を管理する合理的な職務となり、やる気に満ちた優秀な人がたくさん国家公務員を目指し、行政サービスが向上すると思います。内閣人事局や人事院は、人材不足を嘆いて給料を引き上げるといって税金の無駄遣いをたらしむ前に、この提案を直ちに実現してください。	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための政府全体の基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、職員の昇任等を行うに当たっては、人事評価に基づき、適格適所の人事運用や、能力及び実績に基づく人事管理を徹底することとし、幹部職員、管理職を含め、採用年次、採用試験の種類等にとらわれた人事運用を行ってほならないこととされています。 お示しの「1人係長」や「1人課長補佐」については、各府省の組織運営上、そのような人員配置となることはあり得る場所ですが、係長や課長補佐の人事評価における能力評価では、部下の有無にかかわらず、前掲的・効果的な業務遂行等の観点でマネジメントに関する能力の評価が行われます。この他にも倫理、判断、協調性などの各個別評価を適切に勘案して全体評価が付され、業績評価も含めて全体評価が一定の要件を満たす者が、昇任させる候補者となります。	個人	人事院 内閣官庁	国家公務員法第27条の2、第54条、第58条 人事評価の基準、方法等に関する政令 人事院規則8-12(職員の任免)第25条、第30条	現行制度下で対応可能	業務の効率的な実施や環境変化への対応、職員の人材育成や能力の活用、組織文化の醸成等の観点から、幹部・管理職のマネジメントは極めて重要と認識しており、国家公務員の人事管理については、「採用昇任等基本方針」等に基づき、引き続き適切に行ってまいります。なお、人事評価については、令和3年10月より、人材育成機能の強化等の観点からの改善を行っており、引き続き、制度の適切な運用を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
164	令和6年3月19日	令和6年4月12日	各省庁で行われている調査の調査項目の重複を削減する。	各省庁で行われている調査の調査項目の重複を削減するため、調査の調査項目の重複を削減する。調査の調査項目の重複を削減する。調査の調査項目の重複を削減する。	縦割り110番の行政改革の提案と回答を見ると「似たような調査をなくしてほしい」と提案すると、決まって「調査の趣旨が違います。でも、調査項目の重複はなすよう努力します。」と金太郎輪かたい回答しています。何度も「似たような調査をなくしてほしい」と提案している人がいるのをみると、全然「調査項目の重複をなくす努力」をしていないんだなと思います。多分、その原因を考えると、調査項目の重複を第三者がチェックする仕組みがないのが原因なのだと思います。まさに縦割りです。だから、縦割り110番をやっている内閣官庁の行政改革推進本部事務局が調査項目の重複をチェックすればいいと思います。このような組織を作ること、「調査項目の重複」を減らして、無駄な業務が減って課業代の無駄遣いもなくなって行政の効率化が実現できます。調査を依頼される民間も無駄な仕事がなくなって生産性が向上すると思います。「縦割り110番」をやっている内閣官庁の行政改革推進本部事務局が「縦割り打破」の模範を示すべきではないですか。速やかな実現を期待しています。	個人	内閣官庁	政府として、調査事項の重複排除、回答・集計方法の改善、調査等自体の廃止など、各府省等が行う調査等の自律的な改善・活用を図るための仕組みを構築し、運用しています。	各府省等が行う調査等が改善するための恒常的な仕組みの構築・運用について(令和3年9月17日 内閣官庁行政改革推進本部事務局)	現行制度下で対応可能	各府省等が行う調査等は多種多様であることから、その改善については、事後に一括して行うよりも、企画立案時点で、調査等実施部局ごとにあらかじめ検討した上で実施に移すことが必要であるとの考えの下、調査主体である各府省等と、総合的な観点から調整を行う内閣官庁行政改革推進本部事務局等とで役割分担しつつ、双方が連携し、調査等の自律的な改善・活用を図る恒常的な仕組みを構築し、運用しています。この仕組みにおいて、同事務局等では、各府省等の調査等の実施状況をリストに取りまとめるとともに、調査事項の重複を含め、調査等実施部局が調査等を企画立案・実施する際に確認すべき点をまとめたチェックリストを作成しており、各府省等がリストを基に実際の調査項目に重複がないか確認することとしています。また、同事務局等は、調査事項の重複の解消・防止の事例のうち、改善の効果が高く、汎用性があるような事例の報告を受け、優良事例として各府省等に横展開し、他の調査等の改善を促しています。さらに、同事務局等に調査等対象者から寄せられた要望等については、その内容を確認の上、該当府省等に対し、調査等の負担軽減等の見直しについて検討を要請するとともに、必要な調整を行うこととしています。これらの取組により、引き続き、調査事項の重複の解消・防止を進めてまいります。	
165	令和6年3月19日	令和6年5月22日	240127ST01(1/3)役員管理番号を付し、役員変更登記で役員の特定に使用する	商業登記の役員変更では、「資格」取締役「氏名」○●●○原因「令和○年○月○日重任」のように、資格と氏名によって変更する役員を特定する。すなわち、「氏名」○●●○が変更する役員を特定する情報であると同時に、変更後に記録する役員の情報でもある。その前提には、重任登記における氏名は当然に登記の前で一致しているという認識がある。その一方で、重任登記と同時に氏名を変更する申請も認められており、○●●○という取締役を、△△△△に変更すると認められている。すなわち、申請者が意図せず○●●○を△△△△に書き間違えた場合はどうなるのか？「重」がハンコでかた、辺りがカタカナになる場合など	一ある、あるいは、取締役○●●○を△△△△に氏名変更すると同時に、取締役△△△△を○●●○に氏名変更する場合である。申請情報を正確に登録するには、どうやって区別するのか？2つの方法が思いつく。1.巻、登記官がその都度、申請人に氏名が変更されているを確認する。これは重なる場合はすべての重任登記で確認が必要になり、「迅速処理」や「補正減少」の方針に矛盾する。2.巻、申請人が適法に申請した内容を正しくとみなしてそのまま登録する。しかし後者の場合、申請人は法令に則って申請しているから、取り違えて重任登記すれば登記官の過失だろう。結局どちらも妥当でなく、現在の申請方法が根本的に間違っている。そこで、役員管理番号を付してを提案。申請人はその番号で役員を特定すればよいという取扱いに変更することを提案する。これは不動産登記で不動産番号として導入されている方法である。たとえば、取締役10番が兼任する場合は「氏名」○●●○の代わりに「氏名」10と記載する。このように記載があれば、意図せず氏名変更する事故もなくなるし、登記所としてもムダな確認作業をする必要もない。この方法は、役員登記の順序を入れ替えるというR6行政改革7提案とも親和的である。この提案に対し、法務省は「システム改修」に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えます」とするけれど、現在の登記手続が氏名を特定できないことによるムダを含んでいる、管理番号がそのムダを削減する手段として活用できるのであれば、並べ替え機能を除いた管理番号だけ公開すればよい。法務省は現在のムダを認識できるかな？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	会社の役員に関する登記事項については、会社法第911条の規定により登記しなければならないが、当該登記事項については、商業登記規則第51条に規定された区に登記された順序にしたがって記録されます。	会社法第911条第3項 商業登記規則第51条、 別表第5	対応不可	御提案の内容については、制度の現状欄に記載のとおり登記事項は登記官が審査の上、公示しており、現行の取扱いにおいて、役員を取り違え等が生じたといった事案は承知していないことから、各役員ごとに管理番号を付した上で、当該番号を公示する取扱いに変更する必要性はないものと考えます。	
166	令和6年3月19日	令和6年4月12日	240127ST02(2/3)退任代表者の印鑑証明書を発行する	規則81条8項は「代表取締役若しくは代表執行役員又は取締役若しくは執行役員(登記所に印鑑を提出した者がある場合にあっては当該印鑑を提出した者に限り、登記所に印鑑を提出した者がない場合)にあっては会社の代表者に限る。」の委任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を送付しなければならない」とする。印鑑を提出した者「(会社実印を登録して廃止した書封の個人実印を押す)ことになる。退任した代表取締役が取締役として辞任する場合は、取締役の辞任届にも旧会社実印を	一押さなければならない。逆に、一旦印鑑を提出した後全員が印鑑を廃止した会社は、旧会社実印を押さなければならない。法務省HPの説明では「印鑑を提出している代表取締役が・・・と現在形を使用しているのに、なぜ命令は過去形で規定するのか？条文上も、商業登記規則は現在と過去形を使い分けている。印鑑の廃止の届出をした番号使用者が当該届出をした日から二年以内に同一の印鑑を提出した場合を除く。」「9条5項1号」は、おそらく正しい。また、「当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合」「(同2号)と「当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合」「(同)と、おそく正しい。1号は印鑑を提出する行為を指し、2号は提出した印鑑の効力が現在も継続している状態を指しているからだと31条の2第4項、33条の3第3項、52条の2、61条6項、81条の2第4項も同じ。附則1条に「現に印鑑を提出している者」と一般規定に規定している。この表現ルールに従えば、反解釈して81条8項の「印鑑を提出した者」は過去に印鑑を提出した者を含むはずである。9条の2以降の枝番号では「印鑑の提出をした者」で統一されている。商業登記法12条は制定時から「印鑑を登記所に提出した者」である。したがって廃印してから1年を経過し規則81条8項の規定も変更されても、カードの再交付(9条の4第1項)を受けて廃印した印鑑証明書を取得(法12条、規則22条)できるとするが法律の規定ではないか。不合法17条の代理権不消滅規定は印鑑証明書がなければ意味がなく、登記法の整合性という点からも印鑑証明書を発行すべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	代表取締役等の辞任による変更の登記の申請書には、登記所に印鑑を提出した者がある場合であって、当該書面に押印した印鑑と当該代表取締役等が登記所に提出している印鑑とが同一である場合を除いて、当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を送付しなければならないこととされています。また、商業登記法12条各号に掲げる者でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができますこととされています。	商業登記法第12条 商業登記規則第61条 第8項	事実確認	代表取締役等が辞任を証する書面に押印する「登記所に提出している印鑑」については、既に廃止された印鑑(旧会社実印)ではなく、現に登記所に提出されている印鑑を押印する必要があります。したがって、御提案の内容についての対応は不要と考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
167	令和6年3月19日	令和6年4月12日	司法試験及び司法試験予備試験(特に口述試験)受験票発送及び表示の見直し	司法試験及び司法試験予備試験は2025年からオンライン出願が導入される予定である。 導入に伴い、現行では郵送される受験票についても同じタイミングで受験会場や受験番号が確認できるようにすること求める。 又、司法試験予備試験口述試験の受験票は、現状、試験科目の位置を固定して、試験日及び時間の表記が各受験生によってばらつき、試験日が違い科目が受験票の上に記載されている場合もある。 これを改め、試験日の位置を上げ一目で分かるように固定して、試験科目の表記の位置を各受験生前に決めるべきであり、これはオンラインを待たずに改めるべきである。	現状では受験票は郵送なので、場所によって到達日がばらつき、最速で金曜日(到着する場合、人によっては金曜日に到達せず月曜日以降に到達することになる。 従って、受験会場が複数ある場合や、試験科目毎の受験日や時間が各受験生によって異なる司法試験予備試験の口述試験の場合は、受験会場、試験科目等重要な情報を知るタイミングが各受験生によって3日以上異なり、知りたい情報を同じタイミングで知ることができず不平等である。 よって、オンライン出願の際はこのような情報が記載される受験票も、オンラインでも同じタイミングで確認できるような発信するべきである。 また、司法試験口述試験の受験票に記載している、現状、人によって2日目の科目が上に記載され、1日目の科目が下に記載されている。 これは、試験科目の表記位置を固定しているからであるが、人は数字が小さいものや早い日は上に記載するものと認識し、月末が上に記載され1日が下に記載されるカレンダーは世の中にほぼ存在していない以上、上記の場合の表記は各自勝手にいい、のみならず、正しい試験日・時間の認識を客観的に把握している表記なので、ユニバーサルデザインの観点やSDGsの観点からも極めて問題である。	個人	法務省	司法試験委員会において、司法試験及び司法試験予備試験の受験票は、受験番号、氏名、試験期日、試験場等を記載して郵送しております。 また、司法試験予備試験口述試験の受験票の記載については、受験票印刷の仕様上、法律実務民事、法律実務刑事の順に試験期日を記載しております。 司法試験予備試験(口述試験)の実施方針について 令和3年6月2日司法試験委員会決定(令和4年1月16日改正) (URL)https://www.mej.go.jp/content/001406522.pdf	司法試験法(昭和24年法律第140号)第12条第2款第1号 司法試験法施行規則(平成17年法務省第84号)第7条第1、2項 令和3年6月2日司法試験委員会決定(令和4年11月16日改正)	検討を予定	令和7年度から、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化を予定しており、受験票交付等の各種手続の具体的な方法等については、今後検討を行う予定です。 また、司法試験予備試験口述試験の受験票については、令和6年度以降、受験者の方々に誤解を与えない表記となるよう、仕様変更の可否も含めて検討いたします。	
168	令和6年3月19日	令和6年11月13日	縦割り110番制度の見直し	縦割り110番の提案について、各省庁等からの回答が妥当かどうか、改革本部がどのように判断しているのかわからないため、関係する議論の内容をオープン化して欲しい。	縦割り110番による提案と回答を見ていると果たしてこのような制度を設けることにどれくらいの効果が出るかと疑問、役所側が何も検討していないような中身の無い回答でさえ平然と掲載されている。同じような疑問と思うが、以下の2つの提案(内容不明だが)についても素回答である模様。 ・令和5年9月「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」の受け付けた提案及び所管省庁からの回答ページ改善 ・令和5年11月「縦割り110番の成果の見える化」	個人	内閣府 内閣官房	内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」を設置し、規制改革・行政改革について、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等からの提案を受け付けています。 寄せられた規制改革・行政改革に関する提案については、所管省庁において確認及び検討を行い、公表時点における検討結果をホームページで公表しています。 なお、規制改革に関する検討内容については、ホームページで公表している規制改革推進会議等の資料やYouTubeでの配信を参照していただけます。	なし	その他	規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)を通じて寄せられた提案に対する回答を分かりやすくお伝えするために、公表にあたり掲載される情報は適度に増えないよう留意する必要があります。 引き続き、所管省庁において前向きな検討をさせていただくとともに分かりやすい回答となるよう要請してまいります。	
169	令和6年3月19日	令和6年4月12日	放課後児童健全育成事業を指定管理者制度で実施した場合の補助金適正化法との関係性を整理してほしい	放課後児童健全育成事業を指定管理者制度で実施した場合の国庫補助金等である子ども・子育て支援交付金や子ども・子育て支援施設整備交付金が交付されることとなりますが、地方自治法第199条第3項に「監査委員による監査に含まれていますが、何ら解説文書等が存在しません。今度の指定管理者制度運用に際しても一度整理しておいてほしいものです。	放課後児童健全育成事業を指定管理者制度で実施するケースが年々増えてきております。指定管理料の金額も高額になり、会計検査院の検査、監査委員の監査等で手直しがあると補助金返還等、多大な損害となる事業者も見受けられます。 まずはきちんとした会計的な取扱いを示すことが特に重要だと思います。	個人	こども家庭庁	子ども・子育て支援交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第25号)において補助金等とする給付金に指定されており、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、放課後児童健全育成事業を含む事業が交付対象事業として整理がなされています。 また、放課後児童クラブ運営指針(平成27年厚労発0331第84号)において、放課後児童クラブの運営に当たり、運営主体によって定期的な検査や決算報告を行うなど適正な会計管理を行う必要性について明記しております。あわせてご指摘のように検査、監査等が実施されていることと承知しています。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第25号)において補助金等とする給付金に指定されており、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、放課後児童健全育成事業を含む事業が交付対象事業として整理がなされています。 また、放課後児童クラブ運営指針(平成27年厚労発0331第84号)において、放課後児童クラブの運営に当たり、運営主体によって定期的な検査や決算報告を行うなど適正な会計管理を行う必要性について明記しております。あわせてご指摘のように検査、監査等が実施されていることと承知しています。	現行制度下で対応可能	放課後児童健全育成事業については、国が示す子ども・子育て支援交付金交付要綱等に基づき、実施主体である市町村において、地域の実情に応じた多様な運営形態(指定管理者制度を含む)により適切に実施いただいているものと承知しており、改めて当庁から本事業の取扱いについて示す必要性はないものと考えております。指定管理者制度下での放課後児童クラブの運営に当たっては、市町村とよく御相談のうえ、事業を実施いただきますようお願いいたします。 なお、子ども・子育て支援施設整備交付金については、社会福祉法人等の事業者が放課後児童クラブを整備する際にも対象としているところですが、ご指摘の指定管理者制度はあくまで公の施設の管理等に依る制度であるため、今回のご提案には該当しないと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
170	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240203ST04(1/3)原本送付書類を廃棄する手続の明確化	不動産登記規則(4条1項3号が登記簿別情報について、182条の2第2項2号は登記完了証について、申請人がその書面を3か月以内に受領しない場合は廃棄することができる。一方、原本送付書類における廃棄手続については、不動産登記規則55条は何も定められておらず、申請人はいつまでに受領すればよいのかわからない。交付記録を廃棄する場合、登記簿別情報通知書は事前通知によって代替できる。登記完了証に法的な意味がなくどうもよいのに対し、一点物の原本送付書類が廃棄されたら申請人に比べて大差である。そもそも、識別情報通知書と完了証は申請人の受領によって通知されるから、申請人が受領するまで――	→はそれらの書類について申請人の所有権を観念できず、登記所の権限で廃棄しても何ら問題はない。これに対して原本送付書類は、もとより申請人が所有する書類を行政手続のために提出したと見なす。しかるに当該書類を交付することを登記官が処分行為として認めているから、その所有権はずっと申請人にある。すなわち、原本送付書類を保管することは登記所の義務であり、法律の規定又は法律の授权しこれを処分することは許されない。申請人が受領しなれば、登記所は権利の資金庫として書類を義務に維持することになる。しかし、登記所の機能は不動産登記法に明記されており、その執行以外のためにコストを負担することは登記所の目的を逸脱する。他方、所有者がからかあるため実効として書類を廃棄することもできないし、不動産登記法には原本送付書類の受領義務が定められていないから行政執行もできないはず。法律の根拠なしに勝手に送ってよいのであれば、無断駐車された土地の所有者は無断駐車車両を所有者へ着払いで送れろである。いふか、無断駐車、不動産登記法の制度設計として、申請人は原本を必ず持ちから原本送付請求をするのであり、原本送付請求した書類を受け取らないはずがないという固定観念があると思う。そこで、登記法と行政手続法で、申請に対する処分が行われてから6か月を待たず受領しない場合は行政機関の権限で当該書類を廃棄できるとすべきではないか。この問題は行政手続一般に起こり得るから、どこかの法律や条例に規定があるんじゃないですか。それを一般法と、一般法を適用除外にしている個別法に取り代わりたい。	商業登記センター	法務省 総務省	【原本の送付請求について】 書面申請をした申請人は、申請書の添付書類の原本の送付を請求することができます。この場合には、申請人が原本と相違ない旨を記載した請求書を申請時に提出することにより、登記の審査が完了した後に、当該請求に係る書面の原本が申請人に送付されることになります。また、この原本の送付は、申請人の申出により、当該原本を送付する方法によっても行うことができることとされています。 【行政手続法について】 行政手続法(平成5年法律第88号)は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする法律であり、個別の法律の執行に必要な書類の取扱いについて規律するものではなく、お示しの手続についても規律していません。	【原本の送付請求について】 申請人自身が添付書類の原本の送付を請求したにもかかわらず、当該原本を受領しないことはほとんどなく、御提案のような見直しをすることは、その必要性を含めて慎重な検討が必要です。 【行政手続法について】 個別の手続における必要な書類の廃棄期限等の取扱いについては、手続ごとに適切な方法を定めるべきものと考えられるので、一般法である行政手続法で規律することは想定していません。	対応不可		
171	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240203ST05(2/3)不動産登記で固定資産税評価額の添付省略はどうなったのか?	「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」に対するフォローアップ状況「管理事務が、市町村が法務省に対して、不動産登記手続で固定資産税評価額を添付させているのは市町村の事務増大になるかやめるべきかどうか」を要望する。希望では証明書が添付省略にとどまらず、登録免許税額を申請人に提示すべきだとしているため、議論が明確でない部分がある。法務省は、登録免許税額の取扱いを規制改革が必要であるため対応困難としたけれど、固定資産税評価額の添付省略については、R2「成長戦略フォローアップ」において対応方針が示されており、引き続き関係府省と検討を進めてまいりたいと回答した。この要望→	→は毎年出されており、その回答の要請を遡っていくと、「2019年度中に方向性について結論を得る」(2019)、「方策を2020年度中に検討する」(2020)、「評価額通知のオンライン提供の拡大推進を図る」(2021)として以降、2022年その記載がない。「評価額通知」が検討されているのか、法務省はどの市町村から「評価額通知のオンライン提供」を受けたいかアポイントしていないため、申請人は対象市町村が分からず、実際には評価額通知を省略できない。大版市については省庁間で、大版市のHPに置いてある。評価額通知のオンライン提供があることは市町村が公開することですか。市町村は法務局に電子データを送信しているのだから、それを利用するのはいかには法務局の問題だろう。評価額通知のオンライン提供の拡大推進を図るため、評価額通知の添付省略ができれば、「評価額通知のオンライン提供」の手が伸びた方がいいと思える。そもそも、固定資産税評価額の課税資格については登録免許税が自動決定の国税であるというテーマを堅持するために、申請人と登記官の双方が評価額を知ることができるからである。従来は登記官には評価額を知る手がなかったから申請人に証明書を提出させていたけれど、そこは法的に権限がないのである。しかし、登記官が評価額を直接知ることができるならば、申請人が証明書を提出する必要もない。相局、「固定資産税評価額の証明書の取得・提出の慣行をなくす観点から」成長戦略フォローアップ、この問題はどう決着したんですか。慣行が無くなればは意味ないですよ。	商業登記センター	法務省	不動産の登記申請に係る登録免許税の額の算定については、市町村から登記所への不動産の評価額に関する通知(地方税法第422条の3)がオンラインで行われる場合には、当該評価額に関する情報を活用し、申請者による固定資産税評価額証明書の取得及び提出を不要とする方向で検討しています。具体的には、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定される標準仕様書により、オンラインでの通知機能が実装されることを踏まえて検討し、令和7年度中に結論を待って、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしています。	不動産登記規則(平成17年法律第18号)第189条、第190条、登録免許税法(昭和42年法律35号)第10条、第25条、第26条、附則第7条、登録免許税法施行令(昭和42年政令第146号)附則第3項、地方税法(昭和25年法律第226号)第422条の3	検討に着手	制度の現状欄に記載したとおり、固定資産税評価額証明書の添付省略に向けた検討を進めています。なお、現状においても、地方公共団体から不動産の所有者等に通知される固定資産税課税細書の写し等が提供された場合には、固定資産税評価額証明書の添付を要しないこととしています。	
172	令和6年4月22日	令和6年6月20日	二級の検察官の任命及び叙級に係る資格要件の見直し	弁護士法(昭和24年法律第205号)第5条第2項に基づく法務大臣の認定を給付「弁護士となる資格を有する者」について検察官法(昭和22年法律第61号)第18条第1項が定める二級の検察官の任命及び叙級に係る資格要件に追加すべきでないか。 同項は二級の検察官の任命及び叙級に係る資格要件として「司法修習生となる者」として「司法修習生を終了した者」、「裁判官の職に在った者」及び「三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者」を定めている。しかしながら、いわゆる弁護士資格認定制度により「弁護士となる資格を有する者」については、当該資格要件に含まれていない。	第一に、弁護士資格認定制度により「弁護士となる資格を有する者」は、社会の様々な分野・場面で法律に関する実務経験をj経て高度な専門的能力を備えており、所定の研修を経ることにより「司法修習生の修習を終えた者」と同等の法律専門家・実務家としての実質を有していると考えられることから、「弁護士となる資格」も与えられている。しかし、「司法修習生の修習を終えた者」とは狭い範囲にされ、「司法修習生となる資格」を得たが「弁護士となる資格」を得ていない者と同等に、司法修習を終えるか、副検事に任命され、三年以上副検事の職にあって検察官特別考試試験を経なければ当該資格要件を満たさない司法修習の検察官は2024年(の)である。 第二に、多様なバックグラウンドを有する層の厚い法曹を確保するための同制度により「弁護士となる資格を有する者」を当該資格要件から除外することは、「弁護士」や法律学者が検察官に任命することを推進するための施策を講ずることにより、法律専門職間の人材の相互交流を促進すべきとした司法制度改革審議会による意見にも照らされる。 第三に、弁護士法では、司法試験合格後、法律学の教授・准教授の職に在った期間が通算して5年以上になることを法務大臣による認定の要件として規定し、「司法修習を終えた者」と同等の法律専門家・実務家としての実質を有しているとして「弁護士となる資格」を与えている一方、検察官法では、司法試験の可否を問わず、法律学の教授・准教授の職に在った期間が通算して5年以上満たない者であっても当該資格要件を満たすこととしていることは、同制度により「弁護士となる資格を有する者」との均衡を欠いている。	個人	法務省	検察官法(昭和22年法律第61号)第18条第1項により、二級の検察官、すなわち検事正以外の一般検事の任命資格は、 ・ 司法修習生の修習を終えた者 ・ 裁判官の職に在った者 ・ 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者と規定されている。	検察官法第18条第1項	対応不可	裁判官、検察官及び弁護士について、それぞれの任命資格は、裁判所法第43条及び第44条、検察官法第18条第1項並びに弁護士法第4条で規定されており、これに加えて、弁護士法5条により弁護士資格認定制度が規定されています。 弁護士法5条による弁護士資格認定制度の資格要件については、同認定制度により「弁護士となる資格を有する者」と同法第4条による「司法修習生の修習を終えた者」とは別個の資格要件であり、直ちに司法修習を終えた者と同程度の能力を有するとは言えないと解されており(東京裁判所11830判決参考裁判書)。 そして、現行の検察官法18条は、一般検事(2級の検察官)の任命資格として、「司法修習生の修習を終えた者」のほか、「裁判官の職に在った者」及び「三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者」と規定し、「司法修習生の修習を終えた者」と同程度の実務能力を有していることを要求しております。 このように、弁護士法5条による弁護士資格認定制度により「弁護士資格を付与される者」は、司法修習を終えた者と同程度の能力を有するとはいえず、一般検事の任命資格要件を充足しないと考えられることから、これを一般検事の任命資格要件に追加することは慎重な検討を要すると考えられます。 また、検察官法と弁護士法とで資格要件を異にしていること(提案第3)については、最高裁が、検察官の任用資格があるとしても当然に検察官になることができるものではないのに対し、弁護士資格者は、弁護士会に入会することにより弁護士業務を行なうものであること、これらの資格要件の定めと相違があるとしても当然に言えない旨(裁判官43年1月15日民裁2巻12号2578頁)を判示していることも申し添えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
173	令和6年4月22日	令和6年5月22日	小型船舶操縦免許証の登録事項訂正手続き	国土交通省又は運輸局のホームページに、小型船舶操縦免許証の登録事項訂正手続き(住所変更など)に必要な申請書の様式を掲載する。	住所変更があった場合に、小型船舶操縦免許証について住所の訂正の手続きをする必要があるところ、国土交通省のホームページでは「申請書用紙は、即日発行を行っている運輸局等の受付窓口で無料で配布しています」とあり、運輸(支)局のホームページでも同様の案内がされている。 居住所在地の居住者ならともかく、それ以外の地域の居住者は、わざわざ運輸(支)局まで赴き、郵送で申請書の発行をせざるを得ず、負担となっている。 デジタル化を進めている中で、このような不必要にアナログ対応を行うことは相当ではないことから、ホームページに様式を掲載していただきたい。 また、掲載により、窓口対応も緩和され、職員の見込みも少なくなるメリットもある。	個人	国土交通省	小型船舶操縦免許証の登録事項訂正をはじめとした、各種申請手続きに必要な申請書については、国土交通省HPにてダウンロードをすることができます。 下記URLにて、小型船舶操縦免許証の各種申請手続きに必要な申請書のダウンロードができますので、ご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk10_000043.html	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
174	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240210ST07(1/3)補正期間経過から却下までの日数を調査し、補正期間に繰り入れる	R5行政改革43提案は、不動産登記の補正期間を2週間以上とすべきとしたものである。ノ通常1週間とされる補正期間では、一般人は対応できないからだ。ノこれに対して法務省は、「ごく軽微な補正で足りる申請における迅速な対応の妨げとなるおそれがあるため、対応は困難です。」と回答した。ノ却下事由に該当する重大な不備が補正対象とされるので「ごく軽微な補正」を求めている時点で矛盾しているし、行政法が定める「迅速な対応」は処理を遅延させて申請人に不利益を及ぼさないようにすることによって、「迅速な対応」をするために申請人に不利益が生じるのは本来転換である。ノ誰のための行政手続ですか？ノまた、「1週間あれば一	一体日があるだろう」という公務員発想で「ごく軽微な補正」と言うけれど、申請人は「休日だから暇である」とは限らない。ノ国民は行政手続をするために生きているのではない。ノ申請人が短すぎる補正期間内に補正できない結果、本来は補正によって対応可能な申請も補正期間経過によって却下され、申請人と行政の双方に不利が生じる。ノこれが、補正手続きの矛盾である。ノそもそも、補正期間を促進しても却下処分までには補正すれば受理されるため、補正期間経過から却下処分までの期間も、実質的には補正期間といえる。ノそうであれば、最初から実質的な補正期間を含めた補正期間が申請人に対して告知されるべきではないか？ノ補正期間を過ぎても却下処分しないことこそが「申請における迅速な対応の妨げ」だからである。この期間を補正期間に繰り入れた上で、補正期間経過後速やかに却下する手続に改めるべきである。ノそもそも、この補正期間経過から却下までの期間は、補正期間が短すぎることを自覚している行政庁自身も補正期間経過によって却下した場合には申請人から訴訟を起こされることを恐れているからだろう。ノしかし、この実質的な補正期間も申請人に伝えられなければならない。申請人は補正可能であると認識しない。ノ結局、この実質的な補正期間には、組織内部で受け継がれている無意味な慣行である。ノかといって、1週間の補正期間経過で却下すれば、行政訴訟は避けられない。ノ行政評価も、原本遅延以上にアピールするであろう。ノ「不当に短い補正期間が定められることが無いよう、適切な補正期間の設定について、引き続き周知してまいります。[R5行政改革188回答]	商業登記ゲ ロン	法務省	不動産登記においては、不動産登記法第25条各号に掲げる場合には、当該申請を却下することとされていますが、同条ただし書では、「当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りではない」と定められており、申請人に対して、申請の不備についての補正の機会が設けられています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第25条	対応不可	登記官は、個別の事案に応じて、不備の是正が可能と考えられる期間を相当の期間と定めて補正を命じ、補正がされないまま当該期間が経過した場合には速やかに申請を却下しているものと承知しており、御提案のように、相当の期間を定める際に、却下までに要する期間を一律に追加する必要はなく、実務上も困難と考えられます。	
175	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240210ST08(2/3)災害時に管轄登記所を併存させる	不登法8条・準則6条は、火災や水害等の災害による登記所事務の停止を定める。ノ不動産物権変動の対抗要件は登記申請の先後で、申請先である管轄登記所の所在地はその到達順序に影響を与える重要な要素であるため、管轄登記所の変更は極めて慎重にされなければならない。ノかつ同時に、その適用が原則的であるゆえに、登記所事務を停止するに至らない程度の災害には適用されず、申程度の災害で登記所が被害を受けても業務を継続しなければならぬという矛盾が生じる。ノ地震や津波によって多くの家屋が倒壊し建物滅失登記が増加しても、被災地の登記所は人的・物的被害により事務処理能力が低下した状態で、増加する事務を処理すること	一になる。ノもちろん、国の機関として応援職員が派遣されるにしても、それは同時に、被災地における災害救助や復旧活動以外の潜在人口が増加するという意味で、現地の食料や水、電気、排水処理等の負担を増やすこととなる。ノ復旧活動という全体最適よりも、登記事務所という部分最適が優先される縦割りの弊害である。ノしたがって、現地に負荷をかけずに、被災地登記所の処理能力を補う方法を模索すべきである。ノそれが、管轄登記所の一時的な併存体制である。ノ毎の申請書を管轄登記所で一元的に処理していたH7受付以前であればともかく、オンライン申請導入後はサーバー上で一元的に受付処理されるため、管轄登記所がどこである必要はなくなった。ノたとえば、H4行政改革81で提案した、完全オンラインによる会社設立登記を管轄登記所以外の、業務量の少ない登記所の登記官が処理するように、管轄オンライン会社設立ではすべての資料がサーバー上にあるため、全国どの登記所でも同じように処理できるからである。ノたとえば、会社設立登記が東京では1週間かかり、北海道では1日で完了するから、東京を本店とする会社設立を北海道で処理すればよい。ノ事務の分散はオンライン申請のメリットであり、また災害対策として首都機能移転の論点でもあったのに、登記手続においては全く無視されている。ノ会社設立以外にも、サーバー上のデータのみで調査が完了する申請については他の登記所へ処理すればよい。も番申請の受付を他の登記所で代行することも可能である。ノ現地の資料が必要なものだけ送ればよい。ノ事務量を分散させる手段として、登記情報システムを活用すべきである。	商業登記ゲ ロン	法務省	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所がつかさどることとされていますが、法務大臣は、必要に応じ、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができることとされています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第6条第1項、第7条	現行制度で対応可	災害が発生した場合には、御指摘の登記所の事務の停止のほか、制度の現状欄に記載したとおり、必要に応じて事務を他の登記所に委任することができることとされており、現行制度においても、こうした措置をとることで、適切に運用されているものと承知しています。引き続き、災害の規模や現地の状況に応じ、適切な制度運用に努めています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
176	令和6年4月22日	令和6年5月22日	240210ST09[3/3]学校教育とりかんト教育と生統会し、教育コンテンツを制作する	リカレント教育は「仕事に生かすための知識やスキル」を学ぶこととし、リカレント教育を推進する文部科学省は「マナバス」というサイトにおいて「いつでもどこでも、誰でも」学べる社会に向けて、社会人の学びの情報をお届けし、大学や専門学校への入学案内で、たとえが「無料」で検索すると、入学金等で100万円以上必要な講座が多数表示される。講座自体は無料であっても、受講するには入学しなければならぬのだから、「これでは民間の広告サイトと変わらない。『省エネ』を呼びかける『省エネ』が商品への買い換えを呼びかけているように、「いつでもどこでも」学べる社会	一食」を指す「マナバス」は「大人の教育も次世代」な政策になっている。／むしろの意は、「無料」で学べる日本最大のオンライン学習講座「U-MOOD」が実現している。／「マナバス」の「無料」は無料講座に限定すべきだろう。／その上で、R4行政改革214で提案したように、政府が学校教育の授業動画を制作し、あわせて公開すればよい。／これにより「マナバス」では、費用がでない学校教育にはリカレント教育の教育的コンテンツを提供し、基礎知識を身につけていない大人には最低限の学校知識を提供できるようにする。／生徒が自ら学べるように学習動画を公開すべきであるとした214提案に対して、文部科学省は「授業の教育課題に対応するオンデマンド型研修コンテンツを開発し、『教員研修プラットフォーム』を通じて、教員に提供していることにより、まず、上記を踏まえて、「教員の教育」にしか興味がないようである。／では、能力の低い教員に当たった生徒はその後どうなるのか？／学校教育を身につけていない大人が再産産され、基礎的な知識がないゆえに「仕事に生かすための知識やスキル」を身につけない悪循環になる。／たとえば、英語が必要な社会人をリカレント教育する前に、中学生レベルの単語や文法を身につける機会を政府が無料で提供すべきではないか？／その教育コンテンツは社会人だけでなく、中学生や高校生、大学生も利用することができ、社会全体の教育水準を向上するはずである。／なぜ学校教育と社会教育とが分断されるのかを問う。／天下り問題が指摘されたのだから、文部科学省は「マナバス」の利益誘導発想をやめるべきではないですか？	商業登記ゲ ン ン	文部科学省	なし	その他	「マナバス」では、全国の大学等において提供されるリカレント教育プログラムのデータベースとして、正規課程の他に、履修証明プログラムや公開講座などの情報も掲載しており、これらには入学不要・受講料無料で提供されている講座も多数含まれています。大学等において持続的にリカレント教育を提供するには、受講料等を通じて運営資金の確保が重要であり、全てのプログラムを無料で提供することは難しいと考えられますが、受講料の一定割合が還元される教育訓練給付制度をはじめとする経済的支援の情報と併せて、受講料の負担軽減に繋がる情報発信に努めてまいります。併せて、各分野の基礎知識から応用の知見まで幅広く学べるコンテンツの掲載拡充にも努めてまいります。		
177	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240217ST10[1/2]不動産登記に受付番号の更正手続を簡便化する	不動産登記法19条は登記所に申請情報が提供された場合の受付義務、規則60条は申請情報に受付年月日と受付番号を記載すること、規則11条で受付した事実について受付帳への記録を義務付ける。／すなわちこの一連の流れは、申請人が登記所に申請書を提出した後、登記官が不備な手続をする前に「組み立てられている。／しかし、法19条2項は登記官の過誤による更正手続を規定しているように、受付手続において間違いは起こり得る。／たとえ、法19条3項は複数の申請書が同時に提出された場合は同一の受付番号を付すことと定めているけれど、法務局に送付された申請書が内部的な手続で別の部署へ配布され、数時間後に受付処理がさ	一れる場合である。／法務局に送達されている以上は行政庁としての登記官の責任は否定できず、これは登記官の過誤による登記がされるのと同じ意味で、登記官が間違えて受付番号が付したと考えるべきではない。／あるいは、所有権移転登記と抵当権設定登記とを連ねて申請したところ、登記官が抵当権設定登記を先に受付してしまつた場合、法20条の受付番号の順序を尊重して受付付けられるから、抵当権設定登記の審査では登記義務者が登記記録と一致せず却下される。／受付番号付与について中立性・客観性をその存在意義とする登記所は受付の順序を厳格に守らなければならない。／仮に申請人が間違っている場合であっても「受付担当者が高齢であった」という理由で付け替えてよいものではない。／業務効率化が社会意識とかサービス向上とか、そういう次の話ではない。／したがって、登記官は受付番号が間違っているであろうと推測できても、そのまま却下するしかないはずである。／もちろん、この論議は正当でない。／すなわちそもそもその問題は、不動産登記法67条2項が登記官が誤って登記する場合を想定しているのに、法律に受付番号の修正手続が規定されていなくて、規定が存在せず、間違いが起こらないはずがないのに全く問題になっていないというところは、これまで暗黙に受付番号を付け替えてきてきたであろうと推測できる。／これは官民問わず、透明性を欠く組織に共通する文化である。／いままで「受付の順序を間違えたので却下した」という処分に対する行政訴訟がありました？／したがって、不動産登記法に登記官が受付処理を間違えた場合の修正手続を規定すべきである。	商業登記ゲ ン ン	法務省	登記官は、登記の申請情報が登記所へ提供されたときは、当該登記の申請の受付をした上で、当該申請に受付番号を付さなければならないとされています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第19条、第20条、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第53条、第67条	対応不可	登記官は、受付番号の順序に従って登記をしなければならないとされているため(不動産登記法第20条)、受付番号を付す際には、厳正な確認が必要です。このため、受付後に受付番号の修正を可能とする御提案のような規律を設けることについては、その必要性を含め、慎重な検討が必要です。	
178	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240217ST12[3/3] 死亡者情報を公示する制度を、限定承認手続の官報公告を省略する	改正不登法76条の4は、登記官が所有権者の死亡情報を取得して職務で記録をすることを定める。／申請人が登記官に対して申請するという法務省の立場が転換したことを意味する。／法務局に送付された申請書が内部的な手続で別の部署へ配布され、数時間後に受付処理がさ	一なる」とし、「不動産取引上の不便」があることを認めているからである。／しかし、職権で死亡情報を登記して公示するから、政府が推進する「死亡・相続オンラインサービス」の一環として死亡情報自体を公示し、関係者の官報公告を省略できるようにすべきである。／相続人にとって被相続人の負債は明らかでなく、予想外の負債を相続する危険がある。／英米法の清算主義だけでなく、大陸法の包括承継制度でも予想外の負債があった場合は期間経過後も相続放棄ができるらしい。／なぜかその辺の事情が、法務省が「押し」各種の相続法制に関する調査研究業務報告書には書いていないのでよく分からん。／日本の判例でも被相続人と疎遠であれば事後に放棄できることがあったけれど、相続登記が原則併せて義務化された法制のもとでそのような曖昧な基準しかないことは、相続人と債権者の法的地位を著しく不安定にする。／そこで、政府が被相続人の死亡情報を公示するとともに、「隠れている相続債権者及び受遺者」には個別通知を送り、限定承認における相続人による官報公告手続を省略できるようにすべきである。／死亡情報の公開は、そもそも死亡プロフィールではなく、仮に相続人が限定承認を選択すれば官報で公開される情報であり、参、限定承認を利用しようとする相続人は政府が代行してくれるなら喜んで手数料を負担するだろうし、債権者にとってもメールやネット公開のほうが便宜である。／債権者の権利を制限するから、債務者(被相続人)が同意した債権者のみ閲覧や通知の対象にすれば、相手方は登録証明を要求するから制度として完結する。／その費用は印紙費で。	商業登記ゲ ン ン	法務省	令和8年4月1日から、登記官が、他の公的機関から取得した所有権の登記名義人の死亡情報に基づいて不動産登記にその死亡の事実を符号によって表示する制度の運用が開始されるとされています。	令和3年法律第24号による改正後の不動産登記法(平成16年法律第123号)第76条の4	対応不可	改正不動産登記法第76条の4は、不動産登記と住民基本台帳とのシステム連携を前提に、不動産登記簿上の所有権者が死亡した場合に、職権でその旨を示す符号を表示することができるものであり、相続人への情報提供を伴うものではありません。そのため、この制度は、相続人が行う限定承認手続に関係するものではなく、御提案については慎重な検討が必要です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
179	令和6年4月22日	令和6年5月22日	国有財産総合情報管理システムを作り直す。	国有財産総合情報管理システムを作り直し、ユーザーファーストのシステムにして業務を効率化し、残業を減らして無駄な税金の支出を減らす。	財務省は、国有財産を管理するあらゆる国の機関に対して、国有財産総合情報管理システムの利用を義務とし、国有財産を管理しているが、このシステムはマニュアルが膨大かつ操作性や画面デザインもユーザーのことを考えて設計されておらず習熟するのに大変な時間がかかる。国有財産業務は例年4月から6月までの短期間に作業をすることを財務省が求めているにも関わらず、この期間中に前用するとアクセスしたり動作が不安定となる等の致命的な欠陥があり、残業の原因となっている。財務省は、継ぎ接ぎの小手先の改修で乗り切ることなく、文書管理システムのよりに、デジタル庁の協力を得て抜本的にシステムを作り直してほしい。そうすることで残業が大幅に減少し、無駄な税金の支出が削減できる。もし財務省がシステムを改修する能力がない、やる気がないのであれば、物品管理・旅費管理システムのようにデジタル庁が責任をもつて国有財産システムを構築して運用してほしい。財務省は、この提案を真剣に取り組んで、国家公務員の残業を減らし、業務改善を図っていただきたい。	個人	財務省 デジタル庁	国有財産総合情報管理システムの導入経緯は以下のとおりです。本システムは、「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」に分類されており、デジタル庁の統括・監理のもと、財務省で運用しています。 ・「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、業務システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることが決定。 ・これに基づき、各府省が逐次開発・運用していた国有財産関係システムを廃止し、財務省が開発・運用していた国有財産総合情報管理システムの業務範囲の拡大等による府省共通システムを構築することとする(「国有財産関係業務官庁情報システム業務システム最適化計画」を、関係府省と協力しつつ財務省が担当府省となって策定。平成18年3月31日の各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議にて同計画が決定された。 ・平成22年1月より、新たに府省共通システムとして国有財産総合情報管理システムの運用を開始。	なし	検討を予定	次期(令和10年度)のシステム更改に向けて、令和6年度より調査研究業務を委託・実施しています。具体的には、ガバナントクラウドへの移行を念頭に、システム上の課題を分析した上で、設計・開発コストやスケジュール等を踏まえてシステム更改の方向性を決定することを目的としています。合わせて、本業務の中でシステムの処理能力や利便性が向上できるかについても検討を行っています。	
180	令和6年4月22日	令和6年5月22日	逮捕・勾留等身柄拘束された被疑者等が飼育しているペットを保護する仕組みの構築の検討	逮捕・勾留され、身柄を拘束された被疑者(被告人)がペットを飼っていた場合、誰も面倒を見ることがない状況となっても、その被疑者等が、世帯を離れ身内等やペットホテルにそのペットを預けることが出来ない場合は、誰も餌や水を与える等の管理ができず、部屋に放置されたまま餓死してしまう可能性もある。理由としては、ペットの世話をすることについて、身柄を拘束する警察としては、警察の本業務でなく、かつ被疑者の財産負担に於けるとの考えにより拒み、弁護士としても刑事弁護の範囲でなく、かつ世話をすることで死亡した場合や被疑者の部屋に入室することによる証拠隠滅が疑われるリスクが大きいため、同様に拒むことがあるからである。即ち、現状では、被疑者のペットの世話は一部の弁護士や現場の警察官の善意の判断で行われているに過ぎないと思われる。このような状況は、本来業務でないという理由で警察・弁護士とも消極的という意味である意味軽微な業務の割合とも見える。しかしながら、ペットに関する法令である動物愛護管理法(動物の所有者・占有者の責務を定め、同法9条で地方公共団体の責務を定めている以上、現状の、特に警察の対応は動物虐待にも当たり得るのでその法意に反しうる。従って、動物愛護管理法を主要とする環境省が、この現状について認識すると共に、身柄拘束された被疑者等のペットについても、法の趣旨に即し、動物愛護センターや保健所等での一時的な保護等、適切な動物愛護及び動物管理が可能な体制を関係団体と連携して構築する必要があると考える。	個人	環境省 警察庁 法務省	動物の愛護及び管理に関する法律第7条第4項においては、動物の所有者の終生飼養の責務が規定されています。したがって、「逮捕・勾留され、身柄を拘束された被疑者(被告人)」がペットを飼育していた場合も、一般的には、当該被疑者が、自らの責任において、親族や知人等に管理を依頼し、あるいは、保護するなどして、動物の飼養に関する責任を負うものと察知しています。なお、刑事訴訟法においても、捜査機関に対し、身柄を拘束されている被疑者(被告人)に代わって、その者の所有する動物を管理する権限を付与し又は義務付ける規定は存在しません。	動物愛護管理法第4項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりのため、対応することは困難です。なお、環境省としては、引き続き、保護を含めた終生飼養の責務について普及啓発に努めています。		
181	令和6年4月22日	令和6年5月22日	長期在外研修(いわゆる留学)制度の経費の見直し	留学中に発生する経費を役所が支払うか個人の自己負担とさせるかは、省庁によって差が出るこのように統一的に判断すべきであり、同じ学校の同じスクールに通う者同士であっても出身省庁が異なるという理由だけで年間10万~100万円程度自己負担(自費)の額に差が出ている状況を改善すべき。	個人	人事院	長期在外研究員には、給与に加え、派遣期間中は旅費法に基づく滞在費(日当・宿泊料に相当するもの)及び遠征に係る交通費等が支給されています。また、授業料は公費負担となっています。このほか、医療保険等、授業料以外の大学ごとに異なる諸経費について、どの範囲を公費負担とするかは各府省等の判断に委ねられています。	なし	検討に着手	長期在外研究員が派遣期間中に要した経費の実態を踏まえ、保険料等の取り扱いを含む公費負担の在り方について検討を進めています。検討結果に基づき、令和6年度中に各府省等に対して考え方を示すなど、必要な措置を講じます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
182	令和6年5月28日	令和6年6月20日	学籍情報をマイナンバー一括管理	国民年金の学生納付特例をはじめとした学籍があることが条件となっている行政手続きについて、マイナンバーの照会のみで学籍情報をどの行政機関でも確認可能にする。	令和5年の行政改革回答38「行政が銀行口座及び学生証情報を把握するためのクレジットカードをコピーすることを禁止する。」で国民年金の学生納付特例を申請する際は、学生証もしくは在学証明書の提出を求めている旨が厚生労働省(旧厚生省)から示されている。しかし学生納付特例の対象となっている厚生労働省(旧厚生労働省)所管の職業能力開発大学校(もしくは短期大学校)や職業訓練施設は厳密には教育機関ではないため、在学証明書の発行には原則対応していない。国民年金の過年度未納分について学生納付特例を適用しようとした場合、職業訓練機関の在籍期間を確認できないことにより現場では対応に苦慮している。こうしたものに対応するために学籍情報をマイナンバーに紐付け一元的に確認可能とする。	個人	厚生労働省 文部科学省 デジタル庁	なし	その他	<p>学生納付特例は、学生(大学・大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する人)で、本人の所得が一定額以下の場合に、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請にあたっては、国民年金法施行規則第77条の4第2項において、特例を受けようとする期間に、申請者が学生である、または学生であったことを確認するため、学生証の写しまたは在学証明書を添付行いたいしております。</p> <p>「マイナンバーの照会のみで学籍情報をどの行政機関でも確認可能にする」ことにつきましては、いかなる学籍情報が行政機関において取得・管理を前提とした情報でございませぬので、マイナンバーとの紐付けや情報連携の実現可能性につきましては精査が必要と考えております。</p> <p>なお、厚生労働省が所管する職業能力開発大学校(もしくは短期大学校)や職業訓練施設につきましては、国民年金法施行規則第77条の6で規定されている、国(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)が設置・運営する職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校及び障害者職業能力開発校について、在校生、修了者等から申請があれば在学証明書等を発行しております。</p> <p>また、文部科学省が所管する教育機関につきましては、学校教育法施行規則第28条第22項(専修学校については第189条、各種学校については第190条で準用)に定められています通り、学籍に関する記録は20年間保存しなければなりません。そのため、当該期間内でしたら、在校生、修了者等から、保存の責務を担う各学校等に対し申請があれば在学証明書等の発行は可能です。</p> <p>(参考) 学校教育法施行規則第二十八条第二項前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、一十年間とする。</p>	
183	令和6年5月28日	令和7年3月7日	障害者を対象とした公務員採用試験における面接カードおよび作文試験見直し	<p>国家公務員 https://www.mlit.go.jp/common/001273488.pdf https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/senkou/mensetsucard.xlsx</p> <p>特別区 https://www.union.tokyo.23city.jp/jinji/jinjiinkaipo/shiroyo/shikemonda/ documents/r5shougaisakubun.pdf</p> <p>岐阜県 https://www.pref.gifu.jp/uploads/attachment_data/file/373638.pdf</p> <p>川崎市 https://www.city.kawasaki.jp/940/cmsfiles/contents/0000137/137515/syogai (sakubun).pdf</p> <p>兵庫県 https://web.pref.hyogo.lg.jp/001/documents/rdjikoyousyoga.pdf</p> <p>埼玉県 (PDF内12ページのエントリーシートに経験を踏まえて記載欄あり) https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/200716/r5shougaisaha.jukanmainai.pdf</p> <p>社会福祉や教育等の政策により、障害者と健常者は小学生以前よりから隔離されており、相互理解が進んでいないこととの表れかと思われる。</p>	個人	人事院 厚生労働省 総務省	なし	現行制度下で対応可能	<p>【国家公務員の障害者雇用について】 各府県の障害者雇用については、内閣官房・人事院・厚生労働省が作成する「公務員における障害者雇用マニュアル」を通じて、各府県において、職務内容に対応した実技、面接、経歴評定等によるきめ細かな選考など、障害特性や職務内容を考慮した丁寧な選考が実施されるよう、周知しています。</p> <p>【地方公務員の障害者雇用について】 上記「公務員における障害者雇用マニュアル」には、「個々の障害のある人がその障害の内容及び程度に応じて能力を発揮できる具体的な職種、業務等を把握し、その用意をした上で、筆記試験、作文試験、人物試験、実地試験、経歴評定等の中から、任命権者が人事院が定める基準に基づき、それらに応じた適切な種目を選択して行うこと」と記載されており、地方公共団体の障害者雇用についても、当該マニュアルを参考としていただきたい旨通知しております。</p> <p>【国家公務員の障害者雇用について】 制度の現状欄に記載のとおり、各府県の取組が着実に推進されるよう、関係府省で連携し、支援を行ってまいります。</p> <p>【地方公務員の障害者雇用について】 地方公務員についても、制度の現状欄に記載のとおりであり、今後も必要な情報提供等を行ってまいります。</p>		
184	令和6年5月28日	令和6年6月20日	国が保管する賞味期限切れが近い災害備蓄品を被災地に送る。	<p>地震、台風、洪水などの大災害が発生した被災地に国が保管する賞味期限切れが近い災害備蓄品を送るシステムを作る。</p>	お正月に能登半島で大地震が発生し、被災地では食べる物に困っているというニュースをたくさん見ました。何かできないかと思って調べると、国は、地震に備えて災害備蓄品をたくさん保管していることをネットで見ました。もっと調べると、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律という法律で災害による被害者に無償で国の物品を譲渡できると知りました。また、食品ロス削減の取り組みとして消費者庁が災害備蓄品で賞味期限が切れそうなものを無料でフードバンクに配っていることも知りました。 <p>国の災害備蓄品で賞味期限切れが近いものを被災地に送るシステムを作るべきだと思います。今も物品の無償貸付及び譲与等に関する法律を使ってフードバンクに賞味期限切れが近い災害備蓄品を無料で配っているのでも、滅多に発生しない能登半島地震のような大災害が発生したときには、フードバンクに配るよりも被災地の方に優先的に配るべきだと思います。</p> <p>今も被災地で苦しんでいる方も多くいると思います。食品ロスの削減の推進に関する法律を管轄する消費者庁は、国が保管する賞味期限切れが近い災害備蓄品を収集して被災地にスピーディーに送るようなシステムをなるべく早く実現してもらえと抱いています。よろしくお祈りします。</p>	個人	内閣府 消費者庁	なし	対応不可	<p>食品ロスの削減の推進に関する法律(同法の食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に、国の備蓄食料の有効活用について記載)</p> <p>国などが備蓄する期限切れ間近の食品等を被災地に送ることは必要量の確保や輸送方法を考慮するとスキームとして現実的ではありません。今回の能登半島地震で被災地において、食品については政府を通じて食品メーカーや流通業者から必要な物資を調達し、被災地にお届けしました。</p> <p>国の災害備蓄品を有効活用することについては、引き続き、関係省庁と取り組んでまいります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
185	令和6年5月28日	令和6年6月20日	内閣法制局の組織体制の改善	内閣法制局の組織体制は、法改正担当国家公務員に多大な肉体的及び精神的負担をかけており、法案を審査し提出する過程で多大な悪影響を省庁に及ぼしている。また、各省庁に紙で資料を送るなど非合理的な働き方を職員に強いており、国家公務員の職務の大きな原因の一つであると考えられるからである。	内閣法制局の改革が実現された場合、許可ブラック職が溜りとして雇職者が増大し、中央省庁の働き方の改善が大きな要因だと考えられる。法制局の審査は、極めてショートな期限で一切のミス許さないという体質であり、作業及びケアレスミスのチェックに多くの職員が導入され、中央省庁の業務の大きな支障となっている。また、ミスがあった場合、人格否定やハバラに近い責めを多くとらることも多い。職員の精神的負担も深刻である。また、法制局幹部の好みによる法案修正が、法制局他幹部と立した際に、審査者を跨いで法制局内で調整するようなことは一斉せず、その負担は法改正を担当する職員に降りかかっている。所謂コア部局的な働き方の原因は主に法制局の体質に由来することが多く、国会対応の改善と並んで、今後中央省庁が活発な働き場となるためには、法制局の体質の改善は必須である。また、法制局審査の過程で、条文の論理的合理性のみを追求し、現場の実際のニーズや運用を無視して修正することも多々あり、行政が社会のニーズに対応できないものも少なくない。野田法制局にあり、過去に過度な権限が与えられており、各省庁と対等の1行政機関として、強く改善を希望する。	個人	内閣法制局	内閣法制局は、閣議に付される法律案、政令案及び条約案について審査することとされており、所管する省庁が立案した原案に対して、様々な法律的、立法技術的観点から審査を行っている。	内閣法制局設置法第3条第1号	その他	内閣法制局においては、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）」等を踏まえ、法令審査を平準化するため、常套に提出を予定する法案の予備審査について、非予算関連法案にあっては10月上旬から審査を開始して年内に終了するよう、予算関連法案にあっては翌年1月上旬から（予算案等の確定を待つこと）予算審査を行うことができる部分については10月上旬から審査を開始するよう努めること等については、立案府省庁等に押し込みを求めること、法案等審査業務におけるアヒラギ等については、特段の事情がある場合を除き、勤務時間内に行うことを原則とする。資料作成の底細については、必要最小限にとどめるよう可能な限り配慮することなどの取組を実施しているところであり、引き続き、これらの取組を実施してまいります。	
186	令和6年5月28日	令和6年7月19日	240302ST161(3)市町村の行政区画をまたいだ登記所等、国の機関の管轄を統一的に整理する	九州管区行政評価局「法務局が実施する業務に関する行政評価・監視」(H19.3.28)によると、「登記所の管轄区域については、「法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則」により市町村の行政区画に即して設定するとされていることから、市町村合併により行政区画に変更があったときは、管轄区域もこれに伴って変更するべきであるにもかかわらず、「福岡法務局管内の九州・沖縄管内において、市町村合併に伴う行政区画の変更により管轄区域の変更が行われ、商業法人登記事務は変更先登記所に移管されているものの、不動産登記事務については移管されないまま登記所に引き継がれ、旧来の登記所において引き続きその事務が行われているもの」があるため、一	「福岡法務局は、巻旧来の登記所に不動産登記事務が委任されているものについては、可能な限り速やかに管轄区域の登記所に移管すること、各市町村合併に伴い、管轄区域を変更する場合には、合併と同時に不動産登記事務を移管する必要があること、住所見直しを促し、法務局の現在の管轄は各市町村単位となっている限りは、法務局は行政業務に従ったらしい。しかし、福岡法務局以外では依然として市町村の行政区画を分断する管轄設定が続いている。新潟市北区は本局と新発田支局、岡山市北区と東区は本局と岡山西出張所、岡山県加賀郡吉備中央町は本局と高梁支局、岡山県真庭市は高梁支局と津山支局に分かれているのはいづれ解消されるのか？上記支局では、市の要望として「登記簿通知書を2登記所から受領しなければならず事務の効率化が図れないため、1登記所での不動産登記事務取扱を要望としており、これを該当市町村でも同様にする。上記市町村の管轄区域の変更により九州でのみ問題が解消され、行政評価局が体面しないければ放置されることですか？同一市区町村内で等ごとに管轄が異なるのは該当地域の住民にとって不都合であるだけでなく、行政手続をデジタル化する際の管轄統廃が複雑化する問題も生じる。登記簿検索プログラムを作らうと思っただけ、上記管轄の場合分けが面倒すぎて詰めた。あまりにもバカバカしい。これは政府がデジタル化する際にも高コスト化の原因になるだろうし、日本全体にとっての非効率要因になるだろう。設置規則があるなら、行政評価局任せではなく、政府として法務省に願望するよう指示すべきだよ。	商業登記センター	法務省	登記所の管轄区域は、「法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則」及び「登記事務委任規則」により、原則として行政区画を基準に定められ、管轄区域の基準となった行政区画に変更があったときは、管轄区域も変更されますが、あらかじめ行政区画に輸入されたときは、法務局の管轄区域に属する全ての地域が他の登記所に属する行政区画に輸入されたときは、従前の管轄区域にあることとされています。また、登記所の設置及び管轄区域については、当該地域における住民の生活圏・経済圏、登記事件数の状況、地域全体での登記所の配置状況等を総合的に勘案した上で配置していることから、1つの行政区画のうち一部の地域を他の登記所が管轄している場合があります。	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第4条及び第5条	登記不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
187	令和6年5月28日	令和6年10月17日	240302ST17(2)(3)書面申請の登記完了証のみを証明方法とする住宅用家屋証明書の請求を認める	建設省住民発32号「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許料の税率軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」は所在地の確認方法として登記完了証を挙げているが、電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合には当然関連した日付が記載されている可能性がある。四、行政手続における送付書面発付方針と、登記情報の利活用方針がずれれば、巻一歩に準じた情報提出先行政機関が不動産番号によって検索すればよく、不動産番号は書面申請による登記完了証でも確認できる。五、「申請者に過大な負担を課すことのないよう十分配慮されたい。」という文意に苦慮した市町村が書面申請の登記完了証を確認方法に定めるよう苦慮した結果、登記完了証よりもさらに信頼性の低い、登記申請書の写しや受領証と併せて手続を認めている。しかし、これらの書類は申請書提出後に補正があってもアップロードされないから、登記した内容についての確証にもなっていない。以上をまとめると、行政手続の真実性確保と申請人の負担軽減を両立させるには新発案住宅用家屋証明書を申請承認すれば完了であり、登記完了証は必要となく、申請を確定させる必要はない。したがって、書面申請の登記完了証手続の申請や、証明書なしの不動産番号のみの申請を認めるべきである。	昭和59年5月22日付建設省住民発32号においては、以下の事項を市区町村が確認するための書類の一例として登記完了証(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第181条の規定により交付されたもの)をい、電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合に交付されるものを掲げています。 ○個人が新築した住宅用家屋の場合 ・所在地 ・建築年月日 ・用途(専用住宅家屋であること) ・床面積 ・区分建物の耐火性能(コンクリート系住宅等)による登記記録の構造欄その他の記録内容から耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることが明らかな場合) ○個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋の場合 ・所在地 ・用途(専用住宅家屋であること) ・床面積 ・区分建物の耐火性能(マンション等)による登記記録の構造欄その他の記録内容から耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることが明らかな場合)	商業登記センター	国土交通省 法務省	昭和59年5月22日付建設省住民発32号「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許料の税率軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」	対応不可	電子申請の場合における登記完了証(以下「完了証」という。)では、税制適用に当たっての確認事項である建築年月日等が確認できますが、書面申請の場合における完了証では、建築年月日等の情報が確認できないため、電子申請の場合における完了証に限り、家屋証明書に係る要件充足の確認書類としてあります。また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条に基づき送付書面の省略に係る規定を踏まえ、現在、法令の規定により不動産登記事項証明書の提出が求められる場合を対象として、登記情報連携を行っているところであり、本手続については、今後の運用状況等を踏まえ、適切な申請方法を検討してまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
188	令和6年5月28日	令和6年7月19日	240302ST18(3)/戸籍データをクラウド化し、厳格な本人確認を経て各行政機関が参照する	戸籍法(案)は、戸籍に関する事務は市町村長が管掌することを規定する。戸籍は国民の身分関係を定める事務であるため本質的には国が処理すべきものであるけれど、事務処理の便宜の観点から本籍のある市町村に行わせているに過ぎないらしい。したがって国の説明によれば、一国民の本籍が移るたびに戸籍が市町村ごとに分散している制度は、事務の便宜から採られる必要悪であり、戸籍制度の本質ではない。他方、昨今の行政情報の一元化を受けて市町村に分散する戸籍を法務省のサーバに一元化する議論が行われたけれど、市町村ごとに独自に導入されたソフトウェアのデータ形式がバラバラで統合できず、メーカーによる自主的な規格統一を待つ	一ことになったらしい。現在の戸籍生息系を維持する結論である。統一されると、ソフト会社とか出版社とかは困るんではないか。しかしこの問題の原因は、法務省が昭和初期に戸籍コンピュータ化の規格策定で特許メーカーに丸投げした結果、規格が乱立したことにある。この失敗がこれまでの40年と、これからの数十年のムダの原因である。法務省は、戸籍情報の提供用識別符号を利用して戸籍データのオンライン化をするつもりだったが、戸籍情報が必要になるたびに手続しなければならず、データ統合された理想像と比較して、制度設計の非効率性は否めない。提供用識別符号の利用は分散管理によるセキュリティ確保とすれば、上述の通り、分散管理は国の事務を市町村に行わなければならないと責任を押し付けている。また、生涯同一戸籍にいる国民にとっては分散管理に意味はない。戸籍が国の事務であるならば、戸籍情報の一元化があるべき姿ではないか。そして、クラウドによる一元化という議論を持ち出して現状維持を正当化するよりも、漸進的な一元化を模索すべきである。クラウド上で戸籍情報を一元化するのは、現在の戸籍データをクラウド上で管理すればよい。戸籍データは、登録市町村以外の行政機関が読み取り専用クラウドソフトを利用して、住民票や登記データと同様に行政機関で利用する。提供用識別符号を取得する際の本人確認を、手続する行政機関で直接行えば、必ずしも手続は家から必ずしも手続を高度化できる。すなわち、提供用識別符号のような手続を導入しなくても、一元的に戸籍データを活用できるし、毎回手続をする必要もないはずである。	商業登記センター	法務省	市町村が管理する戸籍情報システムをクラウド化することは、平成30年1月19日付法務省民二第119号民事局長民事第一課長回答により認識されており、既に戸籍情報システムをクラウド化し、戸籍情報をクラウド上で保存している市区町村は複数存在します。また、戸籍情報は機密な情報であることから、その情報を取得するためには行政機関であっても、戸籍法第10条の2第2項が定める公用請求の手続を取る必要があり、他の行政機関が戸籍情報に直接アクセスすることは認められません。なお、情報提供用個人識別符号を用いたマイナンバー連携において、法務大臣から照会元行政機関に返却されるのは、戸籍情報をコンピュータ処理することによって生成された符号である戸籍関係情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等)に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項)であって、戸籍情報そのものではありません。	戸籍法第10条の2第2項第121条の3行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
189	令和6年5月28日	令和6年6月20日	河野大臣が改定した非理士試験の負担軽減措置が運用されていない	非理士試験の負担軽減のため、令和3年9月3日に内閣府規制改革・行政改革推進大臣室特許チームから、『令和6年10月以降、個々の免除申請者が便利な手段を選択できるよう、概要証明書又は学位論文全文の写しのいずれか1つ提出すればよいように運用変更』和、令和6年8日に特許庁ウェブサイトで公表し、という発表があったが、特許庁のHPにはその旨記載されておらず、問い合わせると論文全文の提出は審査に相当の時間が必要となり、審査の終了が非理士試験の申請時期に間に合わない可能性があるため論文要旨の提出が必須と回答がありました。結局、現在も概要証明書の提出が必須なのですが、再度特許庁に働きかけてもらえませんか。	提案理由は、内閣府の資料通り。概要証明書は学位論文の下部互換であるのに取得に工数がかかりすぎる。	個人	デジタル庁	非理士試験は、非理士になろうとする方が非理士として必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とした試験です。非理士試験の具体的な実施方法は、工業所有権審議会において定められており、試験科目の一部免除を希望する者から申請があった際、免除資格を確認するために必要な手続を経る必要があります。	非理士法第11条第6号 非理士法施行規則第6条第1号	対応	学位論文概要証明書の提出を、学位論文全文とその論文が学位論文であることを確認できる情報の提示で省略することができるように運用変更し、先般、特許庁のWebページ「修士・博士等の学位(論文)式論文非理士試験(選択科目)の免除について」(https://www.jpco.go.jp/news/benishi/ronbun-menjo-gaku.html)において、その旨を明示いたしました。	
190	令和6年5月28日	令和6年12月16日	240309ST20(2)/異なる共有者が同順位で住所変更登記申請してもいいですよね	不登法19条は登記申請があった場合の受付の順序を規定し、その2項・3項で同一の不動産に關し同時に2以上の申請があった場合は同一の受付番号を付すとする。但し、同一の不動産に複数の抵当権を同順位で設定する場合。送達申請で相互に矛盾する所有権移転登記申請が複数あった場合はそのすべての申請が却下されるらしい。受付番号の先後は不動産登記における最重要問題であり、この規定はすべての登記申請に適用されることから、次のような問題が生じる。たとえば、同一不動産に、順位番号を異にする共有者が独立して住所変更登記を申請する場合や、複数の抵当権を独立して抵当登記を申請する場合でも同順位となれば、	一ならないはずである。/準則31条2項後段は「同一の不動産に關し同時に2以上の申請がされたとき以外」(適宜の順序に従って受付番号を付して差し支えないとする)とすけれど、同一の不動産であれば除外できない。したがって、同一の不動産について複数の住所変更登記が同順位で申請された場合、「1番付記1号(あ)住所変更」、2番付記1号(い)住所変更)のようになるはずである。しかし、これではどの登記が同順位の順位にあるのかが不明確であり、公示上、妥当でない。他方、準則規定を拡大解釈して、平等な付記が適切でない場合にだけ同順位付記を省略するならば、申請人や登記の目的等が異なる申請があたかも一申請としてされたかの如き外観を呈することになる。また、受付段階で同順位処理可能な申請のみを「同時に」到達したとすることは、登記申請を直ちに受付してその先後関係を明らかにするという不動産登記法の趣旨と矛盾する。したがって、この問題は次のような解決を図るべきであると考え、法19条3項で「同一の受付番号を付す」場合の条件として、「同一の不動産に關し」のほか、「相互に矛盾する登記の申請」であることを加える。申請人は、同順位であることを希望する場合はその旨を申請情報としなければならない。そして、登記官が申請書の調査にあたって、「相互に矛盾する登記の申請」でないにもかかわらず同一の受付番号を希望する申請は、法25条6号の「申請情報の提供方法が法令の規定に適合しない」として却下する。このような制度になっていないということは、名実と疎漏も同順位でできていることではないですか。行政改革としての提案。	商業登記センター	法務省	同一の不動産に關し同時に2以上の申請がされたときは、同一の受付番号を付さなければならないとされています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第19条第3項 不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付法務省民二第45号法務省民事局長通達)第31条	事実確認	指指線の場合では、現行法においても、「同一の不動産に關し同時に2以上の申請がされたとき」には該当せず、同一の受付番号は付されないものと考えられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
191	令和6年5月28日	令和6年7月19日		240309ST21(3/3)事業用債務保証の公正証書をマイナンバーでオンライン化して代替する	民法465条の6は、事業用債務の保証契約には保証人が公正証書で意思表示することを規定する。これは、事業用債務を個人が保証して生活資金まで巻き上げられる問題に対処するため、保証人の意思確認を明確化することを目的とした規定である。しかし、この制度には2つの問題がある。①悉、保証人が保証人の面前で契約内容を理解したことを意思表示して、実際に本人が問題を理解しているかは全然的の問題である。②リスクをリスクとして把握できるのはそれが顕在化したときの状況で、具体的に想定できる者のみであって、目先の現実に思いやらない者にはリスクを睨いたところで聞き流されるのがオチだろう。③法律家に過ぎない一	一保証人にはそのリスクを説明する能力はない。保証人の心理状態を分析する能力もない。④を承認証と同じく、形骸化した手続である。⑤仮に保証人にその能力があるというなら、この意思確認段階でそれぞれの保証人が到着したかを調査してみればいい。⑥試、保証契約に公正証書を義務付ければそれだけのコストが増え、その結果として債務不履行リスクを前めるだけである。⑦保証人のための制度であるはずが、かえって保証人自身の首を絞めている。⑧手続のデザインとしてローコスト化を進め、債務者履行リスクへの影響を極力小さくするべきである。⑨そこで保証人の意思確認手続をデジタル化し、マイナンバーで本人確認した場合はオンライン上で質問事項に答え、内容を理解したことを確認して代替できるようにすべきである。⑩オンライン上での意思確認は各種金融取引などでも行われており、事業用債務の保証契約のみ公正証書での確認が要求されるのは均衡を失する。⑪ハリスクなキャンブル性という点では、事業用資金も一部の金融商品も変わらないからである。⑫将来的にはマイナンバーで資産や収入まで管理されるはずで、そうならば債務不履行になった場合のリスクを保証人の収入や資産との対比で可視化できるだろう。⑬これに対して、保証人による確認手続は不動産取引での本人確認でも信頼性に乏しいと評価され利用されず、地価崩れからみれば許取事件で活用されている。⑭手続として必要なのは形式的な意思確認ではなく、保証人が実際にリスクを理解しているかどうかの確認である。⑮保証人のための「新商品の開発」ではなく、保証人のためにリスクを可視化する制度を組み立てるべきである。	商業登記センター	法務省	同一の不動産に関し同時に二以上の申請がなされたときは、同一の受付番号を付さなければならないとされています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第19条第3項 不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達)第31条	事実確認	事業のために負担した資金等債務を主たる債務とする保証契約については、保証人となろうとする者が保証契約に係るリスクを十分に自覚せずに安易に保証人になることを防止するため、公的機関である保証人が保証意思を事前に確認した上で保証意思宣言公正証書を作成することが要件とされています。 保証意思宣言公正証書の作成手続に代替するものとして、オンライン上での保証意思の確認手続を設けることにより、保証人となろうとする者においてより簡易かつ容易に保証契約の効力を生じさせることを可能とすることは、保証意思宣言公正証書の作成を要件とした上記の趣旨にそぐわないことから、相応でないと考えられます。	
192	令和6年5月28日	令和6年6月20日		海上保安官の職務に必要な資格の負担について	海上保安官が業務するに際して取得する資格 ①海技士免許、小型船舶免許、無線通話士、航空機乗員の乗地試験等 ②これは、業務で必ず必要であり、取得する間わずら自費で賄われています。これを公費で払う必要があると思えます。	個人	国土交通省	一部の資格にあっては、海上保安庁内の教育機関で研修・訓練により、取得に係る費用は一部官費負担しているものの、海上保安庁内の教育機関では取得できない資格試験の受験、更新等の費用は各職員が負担している状況です。	なし	検討を予定	海技士免許等は個人としての資格取得であり、その後も活用できるものです。他方で海技士免許等は業務での必要性があり、業務執行体制の維持のために資格取得を確保する必要があると認識しています。今後、どのような対応が必要なのか、課題を整理することとしています。		
193	令和6年5月28日	令和6年6月20日		調達ポータル利用要件から「入札参加資格」を外す。	調達ポータル利用要件から「入札参加資格」を外す。	個人	デジタル庁	会計法において、国において契約を締結する場合には原則競争に付すこととされており、随意契約については、政令に定められた場合のみに限定されています。調達ポータル及び電子調達システムにおいては、当該原則に則り、競争による入札・開札・契約を可能とするシステムとして設計されているため、利用する際は入札参加資格を有することが前提となっています。	会計法 第二十九条の三 予算決算及び会計令 第九十九条	検討を予定	現行の調達ポータル及び電子調達システムの利用については、入札参加資格の有無だけではなく、本人認証と電子署名を行うために電子証明書書の保有が必須条件となっています。令和9年度末に更改を予定している次期システムにおいて、本人認証と電子証明の仕組みを見直し予定としており、当該見直しの中で、随意契約においても電子署名が可能となるよう、検討をすすめる予定としております。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
194	令和6年5月28日	令和6年12月16日		<p>R5行政改革83提案は、登記申請における取下手続において書類を送付方法を選択する規定がないため、送付手段が不明確であると指摘したものである。これに対して法務省は、「登記申請の取下手続における送付書類の交付方法については窓口による交付や郵送による送付が認められています。そして、申請人の意思によって交付方法を選択できるようになっているため、御提案の対応は不要であるものと考えられます。」との該当法令等は「不動産登記規則第38条3項、第39条3項」であるとする。しかし、同規定は、「送付する」と規定するのみで、規則54条6項の「申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。」</p>	<p>一に相当する規定がない。／準用していない。／法務省が公開する取下手続様式(https://houmukyoku.moj.go.jp/nigata/static/torisagesho.doc)には「送付を希望する」申出の記入欄がないから、「申請人の意思によって交付方法を選擇できる」とする法務省は、その「申請人の意思」とどうやって確認するものなのか？／結局、83提案と回答のやりとりは「デフォルトルールはどこにあるのか」という最初の問題に戻ってくる。／不動産登記規則においては、原本送付書類等の交付方法は登記所での交付が原則であるため、取下手続においても申請人の意思によって交付方法を選擇されない場合は登記所での交付になるのか？／しかし、そうすると申請手段で交付の方法を希望し、返信用封筒を同封した申請人についても、取下手続に「送付の方法による送付」の「選択」がなければいつまで経っても書類が送付されないことになる。／規則110条でおなじみの、法令の間違いが認められない行政の無個性。回答である。／そこで、83提案の「申請人の意思によって交付方法を選擇できるようになっている」という点について、具体的な方法を明らかにすべきである。／申請人は、どの時点で交付方法を選擇すればよいのか？／申請手段で郵送送付を希望すれば、取下手続でも郵送を希望しこととなるのか？／83提案は取下手続についても希望するけれど、却下手続においては取下手続の段階で意思表示することは不可能である。／そうすると、却下の場合は申請書に送付の意思表示を添えて封筒をつけなければ、原本送付書類も国の費用で一纏めに送付してあげる？</p>	<p>商業登記センター 法務省</p>	<p>登記申請の取下げがあった場合には、書面申請による申請書及びその添付書面並びに特例方式により提供された添付書面については、後述された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがあるものを除き、申請人に送付するものとされています。</p>	<p>不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第58条第3項、第59条第3項、附則第24条第1項</p>	<p>対応不可</p>	<p>申請の取下げがされる場合には、通常、登録免許税の送付等の取扱いについて申請人との調整が必要となる。登記所において、個々の事案に応じて、申請人との間で、登録免許税の送付等の取扱いの調整と併せて、登記申請書や添付書類の送付方法についても適切に調整しており、一概に「送付書類の交付方法を選擇する時期を明確化する」とことは困難です。</p>			
195	令和6年5月28日	令和6年6月20日		<p>行政不服審査法に基づく審査請求を行った場合における審査手数料を、裁判所に係る印紙税の金額等を参考として請求できるようにする。なお、本件手数料は、審査請求の結果、請求が妥当と認められる際は、返還できるようにするが検討する。</p>	<p>審査請求については、行政手続の適正な執行のため必要なものですが、手続は無料にするものあり、その際には、管轄の裁判官の多くの時間や弁護士等の報酬など、多大な行政コストを要するものとなっています。一方、社会的には、その手続が裁判に準じるものであると認識されておらず、たまたまへの苦情を申し立てない、不満に思っていることを公表できない等の本来の目的ではない理由から強制請求されることが多くなり、手数料が無料であることの弊害が生じているものと思われ。行政のデジタル化が進めば、その傾向はさらに進むものと推察されます。このことから、行政機関等において、取消訴訟に準じた手数料を徴収できるようにすることで、被害者負担の概念を導入するとともに、その不適正な請求を減らし、もって制度の適正化を図るものです。</p>	<p>個人</p>	<p>総務省</p>	<p>行政不服審査法(平成26年法律第88号)は、行政庁の違法又は不当処分その他公権力の行使に当たる行為に關し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てを行うことができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものです。不服申立てに係る手数料については、同法第38条第4項及び第78条第4項に基づく提出資料等の写しに係る手数料を除き、無料とされています。</p>	<p>行政不服審査法(平成26年法律第88号)第1条、第38条第4項、第78条第4項</p>	<p>対応不可</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおり、行政不服審査法は簡易な手続による不服申立制度を定めています。手続が簡易であるとは、制度利用に伴う経済的負担が軽いことも意味しており、この法目的から、手数料を必要とする行政事件訴訟とは異なり、不服申立てに係る手数料を徴収して不服申立人に経済的負担を課することは適当ではないと考えます。</p>		
196	令和6年5月28日	令和6年8月20日		<p>特別会計から人件費を拠出する非常勤の国家公務員について法的根拠を明確化</p>	<p>人件費拠出に当たっては法的根拠が明確な職種のみを所管省庁以外の第三者が認めるよう整備。また専門性を委員することが期待される職名である場合、ほかの一般職員と様分けをすることを義務付ける。</p>	<p>本ホットラインの令和3年行政改革の回答22「ハローワーク・年金事務所に係健師等の福祉職を配置」にて、ハローワークに配置の難病患者就職サポーターについて配置の法的根拠を厚生労働省が示さなかった。雇用保険法が主たる雇源の労働保険特別会計から人件費を拠出する場合、一般会計人件費の非常勤職員と明確に区別化するために新たに事業を創出したうえでそれの下で雇用された職員として運用されている。しかし難病患者就職サポーターと同じ別種職であるはずの就業支援ナビゲーターはほかの一般会計職員と同様、ハローワークの窓口相談員として定型業務(紹介業務)に従事しており実質的に一般会計で減額されたと思われる人件費の補填目的で作られた職となっている。</p> <p>平成22(2010)年に総務省行政評価局が特別会計の趣旨を踏まえた運用を行うべき旨を厚生労働省に勧告している。 https://www.soumu.go.jp/menju/news/s-news/23629_1.html</p> <p>また令和5年に財務省も予算執行調査にて就業支援ナビゲーターについて運用方法を見直すよう厚生労働省に指示している。 https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/sy0506/0506d.html</p> <p>失業認定や紹介状発行など定型業務の自動化を推進し、職場定着などの非定型業務に限られた人的リソースを集中できるようハローワークの業務を見直していただきたい。</p>	<p>個人</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>就業支援ナビゲーターや難病患者就職サポーターの配置は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条第1項第6号等の雇用安定事業等として行っていることから、同法を根拠に労働保険特別会計により人件費を一部負担しています。</p> <p>ハローワークに配置される相談員等は職業安定行政関係相談員管理規程に基づき、それぞれの相談員ごとに定められた業務に従事することとしています。</p>	<p>雇用保険法第62条第1項第6号等</p>	<p>事実確認</p>	<p>引き続き、現行の法令や要領等に基づいた運用を徹底してまいります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
197	令和6年5月28日	令和6年12月16日	240323ST251/3)改正不動産登記規則を改正する01/相続人への申出情報要件を明確化する	不動産登記法60条は権利に関する登記が登記権利者と登記義務者との共同申請であると定め、この特例として、63条2項は相続登記における登記権利者の単独申請を認めている。この構造は申請についての規定によるため、当然には相続人申請申出に引き継がれない。権利に関する登記の申請に關する事務の整理の例によるものとする。施行通達第6は事務取扱についての執務規則に過ぎず、上位規範である法令の構造に変更を加えることはできないからである。前ふり、ここで、ところで、令4条と規則35条は申請情報の特例として一の申請情報で申請できる場合を定め、その一例として規則35条の「登記の目的」、「登記原因」、	→その「日付」が同一であれば一の申請でできると規定する。／相続人申請制度に同様の規定があり、158条の19第1号は「所有権の登記名義人の相続人であること」が「相続開始した年月日」が同一である一の出出情報であることができるとし、施行通達はその例として、被相続人の配偶者と子が一の申出する場合を挙げている。この規定はそのため作られたのだから、申出手続には申請手続における登記義務者概念がイニシャルなされていないため、惣変外のバグが起ってしまふ。／令4条が「目的」「原因」「日付」に限定して同一の場合を一の申請情報と規定できたのは、法60条の登記義務者規定があったからである。／すなわち令4条の要件を満たす一の申請情報は、当然に登記義務者が同一であることを前提としている。これに対して、相続人申請申出には登記義務者概念が存在しないため、「所有権の登記名義人の相続人であること」と「相続開始した年月日」のみ的一致を要件とすれば、被相続人が複数である場合も158条の5第1号の適用を受けることになる。／たとえば、夫婦共有の不動産につき夫婦が同日死亡すれば、両者の相続人である子は父の相続人につき一の申出情報で相続人申請できることになる。改正規則は原本通行や郵送などは独自規定を用意しているのに、なぜか登記義務者概念については独自規定を用意していないからである。／158条の19第1項は、「一の所有権の登記名義人と規定すべきだ。／そのため、地域の集金場のような同一不動産について共有者が同日に死亡すれば、妻の他人であって一の申出情報できてしまふ。／規定上はできますよね？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	相続人申出における相続人申出等情報は、申出の目的及び登記原因に応じ、一の不動産及び申出人ごとに作成して提供する必要があります。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある又は二以上の不動産について、第158条の19第1項各号に掲げる事項が同一である相続人申出をするときは、この限りはありません。	不動産登記規則第158条の5、第158条の19第1項	事実確認	不動産登記規則第158条の19第1項1号に掲げる事項が同一である相続人申出とは、申出に係る所有権の登記名義人が同一であるものを指すため、申出に係る所有権の登記名義人が異なる場合、一の相続人申出情報により相続人申出をすることはできません。	
198	令和6年5月28日	令和6年12月16日	240323ST273/3)改正不動産登記規則を改正する03/相続人/職権抹消規定を拡張する	不動産登記規則158条の30は相続人申出登記の職権抹消手続を規定し、その要件として158条の16第1号から3号を挙げ、これは、法71条1項が職権抹消の要件として挙げている法25条1号から3号又は13号の11項目の中から「キートン」に「フォイス」したのだから。／しかし、ここでも申請と申出との区別を無視した結果、制度上のひずみが生じた。／バフコメ3)提案は、申出人による抹消申出のうち相続権の遺及的消滅を原因とする158条の28第1項2号の規定は廃除された者自身による申出を期待できないから、他の相続人からの抹消申出を認めるべきであるとする。これに対して法務省は「相続人申出登記は、不動産について	一の権利関係を公示するものではないことを踏まえ、原案を維持させていただきまふ」と回答した。／しかし「相続人である旨」を公示する「簡易な方法」であるからこそ、相続人以外の者が登記された場合の職権修正手続を備えなければならないのである。／法71条が法25条4号の「申請の権限を有しない旨の申請によるとき」を職権抹消の対象としていないのは、登記記録上明らかでない限り登記官には明らかでないからである。これに対して、相続人である旨を公示する相続人申請制度では申出人が戸籍に記載された者であるという事実のみに基づいて登記されるから、申出人が相続人ではないことが戸籍記録上明らかであれば、職権によって相続人である旨の登記を抹消すべきである。／たとえば遺徳の婚姻が受継され、戸籍記録上の相続人として申出されたけれど、その登記完了後に当該婚姻が無効となった場合はどうか。／R3行政改革188提案で指した法定相続情報一覧図の実装をすれば、もっと簡単に遺徳申出が可能になる。／余白だけの法定相続情報一覧図の上から他人の氏名を印字すれば、相続人であることを簡単に証明できるからである。188回答で、法務省は「作成年月日」、「署名・捺印」、「専用紙」を偽造・変造の対策として挙げているけれど、それらは全て偽造対策であって、変造対策でない。／このように、他人が相続人であるとならずに済むことは簡単にできる。／もちろん、遺徳の相続人申請制度をしてもメリットはないけれど、それはストーリーカーンによる婚姻届偽造も同じである。／行為者に合理的なインセンティブがないからその対策は不要であるという制度設計は、ずさんである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記官は、相続人申出登記を完了した後に、当該登記が正しいと該当することを発見したときは、当該登記に係る相続人申出等の申出人に対し、1月以内の期間を定め、当該申出人がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければなりません。そして、異議を述べた者がないときは異議を却下したときは、当該登記を抹消しなければなりません。 (1)申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。 (2)一筆の不動産の一部についての申出をするとき。 (3)申出に係る登記(相続人申出登記のうち不動産登記規則第158条の19第1項1号に規定する中間相続人に係るものを除く。)が既に登記されているとき。	不動産登記規則第158条の30第1項	対応不可	御指摘のパブリックコメントにおける回答のとおり、相続人申出登記は、不動産の権利関係を公示するものではないことを踏まえ、御提案の対応を行うことは相当ではないと考えます。	
199	令和6年5月28日	令和6年6月20日	申請書類の補正について	特定技能外国人の受入れにつき、建設業においては国土交通省への申請が求められている。申請の添付書類に關し、通し番号が重複している(「6番」が2つある)という理由で補正を求められるという事案があった。(具体的な添付書類の名称は「雇用契約に係る重要事項事前説明書」)上記の通達には申請者によるものであることと関連はないが、申請の審査結果を定するべしものではなく、軽微なものとして差し支えないと思う。このような軽微な記載ミス等は職権訂正等してもらいたい。	本件の場合は、書類の補正を求められることによって、書類を再度作成し、対象となる外国人に再度内容の説明をして署名してもらい、その紙をキヤンで再アップロードが必要となる。また、国土交通省へにおいても、適切な補正がなされているか等の再確認が必要となる。その際に書類の冒頭から末尾まで再度目を通さなければならない。職権訂正が可能となれば、上記の時間が削減される。	個人	国土交通省	建設分野で特定技能外国人を受け入れようとする機関には、令和五年国土交通省告示第九百二十三号(以下「告示」という。)において1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。))について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていることを求めています。また、告示の第3条3項に建設特定技能受入計画の認定を受けるための要件を定めており、様式第二の「雇用契約に係る重要事項事前説明書」を用いて、特定技能雇用契約を締結するまでの間に1号特定技能外国人に対し当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していることを求めています。「雇用契約に係る重要事項事前説明書」は告示で定める様式ですので定められた様式を使用していたことになり、様式の変更を不可としています。	令和五年国土交通省告示第九百二十三号	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、告示様式の使用が原則ですので、通し番号が本来の様式と異なる場合は、補正の対象となり得ます。ただ、例えば6、7と続くべき通し番号が誤って6、6と番号がふられているが、その項目は本来の7番の項目の内容として正しく記載がなされていれば、ご指摘の通り審査の結果を左右するものではないと考えられます。このようなケースでは職権での訂正等を行わず、補正を求めない対応は可能かと存じます。なお、「外国人が内容を理解し確認した」旨を示す署名のある書式については、職権での修正を行うことはできない性質のものである旨はご理解いただきまふようお願いいたします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果					
								該当法令等	対応の分類	対応の概要	備考		
200	令和6年5月28日	令和6年6月20日	240330ST29[2]/3)警察庁が告訴・告発センターの設置促進と広報を行う	警察庁が公開する「告訴・告発の受理体制及び指導・管理の強化について」と「告訴・告発の受理体制及び指導・管理の強化に係る具体的留意事項について」は、「告訴・告発の相談にしても、疎明資料が十分にそろっていない、他の警察官が主となって捜査した方が効果的であるとの理由により、受理を保留したり、他所属を紹介して受理を拒む例があるなどの苦情が依然として寄せられているため、「本部告訴・告発センター」と警察官告訴・告発センター」を配置するよう指示したものである。/R5.2[2]に提案してスルーされたが警察庁よりある程度アンケート集計をマイルドにて再提案する。/「告訴・告発センター」を積極的にアピール	「告訴・告発センター」は、全国の警察にどのくらいの割合で設置されているのか？/警察庁が「告訴・告発」について、被害者・国民の立場に立った迅速・的確な対応を徹底されたいと指示しても、被害者がセンターの設置を知らなければ、従来通りたらい回しされるだけである。このようなガバナンス不在な組織体制は、警察権力のあり方として好ましくない。/そこで、警察庁が全国の警察本部と警察署を一覧したページを作成し、「告訴・告発センター」を設置している警察本部・警察署と、設置していない警察本部・警察署を分けて表示してはどうか？/適速を遵守していないことを公表されれば都道府県警察は不面目であるし「告訴・告発センター」が設置されていないことを地元住民が知れば、知事に対して改善的な圧力がかけられるかもしれない。/いずれにしても、「告訴・告発センター」の設置が進むだろう。/警察庁が設置を指示したんだから、広報までやれよ。	商業登記センター	警察庁	各都道府県警察においては、告訴・告発センター等告訴・告発の相談・申出について一括して対応する専用の窓口を設置しています。なお、窓口については、「告訴・告発センター」という名称ではない場合もあります。	「告訴・告発」への適切な対応及び指導・管理の徹底について(適速) (令和6年3月26日付け警察庁刑企発第39号ほか) 各都道府県警察において既に設置されています。なお、当該適速は警察庁ホームページに掲載しており、広報済みです。	対応			
201	令和6年8月22日	令和6年10月17日	法人番号がある法人にマイナンバーカードを交付して、オンラインでも書面でも本人確認手段とする2/3	登録された法人は代表者の印鑑を登録し、行政手続と取引において本人確認手段として利用する。/金銭の印鑑証明書の交付には法務局が発行する磁気式の印鑑カードを提示して、代表者の生年月日を請求書に記載する。/この手続の問題は偽造等磁気式カードを使用していること、事業上のパスワードが生年月日で固定されていることによるセキュリティの脆弱性である。/法務省は従来約110万のR3規制改革831回答でICカードへの変更は否定したものの、R3行政改革154回答で生年月日はパスワードではなく、そもそもパスワードは利便性を低下させるから必要ないとした。/オンライン申請では電子証明書の安全性を確保する手段	一務省が、電子証明書と同等の印鑑証明書については安全性確保に無難であるのは奇妙である。/ここにデジタルしか見えないデジタル・ガバナメントの矛盾がある。/他方、個人の本人確認手段にはマイナンバーカードがあり、オンラインでも窓口でも身分証明書として使用できる仕組みになっている。/この利便性を法人の行政手続にも導入し、法人番号が付与されたすべての団体(法人・個人)にマイナンバーカードを交付して、オンラインと書面とを問わず簡易で安全な本人確認を可能にすべきである。/すなわち、磁気式印鑑カード交付時の支払い物にクレジットカードを差し込むように書面にカードによる本人確認が可能になる。/セキュリティについては、代表者が印鑑証明書を請求する際にSMSで会社や代表者に通知して二段認証するなど、個人情報の入力に依存しない完全なセキュリティを実現する。/デジタル庁はSMSによる本人確認の安全性に疑問を呈しているけれど、磁気式カードと代表者の生年月日で固定している現在の方法より格段に安全であると理解できないのか？/金融機関のレジックカードでは20年以上前に廃止された方法がまだ採用している行政手続の現状に危機感があるなら、なんらかの手段を検討して策定と実施している場合がないか？/総論賛成各論反対の論が聞話話。/省庁の政策は間違っていないが全く無意味。/これまでの行政改革でさんざん指摘されてきた霞が関の文化が全く改善されていない。/失敗の繰り返し。/それでも「世界最先端」「デジタル・ガバナメント」「宣言」ですか？	商業登記センター	法務省 デジタル庁 財務省	印鑑の提出をした者が、印鑑証明書の交付を窓口で請求する際には、印鑑証明書交付申請書に生年月日を含む記載事項を記載し、印鑑カードを添えて、登記所に提出します。登記所の窓口で証明書発行請求が受理されている場合には、これに印鑑カードを挿入して利用することにより、該事務の申請を完了し、生年月日の入力内容と一致して交付を請求することができますが、パスワードの入力は求められていません。また、デジタル庁では、オンライン手続における法人の本人確認手段として、G2iDを提供しています。これは、法人が一つのアカウントを利用して、ログイン(複数申請システム)等の様々な事業者向け行政手続ユーザーログイン/IDインシ各種手続を行うことができるサービスであり、一意的識別子として法人番号を利用しています。G2iDでは、本人確認のセキュリティレベルも確保しています。法人代表者が新規でアカウントを取得する際、確認申請の場合は、印鑑証明書の提出が必要となります。また、オンライン申請の場合は、法人代表者のマイナンバーカードの顔写真と、登記簿に記載された本人確認を経て登記された法人登記簿の情報の照合が行われます。そして、アカウント取得後、法人が行政手続ウェブサイトにログインする際には、原則本人確認が求められる仕様となっています。2024年5月時点で、G2iDアカウントの発行累計は123万者、ログインできる行政ウェブサイト数は187に達しており、今後とも幅広いオンライン行政手続においてG2iD/法人の本人確認手段として活用される環境整備に取り組んでいきます。	商業登記規則第9条の4、第9条の5	対応不可	印鑑カードについて、現時点で磁気式カードの偽造事業やパスワードの入力を求めないことによる不正事業の発生を把握しておらず、他方、パスワードの入力を求めることにより利便性が低下することが想定されることから、対応することは困難です。法人ナンバーカードを発行すべきであるとの意見については、国として各法人に対し、その法人に所属することを法的に確認するためのカードを発行するという趣旨であれば、法人代表者のみならず社員にも個別にカードを発行する必要も生じることが想定され、想定される利用シーンや費用対効果の面でも必ずしも償還して検討が必要と考えられます。引き続き、向上した本人確認手段として、幅広いオンライン行政手続でG2iDが活用されるよう、その利便性向上に係る取組を進めています。		
202	令和6年9月19日	令和6年10月17日	公務職場における障害者雇用の増加促進に向けた計画的な採用実施義務化(正規・非正規問わず)	行政職員人事における障害者雇用にかかわる予算や施策は単年度主義から切り替えることや、本庁(本省)および地方府、自治体の人事部門に障害者雇用専任の管理職を配置することを義務付けるなど時期及び人員の余裕を持った採用活動を実施させるようにしていただきたい。	障害者活躍推進計画作成要領では採用前に障害者本人を交えて仕内内容や配属先の検討を行うべきが記されているが、正規職員の採用時にしか検討の機会が設けられていない。非常勤や会計年度任用職員といった年度雇用の非正規として障害者を採用するのは当該の法定雇用率の達成目的の非計画的な採用であった。選考時の職種のマッチングの面で十分な検討を行うことが無い。また、自治体と本庁一括で非正規を採用する際、採用基準や選考の決定においてこれまでの経験や障害特性よりも駐場場が必要か否かや通勤の決定に置きが置かれている。そのため通勤距離が遠くなる理由のみで希望職種に就いたために、配属先に障害特性に合った仕事が無く、モチベーションが低下している。そのような行政機関では障害者の1年後定着率は見かけ上は良好な数字であるが、職場環境が原因で精神障害を発生してしまう(重症化)し、ストレスチェックの有見や休職者が多く出ている。見かけの定着率が高い機関はマッチングが別れているのではなく、地域間に障害特性に合った職種が数所以外に存在しない(もしくは選んでいるが待遇が劣悪な事業所ばかり)という地域的な事情も含まれることが多い(特に地方)。また駐場場に拠っては、人事が市内の他部門や近隣の他省庁に協力を依頼する場合であれば解決できるが、人事が市内の他部門や近隣の他省庁に協力を依頼できず、解決できなかったと考える。このように合理的配達の実現可否は庁内および政策横断的な対応が必要となる。障害者雇用の担当者から充てるのが適当なのは総合調整の経験が豊富な幹部職員(民間)に任じる役員担当だ。	個人	人事院 内閣府 総務省 厚生労働省	【国家公務員について】 障害のある職員の募集・採用については、「公務部門における障害者雇用マニュアル(R6.1)第6章において障害のある職員が担当する職務を選定するに当たっての留意点が示されており、非常勤職員と非常勤職員の募集・採用において異なるものではありません。さらに、採用後において、障害者による自衛隊において支障となっている事情を申し出ることが可能ですが、各省各庁の長は、職場において支障となっている事情があれば、その改善のために障害者が希望する措置の内容を確認し、さらに、合理的配慮の提供が必要であると確認した場合には、どのような措置を講ずるについて当該障害者と話し合いを行うこととしています。この点についても、非常勤職員と非常勤職員において異なるものではありません。 【地方公務員について】 地方公共団体の任命権者についても、障害者の雇用の促進等に関する法律等に基づき、募集・採用及び採用後において上記の各省各庁の長と同様の対応を行うこととしており、非常勤職員と非常勤職員において異なるものではありません。 【国家公務員・地方公務員共通】 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、国及び地方公共団体の任命権者に対し、障害者の雇用促進及び安定を図るために障害者雇用推進者の選任を義務付けており、障害者雇用推進者については、同法に基づき、障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を認めるための業務・対象障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第40条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。))の採用に関する計画の作成及び当該計画の円滑な実施を図るための業務等を行うこととしております。	雇員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針(合理的配慮指針)(平成30年12月27日人事院事務総局総務局長・人事院事務総局人材局長)	各省各庁に対して指針を示し、合理的配慮に關して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めています。さらに、各省各庁の具体的な運用に資するため、合理的配慮に関する事例の展開等を実施しています。	地方公共団体に対して合理的配慮指針を示し、適切に対応されるよう働きかけています(「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に關し、事業主が適切に対応するための指針」及び「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障とならないこと」を確保するための「事業主が講ずべき措置」に関する指針)について(平成27年3月30日総行公第29号)。	また、合理的配慮に関する事例集を、各地方公共団体の実情に応じた必要な措置を講じていただくことを要請しています(「公的機関における障害者への合理的配慮事例集[第7版]」(地方公共団体等)及び「障害者への合理的配慮事例集」等について)(令和6年3月29日事務連絡)。	制度の現状欄に記載のとおり、国及び地方公共団体の任命権者により選任された障害者雇用推進者による取組により、引き続き、国及び地方公共団体が障害者雇用の促進を行っているよう努めてまいります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
203	令和6年10月18日	令和7年2月18日	病態の全容が解明されていない難治性疾患患者への社会的支援	社会的認知度が低い、診断技術の革新により患者数が増加する可能性がある疾患について、政策横断的に支援体制を整備する。	<p>国指定難病に代表される希少疾患や発達障害、癌は疾病研究が世界中で行われているため、早期診断および治療(対症療法)が可能となりつつある疾患も存在する。医療の世界においては社会活動への参加をとおして症状を緩和していかせる考えが存在するが、実際の社会においては通常者以外を参加させる精神的余裕(寛容性)が無いへき地等高齢者比率が高い地域で顕著)。我が国の現代社会では1919年のILO1号条約で確立された「フルタイム=8時間勤務」を週5日こなすことが基本的な労働慣行となっているため、疾病の影響でそれ未満の時間しか労働ができない国民は低所得となっている。またこれらの疾病は従来の障害者区分(身体、精神および知的)の等級表では区分けできない(もしくは複数区分にまたがっている)ものがあるため行政の福祉及び支援・給付制度では個別の枠組みに置かれてしまっている。</p> <p>また新聞やテレビ、および出版等のメディアにおける難治性疾患への理解不足による誤った情報発信も問題だ。難治性疾患をメディアで取り上げる際、完治する可能性があることを理由に不治の病であることや死を暗示するメッセージを前面に出して発信している(特に日本語でのコミュニケーションをとるのが困難な国民を取り上げる際においてその傾向が顕著)。そのためメディアの影響により難治性疾患を受け入れることに抵抗感がある国民が多く、社会活動に参加できない難治性疾患の患者が多い。産産側(メディアの全従業員及び外部のコンテンツ制作等)には疾病や人権意識の研修の毎年の実施を必須とするなどメディアの社会的責務を意識させるようにしていただきたい。</p>	個人	厚生労働省 内閣府 法務省	<p>難治性疾患患者に対しては、以下のとおり様々な方面から支援をしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する方に対しては、難病患者就職サポーターをはじめとして、公共職業安定所等において個々の特性を踏まえた職業相談や定着支援等を行っております。 ・障害者雇用促進法において合理的配慮の提供を義務づけ、合理的配慮指針事例集等を周知することにより、難病患者の方ができるだけ長く働き続けられよう取組を支援しています。 ・疾病を含む疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援について「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を作成し、周知・啓発を行っています。 ・障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)においては、身体障害者、知的障害者、精神障害者に加えて、治療方法が確立していない疾病のその他の特殊の疾病であって法令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者について、同法に定める障害者として障害福祉サービス等の対象としており、令和6年4月時点で369疾病が障害者総合支援法の対象疾病とされています。 ・健康保険の被保険者が疾病によって労務不能になり、収入の喪失や減少が生じた場合には、傷病手当金が支給されます。 ・難病に対する正しい知識を広げ、難病患者に対する必要な配慮等についての国民の理解が深まるよう、引き続き難病情報センター等を通じて必要な情報発信等に努めてまいります。 	雇用保険法第62条第1項第6号 障害者の雇用の促進等に関する法律第36条の2～6 健康保険法第99条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	